



子育て世帯のワーク・ライフ・バランスと保育施設のあり方に関する研究

正保, 正恵

(Degree)

博士 (学術)

(Date of Degree)

2008-03-25

(Date of Publication)

2012-11-28

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲4191

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1004191>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



博士論文

子育て世帯のワーク・ライフ・バランスと
保育施設のあり方に関する研究

2008年1月

神戸大学自然科学研究科

正保 正恵

序章

0-1. 背景

本研究の背景は、わが国において、性別役割分業を前提にした労働や育児支援が長く続いてきたため、若い男女（特に女性）が働きながら子育てをすることがまだ困難な状況にあり、女性がどちらかを諦めることで解決してきた今までの方法に頼れば、少子化傾向に歯止めがかけられないという大きな課題を抱えている点である。もちろんその背景には、国家や社会として子どもが産まれなければ行く末が立ちゆかないという社会の側の困難とは別に、子どもが欲しくても経済的・時間な事情のために子どもが産めず、生きたい人生が生きられないという若い男女の側の個人の人権の問題も横たわっている。第1章において、背景について詳細に検討する。

男女のワーク・ライフ・バランス（以下、WLB）が叫ばれるなかにあつて、過渡期である今こそ、未来を見据えた計画が求められている。ここでWLBとは、一般的に男女の仕事（公的生活）と生活（ここでは育児を中心とした私的生活）の調和をいうが、0-4の定義で厳密に検討する。

後半で検討する保育施設についての背景は、前半の結論として整理した「子育て支援の段階的重点化」である。つまり、後半部分は前半の結論を受けた形で保育施設を考えている。「保育」ということでいえば、わが国では、現在でも「本来家庭で育てるべき子どもが『保育に欠ける』ということによって保育所が利用される」、という流れの中にあることは周知の通りである。しかしながら、若い親たちが仕事を継続することが困難で、あるいは仕事を続けたいばかりに結婚を先延ばしにする、そのためわが国の少子化傾向が止まるところを知らない・・・という状況の中にあつては、そもそも保育とは何か、保育所とはどんな機関なのかを正面から問うていかざるを得ないのではないかと考えている。

0-2. 目的

そこで、本研究の目的として、（1）持続可能な社会のための子育て世帯の男女のワーク・ライフ・バランス（以下WLB）明らかにする。（2）男女のWLBをサポートする子育て支援のあり方を明確にする。（3）子育て支援のなかでも、最重要課題である保育施設のあり方を考える。なかでも、保育施設を質的に向上させるための一つの方法として、保育室の生活空間化に焦点を当て、内外の保育所の生活空間化の実態を明らかにする。ここで生活空間化とは、主に昼食から午睡時における食寝分離をしていくことをいう。

具体的には、前記のことを問うため、大きく分けて二つの流れで研究を進める。ひとつは、①WLBという考え方の背景を考察し、②WLBの実態とニーズを先進国（フィンランド）と日本の比較、地方都市におけるWLBとして把握し、③子育て支援を先進国（フィンランド）を事例としてモデル化し、「段階的重点化」という方策を考える。もうひとつの流れは、④わが国における保育・保育施設研究の歴史を辿り、⑤保育所の質的向上としての生活空間化について言及し、⑥保育所の現状を事例研究、アンケート調査で明らかにする。そしてこれらをまとめて⑦持続可能なWLBとそれを支える保育所のあり方のひとつである保育施設の生活空間化について提示する。

先に見たような時代の大きな転換期の中で、今後親や子どもたちにとって、健康で安全な保育所での生活を保障していこうとするとき、具体的な形として「施設」というよりは豊かな「生活空間」としてどんなあり方が望ましいかを考えるものである。

0-3. 方法

方法として、（1）のために、①WLBという考え方の背景を考察し、②WLBの実態とニーズを先進国（フィンランド）と日本のWLBの比較、地方都市におけるWLBとして把握している。（2）のために、③子育て支援を先進国（フィンランド）の歴史を事例としてモデル化し、子育て支援の「段階的重点化」という方策を考えている。（3）のために、④わが国における保育・保育施

設研究の歴史を辿り、⑤保育所の質的向上としての生活空間化について言及し、⑥保育所の現状を事例研究、アンケート調査で明らかにする。そしてこれらをまとめて⑦WLBと保育所のあり方についての実態から、設置基準や第三者評価等のあり方を提示している。

さらに具体的には、方法に挙げた①、③、④、⑤に関しては、文献、様々な統計資料等から歴史研究、理論研究、として論述している。②については、アンケート調査とその分析・考察、⑥はインタビューによる事例研究とアンケート調査の分析・考察である。最後に⑦では、①から⑥をまとめ、考察・提言を行っている。

目的に挙げた①、③、④、⑤に関しては、文献、様々な統計資料等から歴史研究、理論研究、として論述していく。②については、アンケート調査とその分析・考察、⑥はインタビューによる事例研究とアンケート調査の分析・考察である。最後に⑦では、①から⑥をまとめ、考察・提言を行う。

詳細な研究方法については、各章における1節において示している。

0-4. 定義

0-4-1. 「WLB（ワーク・ライフ・バランス）」の定義

先の背景でも述べているが、前半で多用しているWLBについては、最近の文献等で多くの定義がなされているので、整理した上で本論における厳密な定義をしておきたい。

①イギリス貿易産業省（DTI）による定義

「年齢、人種、性別にかかわらず、誰もが仕事とそれ以外の責任、欲求とをうまく調和させられるような生活リズムを見つげられるように、就業形態を調和すること」¹

②わが国内閣府・男女共同参画会議による定義

「老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己開発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態」「このことは、『仕事の充実』と『仕事以外の生活の充実』の好環境をもたらし、多様性に富んだ活力ある社会を創出する基盤として極めて重要である。」²

③わが国厚生労働省・男性が育児参加できるワーク・ライフ・バランス推進協議会による定義

「働く人が仕事上の責任を果たそうとすると、仕事以外の生活でやりたいことや、やらなければいけないことに取り組みなくなるのではなく、両者を実現できる状態のこと」³

④パク・ジョアン・スックチャ（わが国におけるWLBの最初の提案者）による定義

「働く人が、仕事でも私生活でも自分の人生を充実させることのできる、働きやすい環境」⁴

⑤大沢真知子（日本女子大学人間社会学部教授・内閣府男女共同参画会議専門調査会委員・厚生労働省パートタイム労働研究会委員）による定義

「仕事もプライベートもともに充実させる働き方や生き方。」⁵

¹ 『ビジネス・レーパー・トレンド』2006年、p2

² 「『ワーク・ライフ・バランス』推進の基本的方向中間報告～多様性を尊重し仕事と生活が好循環を生む社会に向けて～」2007年、p2

³ 「男性が育児参加できるワーク・ライフ・バランス推進協議会報告書」2006年

⁴ パク・ジョアン・スックチャ『会社人間が会社をつぶす ワーク・ライフ・バランスの提案』朝日新聞社、2002年、p7

⁵ 大沢真知子『ワーク・ライフ・バランス社会へ 個人が主役の働き方』岩波書店、2006年、

⑥小室淑恵（（株）ワーク・ライフ・バランス代表取締役社長・内閣府男女共同参画会議「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する専門調査会」委員・内閣府「新しいライフスタイルの創出と地域再生に関する調査研究」研究委員会委員）による定義

「『私生活の充実により仕事がうまく進み』『仕事がうまくいくことによって私生活も潤う』という、『仕事と生活の相乗効果を高める考え方と取り組み』全般を指すもの」⁶

⑦荒金雅子・小崎恭弘・西村智らによる定義

「個人が仕事も私生活も犠牲にすることなく、健全な心のバランスを保ち、充実した職業生活や私的生活を送ること。またそのような個人が増えることで経済や社会も活性化される。」⁷

以上、ネガティブな状態ではないという定義、調和のとれた状態という定義から両者がうまくいくというポジティブなものまで様々な定義があるが、本論では、もっとも積極的に定義している⑥番のものに準拠し、「仕事とプライベートな生活の相乗効果を高める考え方と取り組み全般」という定義をしておきたい。

0-4-2. 「子育て世帯」の定義

本論において、「子育て世帯」は厳密に限定することなく一般的な日本語として使用しているが、ここでは、「小学校6年生以下の子どもがいる世帯」としておく。不妊治療をするための子育て支援を前提にすれば、始まりは受胎前からと考えてもいいのではないかと。

0-4-3. 「保育施設」の定義

第2章の脚注でも言及しているが、わが国においては、保育所は厚生労働省管轄・法令下の児童福祉施設、幼稚園は文部科学省の管轄・法令下の幼児教育施設であるが、本稿では、他国との比較をする観点から、一括して保育所や幼稚園の施設として持つ保育の機能をさして「保育施設」という用語を使用する。

0-5. 既往研究との関係

本研究の引用・参考文献として、①構造的な経済転換に関する文献、②WLBに関する文献、③アメリカ・北欧の保育・教育に関する文献、④わが国保育あるいは保育史に関する文献、⑤保育施設研究（史）に関する文献、⑥生活空間化に関する文献がある。

①に関しては、第1章でその概略をまとめている。

②は、第2章、第4章で触れているが、新しい概念なので、文献はまだ少ない。先の定義と本文で引用した以外に、高橋桂子「デュアル・キャリア・カップル；先行研究の概観」新潟大学教育人間科学部紀要第8巻第1号2006. pp65-74、久保桂子「少子社会にふさわしい雇用制度、保育制度の方向性」『世界の児童と女性』Vol. 60. pp50-53、松田茂樹「仕事と家庭の両立を支える条件」『LifeDesign REPORT』2006, 1-2、等を参考にしている。

③は第7章、8章で引用しているものの他に、各保育施設でいただいた各国の資料がある。④、⑤は研究史として第6章にまとめている。⑥は第7章と9章に引用している。

p2

⁶ 小室淑恵『新しい人事戦略 ワーク・ライフ・バランス 考え方と導入法』日本能率協会マネジメントセンター、2007年、p1

⁷ 荒金雅子・小崎恭弘・西村智 編著『ワーク・ライフ・バランス入門 日本を元気にする処方箋』ミネルヴァ書房、2007年、i～ii

これらの引用・参考文献のうち、既往研究としてあげるものは、WLB から子育て支援の段階的
重点化までの部分では、フィンランド研究の高橋睦子の一連の研究であるが、高橋睦子は WLB
というキーワードを使っているわけではなく、本研究で段階的重点化というときの最後の「自宅
育児手当」には否定的見解を示している。本研究では、そういった先進国が抱えるジレンマを時
間軸に置き換えることで、一つの新たな WLB と保育制度の関係のモデルを示し得たのではないかと
考える。

また、保育施設の生活空間化においては、既往研究として、1970 年代から試みられている生
活空間化への試みの研究を挙げておきたい。青木正夫らの「保育施設の関する研究 一施設の利
用型について」に始まる一連の共同研究は、本研究の後半部分の保育施設のあり方におけるま
さしく既往研究である。中でも、1976 年の北岡らによる「保育施設の平面構成に関する研究—
1. 『移行期』からみた保育室の用途設計について」、小川信子らの「保育施設の空間に関する
研究—空間の機能分離について—」は、発想の点で本研究が敷衍したものといえる。

これらの保育施設の生活空間化研究と本論の違いは、第一には時代的背景にある。これらの既
往研究が 70 年代の保育所のニーズが高まりつつある中でなされていたのと、それから 30 年以上
が経ち、そろそろ建て替え時期が来ている中での違いである。70 年代においては、保育施設の
質よりも量が要請されていたため、用途設計について質的な向上をめざす余裕がない時代であ
った。その後いったん建設されたものを限られた範囲で使いこなすことしかなかった点、不況など
で女性の社会進出も塞がれ、保育所そのものの需要が頭打ちとなったため、これ他の研究は 70
年代以降は別の視点に変わっていた。本論においては、建て替え時期である点、WLB によって保
育所への質的なニーズが増加しているという時代背景がある。

違いの二点目として、子育て支援段階的重点化の基底部分の底上げとしての生活空間化という
文脈の中に位置づけた点である。本論はこの位置づけを明確にするために前半の理論研究、WLB
調査等を行っている。現在の保育施設へのニーズを明確にした上での生活空間化研究は、本研究
の独自性となっている。

違いの 3 点目としては、既往研究がおもに理論と事例研究であるのに対して、本論では、理論
研究とともに質的国際比較研究・量的な実証研究を行っている点である。アメリカと北欧の先進
国の保育施設との実態と施設長らの認識を比較し、わが国の保育施設の実態と施設長の認識を量
的に把握している。

0-6. 本論の構成

本論の構成は、以下のとおりである。

第 1 章において、WLB の背景として、性別役割分業を前提にしてきたわが国において、女性
の労働力率が上がることによって家庭機能の縮小と少子化が進んできた点について概略を示
し、アンデルセンのいう先進国の福祉レジームと WLB の関係から、最適な WLB をめざすことは
わが国の喫緊の課題であることを文献により整理している。

第 2 章においては、WLB の実態とニーズ (I) として、WLB 先進国であるフィンランドとわが
国の WLB と子育て支援ニーズについて両国の保育所保護者を対象に比較アンケート調査を実施
し、その結果をまとめている。保護者たちの意識と実態の違いは、子ども罹患時の仕事の休み
やすさ、家事育児の遂行、子育て支援のサポートにおいて大きな差があった。

第 3 節では、わが国地方都市 (福山市) の WLB と子育て支援ニーズをまとめている。わが国
の中でも、地方都市においては、拡大家族が多いため、公的な子育て支援は遅れがちになって
おり、大都市とは違うきめ細かな政策の必要性が述べられている。

第4章では、フィンランドの子育て支援の歴史を辿ることによって、フィンランドにおける子育て支援策の段階的成立を明らかにし、子育て支援の段階的重点化のモデルとして示した。そして様々な子育て支援の中でも、保育施設の質的充実が最重要の課題であることを明確にした。

第5章においては、現在行われているわが国の子育て支援政策と現代的ニーズについて文献等を元に確認している。

第6章では、わが国における保育の歴史と保育施設研究の歴史を、保育施設の二元化の背景、二元化の定着と施設設計による改革の試みという視点で考察している。

わが国の幼稚園と保育所は、明治期に現実の実態を制度的に追認する形で定着し、何度も一元化の議論がなされたが、省庁の違いを乗り越えることが困難であったため、現在まで先送りされる形で二元化された形が続いてきた。また、保育施設研究史では、先の既往研究で示したとおり、生活空間として質的に向上させるための研究も70年代を中心に重ねられてきていることを示した。

第7章では、保育所の質的向上としての生活空間化について、わが国における保育所の現状、保育の国際化、生活空間化についての理論的支柱という視点で文献を整理する形で論述している。

第8章は、生活空間としての保育施設の現状ということで、日本、アメリカ、デンマークの保育施設について、事例研究を行っている。施設での1日の生活の流れを観察し、施設長らにインタビューを行ったものである。この結果、わが国では生活空間化としての食寝分離は乳児では同室分離、幼児では別室分離という形で進んできているが、施設長のインタビューではしたくとも物理的にできていないところもあることがわかった。アメリカでは、簡易ベッドが主流であり、デンマークでは、4時くらいには帰るのでそもそも午睡をさせていない実態がみえた。

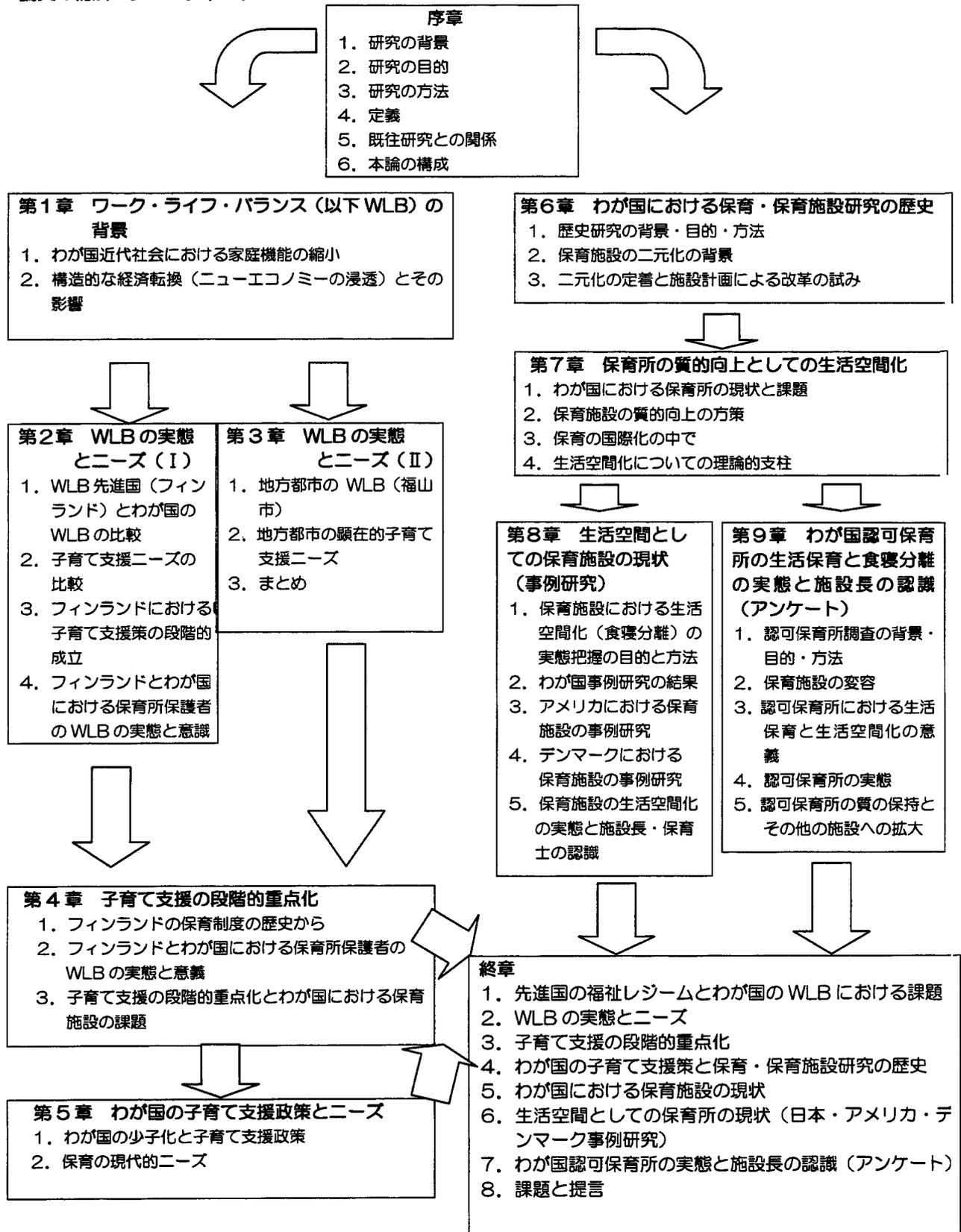
第9章では、東京都と岡山市・福山市で行った施設長へのアンケート調査により、認可保育所での生活空間化の実態と施設長の認識を元に、現状と課題を明らかにしている。ここでは、ひとり当たりの延べ床面積が大きいほど、生活空間化が進んでいる点、築年数が浅いほどランチルームの設置が進んでいることが明らかになった。

終章においては、それぞれの章で明確になった点をまとめ、最終的な課題と提言を示している。建て替え時期が迫っている保育施設も多くなっていることから、設置基準や第三者評価の基準の中に、生活空間化としての食寝分離を含めていくこと、食寝分離がめざすべき一つの質的向上であることを利用する保護者に示していくことで、競争原理による質的向上も期待できるのではないかと。

また、その他には、フィンランドの歴史と現在の日・芬のWLBの（現状値の）比較を通して我が国の今後の子育て支援の方策の保育施設の質的充実の次のステップとしては、男女の育児休業制度の実効性化、自宅育児手当の充実というステップを踏んで条件を整えていく必要があるように結論づけている。

これらの論文の構成をフローチャートにしたものを次ページ図0-6-1に示している。

論文の構成：フローチャート



1章 ワーク・ライフ・バランス（以下WLB）の背景

1-1. わが国近代社会における家庭機能の縮小

1-1-1. わが国における家族の変容と二つ時期の子どもをめぐる議論

現在は時代の大きな転換期であるといわれるが、家族・保育をめぐる議論はその一つの焦点となっていると思われる。わが国において、社会的に保育観あるいは子育てに対する関心が顕著になったのは、戦後の高度経済成長期に『スポック博士の育児書』を始めとするいわゆる「科学的育児書」なるものの普及による育児への関心が高まった時期と、1989年の1.57ショック以降下降を続ける合計特殊出生率にみられる少子化問題や、児童虐待防止法の成立やその見直し等にもかいま見られる育児困難がクローズアップされている今現在である。

そこで、現在我々が抱えている保育/子ども問題の所在を明らかにするために、まず我が国の保育・子育てを主に担ってきた家族の変容を概観してみたい。

落合恵美子は、現代のわが国でわれわれが一般的に思い描く家族を、近代家族として、次のような特徴を挙げている。

●近代家族

- (1) 家内領域と公共領域の分離
- (2) 家族成員相互の強い情緒的關係
- (3) 子ども中心主義
- (4) 男は公共領域・女は家内領域という性別 役割分業
- (5) 家族の集団性の強化
- (6) 社交の衰退
- (7) 非親族の排除
- (8) 核家族

これらの特徴をプレ近代家族（＝イエ制度）、ポスト近代家族に当てはめてみると、以下のようになる。

●プレ近代家族（＝イエ制度）

- (1) 家内領域と公共領域の未分化
- (2) 共同体という枠組み
- (3) 子どもは自然に育つ
- (4) 男も女もそれぞれの仕事を分け持つ
- (5) 家族よりイエの存続
- (6) 共同体の掟重視
- (7) 使用人・親族の出入り
- (8) 拡大家族

●ポスト近代家族

- (1) テレワーク等による新たな枠組み
- (2) 個人重視
- (3) 子どもは負担？
- (4) 男女共同参画社会
- (5) 家族は仮属
- (6) 様々な情報交換
- (7) 様々な紐帯
- (8) 様々な家族

これらプレ近代家族とポスト近代家族は、様々な人間関係の中でも、その関係の濃度がとりわけ家族へ収斂していた近代家族に比べ、家族以外の関係も重要視されているという点で近似して

いる部分がある。ただ、歴史の様々なインパクトによって、前のしくみではうまく社会が機能しにくくなってきたときに、様々なレベルで議論がわき起こり、あらたな社会システムが作られていっており、今がまさにその時に当たっているように思われる。現在の議論を明確にするべく、家族が何十年かをかけて少しずつ変容していく様を図1のような理念型を想定し、保育/子どもをめぐる議論が盛んになる時期とその内容を検討してみた。

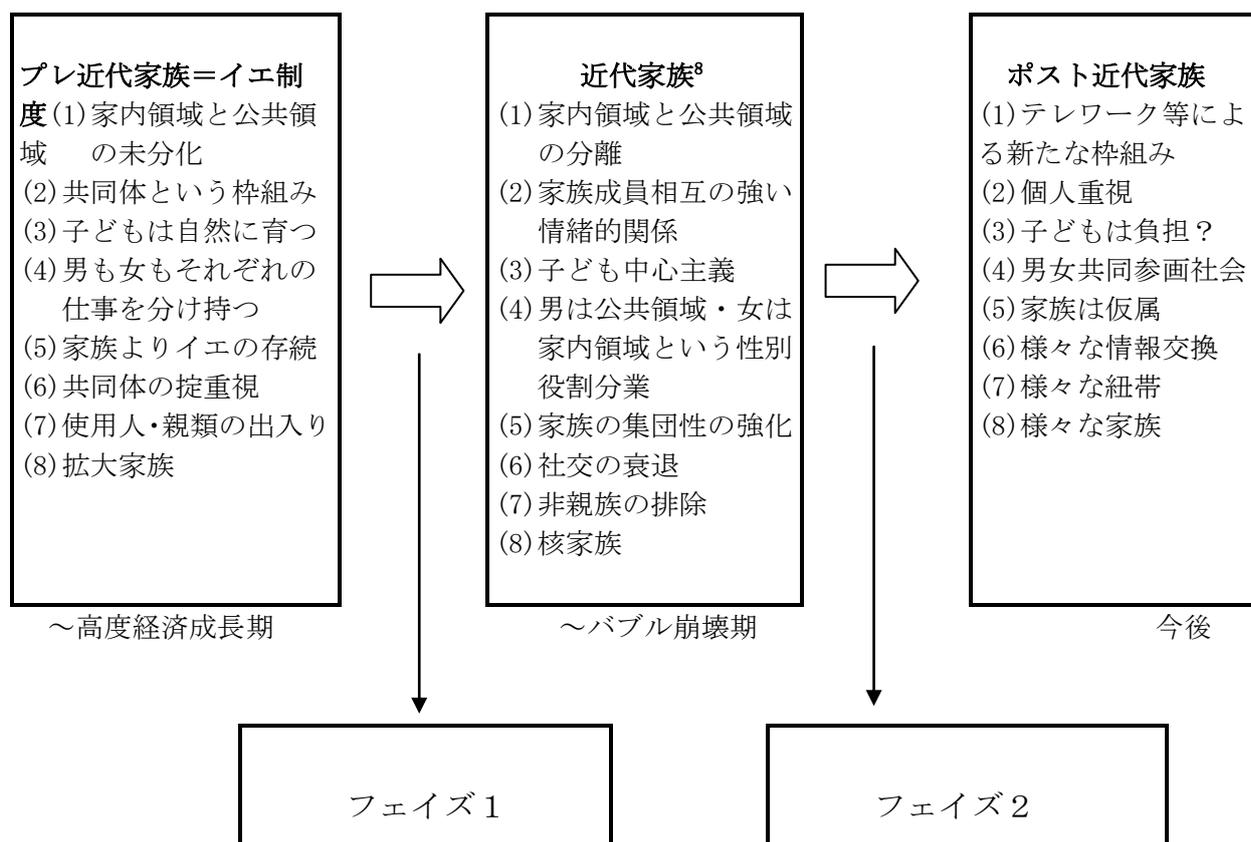


図1-1-1：家族の変容と保育/子どもをめぐる議論

これらの変容期に起こる議論をフェイズ1、フェイズ2と名付けると、現在はフェイズ2の混乱期にあることがわかる。

1-1-2. 二つのフェイズにおける子どもをめぐる論争

我が国において、社会的に保育観あるいは子育てに対する関心が顕著になったのは、戦後の高度経済成長期に『スポック博士の育児書』を始めとするいわゆる「科学的育児書」なるものの普及による育児への関心が高まった時期と、1989年の1.57ショック以降下降を続ける合計特殊出生率のなかで、歯止めがかけられない少子化問題への対応に苦慮している今現在である。

そこで、その変容のプロセスの中で必然的に起こった保育/子ども問題を先に見た図1-1-1の中でフェイズ1、フェイズ2の内容を以下の表1-1-1のように整理してみた。

⁸ 落合恵美子「〈近代家族〉の誕生と終焉」『現代思想』1985.6. →『近代家族とフェミニズム』勁草書房1989

表 1-1-1 二つのフェイズにおける子どもをめぐる論争

	フェイズ1：高度経済成長期の保育/子どもをめぐる議論	フェイズ2：現在の保育/子どもをめぐる議論
時期	1960年代～70年代	1990年代～2000年代
きっかけ	科学的育児書	少子化
議論の担い手	医学や心理学の研究者と専業主婦を中心とした母親たち	政府と主に医学、経済学、社会学、マスコミを中心とした周囲
焦点	いかに子どもの才能を育み開花させるか	いかに多くの子どもを産み豊かに育てるか
対立図式	アタッチメントセオリー(いわゆる三歳児神話) vs. フェミニズム理論等によるその打破	少子化対策必要論vs. 不要論(減ればいい) vs. 無駄論(やっても同じ) 必要論：不妊治療 環境整備(保育所等) 子育て支援(相談・情報提供)

ここで確認しておきたいことは、我が国の戦後における保育/子どもをめぐる議論が、フェイズ1とフェイズ2において質的に全く異なっているということである。あえて言えば、フェイズ1では、が保育/子どもの私事化をめざすという方向にベクトルがあったとすれば、フェイズ2においては、全く逆の方向にそのベクトルは向いているといえることができる。

フェイズ1においては、私事化をめざしながらも保育をサポートする親族・近隣の(前近代家族が育んできた)サポートシステムは機能していたといえるだろう。ところが、次の世代になると、それらのサポートシステムは機能せず、結果的に社会的な次世代育成力を我々の社会は喪失しつつあるのではなかろうか。その具体的な現象が、少子化、児童虐待、ネグレクトといった社会問題として浮かび上がってきているといえよう。これらの問題群は、フ

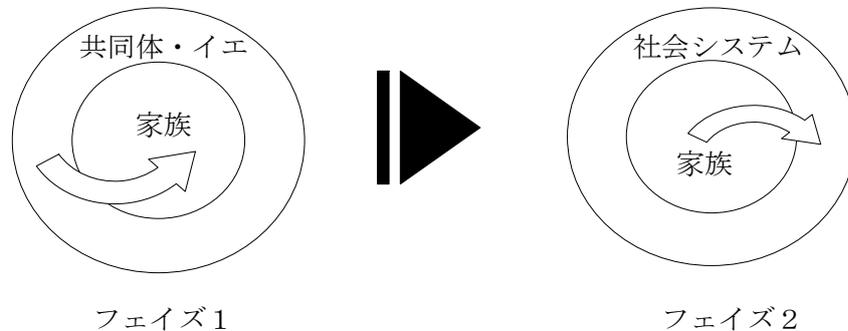


図 1-1-2：保育/子ども問題の議論における方向性

フェイズ1の議論の中で、保育/子どもの問題を共同体やイエ制度から離れて、私事化していった暁にたどり着いた終着点ともいえる地点に見えてきた問題群であり、現在フェイズ2で議論している方向は必然的に家族の中に閉じこめられてきた保育/子ども問題を今度はどのようにして社会に向かって開いていくかという議論になるはずである。

これらの整理を図2に示しておきたい。

1-1-3. 我が国における少子化をめぐる論争

ここで、問題の本質に迫るまえに、現在我が国で議論されている少子化問題の論点を見ておきたい。題材として、川本敏 編『論争・少子化日本』の論点を整理すると、おおむね次の表ようになる。

表 1-1-2：少子化論争の整理⁹

少子化危機論	<ul style="list-style-type: none"> ①人口減少や若者の減少などから日本経済社会の衰退を心配するもの ②子どもの自立性、社会性の減退を心配するもの ③現行の年金、医療保険制度が立ち行かなくなることを心配するもの
少子化歓迎論	<p>現在の少子化は、自然の人口調整メカニズムの一環として不可避的に生じているものであり、地球環境への負荷軽減に役立つとともに空間的にゆとりのある成熟社会が形成できる</p>
少子化心配無用論	<ul style="list-style-type: none"> ①人口が減少していても明治時代や江戸時代の人口にてらしてみれば対応可能とみるもの ②女性や高齢者の雇用拡大で当面、労働力不足に対応できるので日本経済は成長できるとみるもの ③人口、労働力の減少は外国人居住者の増大で対応できるとみるもの

これら三つの立場とも、少子化を地球環境や国家問題という極めてマクロなレベルで議論していることが理解できるだろう。家族、もっといえば一貫して育児を担ってきた女性たちが保育/育児を負担と感じ、あるいは適切なサポートを得られず、産まない選択をしているというミクロな選択の積み重ねがこのような事態に至っているという点は、全く顧みられていない議論としかいいようがない。

1-1-4. 問題の所在

この問題をもう一度家族という世界的にも我が国においても長い間保育/子育ての中心的な担い手となってきた中間集団を考慮にいれて考えると、問題をもう少しミクロレベルで取り上げるべきことが理解できるのではなかろうか。そうしたときに少子化という産まない選択と、児童虐待やネグレクトといった一見別の問題群に見える現象が、親類や地域からの育児サポートの低下による育児困難の問題として再定義できるのではないだろうか。

フェイズ2におけるこれらの問題を家庭での「育児困難」という言葉で表現してみれば、対策は見えやすくなってくるのではなかろうかと思われる。

このような新たな問題群に対処する地平を見いだしたとき、留意すべき点を改めて指摘しておきたい。

①世界的に見てわが国は少子化の最先端国といわれているが、現在わが国でされているような文明論、国家論とはとりあえず一線を画した地点で議論を進めるべきである。

⁹ 川本敏編『論争・少子化日本』中公新書ラクレ 2001

②問題の所在を家族の変容に伴う保育観の変容と育児困難という枠組みでとらえることができるならば、あえて子どもを持たない選択をすることと、児童虐待やネグレクト等と同じ土俵に乗せていかに社会的にサポートしていくかというテーマが設定できるのではないか。

③その場合サポートの対象は、産みたいのに産めない環境、育てたいのに育てられない環境をいかに取り除くかという問題に焦点化できる。

1-2. 構造的な経済転換（ニューエコノミーの浸透）とその影響

1-2-1. ニューエコノミーの浸透

今世紀に入った頃からわが国でも多く紹介されるようになってきた論調に、「ニューエコノミーの浸透」がある。

山田昌弘がその近著『迷走する家族 戦後家族モデルの形成と解体』¹⁰でも紹介しているように、世界の著名な経済学者や社会学者の中で、1990年頃から社会経済構造に大きな変化が生じており、資本主義社会が新たな段階を迎えたと主張する論者が増えている。

たとえば、経済学ではピーター・F・ドラッカーが「ネクスト・ソサエティ」¹¹という造語で、ロバート・ライシュはこの小論のタイトルにもした「ニューエコノミー」¹²を用いて、旧来の資本主義経済との質的な断層を説明している。

また、社会学ではアンソニー・ギデンスが「暴走する世界」¹³、ウルリッヒ・ベックは「リスク社会」¹⁴、ジグムンド・バウマンは「リキッド・モダニティ」¹⁵、G・エスピノーアンデルセンは「ポスト工業経済」¹⁶という用語を用いていますが、それぞれがお互いに影響を与えながら、資本主義の新しい段階における社会関係の変化を描いている。

とりわけクリントン政権時の労働長官であったロバート・ライシュは、『勝者の代償』のなかで、ニューエコノミーにおいては、必然的に雇用の二極化をもたらすことを強調している。

従来の大量生産型工業社会（オールドエコノミー）では、企業は、終身雇用・年功序列・家族賃金などによって働く労働者を安定的に雇用していたが、ニューエコノミーにおいては、インターネットなどに代表される技術革新によって、モノやサービスの生産・流通コストが飛躍的に低下し、消費者の選択肢を格段に増やしてきた。

しかしそれは同時に、モノやサービスを生産し売っている生産者（企業）にとっては、ますます容易に消費者から選択され、競争に勝ち残るための付加価値添加、コスト削減などの戦略に日々邁進せざるを得なくなることを意味する。オールドエコノミーでは消費者にとって選択肢は少なかったけれども、生産者にとって安定的であり、そこで働く労働者にとっても安定的な生活が保障されていた。ニューエコノミーでは全く逆で、消費者としてより豊かになればなるほど、生産者・労働者としてより不安定になり、さらに需要の多い才能を持った者はより多くの報酬を得、需要の少ない者はより少ない報酬しか得られないため、所得格差が拡大し二極化が進行する¹⁷。

つまり、IT化とグローバル化は必然的に労働力の二極化を生み出す、という理論がニューエコノミー論に代表される構造的な経済転換の本質である。

1-2-2. 家庭機能のさらなる縮小と格差の拡大化

ここからが重要であるが、ロバート・ライシュはさらに、次のようにいう。

¹⁰ 『迷走する家族 戦後家族モデルの形成と解体』 有斐閣、2005

¹¹ 『ネクスト・ソサエティ—歴史が見たことのない未来がはじまる』 上田惇生訳、ダイヤモンド社、2002

¹² 『勝者の代償—ニューエコノミーの深淵と未来』 清家篤訳、東洋経済新報社、2002

¹³ 『暴走する世界—グローバルゼーションは何をどう変えるのか』 佐和隆光訳、ダイヤモンド社、2001

¹⁴ 『危険社会—新しい近代への道』 東廉・伊藤美登里訳、法政大学出版局、1998

¹⁵ 『リキッド・モダニティ—液状化する社会』 森田典正訳、大月書店、2001

¹⁶ 『ポスト工業社会の社会的基礎—市場・福祉国家・家族の政治経済学』 渡辺雅男・渡辺景子訳、桜井書店、2000

¹⁷ 清家篤ロバート・B・ライシュ『勝者の代償』 訳者あとがき p447-448

ニューエコノミーの浸透により、所得格差が拡大するが、その中で勝者となってもそれは一時的なものであり、勝ち続けるためには個人生活をさらに犠牲にして働き続けねばならず、家庭やコミュニティはバラバラになっていく。

ライシュは、このことを「勝者の代償」として描き出したのである。そこで「勝ち組」も「負け組」もそれぞれ別の理由によって働き続けざるを得ず、結果的に女性の社会進出と相まって家庭の機能はますます縮小していくことになる。

その上で、ライシュはこうしたニューエコノミーの矛盾に対して、三つの選択肢を示している。

- ① 社会的副作用を生み出している技術革新や市場経済化を止める。
(=ネオ・ラダイト運動)
- ② 現在進行している変化を行くところまで突っ走らせる。
(=社会的分断の拡大)
- ③ 両者のバランスをとる。(この方向をめざすべき)¹⁸

ここに、WLB論が必然的に登場することとなるのである。

1-2-3. 父親(機能)の不在

そのような社会状況の中で、21世紀に入ってから社会教育法の改正や次世代育成支援対策推進法のなかで「家庭教育」の充足を強く謳い、「家庭重視」を推進しようとしていることは見えるが、小木美代子は、スウェーデンとの比較¹⁹の中で、わが国の男性の家事・育児参加の難しさに言及している²⁰。

スウェーデンでは、男女とも午後5時ごろまでに帰宅するのが最も多く、平均して35.5%が毎日家族全員で夕食をとっているが、我が国では21.3%で実に5家族中4家族が夕食を一緒にとっていない。また、スウェーデンでは、男性も週2~3回は「料理作り」を行い、「食事の後片付け」も約80%が何らかの形で行うが、我が国は妻がフルタイムで働いている場合さえ、46%が「まったくしない」ようである。

これらのことをうけて、2004年12月の「子ども・子育て応援プラン」(少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画)には、保育対策だけでは少子化の解消につながらなかったとして、仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しに関する施策が盛り込まれている。

私たちは男性も女性も働き方の見直しを迫られているが、とりわけ地方都市においては、その道筋は大都市とは別の方策があるように思われる。

そのキーワードは、「残存コミュニケーションの活用」であろうか。祖父母や近隣ネットワークを意識化して大切にすることで、大都市圏の生活者よりも楽に「両者のバランスを取る」地点にたどり着くことができるのではないだろうか?

その際に、LOHAS (Lifestyle of Health and Sustainability=健康と持続可能な生活)の思想はキーポイントとなりうる。

こういった問題意識により、本論においては、先進国のWLBとわが国の大都市を比較したものの他に、地方都市におけるWLBも検討していく。

¹⁸ 前掲書 p448-449

¹⁹ 内閣府経済社会総合研究所・財団法人家計経済研究所『スウェーデンの家族生活—子育てと仕事の両立—』2005

²⁰ 小木美代子「多様な家族形態を認め合い、支援する社会の創造へ」『子ども白書2005』p127-131

1-3. 先進国の福祉レジームと WLB

1-3-1. 福祉資本主義社会 3つのレジーム

G. エスピン・アンデルセン『福祉資本主義の三つの世界』²¹によれば、世界の福祉国家は三つのレジームを持つという。

レジームとは、福祉の生産が 国家と市場と家庭の間に振り分けられる、その仕方である。三つのレジームとは、以下のとおりである。

①自由主義型（またはリベラル型）

アメリカ合衆国、カナダ、オーストラリアなど。

社会的保証は基本的には「悪性のリスク」に限定され、19世紀の貧困救済の名残りともいうべきもので、社会的格差は広がっていくことになる。

②保守主義型（またはコーポラティズム型）

イタリア、フランス、ドイツなど。

リスクの共同負担（連帯）と家族主義にもっとも顕著に現れており、このことが女性たちに「仕事か子どもか」という二者択一を迫る規範をもたらし、結果として少子化につながっている。

③普遍主義型（社会民主主義型・北欧型）

デンマーク、スウェーデン、アイスランド、ノルウェー、フィンランド。

福祉の脱商品化、つまり市場への依存からの脱却に向けて積極的な、ある意味では明確な努力を重ねていることに特徴がある。結果的には平等主義とまた再分配や貧困の撲滅と同義である。また北欧での失業率は、児童や高齢者へのケアが整備され、女性の就業率が 75-80%という市場参加の中での数字である。

1-3-2. わが国のレジームと WLB

では、我が国はどのレジームにはいるのであろうか。現在のところ、保守型またはコーポラティブ型といわれるタイプの福祉国家に最も近いといわれているが、アンデルセンは『ポスト工業社会の社会的基礎』の「日本語への序文」²²のなかで、次のように述べている。

「おそらく最大のポイントは、日本の家族主義の問題である。男性が雇用保障と高賃金を当てるにでき、女性が主婦にとどまる気でいた限り、家族主義に基礎を置く社会は、福祉国家を最小限に抑えたとしても、十分な福祉を提供することができた。しかし、こうした条件は今日の日本では急速に失われつつある。ここから、極めて低い出生率と、社会的ケアの迫り来る危機が生まれている。女性が受ける教育水準は急速に高まりつつあるから、継続的雇用とキャリアに対して女性の欲求が高まることは避けられない。また、女性の人的資本を最大限に活用しないのは、マクロ経済的に見ても最善の策とはいえないだろう。だが、目標が女性の雇用と出生率を最大限に引き上げることだとしたら、福祉国家の政策を根本的に考え直すこと以外、取るべき道がないことは明らかである。」

「つまり、今日の他の先進社会に対する同様に、日本に対する歳代の挑戦は、社会の新しいリスクとニーズの構造により適切な仕方に取り組むために、福祉国家をどのように再編成したらよいかということである。そうした再編成を行うための出発点は、ポスト工業社会のダイナミズムがかなりの程度まで女性の役割の変化から生み出されているという事実を認識することである。」

²¹ G. エスピン・アンデルセン『福祉資本主義の三つの世界』ミネルヴァ書房 1991年

²² G. エスピン・アンデルセン『ポスト工業社会の社会的基礎』桜井書店 2000年 p8

ここでは、アンデルセンは現在の日本のポジションを決定しかねているようであり、大きな変動を余儀なくされている女性を福祉の担い手としてきた「家族主義」からの脱皮の仕方の方向によって、枠組み自体が見えてくると予測しているのではないかと思われる。

本論では、アンデルセンのいう保守主義型レジームから、自由主義レジームに向かうべきなのか、あるいは普遍主義レジームに向かうべきなのか、という問題意識をもちつつ、とくに北欧の普遍主義レジームを WLB 先進国と捉えて次章以下の議論を展開していくこととする。

第2章 WLBの実態とニーズ（I）

2-1. WLB先進国（フィンランド）とわが国のWLBの比較

男女の仕事と子どもの保育についてのバランスのシステムを考えることは、持続可能な少子高齢社会システムを問うことに等しい。

我が国においても、1990年代以降、少子化対策として様々な取り組みがされるようになって久しいが、90年代においては、保育政策の中心は、保育所の拡充を通して働く親のニーズに応えるというものであった。中でも、待機児童の解消や長時間保育など、子どもを預かる枠（量）を拡大することに力点が置かれてきた。

大都市と地方都市、山間部では労働環境や保育資源も違い、従って社会や行政に対するニーズも違っている。さらにいえば、保育所や幼稚園などの保育施設²³の配置のされ方も、法に沿って進められてきたとはいえ、景気に左右されつつ主にはそれぞれの地域における女性の労働の形態や行政等の方針に規定されながら様々なバリエーションで進行してきた。一様な対策を立てることは難しいが、2006年秋からの認定こども園の開設は、長年にわたり建築学における施設計画研究においても論じられてきた「幼・保一元化」の問題に制度的な整理がはじまったと見ることができる。先の小泉首相が推し進めた新自由主義＝市場原理の徹底という視点は、保育政策に関しても「民営化」が進められ、アメリカ型保育システム＝保育ビジネスを骨格にした保育システムへの再編が始まっているといえる。

一方で、2000年代以降においては、少子化対策は、職場における男女の働き方の見直しや社会保障、地域の子育て家庭への支援を含めた幅広いものに変化してきている²⁴。

情報化、少子化、地球環境問題等、社会全体が大きな転換期にある中で、近未来の保育施設は、男女の働き方の見直し＝WLBと子どもの視点に立った計画である必要がある。WLBとは、仕事と生活（プライベート・ライフ）とのバランスがとれた働き方をめざして、1980年代に市場原理が徹底しているといわれるアメリカにおいて企業によって取り入れられた取り組みである²⁵。アメリカの企業では、大切な資源＝人材確保のために、福利厚生としてではなく、ビジネス戦略としてWLBを取り入れているという。自分の生活、家族、生きる目的を大切にしている社員ほど、業績に貢献しているというフォード財団による研究があるからである²⁶。

これらの知見は、政策的にWLBに向けて取り組んできた北欧型とは違って、新自由主義的な進め方においても働き方の見直しをして、生活や子どもとの触れ合い（子どもの教育）に価値が求められるようになってきていることを意味する。つまり、「人として悔いのない意味のある人生を過ごしたいと望んでいる社員が、自分なりの望む充実した人生を送れるようにサポートするプログラムや環境を提供することが、結局、生産性の向上につながる」²⁷ことが見えてきたといえる。

一見、福祉的視点は希薄に見えがちな新自由主義的な社会においても、北欧型の社会民主主義的な視点は競争原理の中に埋め込まれていっていることがわかる。アメリカにおいてWLBが浸透していこうとしている中で、歴史的にそのプロセスを辿ろうとするとき、その先進国は、やはり政策的に実現してきた北欧諸国ということになるだろう。

²³ 保育所は厚生労働省管轄・法令下の児童福祉施設、幼稚園は文部科学省の管轄・法令下の幼児教育施設であるが、本稿では、他国との比較をする観点から、一括して保育所や幼稚園の施設として持つ保育の機能をさして「保育施設」という用語を使用する。

²⁴ 内閣府編：平成17年度 少子化社会白書, 2005年

²⁵ パク・ジョアン・スックチャ：会社人間が会社をつぶすワーク・ライフ・バランスの提案, 朝日新聞社, p65, 2002.

²⁶ 前掲書：裏表紙サマリー

²⁷ 前掲書：p85

北欧型福祉国家であるフィンランドは、高橋によれば、「北欧型福祉国家の特徴を維持しながらも、経済面において世界最高水準の国際競争力を達成している。こうしたケースは、公共部門の責任と役割を重視する福祉モデルであっても、経済成長の停滞や競争力の低下に直結するとは限らないことを示している。」²⁸とされ、本論でもこの見方によっている。

アメリカ型の社会システムにおいても北欧型の社会システムにおいても経済成長と個々人の幸福のバランスが win-win になるような微調整を繰り返し行いつつ、今日に至っている。

2-2. 子育て支援ニーズの比較

我が国の子育て支援²⁹は、現在両親の働き方の見直しを含めた WLB など多様化が進んでいる。それらの主な政策は、現在進行中の「子ども・子育て応援プラン」の諸外国との家族政策との比較のカテゴリー化よれば、①出産・育児に関する休暇制度、②保育サービス、③児童手当制度の3点に大別できる³⁰。

今後近未来の持続可能な少子高齢社会のシステムを考えると、大人たちの生活を豊かにしつつ、子どもの視点にも立った仕事と保育のバランスを、この3点の制度の成立に注目しながら北欧フィンランドを事例として探してみたい。

本章の目的として、フィンランドの保育制度の歴史的展開を踏まえた上で、現時点における WLB 先進国であるフィンランドと後発国である我が国の保育所に通う子どもの両親の WLB の実態と母親の意識の違いを明らかにする。これは、すでに WLB を実現しているフィンランドと、これから政策を浸透していかなければならない我が国の現状での意識の差違がどれだけあるのかを数値化してみるという試みである。さらに、フィンランドの歴史をモデルとして我が国の子育て支援についての施策制度の段階的重点化を考察する。

方法としては、①フィンランドの家族施策制度の歴史を3点に注目しつつ概観する。②フィンランド・ポリ市の保育施設の園児の親にアンケート調査を実施し、同様の調査をわが国の多摩市の保育施設で行ったものと比較する。③フィンランドの政策制度の歴史と現在の WLB の実態の比較から、我が国の子育て支援の方策を段階的にモデル化する。

アンケートの概要は以下の通りである。

I フィンランド、ポリ市保育施設調査

対象：ヴァイノラ保育所+ルオスニエミ保育所

時期：2006年9月

配布数：140 回収数：83 回収率：59.3%

II 多摩市保育施設調査

対象：こぐま保育園

時期：2006年5～6月

配布数：185 回収数：73 回収率：39.5%

2-3. フィンランドにおける子育て支援

2-3-1. 普遍的保育サービスとしての自治体保育法

²⁸ 高橋睦子：福祉モデルの変遷ーフィンランドの事例研究と福祉モデルの理論的考察ー，総合政策論叢第6号，島根県立大学総合政策学会，p31, 2003.8

²⁹ ここでは、政府・民間にかかわらず公的な支援によるものを「子育て支援」という。後述の「育児サポート」は、それに加えて親類や友人などによるサポートも含めたものをいう。

³⁰ 厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 総務課少子化対策企画室：子ども・子育て応援プラン，2006 pp48-50

フィンランドは、1907年に世界で2番目（1番は1893年ニュージーランド、西欧では1番目）に女性の参政権を認めた国であり、女性の政治への関心は高く、女性の社会進出を支える政策も早くから導入している。従って、女性の40-50%がパート労働をしているスウェーデンやノルウェーと違い、フィンランドの女性のパート労働は10%ほどで、7歳以下の子どもを持つ女性でも4分の3がフルタイムで働いている³¹。これには、出産と育児手当という社会保障が行き届いてきた。表1は、その具体的な歴史的展開の一覧である。

フィンランドにおいては、20世紀初頭、救貧対策として自治体を始めとする公の政府が貧困に対する経済的支援を行い、児童・家庭保護としては、民間のボランティア団体が援助をしていたようである。また、20世紀前半に性別役割分業の家族モデルが徹底し、30~40年代には、女性の特性としての母性が強調される一方で、総人口が減少傾向に転じたことから、人口政策が議論された。その後は母性保護と児童手当を中心とした家族政策が展開されていくが、60年代には、母親たちが被用者として本格的に労働市場に吸収されていく³²。表1にみるように、時期を合わせて1964年に母親育児休業が定められた。

また、73年の保育法の意義は、保育事業が、社会的弱者を対象とするのではなく、子ども家族への普遍的な社会サービスとして新たに位置づけられた点にある³³。さらに76年には、父親育児休業制度ができ、これらの制度により、普遍的な社会サービスを通して市民を総合的に支援する北欧型福祉国家の骨格が形作られたと考えられる。

³¹ 濱田徹：フィンランドの育児事情，<http://www.babycom.gr.jp/wf/contents/wfc-s.html>（参照2007-05-01）

³² 高橋睦子：女性労働と子どもの人権の視点から見た家族の変容と福祉国家——フィンランドの事例研究——，総合政策論叢 第2号，島根県立大学総合政策学会， p143

³³ 前掲論文 p145

表 2-3-1 フィンランドの家族政策の歴史的展開一覧³⁴

年	出産・育児などの家族に関する法制度上の主な出来事
1920	子ども扶養控除(低所得層を対象、24年からは所得制限撤廃、94年廃止)
1932	児童保護法
1937	母親手当に関する法律(低所得層の母親、49年からは所得制限撤廃)
1943	家族追加手当(低所得かつ子どもの多い世帯、74年ま
1944	母親・育児相談所に関する法律
1948	児童追加手当法(16歳未満の子ども全員を対象)
1950	自治体ホームヘルパーに関する法律
1953	子ども家族への住居手当
1960	特別児童手当法(所得連動制、74年まで)
1964	母親休業(疾病保険制度改革、当初の休業期間は産前18日産後36日、以後拡大)
1973	自治体保育法(保育サービスについての自治体の責任の明文化)
1976	父親休業制度
1982	社会的給付改革(日当金の支給額引き上げと課税対象
1985	3歳児未満児の自治体保育への主体的権利の保障 自宅児童手当および育児休業に関する法律 母親休業制度は、母親・父親・両親休業制度に変更
1989	児童追加手当法改正(毎月の支給に変更)
1993	住居手当の引き下げ
1994	家族手当制度改革(子ども扶養控除の廃止、児童追加手当の引き上げ等)
1995	児童追加手当引き下げ、両親日当金の最低額60mkに(自宅育児手当基本額に相当)
1996	自治体保育への主体的権利を学齢前(7歳未満)児童に拡大
1997	自宅育児手当制度の改正: 民間保育手当の追加
2006	青年法(自立をサポート)

出典: Anttonen 1999, p94に基づき高橋が訳出したものに、正保が Finnish Resistation Concerning Children に基づき加筆

³⁴ 前掲論文 p144 表 3, 2001. 12. に正保が加筆

2-4. フィンランドにおける子育て支援策の段階的成立

自治体保育サービスは、保育所と家庭保育（保護者の自宅における保育サービス）から成るが、80年代初めまでは、自治体保育の収容数が不足していた。それと、政治的な背景もあり、85年に「自宅育児手当に関する法律」が成立した。この法律は、取り立てて男性（父親）の育児参加を奨励する施策ではないため、結果的には乳幼児の傍には母親がいるべきというジェンダー規範が助長・再生産されやすい。そういった意味で、国内でも批判にさらされたようである³⁵11) が、76年の父親の育児休暇から9年を経ていたため、この制度は、単なる古き規範への復古ではなく、仕事と子育ての両立からさらに子育てを重視しようとするフィンランドの今日的な規範にも沿う形となった。

つまり、フィンランドにおいては、76年の父親の育児休暇と、この85年の「自宅育児手当に関する法律」の登場により、WLBの実現が可能になっていったのではないかと思われる。育児のためのお金、保育サービス、子どもと過ごす時間、という多面的な子育て支援が段階的に整い、それぞれの事情に合わせメニューがうまく使いこなされる中で、伝統的な家族からジェンダー規範による家族（核家族で性別役割に基づく家族）を経て、男女のWLBという制度上における達成をなしたのではないか。このようなバランスの中で男女が家庭での子育てをも重視するようになったのではないだろうか。

翻って我が国においては、現在様々なメニューが揃えられてきているが、フィンランドのようにステップを踏みつつ進めていかなければ、父親の家事育児へのアクセスは難しく、結局女性の社会進出も閉ざされることとなる。

2-5. フィンランドとわが国における保育所保護者のWLBの実態と意識

歴史的に概観したように、保育施設の充実、母親・父親の育児休暇制度、自宅育児手当という（結果的には）段階的な政策が行き届き、WLBに向かっているフィンランドの、人口約76000人のフィンランドで10番目の都市であるポリ市と、WLBまでにまだ時間がかかる我が国の、人口約146000人のわが国で約150番目の都市である多摩市の保育所保護者にアンケートを実施し、比較した。調査の概要は、研究の目的と方法で示したとおりであり、回答者の属性は母親である。

2-5-1. 保育所保護者のフェイス

保護者の両親の年齢をみると、図2-5-1、図2-5-2にみるように、父親の年齢は若干ポリ市の方が高めであり、母親の年齢は逆に若干多摩市の方が高めとなっている。

次に、図2-5-3にみるように、子どもの人数はポリ市の方が多く、5人以上を5人として平均すると、ポリ市が2.35人、多摩市が1.73人という結果になる。

家族構成については、図2-5-4のように、ポリ市で87%、多摩市で85%が核家族となっている。それ以外では、ポリ市で11%が一人親家族に対して、多摩市では8%が拡大家族になっている。

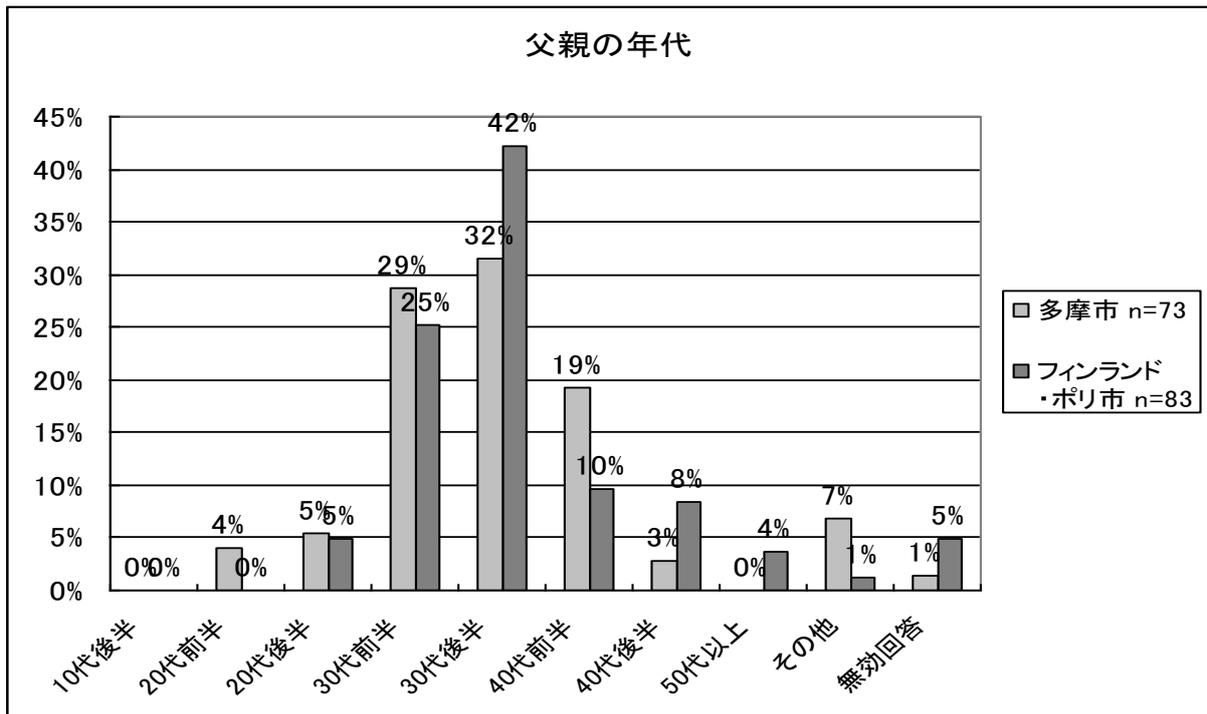


図 2-5-1 父親の年代

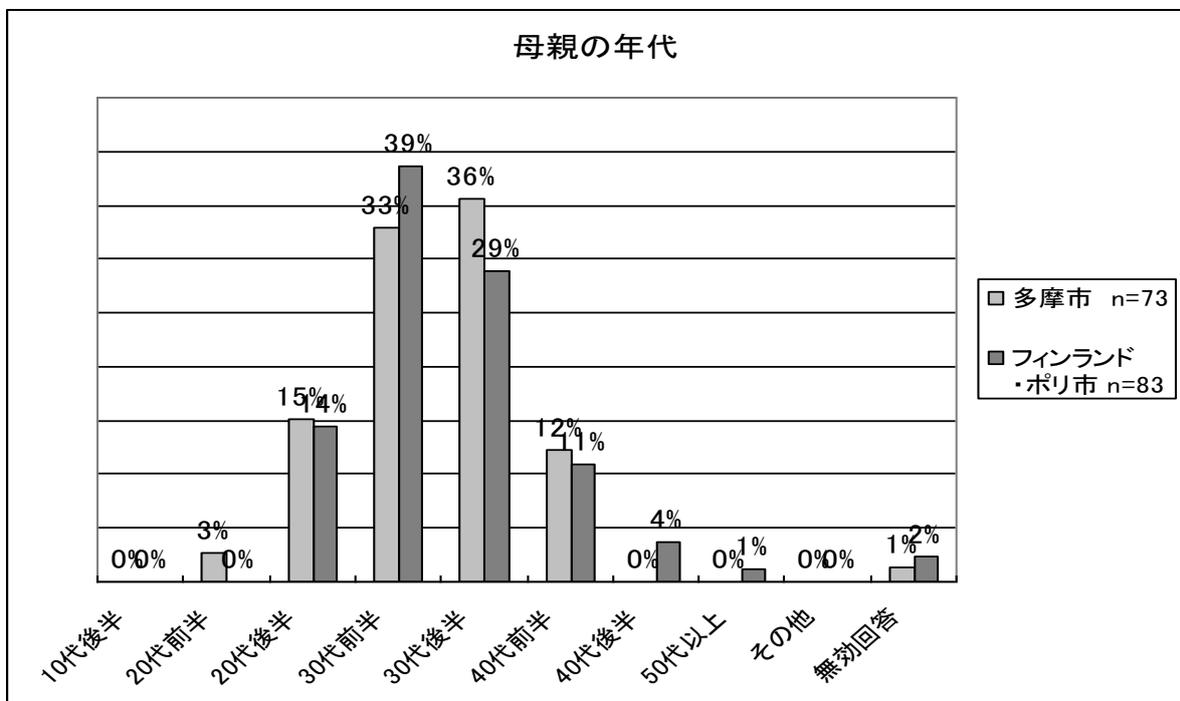


図 2-5-2 母親の年代

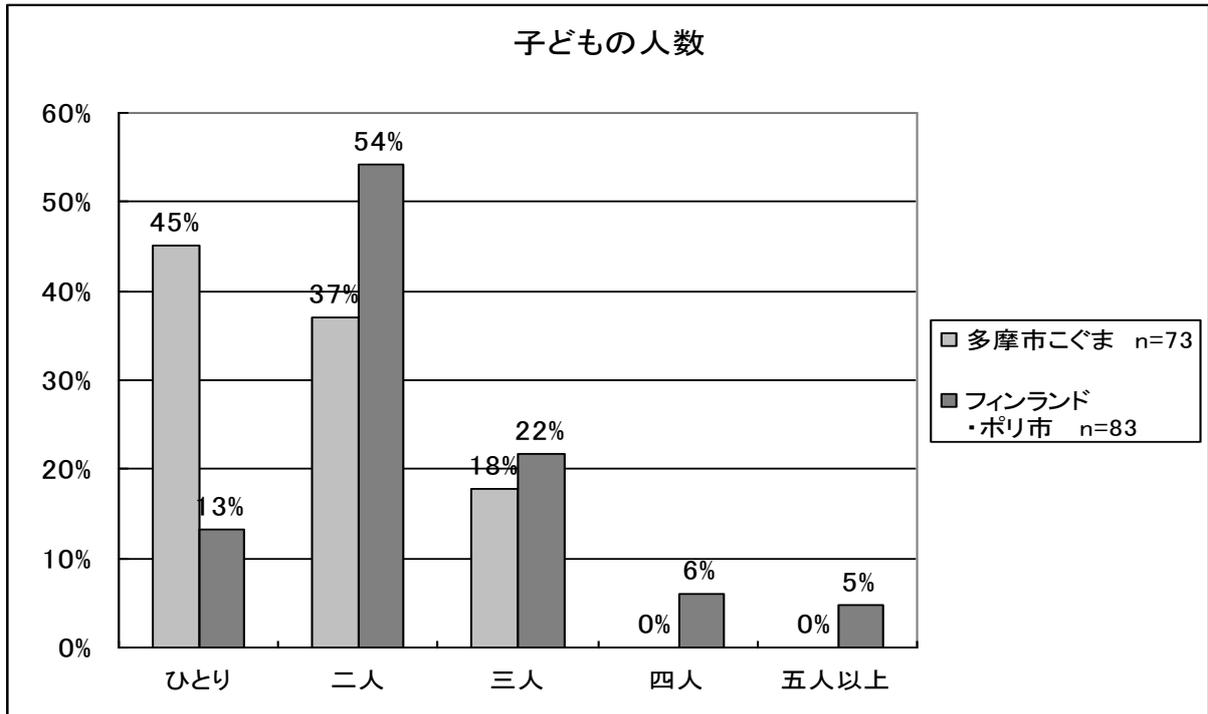


図 2-5-3 子どもの人数

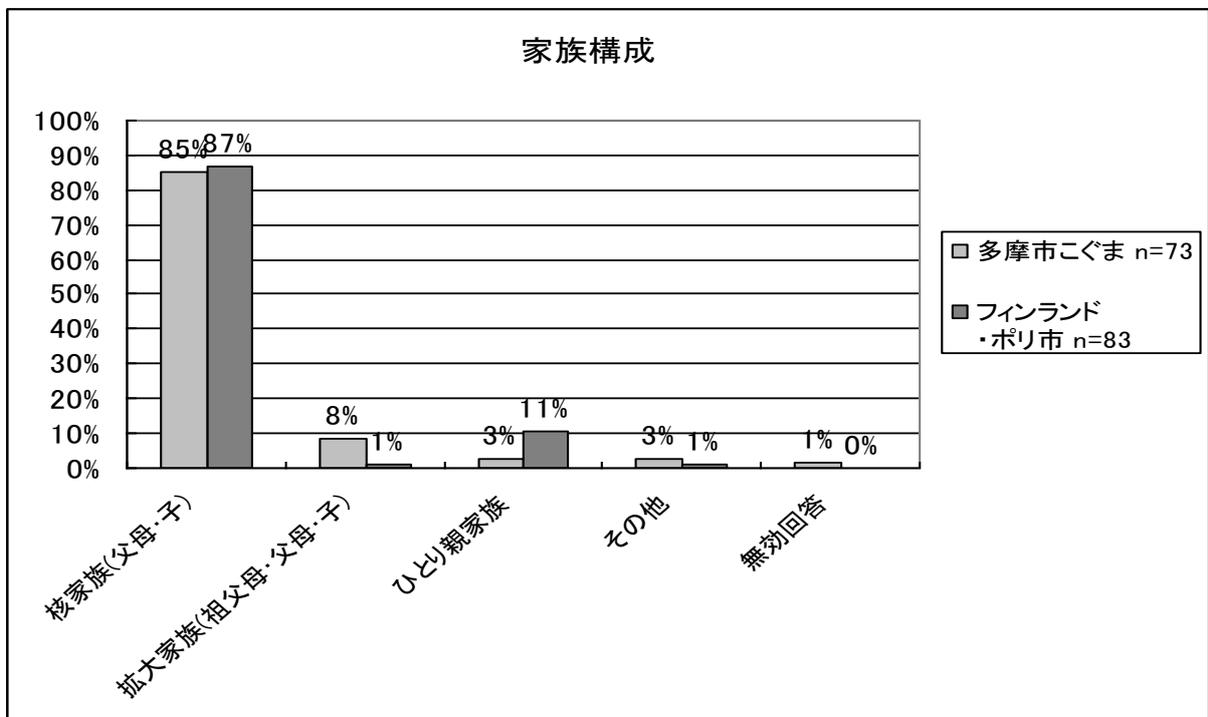


図 2-5-4 家族構成

2-5-2. 両親の就労状況と子ども罹患時の欠勤対応状況

父親の就労状況は、図2-5-5に示すとおり、2市ともほぼ似たような状況にあり、有意な差は認められなかったが、図2-5-6の子ども罹患時の欠勤対応状況においては、ポリ市の父親が「休みやすい」が39%、「休みにくい」が42%と、ほぼ同じ率で答えているのに対し、多摩市では、「休みやすい」が10%、「休みにくい」が68%と大きな差がある（ χ^2 乗検定により1%水準の棄却率で有意差・以下同様に χ^2 乗検定を行っている）。

一方、母親についてであるが、図2-5-7に示すように、就労状況は父親の2市の比較と同様、フルタイムの母親についてはポリ市57%、多摩市58%と同じようなデータとなっている。ポリ市において無職が14%（1%水準で有意差）あり、先に見た「自宅育児手当に関する法律」がここで生きているのかも知れない。子ども自身の学習や経験のために保育所に入れているのであろうか。多摩市では、無職の母親は1%である。パートタイムはポリ市10%に対し、多摩市25%（5%水準で有意差）と、ここではわが国の特徴的な労働形態である時給の低い非正社員が多いことがわかる。図2-5-8の子ども罹患時の欠勤対応状況については、それぞれ父親よりは「休みやすい」が高いものの、2市の違いは父親同様にはっきりと出ている（1%水準で有意差）。

2-5-3. 家庭でのライフスタイルと家事・育児

フィンランドの方が父親も母親も子ども罹患時の欠勤対応状況は「休みやすい」というものであったが、子どもとの生活はどのような違いがみえるであろう。

図2-5-9にみるように、子どもの朝食摂食状況においては、2市には1%水準で有意差がみられる。子どもの朝食は両市とも「まあまあ食べる」がそれぞれ最も多く、ポリ市では58%、多摩市では60%となっているものの、ポリ市では「あまり食べない」や「食べる日と食べない日がある」をたすと26%に上り、子ども（の気持ち）中心のライフスタイルが垣間見られるが、これは朝食を食べない子どものために、保育所で果物やシリアルが用意されていることとも関連があるだろう³⁶。一方で我が国では、保育所で朝食が用意されている訳ではないため、朝食を食べる規範が定着しているとみることができる。保育施設の質を考える上での今後の一つの課題であろうか。

子どもの就寝時間についても2市には1%水準の有意差がある。図2-5-10の通り、ポリ市では21時頃が77%と圧倒的に多いのに対し、多摩市では22時頃が48%となっており、やや遅い。

また、母親に聞いた夫婦の食事作りの分担に関しては、図2-5-11のとおり、2市には大きな違いがある（1%水準で有意差）。ポリ市では、分担にばらつきがあり、むしろ母親が少ない傾向があるのに対して、多摩市においては母親が全面的に食事作りをしている家庭が多い。

食事作りの得手・不得手を聞いた図2-5-12をみると、分担しているため経験が少ないにもかかわらず、家事分担を行っているポリ市の母親の方が得意と答えている。さらにパートナーである父親の家事能力については、図2-5-13をみるとやはりポリ市の方が高いと答えている。

つまり、ポリ市の子どもを持つ家庭においては、両親の仕事の休み易さもさることながら、家事分担もなされており、それぞれの家事能力も高い評価があることがわかった。

³⁶ 正保正恵：「保育観の変容と保育所の「生活空間」化—保育所の食寝分離・24時間保育を考える—」科学研究費研究成果報告書，萌芽研究 課題番号15653041，2005.3. において北欧保育所で朝食を食べる子どもたちを観察している。

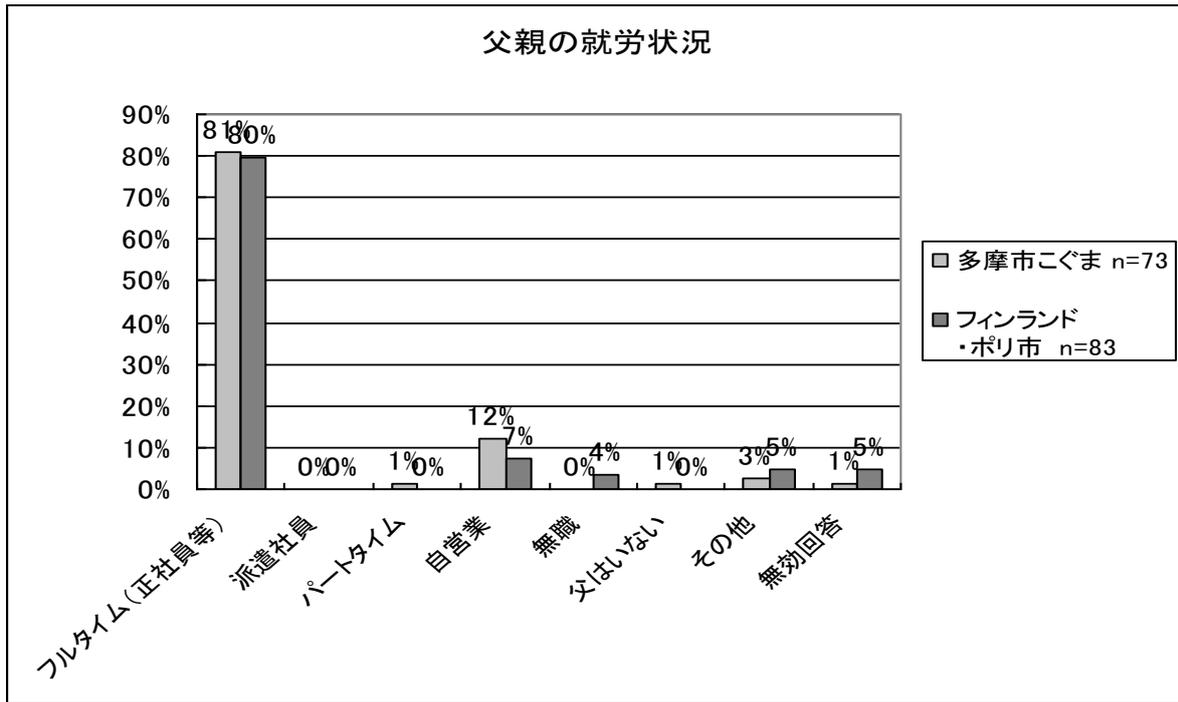


図 2-5-5 父親の就労状況

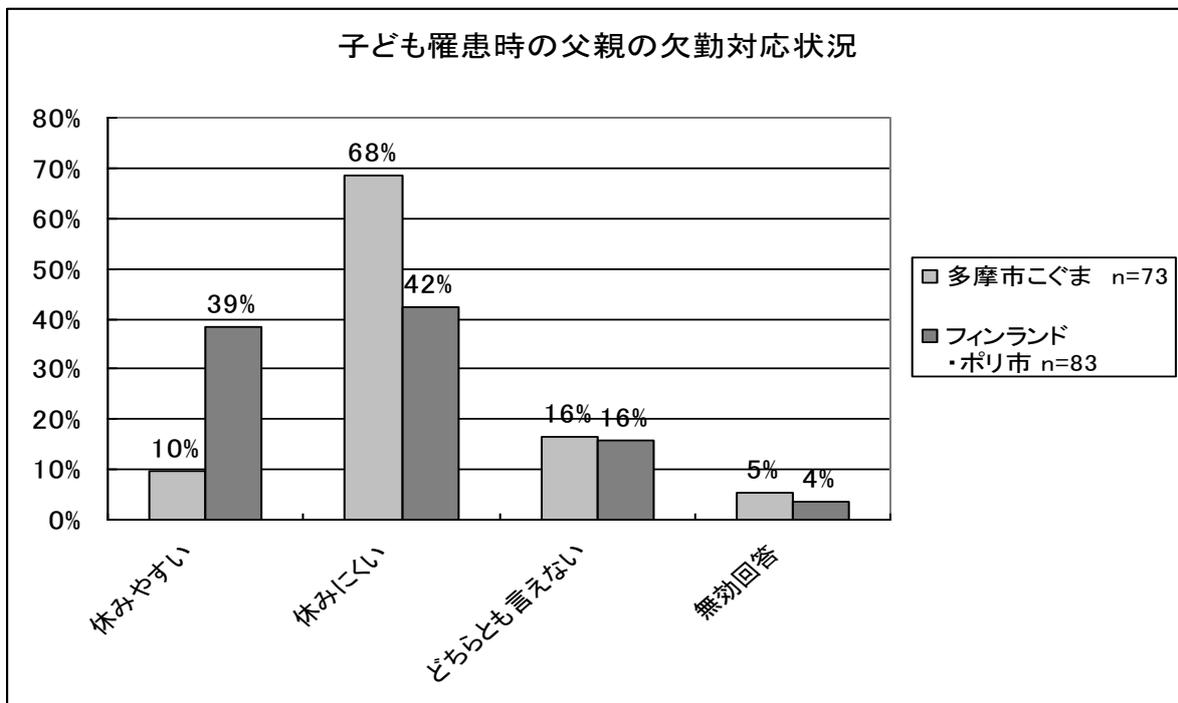


図 2-5-6 子ども罹患時の父親の欠勤対応状況

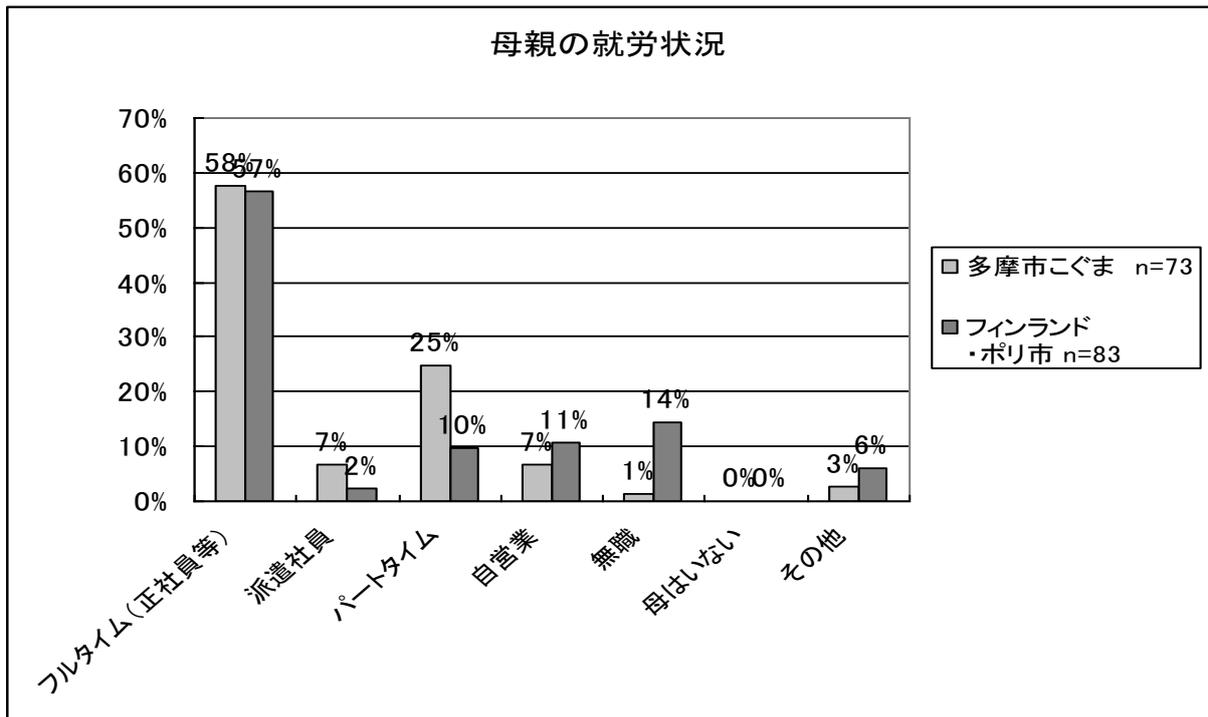


図 2-5-7 母親の就労状況

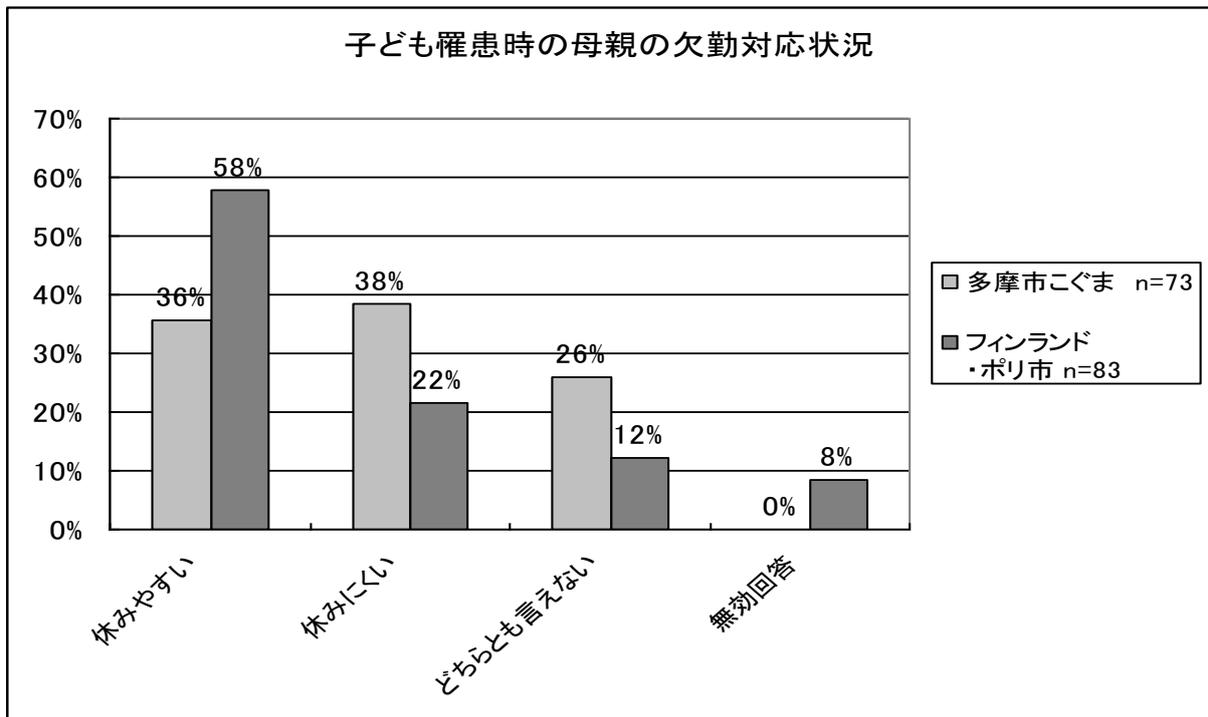


図 2-5-8 子ども罹患時の母親の欠勤対応状況

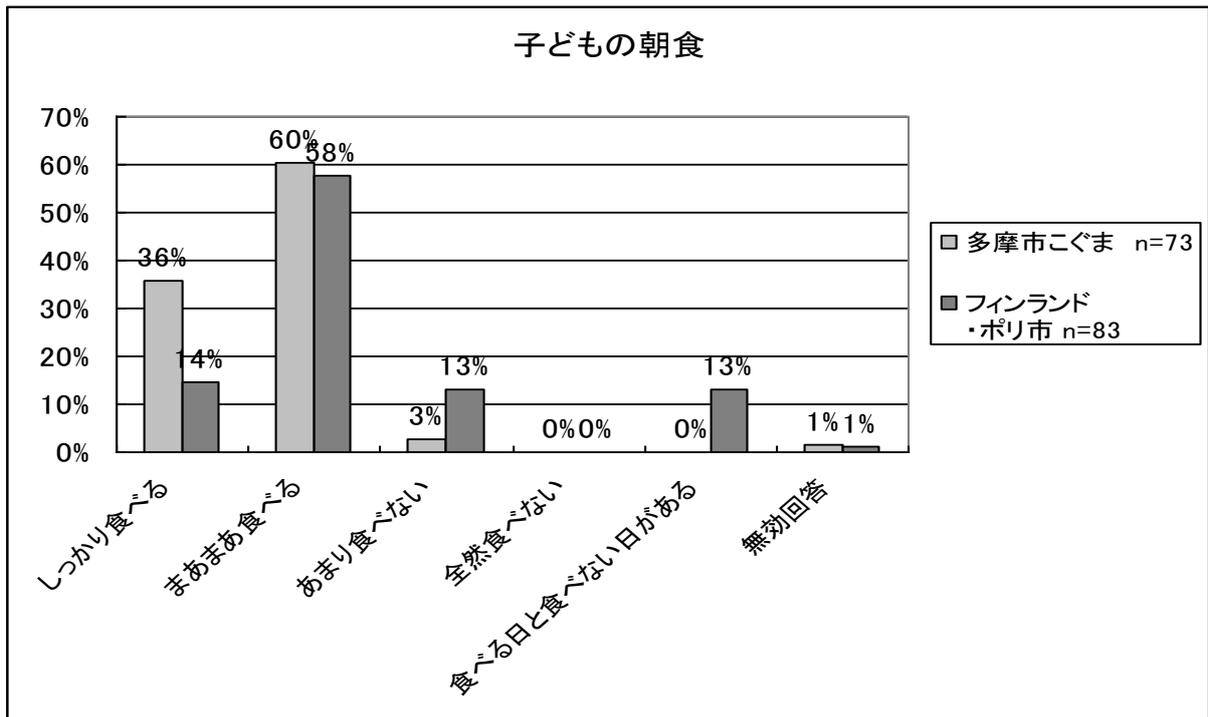


図 2-5-9 子どもの朝食

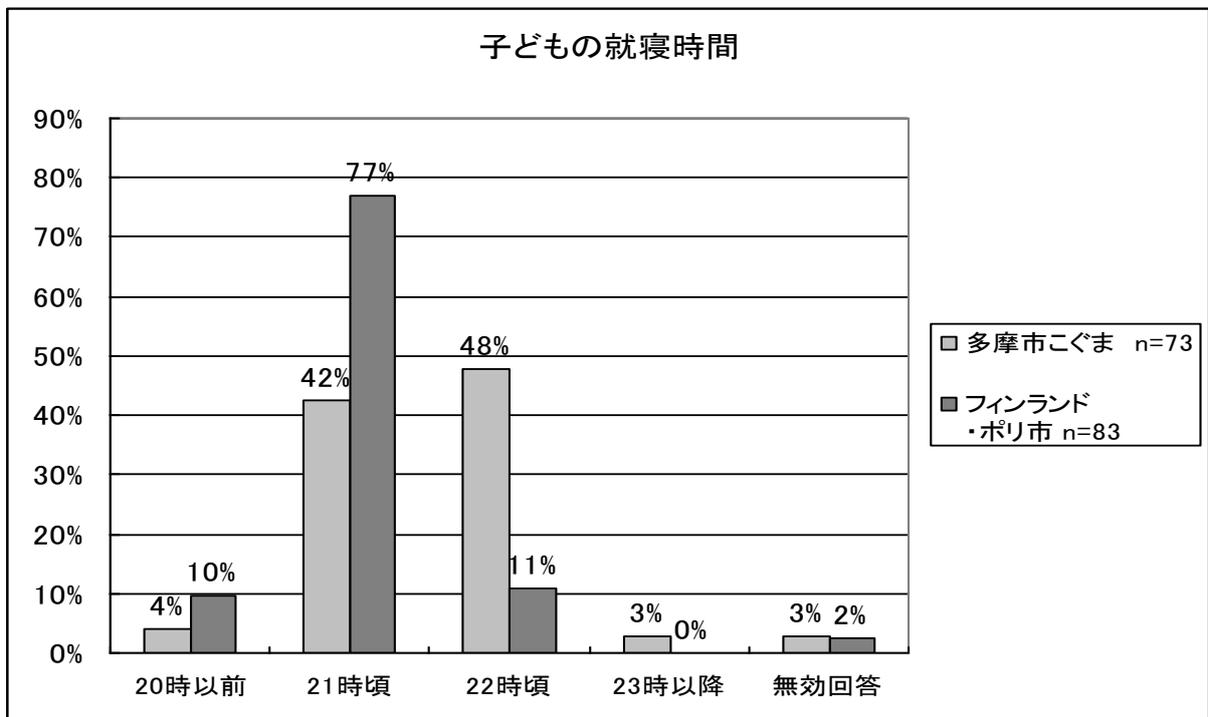


図 2-5-10 子どもの就寝時間

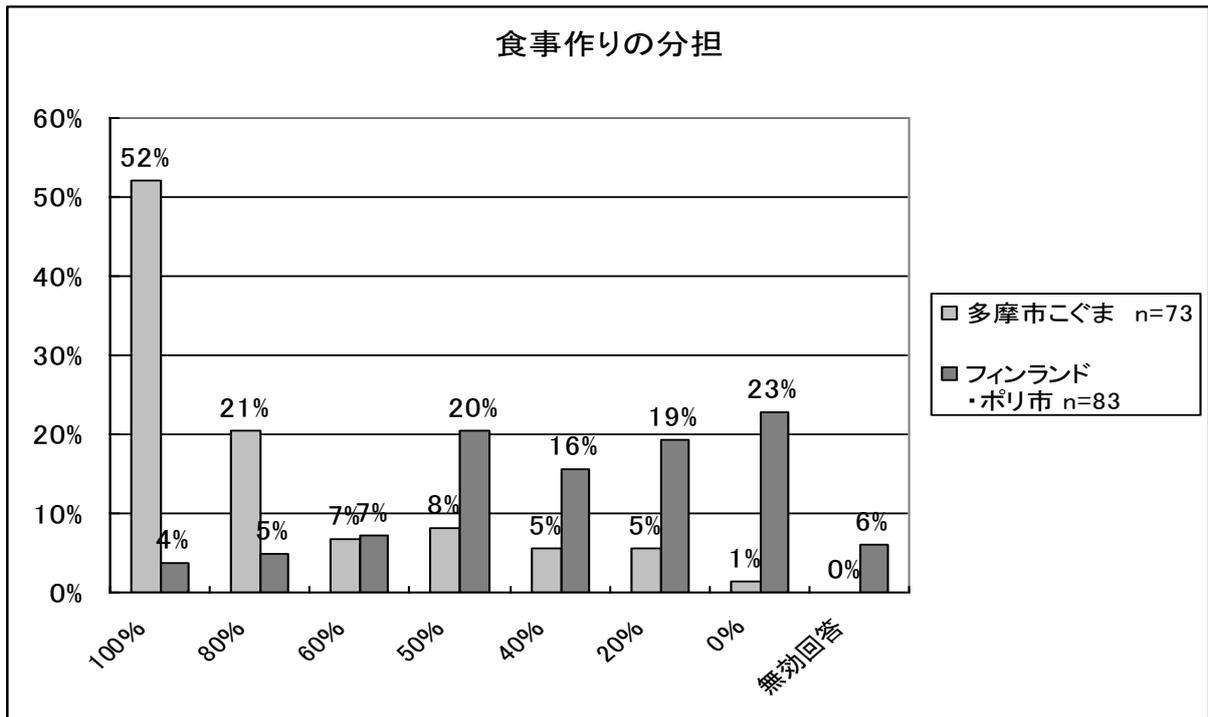


図 2-5-11 食事作りの分担

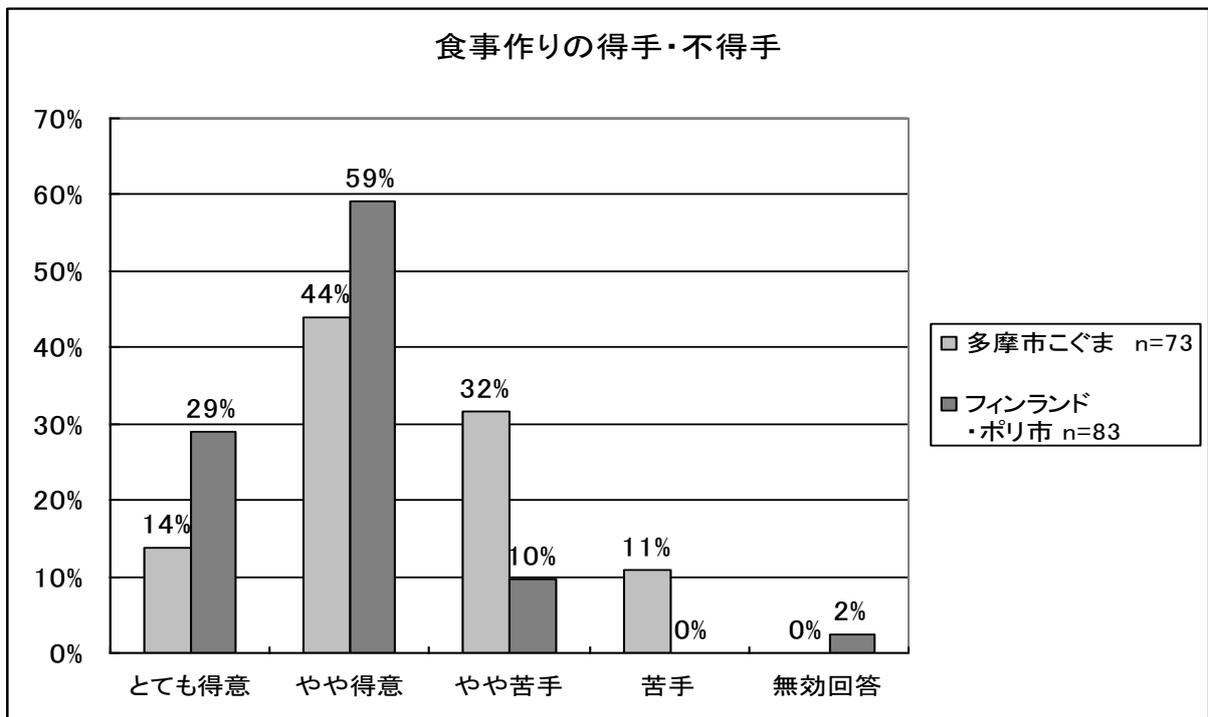


図 2-5-12 食事作りの得手・不得手

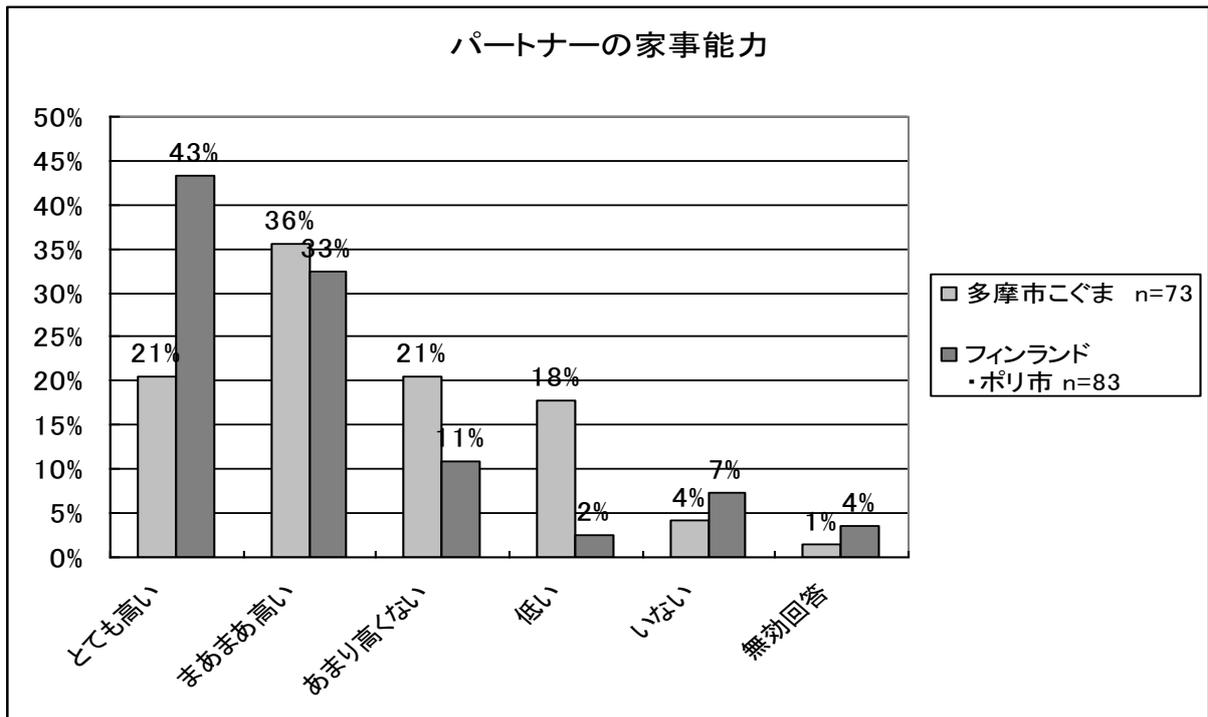


図 2-5-13 パートナーの家事能力

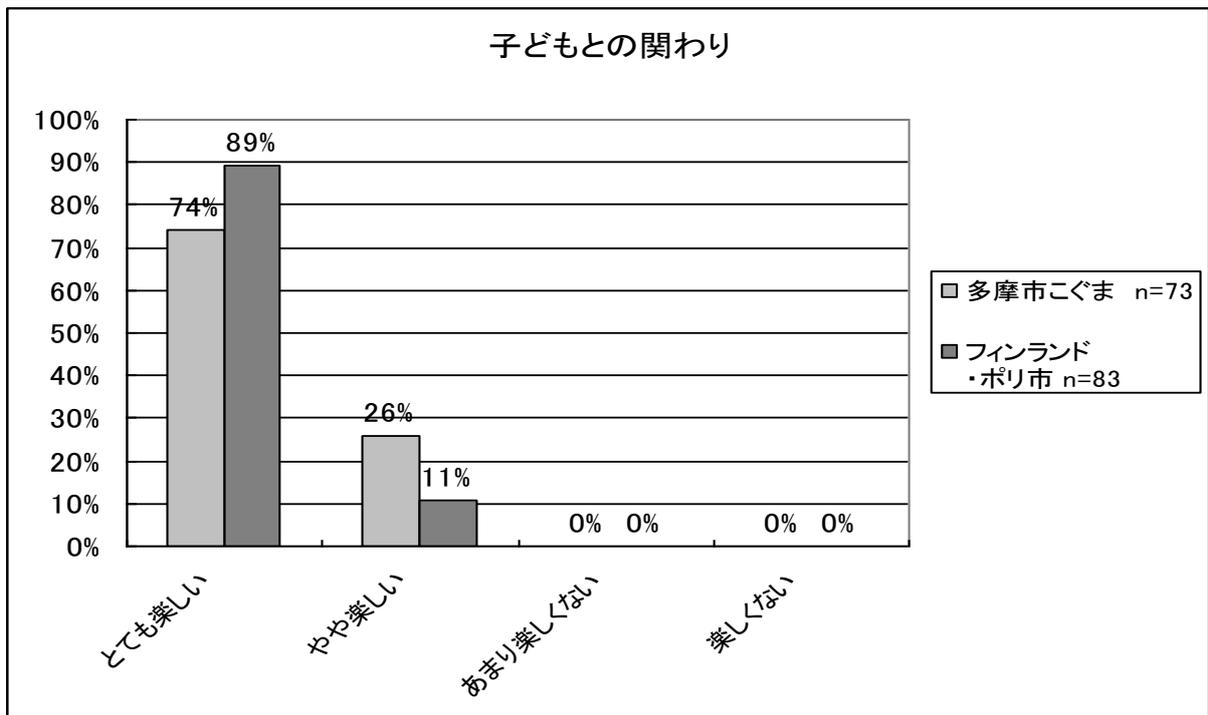


図 2-5-14 子どもとの関わり

2-5-4. 育児の負担と育児サポート

両市の母親の育児に対する認知を聞いたところ、図2-5-14のように、ポリ市の方が子どもとの関わりがとても楽しいと答える割合が高く（5%水準で有意差）なっている。また、図2-5-15のように、子どもへのイライラに関しては、有意差が認められなかった。両市で同じように保育所へ子どもを預けている環境において、先に見てきた夫婦の家事分担やその他の育児サポートで楽しさに開きができるのであろうか。

具体的に育児サポートについて聞いた質問では、図2-5-16のように、二つの市における大きな違いは、父方祖父母との関係である。ポリ市では父方の祖父母のサポートが38%と、母方の祖父母のサポート（40%）と同じくらい得ているのに対して、多摩市では母方の祖父母のサポートが42%に対し父方は19%と、半分以下に落ちている（1%水準で有意差）。代わってポリ市では1%しかない保育士のサポートが多摩市では15%に上っている（1%水準で有意差）。このことは、我が国においては、家制度の名残である嫁姑問題をどこかで引きずって良い関係を築けないでいる育児サポートを、現在のところ代替して引き受けているのが保育所といえるのではないか。

2-5-5. 育児サポートニーズ

次に、母親たち自身の顕在的な育児サポートのニーズを比較したものが図2-5-17である。現時点で顕在的に表現される育児サポートのニーズは、ポリ市においては、保育所の一時保育の充実、病後児保育の充実、保育内容の充実、もっと近い保育所など、保育所の質的向上、量的拡大に関するニーズであるのに対して、多摩市においては、夫の長時間労働の緩和、経済的支援の充実について保育所の保育内容の充実、病後児保育の充実というように、労働環境や経済支援（これも広義に捉えれば労働問題に含まれるであろう。）が高くなっている。

もちろん、この結果を持ってフィンランドよりも我が国において保育施設環境が充実しているという意味ではなく、より困窮度が高いところに労働や経済などのWLBの問題が位置付いていると解釈することができる。

では、実際にそれぞれの保育所を選択したポイントは何だったのかを聞いた質問項目では、図2-5-18をみると、ポリ市では「自宅に近い」が最も多く、48%（1%水準で有意差）に上るのに対して、多摩市では「保育内容」が28%（1%水準で有意差）と最も多く、次いで「自宅に近い」24%、「施設の物的条件」12%（5%水準で有意差）となっている。多摩市においては、親たちの選択基準が保育所の保育内容や施設の物的条件などの質にあることがわかる。

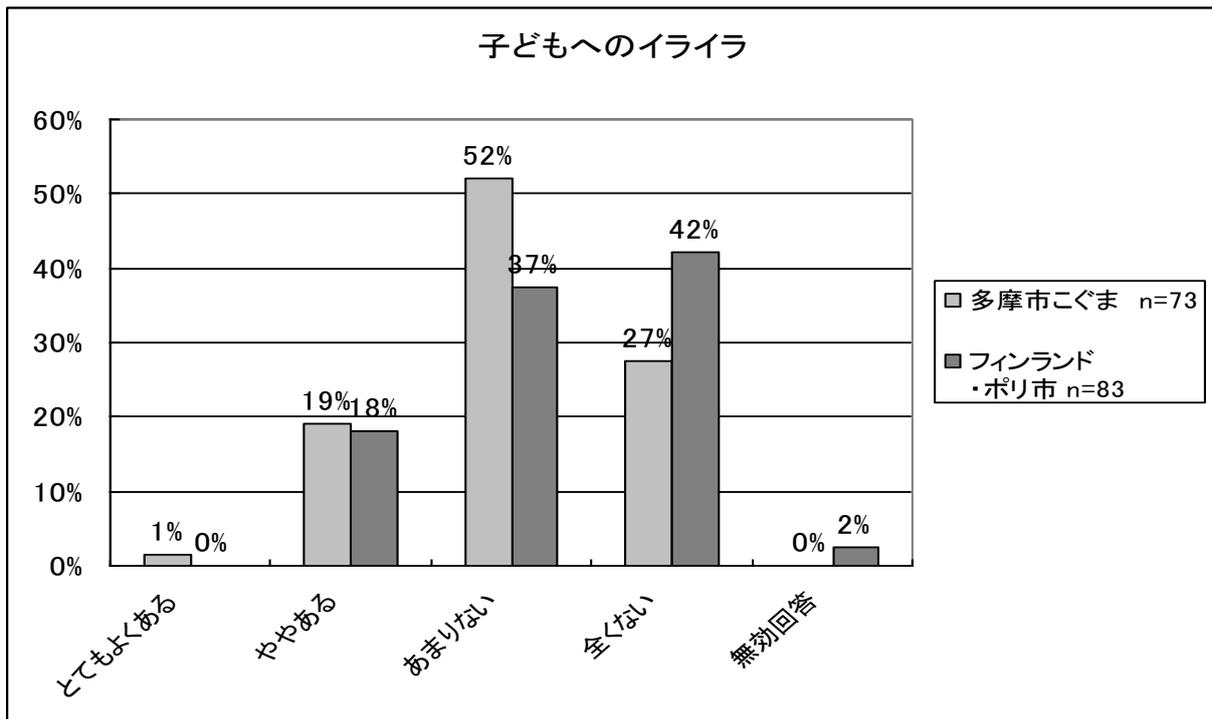


図 2-5-15 子どもへのイライラ

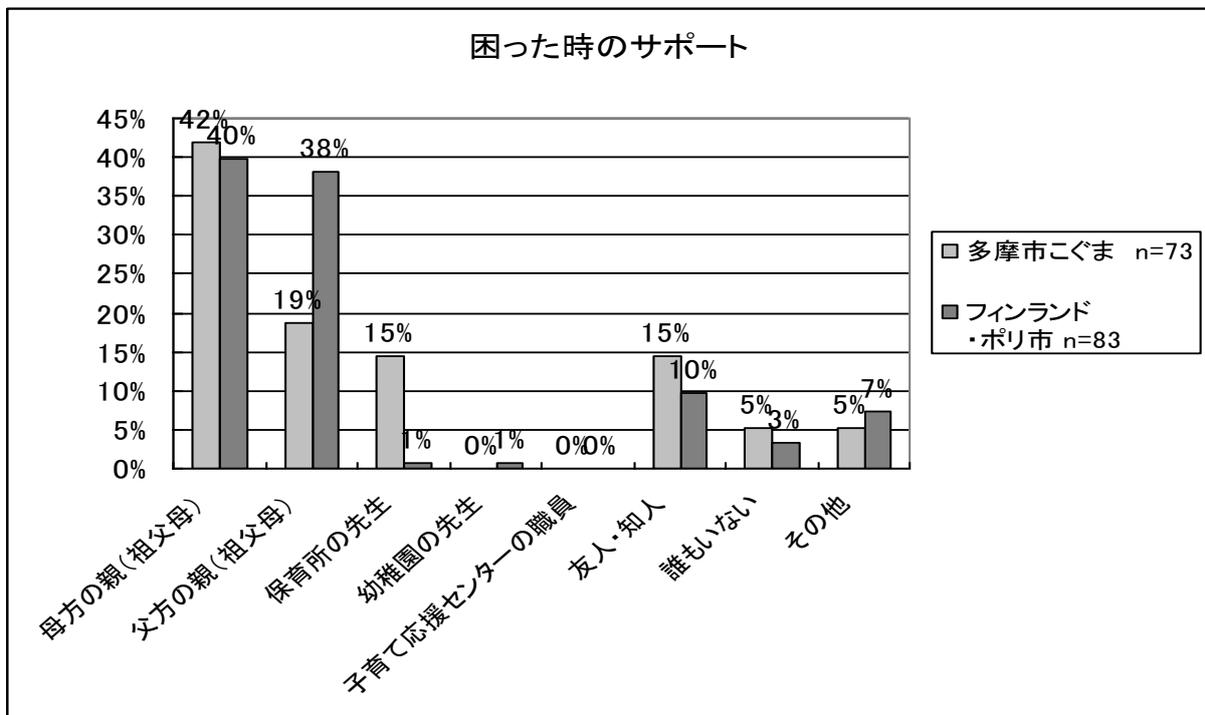


図 2-5-16 困ったときのサポート

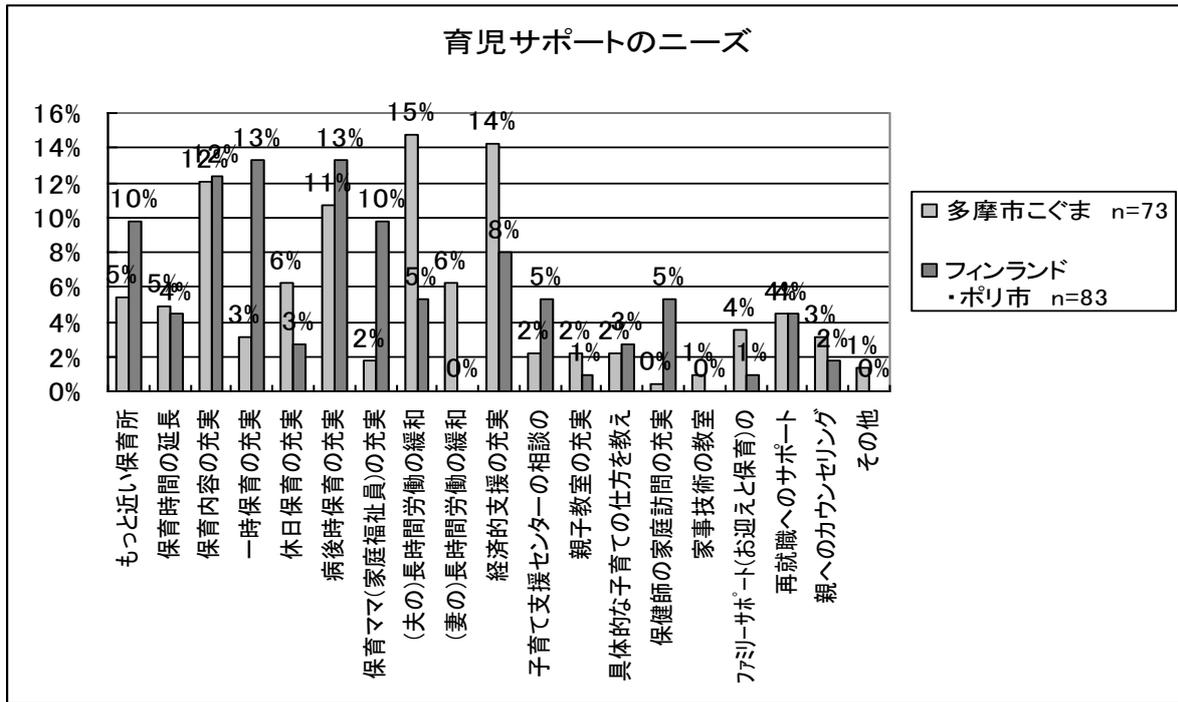


図 2-5-17 育児サポートのニーズ

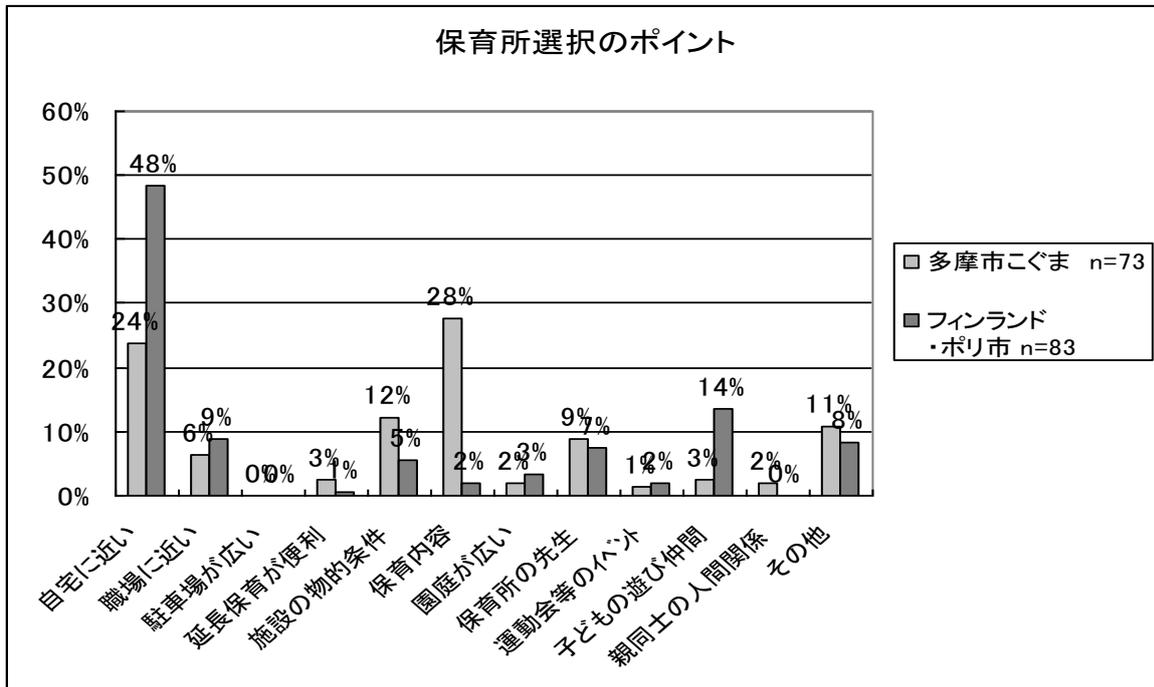


図 2-5-18 保育所選択のポイント

2-6. まとめ

我が国においては、保育施設の充実のみでなく、WLBを踏まえた子育て支援が求められ、実際に多方面で施策が展開されつつある。具体的には、「研究の目的と方法」で挙げた保育施設の充実、母親・父親の育児休業、自宅育児手当という3つの子育て支援策が、現在のところ政策的にはそれぞれが重要な課題と認識され進められてきているが、このままの進め方で現在の保護者たちの、あるいはこれから親になろうとする若者たちのニーズにかなうものになっていくのであろうか。一斉にメニューが立ち並ぶのではなく、段階的に重点化して展開されることが求められているのではないか。本章では、そのモデルを求め、WLBの先進国であるフィンランドの保育制度の歴史と現在のWLBの実態や子育てのライフスタイル、ニーズを我が国と比較してきた。以上をまとめたものは、改めて第4章で示したい。

第3章 WLBの実態とニーズ（Ⅱ）

3-1. 地方都市のWLB（福山市）

3-1-1. 背景

高度経済成長期～いわゆるバブル崩壊期（1990年代前半）までのわが国においては、日本型雇用慣行といわれる終身雇用・年功序列・家族賃金という三点セットと、「男は仕事、女は家事・育児」という性別役割分業に支えられ強固で安定した「(核)家族」という、現役世代の生活保障を強固に支える“見えない社会保障”が存在していた。しかしながら、90年代後半前後からそうした構造は大きく崩れ、最も失業率が高いのが、10～20歳代の若者であり、人生のリスクが高齢期のみでなく、人生の前半～中盤にも広く及ぶようになってきている¹⁾。

その結果、最も顕著な現象として出現しているのが、医学の進歩による長寿化と相まって、若者の晩婚化・晩産化・“産み控え”等によって引き起こされる少子化による生産年齢人口と非生産年齢人口の構造変化である。

このことは、今後のわが国の社会保障問題に対して、人生前半の社会保障という視点を導入していかなければ、若者の「生き難さ」は解消されないといえ、悪循環のスパイラルはさらに続くことが懸念される。

具体的には、教育や雇用という将来の職業的な選択肢を広げるサポートの他に、現在の育児支援にジェンダー視点を導入したWLBを実現できるようなサポートが必要になっていると思われる。つまり、女性（母親）中心の育児支援のみではなく、男性の家事・育児を可能にするような労働環境の改善と、家事・育児能力の陶冶のサポートを見える形にしていかなければならない。

3-1-2. 目的

本章は、以上のような背景の中で、2つの目的を持って進めていく。1つは、地方都市である福山市において、WLB、親支援ニーズの実態、とりわけ男性の家事・育児参加の実態はどのようなものになっているのかを調査し、考察する。2つめには、その実態をふまえて、地域での取組を進めるほかに、生活に関わる研究領域や教育の再構築をどのように進めるのか、考えていきたい。子育て支援という大目的を含めて図示すると、以下の図1のようになる。

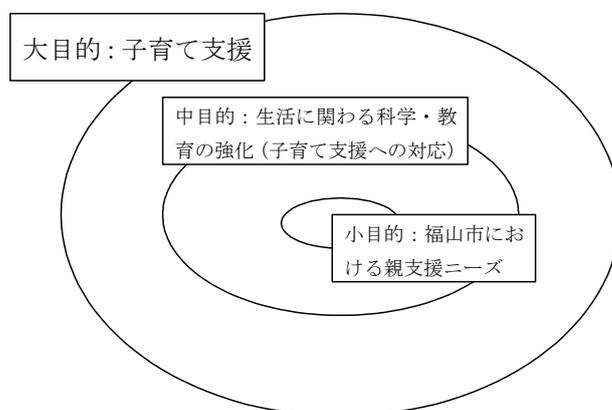


図3-1-1 地方都市のWLBの目的

3-1-3. 福山市保健所 3 歳児・1 歳半健診時における調査の概要

方法：福山市保健所による 1 歳半・3 歳児健診案内に 1 部のアンケート用紙に母親・父親が両方とも書き込めるように設計し、アンケート挿入の上郵送し、健診時に回収、集計、考察。

時期：2005 年 12 月～2006 年 1 月

配布数：1 歳半 360、3 歳 360

回収数：1 歳半 137、3 歳 176

回収率：1 歳半 38.1%、3 歳 48.9%

内容：母親の実態と支援ニーズ、父親実態と支援ニーズ、そしてそれらの関係を明確化する。

具体的な質問項目は、

I：フェイスと育児環境、

II：子どもの生活、

III：母親の意識と就労の実態、家事能力、家事等学んだ媒体、育児支援ニーズ、IV：父親の意識と就労の実態、家事能力、家事等を学んだ媒体、育児支援ニーズを調査した。

3-2. 地方都市の WLB（福山市）調査結果

(1) 子育ての実態と家族へのサポート

①両親の年代

父親の年代は図 3-2-1 のように、30 代前半が約 45%、図 3-2-2 のように母親の年代も 30 代前半が約 50%であるが、両親を比較するとやや父親の方が高く、夫の年齢がやや高いカップルが多いことが予測される。

わが国の中学校において男女共修のカリキュラムが導入されたのが 1993 年、高等学校において男女共修のカリキュラムになったのが 1994 年であるので、この調査の対象となった父親の多くは、学校教育のなかで家庭科をほとんど学んできていないことになる。

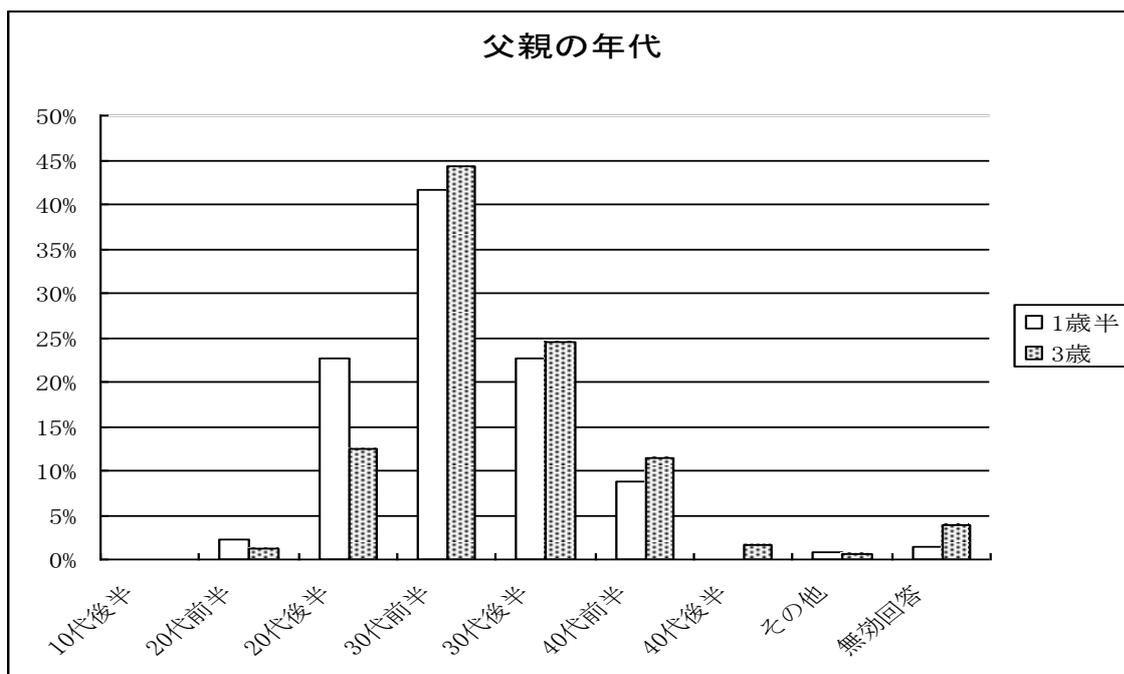


図 3-2-1 父親の年代

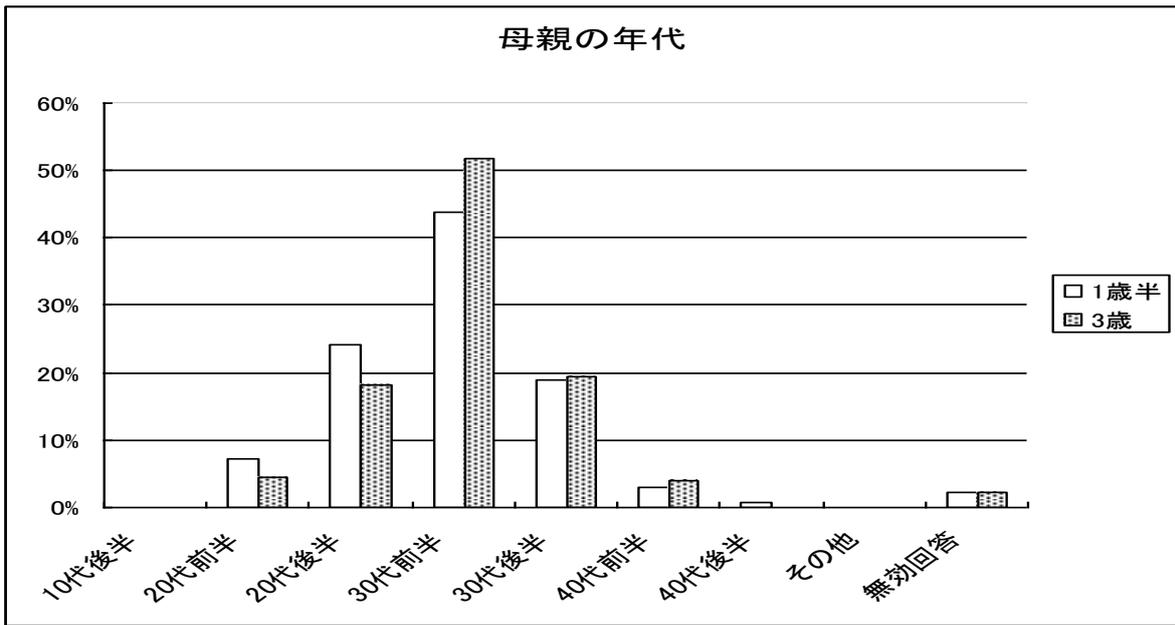


図 3-2-2 母親の年代

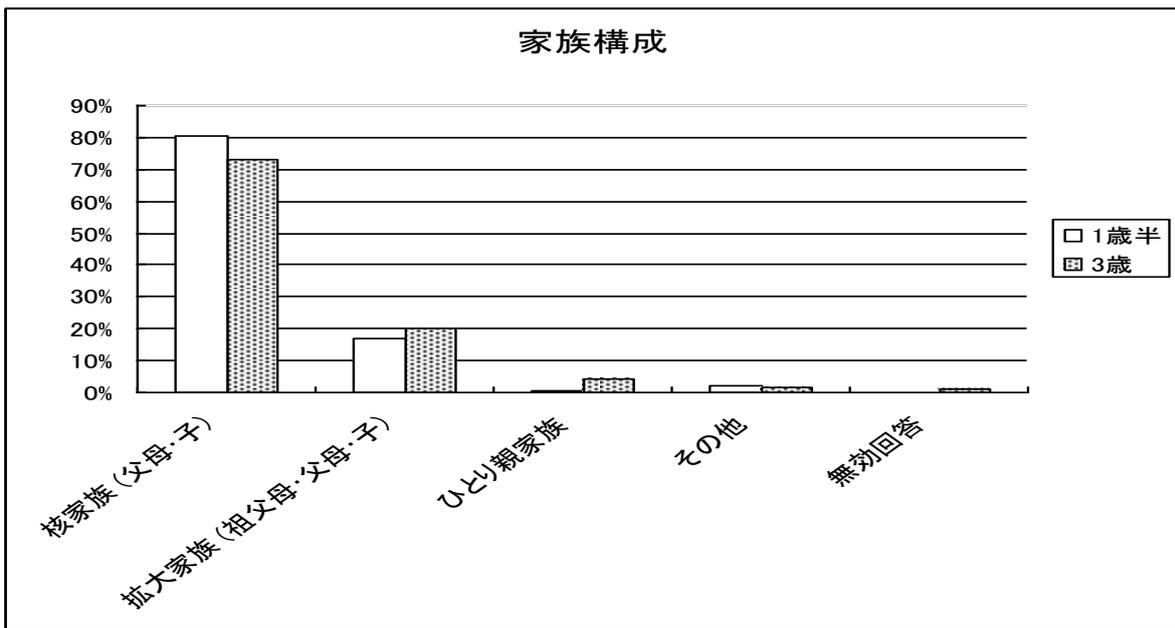


図 3-2-3 家族構成

②家族構成・居住環境と両親の住居との距離

次に、家族構成は図 3-2-3 の通りであり、典型的な地方都市である福山市の若い親世代の 80%近くが、核家族で暮らしていることが読み取れる。3歳児と 1歳半でもわずかながら核家族化の傾向がみられる。

家族の居住環境は、図 3-2-4 のように、持ち家に次いでアパートが多くなっている。持ち家が多い点は都心と比べて、土地に余裕がある地方都市（のなかでも福山市）の特徴と考えられる。

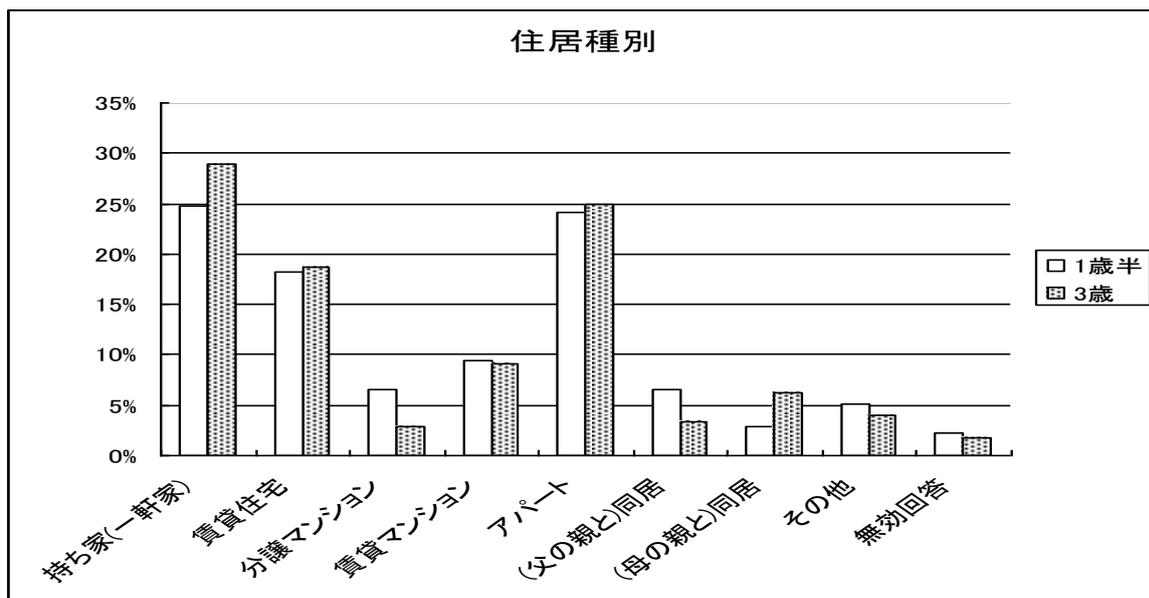


図 3-2-4 住居種別

夫婦の両親の住まいの距離を尋ねたところ、図 3-2-5、図 3-2-6 にあるように、父親の両親の方が同居率が高いものの、多くは日帰りで行ける距離、車で片道 15 以内で行ける距離というような距離に住んでおり、夫婦の両親からのサポートが比較的得られやすい状況にあることも読み取れた。

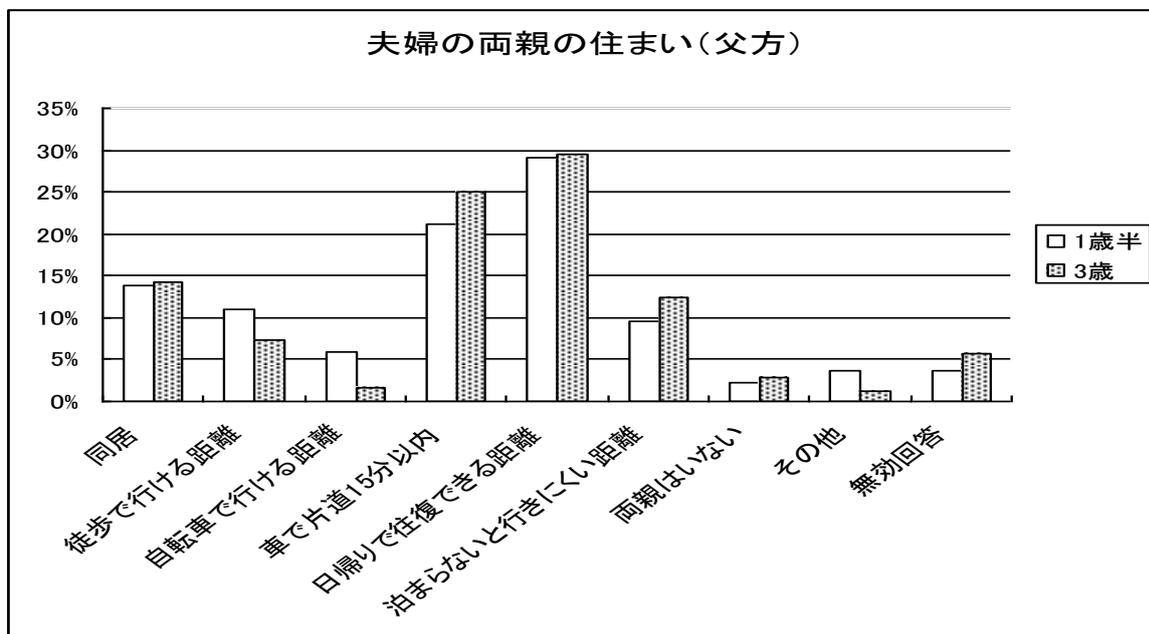


図 3-2-5 夫婦の両親の住まい (父方)

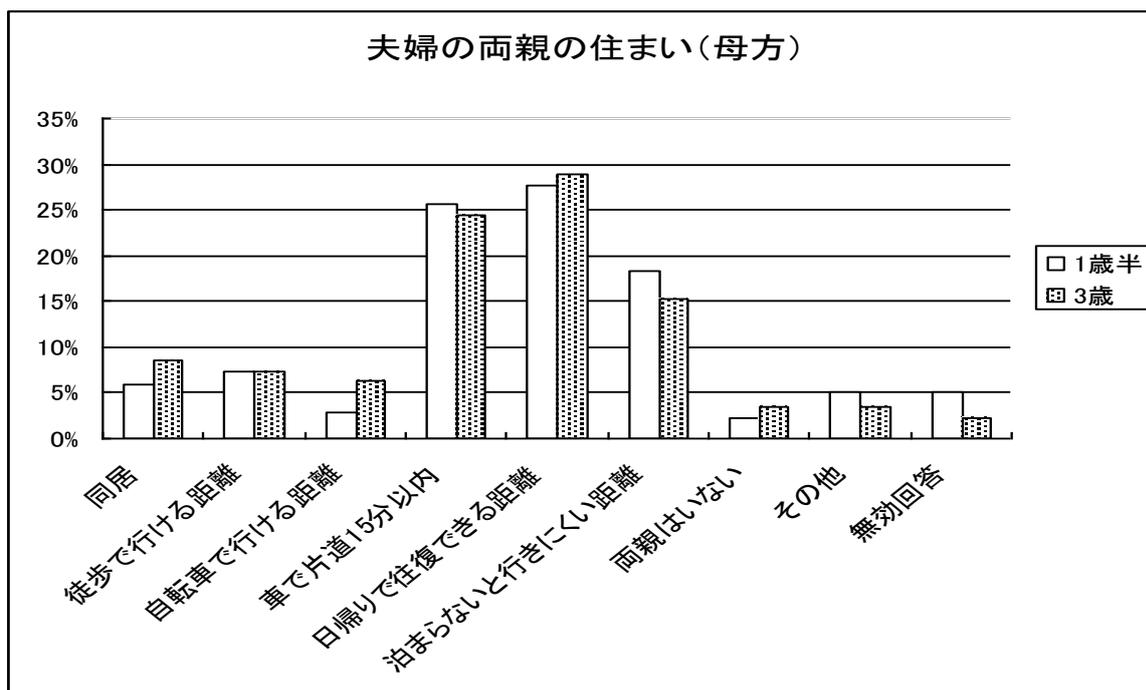


図 3-2-6 夫婦の両親の住まい (母方)

③両親の働き方と子どもの養育環境

両親の働き方は、図 3-2-7、図 3-2-8 にみるように、父親の 80%以上はフルタイムの正社員であり、母親の方は逆に約 60%が無職の専業主婦であることがわかる。福山市のような地方都市においては、性別役割分業意識が強くあるか、小さな子どもを持つ女性が働き続けにくい労働環境があることが予測される。

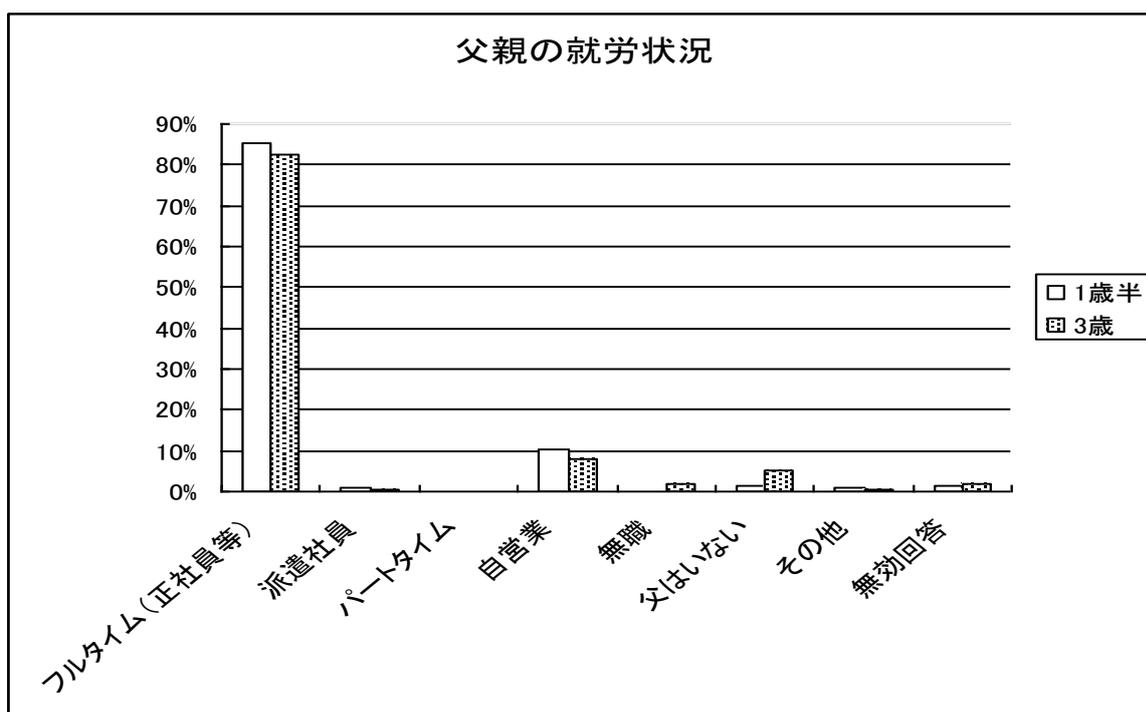


図 3-2-7 父親の就労状況

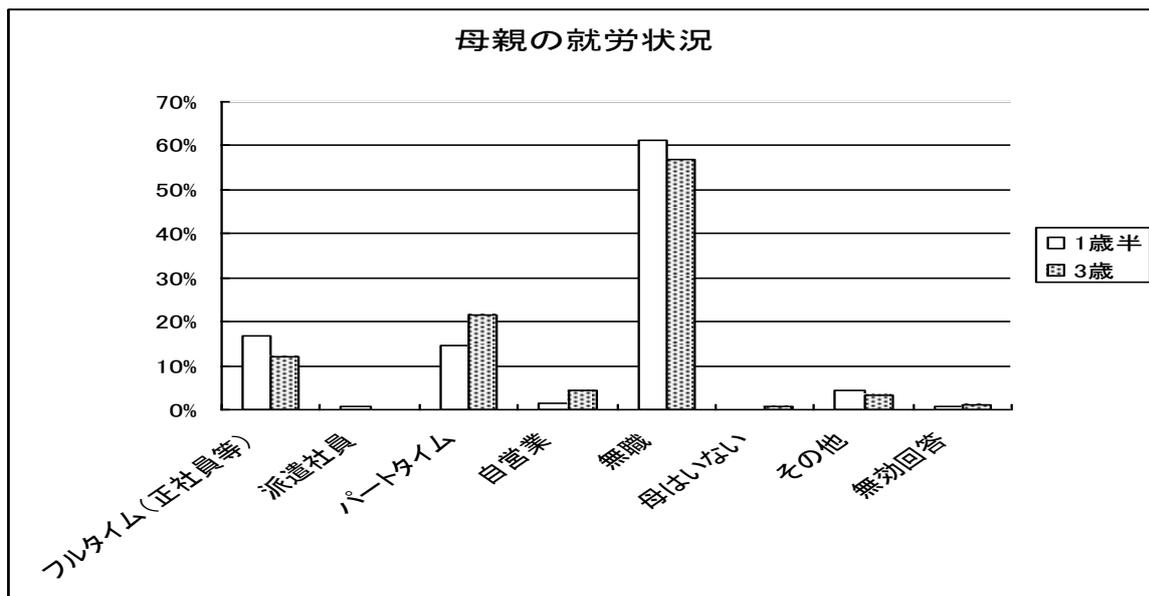


図 3-2-8 母親の就労状況

このような両親の就労状況のもとでの養育環境は、図 3-2-9 のようになっており、20-30%は保育所を利用しているものの、約 50%が家庭のみで養育されている。つまり昼間は母親のみの孤独な育児環境の中で育てられており、福山市においても親支援の方策を専業主婦向けのメニュー中心に取りそろえる必要があることがわかる。

また、図 3-2-10 にあるように、困ったときのサポートには母親の親（祖父母）が父親の親（祖父母）に比べて2倍になっている。これは、わが国の特徴といえ、筆者が行ったフィンランドでの同様の調査³⁷では、父方の親（祖父母）にも同様のサポートを受けており、わが国の育児サポートの長期的展望を考える上で興味深いものがある。それにも増して、無効回答の多さは、サポートが得られないと読むと、大きな問題であろう。

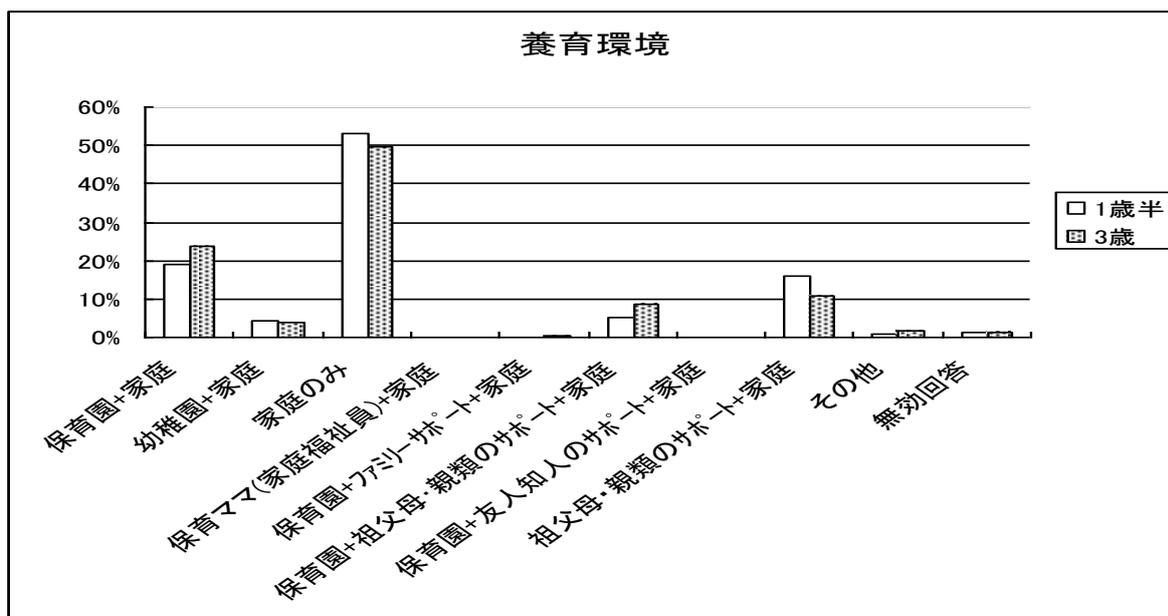


図 3-2-9 養育環境

³⁷ 第 2 章にまとめている。

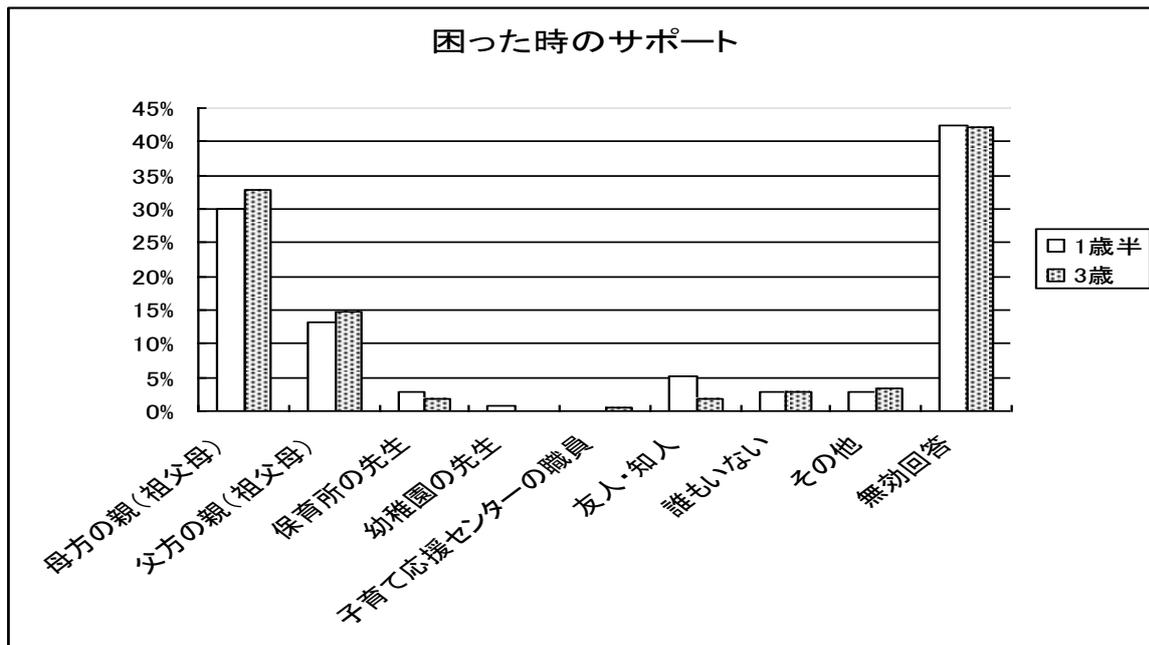


図 3-2-10 困ったときのサポート

(2) 母親と父親の育児意識

そのような環境の中で、昼間孤独に育児をしている多くの母親たちは、どのような育児意識を抱いているのであろうか。また、なかなか育児にかかわることができない父親の方はどうであろうか。

図 3-2-11、3-2-12 は、母親と父親に育児の楽しさを尋ねたものである。図 3-1-12 にあるように、母親の方は、とても楽しいが約 60%であるが、3 歳児の母親は 40%近くやや楽しいと楽しさが減退しているのがわかる。

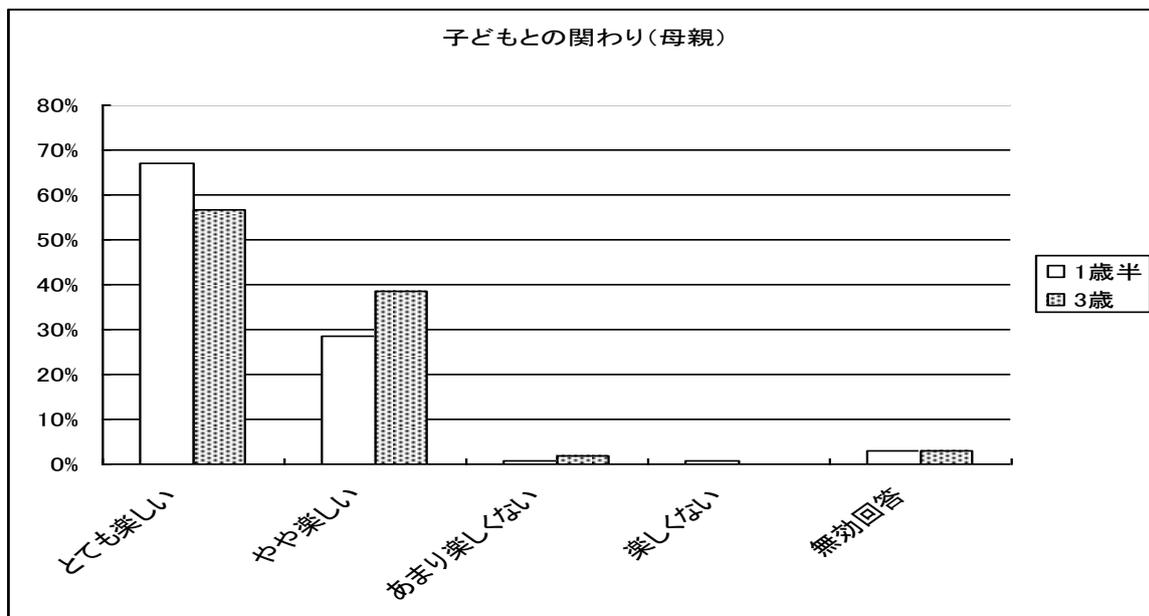


図 3-2-11 子どもとの関わり (母親)

父親の方は、図 3-2-12 のように、とても楽しいが 60%を超す一方で、15%以上の無効回答も気になるところである。

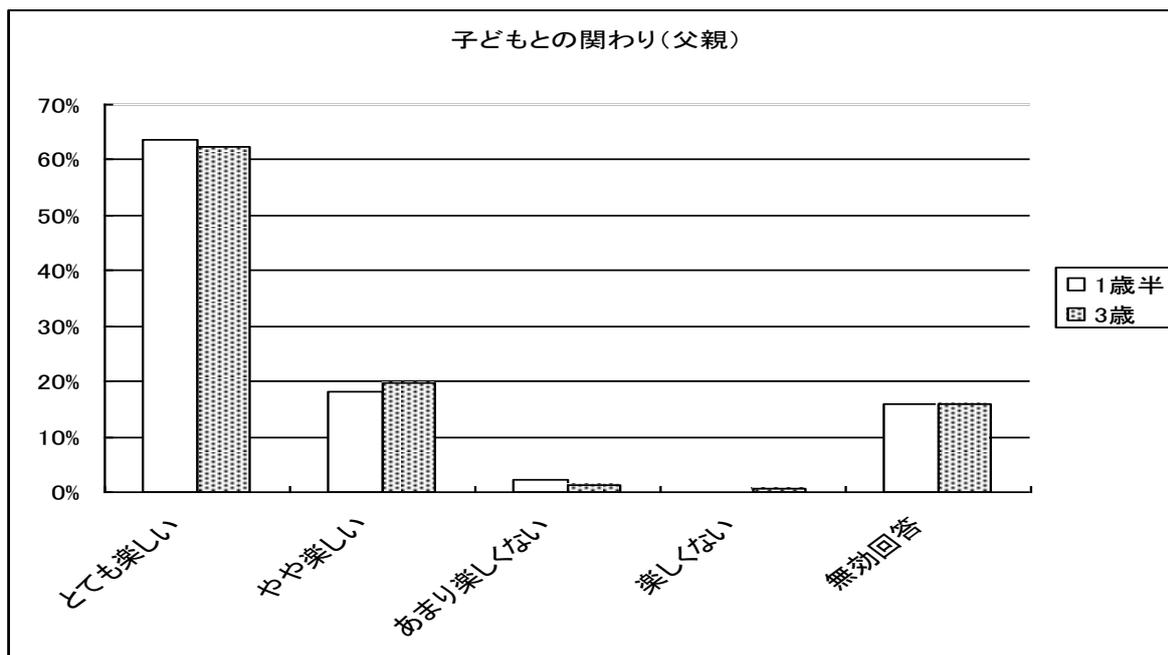


図 3-2-12 子どもとの関わり (父親)

また、イライラしたときに子どもを叩いてしまうことがあるかという体罰について聞いたところ、図 3-2-13 のように 3 歳児では 50% 近くが叩いていることがわかった。このことが図 3-2-11 における「やや楽しい」という答えと重なってくるのであろうか。時間的に関わりの少ない父親も図 3-2-14 をみると、3 歳児で約 20% が体罰を「ややある」と答えている。

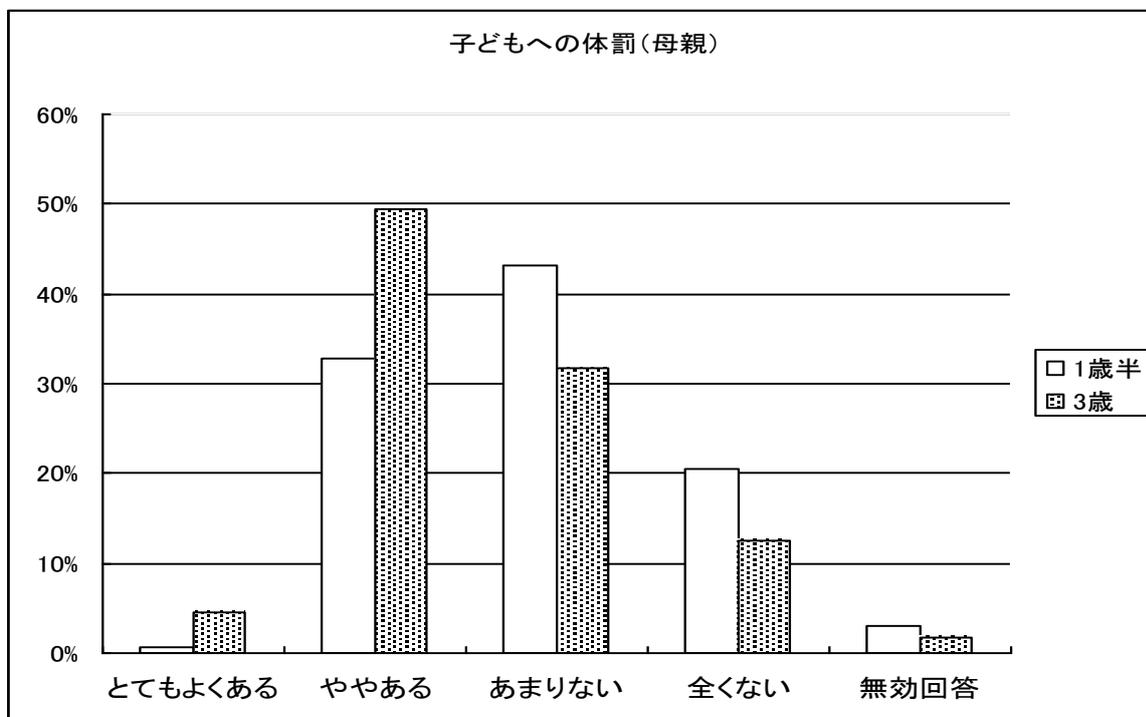


図 3-2-13 子どもへの体罰 (母親)

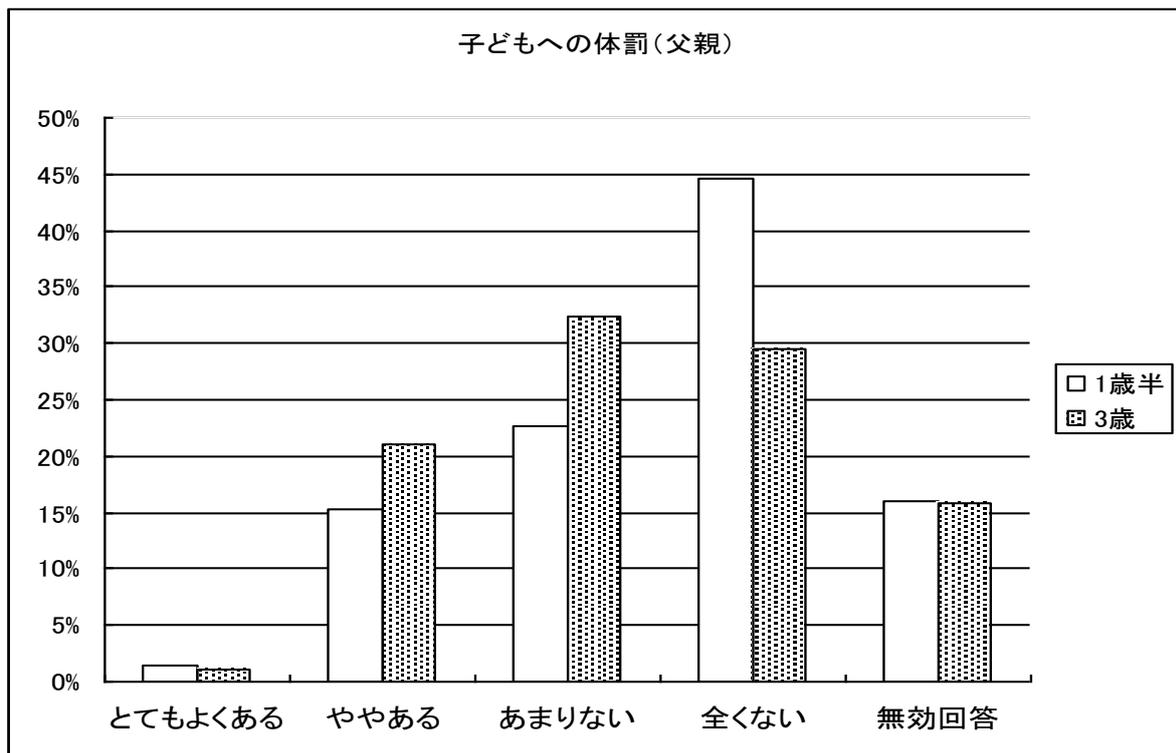


図 3-2-14 子どもへの体罰 (父親)

(3) 夫婦の家事・育児への関わり

①家事分担

仕事の形態からいうと、育児については性別役割分担をいっているように見えたが、家事についてはどのようになっているのか。図 3-2-15、3-2-16 を見るとわかるように、ほぼ 80-100% が妻の役割となっていることがわかる。

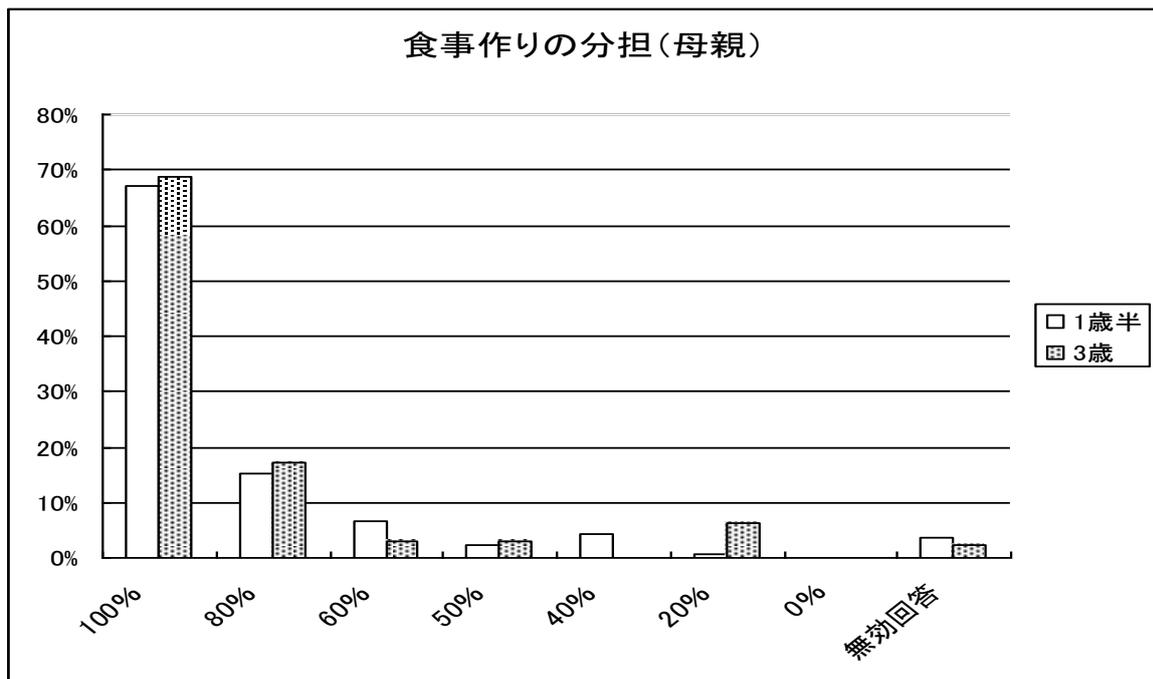


図 3-2-15 食事作りの分担 (母親)

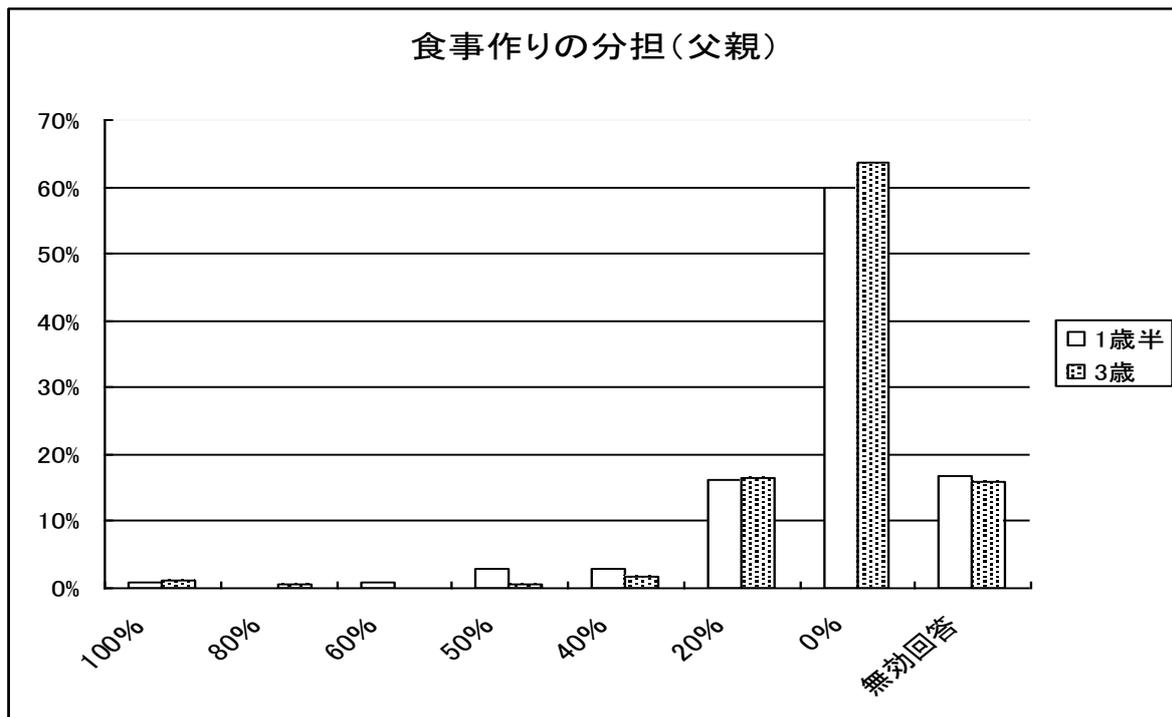


図 3-2-16 植字作りの分担 (父親)

②自分の家事能力・パートナーの家事能力/育児協力

まず自分の家事に対する得意、不得意について、図 3-2-17 をみると、母親の方は足すと約 60% は得意といい、同じく約 40% 近くが苦手といい、性別役割分業をしているといっても苦手な母親も相当数いることがわかる。

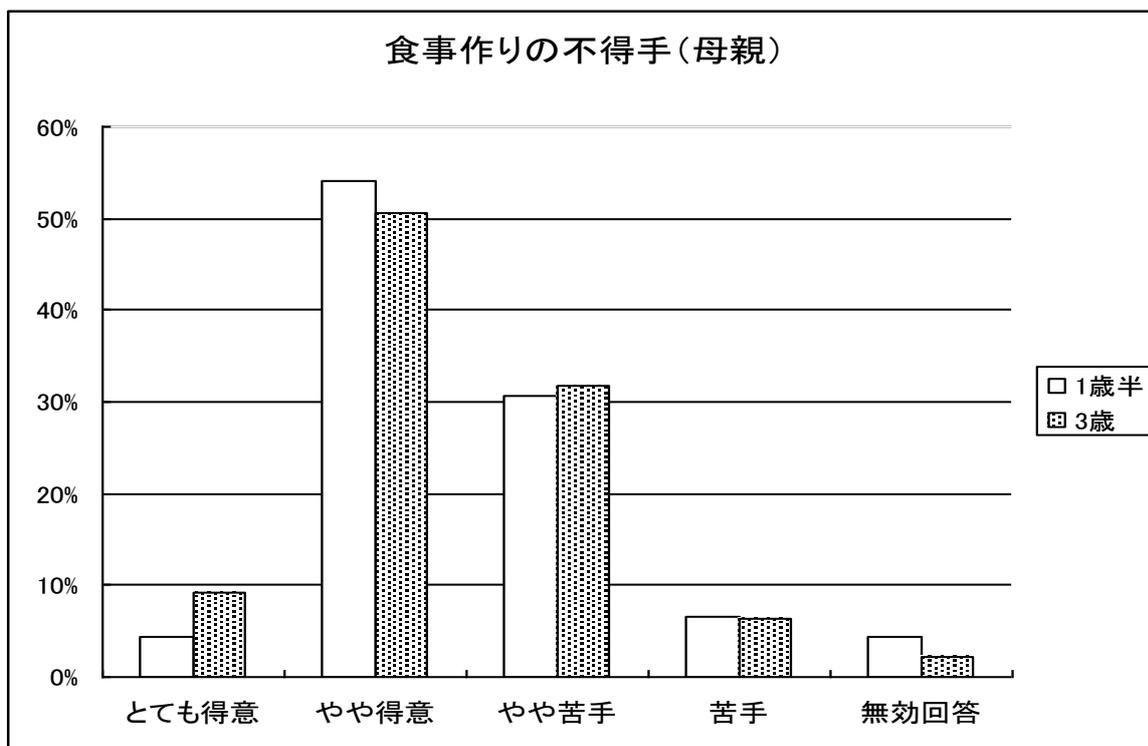


図 3-2-17 食事作りの不得手 (母親)

父親については、図 3-2-18 のように、約 20%が得意といい、約 60%が苦手と答えている。無効回答の 20%近くは関心もないのか、得意ではないと読むと、母親の 40%も含めて、家事能力を陶冶する学習は、育児期に突入する前に身につけていればかなり夫婦お互いの育児が楽になるということが予想される。

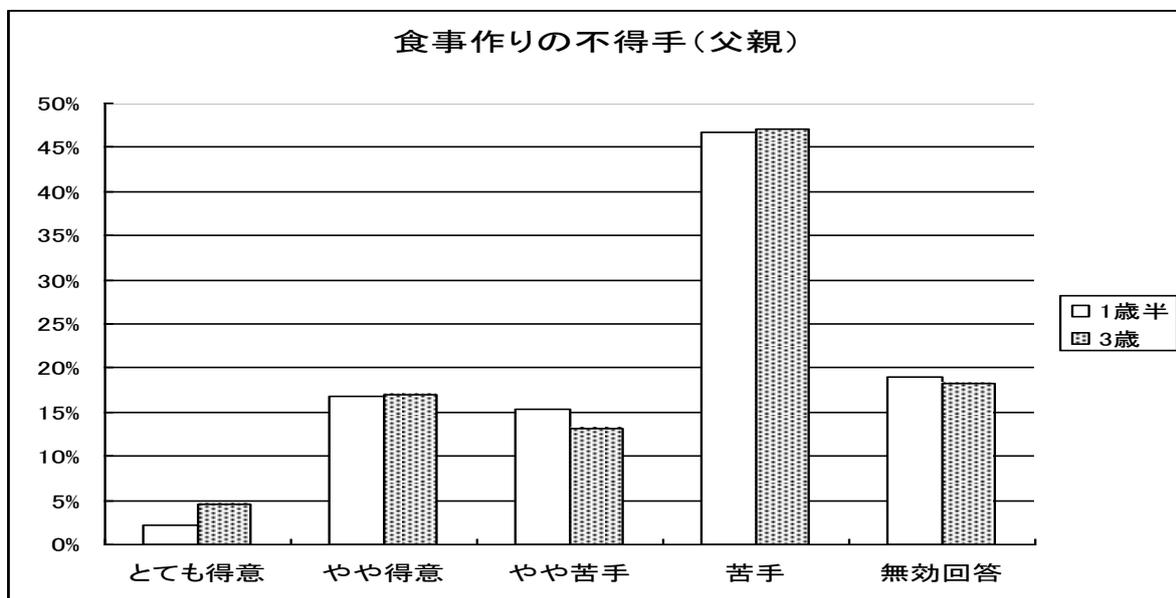


図 3-2-18 食事作りの不得手 (父親)

また、パートナーの家事能力については、図 3-2-19, 図 3-2-20 にあるように、お互いの他己評価は、それぞれの自己評価よりも高くなっている。

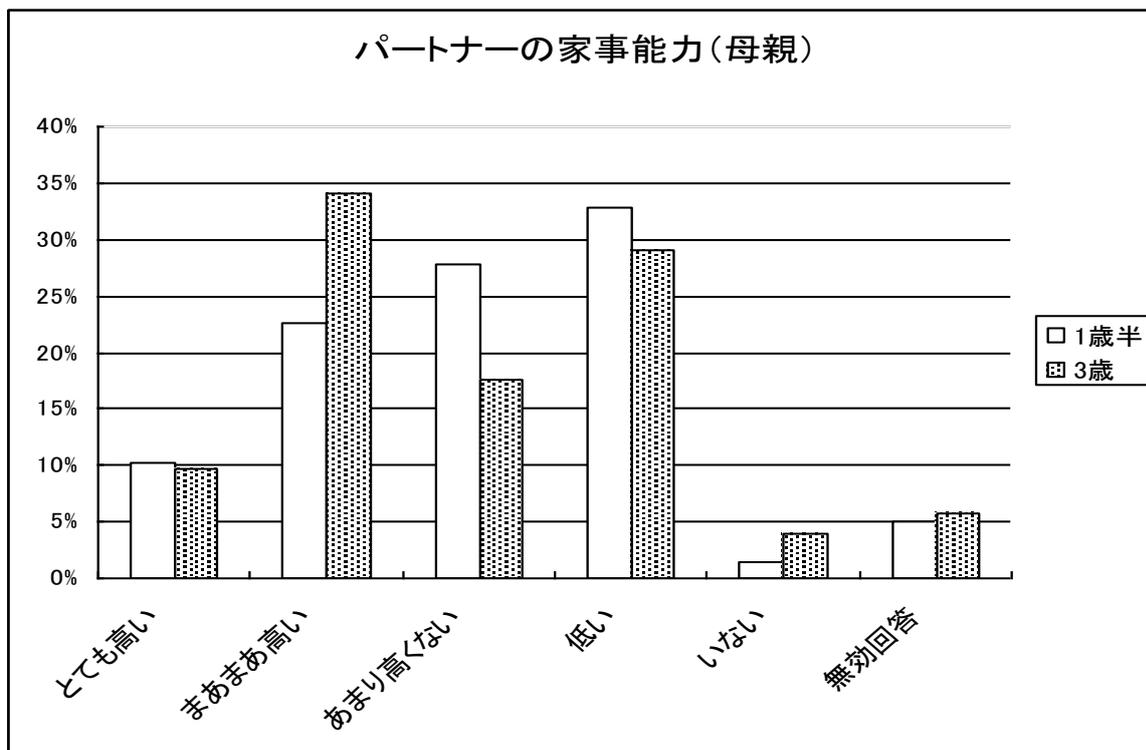


図 3-2-19 パートナーの家事能力 (母親)

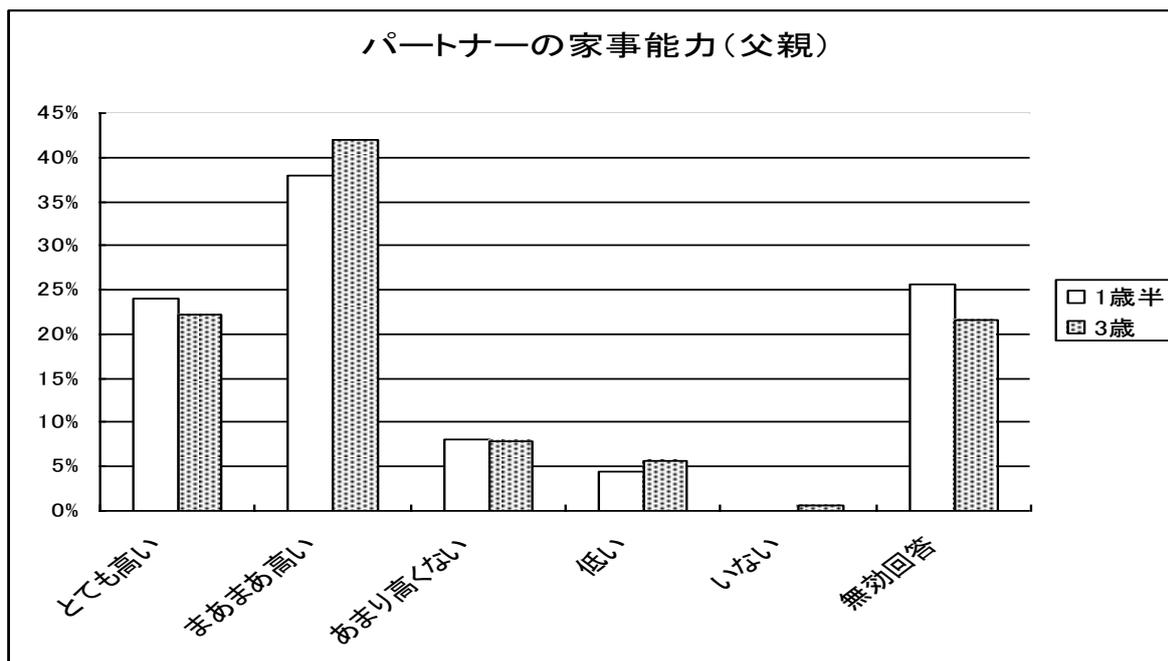


図 3-2-20 パートナーの家事能力 (父親)

家事協力の母のみを示すと、図 3-2-21 のようになり、約 70-80%の父親たちは家事に協力的であることがわかる。

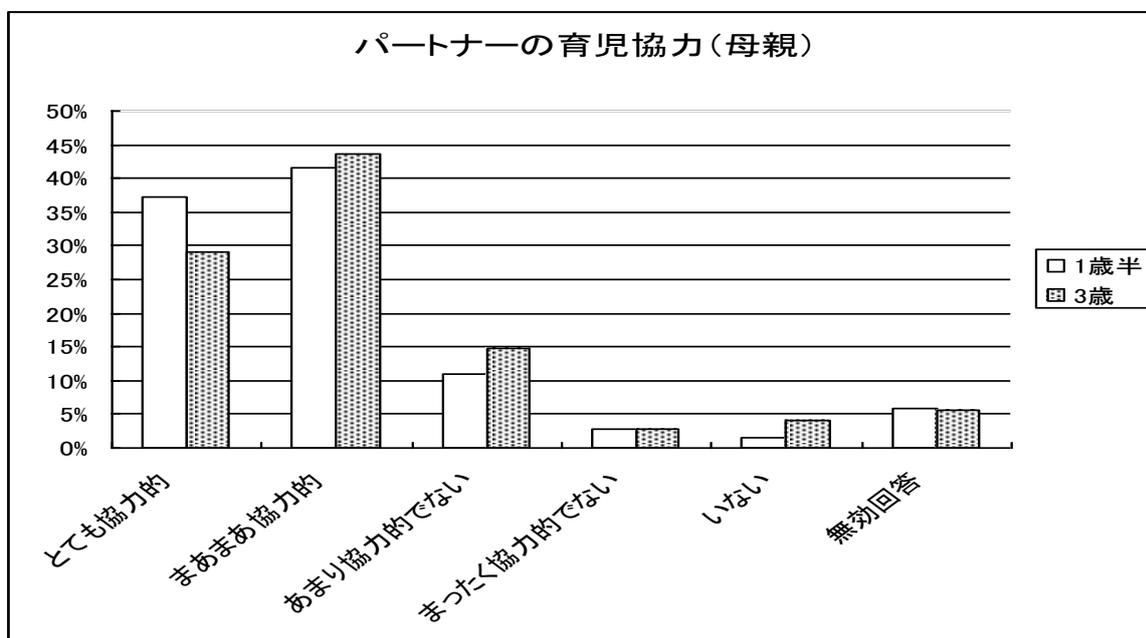


図 3-2-21 パートナーの育児協力 (母親)

③母親の子どもへの体罰と母親の家事能力、父親の家事能力/育児協力への評価との関係

ここでは、a. 子どもへの体罰 (母親) と母親家事能力との関係、b. 子どもへの体罰 (母親) と父親家事能力への評価の関係、c. 子どもへの体罰 (母親) と父親の育児協力への評価の関係をそれぞれクロス集計とカイ二乗検定によって検討してみたい。

a. 子どもへの体罰 (母親) と母親家事能力の関係

以下の図 22 に見るように、カイ二乗検定の結果、この二つには 5%の危険率で有意な差が認め

られた。

残差分析の結果、体罰がとても良くあると家事が苦手、あまりないと家事がやや苦手、全くないととても得意にそれぞれ危険率5%水準で差が見られたことから、家事が得意な母親は子どもに体罰を加えていないことがわかった。

今後の子育て支援に一つの示唆を与える結果ではないかと考えられる。

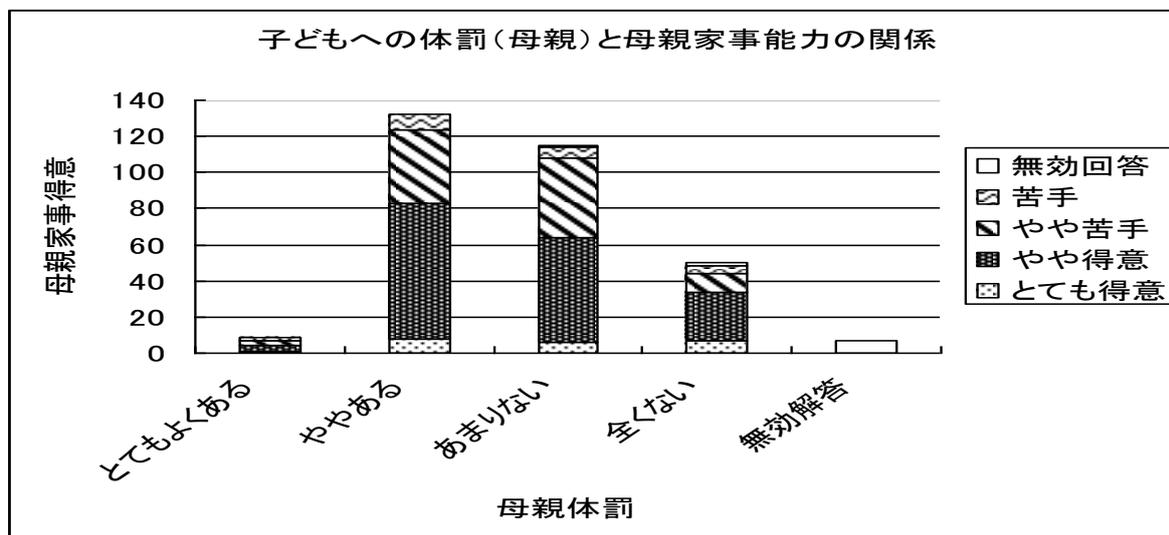


図 3-2-22 子どもへの体罰 (母親) と母親家事能力の関係

b. 子どもへの体罰 (母親) と父親の家事能力への評価の関係

次に、父親の家事能力への評価とはどのような関係が見いだせるであろうか。

以下の図 23 のような結果となった。同じくカイ二乗検定の結果、こちらは1%の危険率で有意な差が検証された。残差分析の結果、母親の体罰がとてもよくあると父親の家事能力が低いに1%、体罰がややあると、父親の家事能力がまあまあ高いに1%、体罰が全くないと、父親の家事能力高いに5%水準でそれぞれ有意差があった。このことは、父親の家事能力が高いということが、母親が家事能力を高める以上の重要な要件となることを示す。

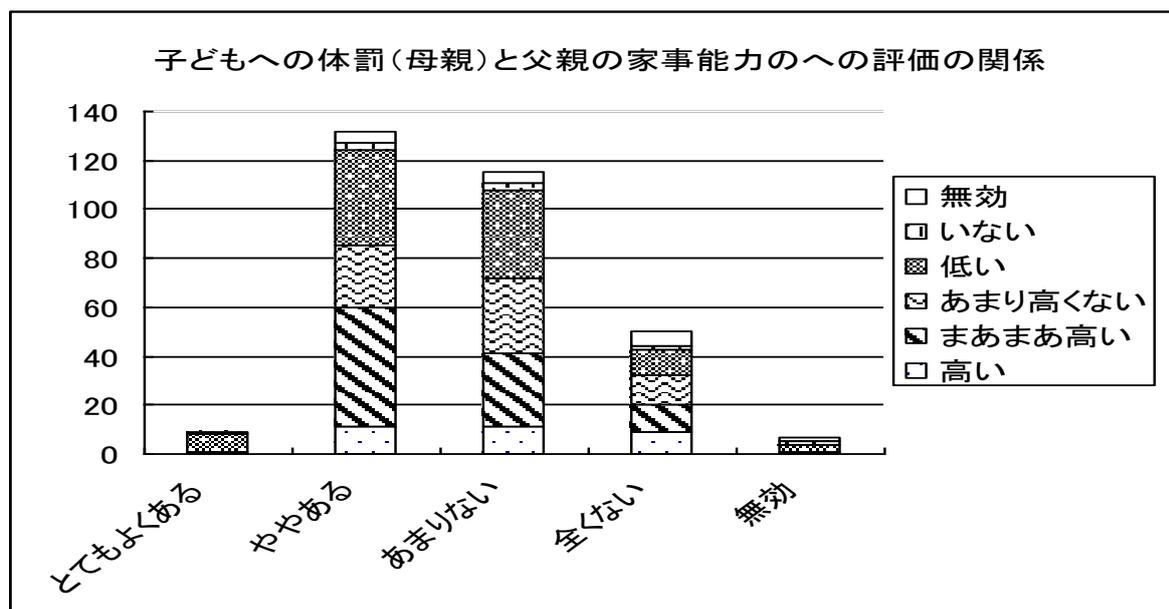


図 3-2-23 子どもへの体罰 (母親) と父親の家事能力への評価の関係

c. 子どもへの体罰（母親）と父親の育児協力への評価

また、父親の育児協力との関係はどうであろうか。

以下の図 24 のような結果となった。やはりカイ二乗検定の結果、1%水準の危険率で有意な差が検証された。

残差分析の結果、母親の体罰とてもよくある父親の育児協力全くないに1%水準で有意差があった。

父親の家事能力に加えて、育児協力にも大きな関連があることが認められた。

これらの検定結果は、母親の子どもへの体罰と、親たちの家事能力、育児能力に大きな関連があることを証明したことになる。そして、同時に対策を個人レベル・地域レベル・（教育という）国家レベルで立てていくための根拠となっていくと思われる。

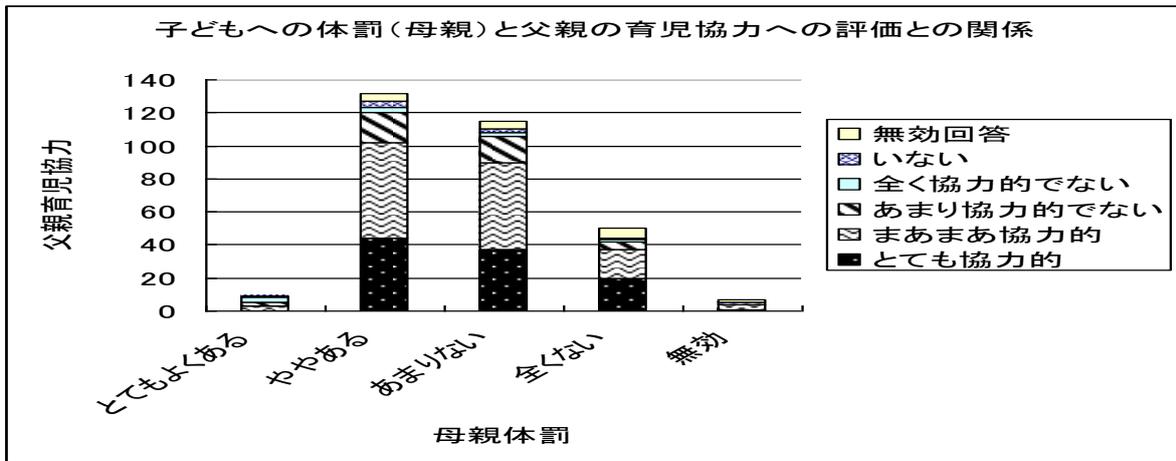


図 3-2-24 子どもへの体罰（母親）と父親の育児協力への評価との関係

3-3. 地方都市の顕在的子育て支援ニーズ

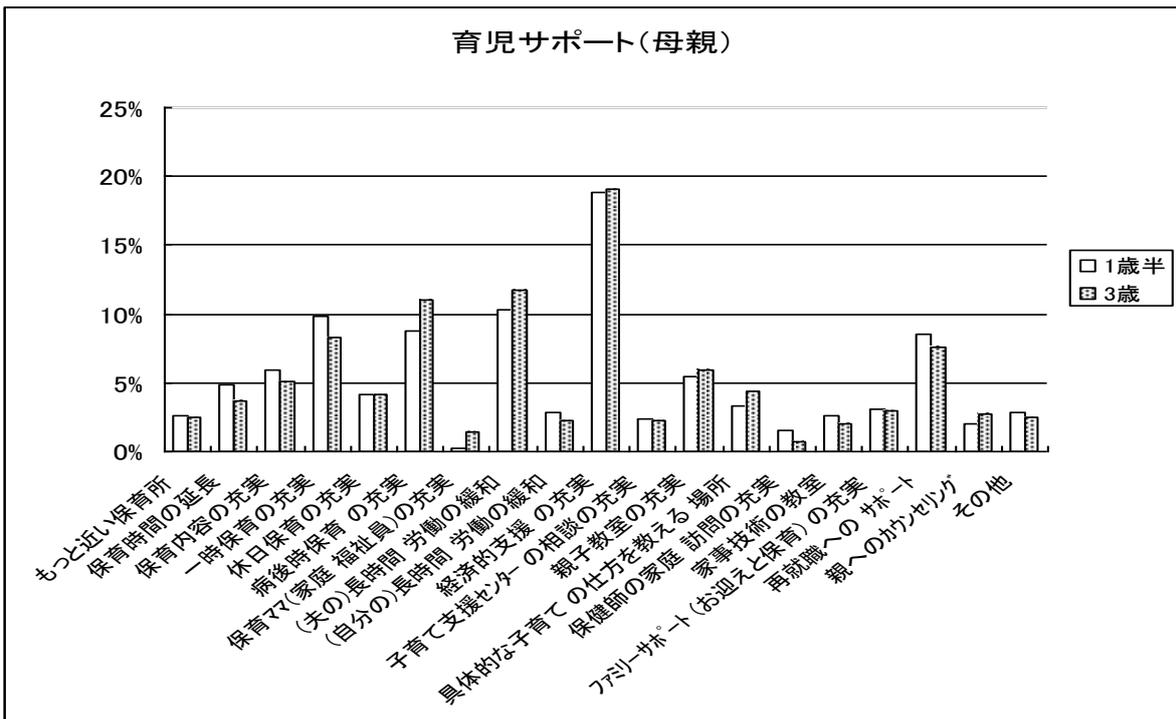


図 3-3-1 育児サポート（母親）

母親と父親が子育て支援ニーズとして挙げた項目は、マルチアンサーで図3-3-1、図3-3-2のようになった。母親に関しては、経済的支援の充実、夫の長時間労働の緩和、病後児保育の充実、一時保育の充実、再就職へのサポートと続く。わずかではあるが、親子教室、具体的子育て、家事援助の教室もニーズとしてはあることがわかる。

父親の方は、経済的支援の充実が一番に来るのは母親と同様であるが、二番目は、母親と真逆の妻の長時間労働の緩和である。この割合は、妻がフルタイムで働いている夫より若干多い位の人数になる。パートタイムで働く妻の夫も、あるいは妻がパートタイムだからこそ、長時間労働を問題視しているのかもしれない。母親と同様に親子教室、具体的子育て、家事技術の教室のニーズがある。

これらの顕在的なニーズに対応して親支援が必要なのは論を待たないが、先に示したように、父親も母親も家事・育児の能力を高めることで、豊かな生活と育児をしていくことが可能になるのではないか。これらを多くの親たちが自ら自覚している顕在的なニーズとは別に、顕在的な数は少なくとも潜在的ニーズとして捉えていくことが必要ではないかと考える。

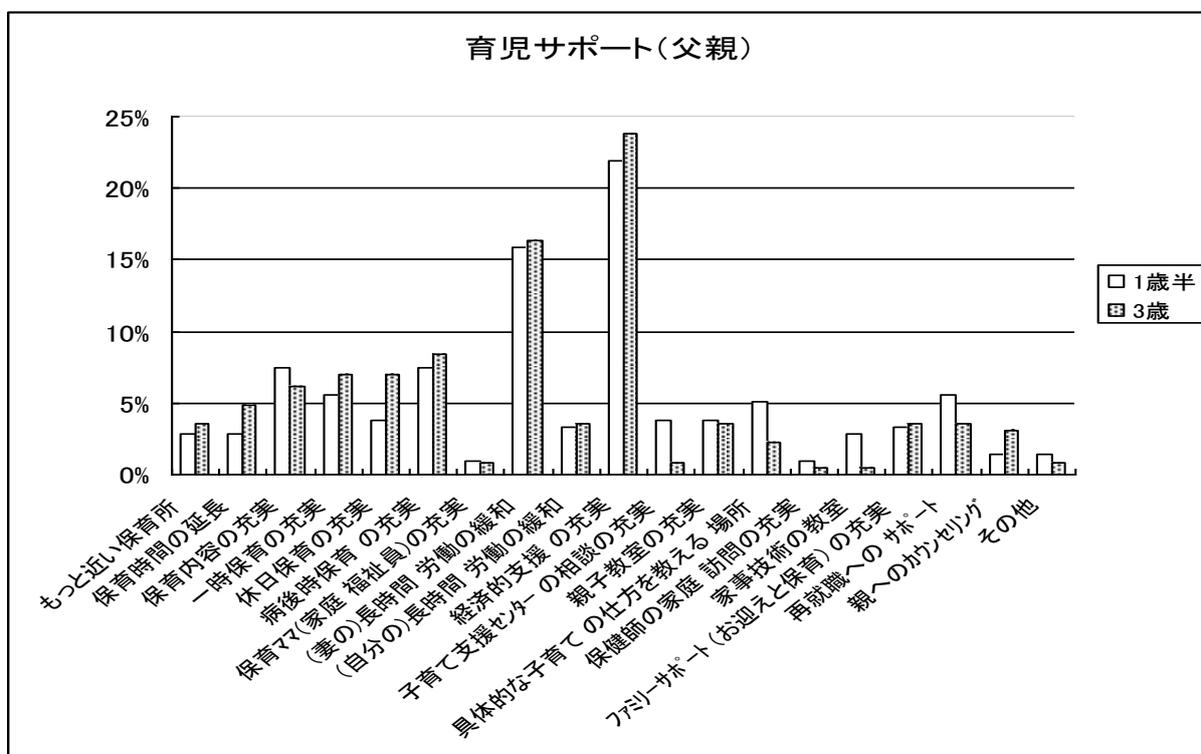


図3-3-2 育児サポート(父親)

3-4. 地方都市のWLBのまとめ

- ・福山市では、育児家庭では、家庭のみで養育されている子どもは約50%おり、父親の80%はフルタイム、母親の60%は専業主婦であった。
- ・祖父母との同居は約20%であり、それ以外に車で15分以内に近居がそれぞれ40%あった。
- ・母親の体罰は3歳児では55%があると答え、父親でも20%があると答えた。
- ・食事作りの分担は約70%が母親のみと答え、父親の・約60%が家事が苦手と答えた。
- ・母親の体罰と母親の家事能力には5%水準の危険率で、母親の体罰と父親の家事能力、母親の体罰と父親の育児協力にはそれぞれ1%水準の危険率で、カイ二乗検定の結果有意差が見られた。
- ・両親とも多くは経済的支援や(相手の)長時間労働の緩和をニーズとしてあげているが、親子教室、具体的子育て、家事援助の教室もニーズとしてはある。

祖父母世代のサポートがあり、大都市と比べ育児が容易で、WLBが上手くいっているのではないかとされた福山市のような地方都市において、子育て世代の女性の専業主婦率は高く、昼間は母のみでの育児が多いことがわかった。この背景には、旧来の性別役割分業意識が雇用者側にも、母親側にも残存していることが考えられる。母親たちは再就職を望みつつも仕事と子育ての両立へ壁は高く、この世代へのサポートは大きな課題である。

母親の家事能力、父親の家事能力、父親の育児協力が高ければ、母親の子どもへの体罰が少ないことから、これらの能力を育児が始まる前までに教育によって高めていくことは重要な意味がある。

その際、妊娠後保健所等の主催する教室で親教育を行う際のプログラムに、実際の家事・育児の力をつけていくという方法も重要であろうが、もう少し早い段階に、時間をかけて力をつけていく方法も検討する必要がある。

謝辞 本研究を進めるに当たり、調査にお答えいただいた1歳半児・3歳児の保護者の皆様、福山市保健所の田中所長はじめ職員の皆様に、心から感謝を申し上げます。

第4章 子育て支援の段階的重点化

4-1. フィンランドの保育制度の歴史から

2章で見たように、フィンランドの保育制度の歴史からみえてきたことは、以下の通りである。

①フィンランドにおいては、保育施設の充実が図られるとともに女性の雇用が一般的になった1964年に母親育児休業が定められた。また、73年の保育法によって、保育事業が、社会的弱者を対象とするのではなく、子ども家族への普遍的な社会サービスとして新たに位置づけられた。

②76年には、父親育児休業制度ができ、これらの制度により、普遍的な社会サービスを通して市民を総合的に支援する北欧型福祉国家の骨格が形作られた。

③さらに85年の「自宅育児手当に関する法律」の登場により、WLBの実現が可能になっていった。

フィンランドの保育制度の歴史からいえることをまとめると、女性の社会進出をサポートするための保育制度が70年代までに整い、父親を含めたWLBを実現するための特に父親を含めた育児休業制度、自宅育児手当制度が70年代後半～80年代にでき、これらの保育施設、母親・父親の育児休業、自宅育児手当という三つの条件がそれぞれにある程度の時間を経て整った結果、育児のためのお金、保育サービス、子どもと過ごす時間（労働環境）、という多面的な子育て支援が行き届き、保護者それぞれの事情に合わせメニューがうまく使いこなされる中で、伝統的家族からジェンダー家族を経て、男女のWLBという制度上における達成にいたったのではないか。同時に、このようなバランスの中で親たちの生活の豊かさや子どもの視点に立った保育も満たされるようになったのではないだろうか。

そうであるならば、子育て支援後発国の我が国においても、すべてメニューを揃えながらも、保育所の充実し、母親と（特に）父親の育児休業制度を整えた上で、自宅育児手当を拡充するというように、重点的に継時的に施策を一つ一つ実効性のあるものにしていくことが望まれるのではないか。

4-2. フィンランドとわが国における保育所保護者のWLBの実態と意識から

フィンランド・ポリ市と我が国・多摩市におけるWLBについての比較調査より、次のことが明らかになった。

①子ども罹患時の欠勤対応状況においては、ポリ市の父親が「休みやすい」が39%、「休みにくい」が42%と、ほぼ同じ率で答えているのに対し、多摩市では、「休みやすい」が10%、「休みにくい」が68%と圧倒的な差がある（ χ^2 乗検定により1%棄却率で有意差）。母親についても、同様に多摩市が休みにくい状況が1%水準の有意差で明らかになった。

②男女のWLBの実態について、ポリ市では食事作りの役割分担が半分か夫の方が多いのに対して、多摩市では圧倒的に母親が分担している（1%水準で有意差）。また、家事能力も夫婦ともポリ市の方が高いという認知になっている（母親による自分、パートナーとも1%水準で有意差）。

③育児への負担については、ポリ市の方が子どもとの関わりがとても楽しいと答える割合が多い（5%水準で有意差）。子どもへのイライラは今回の調査対象者であった保育所に通っている家庭同士では有意差がなかった。

- ④育児サポートについては、1%水準の有意差で大きな差が認められた。困った時のサポートとして、ポリ市では、母方の祖父母と父方の祖父母から同様のサポートを得ているのに対し、多摩市では父方の祖父母のサポートは母方の半数以下となっており、その代替として保育所の保育士のサポートを得ていることがわかった。
- ⑤育児サポートのニーズについても 1%水準の有意差で次のことがわかった。ポリ市では、保育所の質的向上や量的拡大をニーズとしてあげているのに対し、多摩市においては、父親の長時間労働の緩和や経済的支援が大きなニーズとなっている。顕在的には保育所よりはWLBの実現がより望まれているといえる。
- ⑥保育所の選択ポイントや生活空間化についての質問では、1%水準の有意差で多摩市の方がより保育所の内容や保育施設で選択している。
歴史的に見れば、子育て支援策が段階的に行き届き、実効性を持って機能している子育て支援・WLB先進国のフィンランドと後発の我が国の現状を切り取った形となった。我が国はそれぞれのメニューは揃えられているが、まだ十分機能しているとは言い難く、このままでは形ばかりの子育て支援策だけがあるということになりかねない。
とくに男女ともが職場の規範に縛り付けられている現状と家庭内での性別役割分業による膠着を改善するための具体的な方策が求められる。

4-3. 子育て支援の条件の段階的重点化とわが国における保育施設の課題

フィンランドの歴史と現在の日・芬のWLBの（現状値の）比較を通して我が国の今後の子育て支援の方策を検討すると、現在、我が国においてメニューが揃えられつつある子育て支援（子ども子育て応援プラン）は、現下ではそれぞれバラバラに目標値を持って展開しているが、フィンランドのように両親のWLBと子どもの視点に立ったシステムが実効性を持って実現するまでには、まだ遠い道のりが必要であることがわかった。フィンランドが辿ってきた道のりをモデルにして我が国の今後の道筋を示すと、段階的に重点化し以下の三つのステップを踏んで条件を整えていく必要があるように考えられる。

第一条件としては、多摩市の保育施設選択のポイントにもあったように、保育施設の量と質を確保していくことである。とくに量を充実させることを焦るあまり、従来の設置基準より低い認証制度や無認可の施設の増加には、制度的な支援を増やすことで歯止めをかける必要がある。保育施設が安心して預けられればこそ、母親たち・父親たちが仕事を継続していくことが可能になる。ポリ市のように父方、母方双方の祖父母にサポートを求めていくということも長期的にはめざす方向かも知れないが、現段階では保育所の（とくに質的な）充実が第一の課題であろう。例えば園庭が狭いために散歩に出て交通事故などの被害に遭うリスクを減じる必要がある。また、徐々に増加しつつあるがランチスペースなどを充実させて生活の見通せる保育内容にしていくことも課題となる。

第二条件としては、国、企業や事業所による両親の働き方の見直しである。フィンランドのように、育児休業が父親にもとりやすくなり、男女とも職場復帰がしやすい休業が保障されるべきである。その際、北欧諸国が取り入れたように、父親しか取ることができない「父親育児休業制度」は、母親の育児休業が明けてから保育施設を探したり、再就職先を捜すための切実な期間となることであろう。

さらに第三条件として、フィンランドで80年代に登場した自宅育児手当である。この充実、自宅で育児がしたいという両親が経済的に不安を感じることなく育児できるという意味で画期的であるが、これはあくまで前の二つの条件を踏まえた上で重点化されるべきである。これらを図示すると、以下の図4-3-1のようになる。

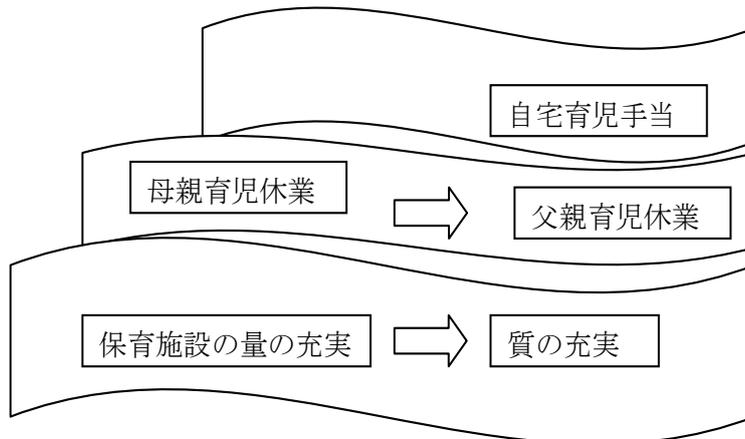


図 4-3-1 子育て支援の条件の段階的重点化

以下に子育て支援の条件の段階的重点化の必要性の論拠を 3 点示す。

- ①我が国の労働環境が制度だけでは変わりにくく、父親の家事・育児時間が確保できない現状では、とりあえず母親が労働に参入（あるいは継続）するためには、保育所の量的・質的充実が欠かせない。頼れる保育所があって初めて母親は労働参入（継続）が可能となる。頼れる保育所が確保できない母親は、就労（の継続）を諦めていると考えられる。あるいは、就労のために子どもを産むことを諦めている。
- ②頼れる保育所の見通しが持てた場合は（あるいはサポートが得られる場合は）、育児休業を取得して就労を続ける人が増加するが、父親の（義務的）育児休業が定着しない限り、仕事に戻った母親は仕事と家事・育児の二重負担に苦しむことになる。また、父親の育児する権利も結果的には奪われていることとなる。性別役割分業を制度的に見直すことができない限り、保育所だけでは二人目三人目を産み育てることは困難である。
- ③はじめの 2 つの条件が整わないうちに自宅育児手当が充実していくと、現在の我が国の性別役割分業は解消されず、母親だけが家庭での保育を担う方向が助長され、幻滅した若者たちが結婚や出産を控える傾向を脱することができない。

フィンランドの経験は、意図的に計画されてそれぞれの政策が講じられたというより、それぞれのニーズを議論しながら時間をかけて進められたため、結果的にうまく男女双方の WLB と子どもの視点に立った子育て支援が実現した、と見るのが正しいように思われる。とはいえ当のフィンランド人にとっては現在がベストという訳ではなく、さらに暮らしやすい国を求めて現在も試行錯誤が繰り返されていることは論を待たない³⁸。

しかしながら、調査で見える限り相当遅れた WLB 後発国の我が国の子育て支援においては、これからフィンランドがかけてきたような時間を費やしていくことよりも、先進国から学ぶことを計画的に進めることが重要なのではないか。つまり基本である保育施設の充実が果たされ、父親の家事育児参加が果たされたうえで望むならば母親も父親もその後の労働を保障されつつ家事・育児を楽しむことができるようなステップを計画的に踏んでいく必要がある。

³⁸ 高橋睦子：『子育て支援と家族の変容 子どもの視点からの福祉社会の模索, 安心・平等・社会の育み-フィンランドの子育てと保育』, 明石書店, 2007.7 pp149-195,

このことを踏まえるならば、5章以下でみていく保育施設計画はその基本となる最初のステップとして用意周到に立てられる必要がある。遠い将来男女のWLBが実現した暁には規模が縮小していくことも念頭に置きながら、最初のステップにおいては長時間保育や夜間保育にも対応できるよう、保育施設の質的充実は今後順を追って展開されるべきすべての子育て支援策のベースを担う最重要課題といえるであろう。

第5章 わが国の子育て支援政策とニーズ

5-1. わが国の少子化と子育て支援政策

4章において、フィンランドの子育て支援政策の歴史より段階的重点化という概念を抽出することができたが、わが国の子育て支援政策がどのように展開されているのか、押さえておきたい。

5-1-1. 少子化社会対策基本法

政府は、少子化社会対策基本法（平成十五年七月三十日法律第百三十三号）の冒頭で「もとより、結婚や出産は個人の決定に基づくものではあるが、こうした事態に直面して、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、次代の社会を担う子どもを安心して生み、育てることができる環境を整備し、子どもがひとしく心身ともに健やかに育ち、子どもを生み、育てる者が真に誇りと喜びを感じることでできる社会を実現し、少子化の進展に歯止めをかけることが、今、我らに、強く求められている。生命を尊び、豊かで安心して暮らすことでできる社会の実現に向け、新たな一歩を踏み出すことは、我らに課せられている喫緊の課題である。

ここに、少子化社会において講ぜられる施策の基本理念を明らかにし、少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進するため、この法律を制定する。」

と述べ、第二章 基本的施策では、以下の8点を挙げている。

- ①雇用環境の整備
- ②保育サービス等の充実
- ③地域社会における子育て支援体制の整備
- ④母子保健医療体制の充実等
- ⑤ゆとりのある教育の推進等
- ⑥生活環境の整備
- ⑦経済的負担の軽減
- ⑧教育及び啓発

これらの施策を総合的に進めていくなかで、子育て支援社会の実現を果たすべきであることが明言されている。

5-2. 子育て支援の現代的ニーズ

5-2-1. 子育て支援の現代的ニーズ①・・・低コスト

支援のニーズにおいても政府の方針においても、メインストリームにおいては施設型保育に向かっていることは明らかである。

保育サービスの充実、働く意欲はあるものの保育の条件が整わないために労働供給のできない（主に）女性の社会進出を後押ししていくであろうことは間違いない。ただし、保育所の量の問題を吟味する前に、は、保育サービスの質が今より向上し、低コストであればという消費者側のニーズに応えられるような保育所像を検討しておかなければなるまい。

ここでは、平成15年3月28日に出された内閣府国民生活局物価政策課による「保育サービスの現状と課題 - 『保育サービス価格に関する研究会』報告書-」の骨子より、論点を引用しておく。

●報告書の目的・特徴

高品質・低コストの保育サービスを目ざすために、1) 保育サービスの需要・供給両面について、効率性の観点から独自の個票データをもとに、わが国ではじめて本格的に包括的な実

証分析を行い、2) 客観的分析に基づいて保育サービスの現状と課題を具体的に明らかにした。

●主な結論のポイント（一部）

○保育サービスの供給面：賃金体系、自治体補助、低年齢児比率がコストに影響。

- 1) 賃金コスト：公立は私立認可よりも約 30%、私立認可は認可外よりも約 30%高い。
- 2) サービスの質の比較：保育士の資格・能力、保育所設備では公立が、それ以外では私立の方が高い。
- 3) 質を考慮したコスト比較：公立は明らかにコスト高
- 4) 経営主体による保育料負担の格差：補助金の差が保育料に反映し、認可と認可外でかなりの格差

○保育サービスの需要面：

- 1) 需要の価格弾力性と潜在的な保育需用者数：待機児童問題は低年齢児問題
価格弾力性は高い（1万円の保育料低下で利用者の割合は8～9%上昇）。首都圏の潜在的な保育需用者数は約24万人。
- 2) 女性労働供給への影響：保育サービス利用は女性就業に明らかに刺激効果（就業確率は約40%上昇）
- 3) 幼稚園・保育所の選択：幼稚園利用者の保育サービスへの需要は大きく、幼保一体化施設への利用希望者は合計約74万人。

●制度見直しに向けての提言

①低年齢児問題としての待機児童問題の解消と供給政策の充実

- 1) 公立保育所の効率化の推進
- 2) 規制緩和徹底による競争条件の整備・新規参入の促進
- 3) 3歳児以上は幼稚園の設備・人材活用等幼保一体化運営の推進で対応

②保育サービスの質の向上

- ・補助金の有効活用、サービスの質の評価のための評価機関の設置

③保育料の適正な設定

- ・事業者間での格差縮小、低年齢児利用世帯への直接補助の検討

④情報開示・データ整備の必要性

保育サービスの質を問うとき、その前提として、以上のような現行の非効率部分をいかに是正しながら進めていくのか、という課題があり、その具体的な部分が明確になってきたのではないかと思われる。本研究の主題を追求していく上では、「生活空間化」をはかるための評価機関、評価基準などを明確にしていく必要があるかと思われる。

5-2-2. 子育て支援の現代的ニーズ②・・・保育ママ制度の充実

幼保一体化施設、NPOによる取り組みのどちらも支援される側からのニーズ調査は進められてきているが、支援する側の視点に立った制度化という点から考えると、「保育ママ」制度は諸外国ではかなりうまく機能しているのではないか。

デンマークでは、(我が国のめざす)幼保一体化施設の完成体である「保育所」「幼稚園」「統合施設」(これらは年齢による区分だけである)以外に、共同保育を別の形で制度化した「保育ママ」制度はかなり活用されているようである。いつかこの活用方法を制度・施設空間・提供者/利用者へのインタビューにより重層的にとらえる必要があるかと考えているが、これによって地域での子育てを制度的に膨らませることが可能となると思われる。

一方で我が国における自治体の保育ママ制度は、正式には「家庭福祉員」や「家庭保育員」と呼ばれる。自治体が行っている保育ママ制度は各自治体により条件やサービス内容が異なっているのが現状である。我が国の近年の社会構造・就業構造の著しい変化等を踏まえ、地域において児童を総合的に育み、児童の視点にたつて新しい児童育成のための体制を整備する観点から、わ

が国の保育ママ制度の発展的な活用を考える必要がある。

5-2-3. 子育て支援の現代的ニーズ③・・・（直接）子育て支援の課題

厚生労働省の子育て支援の取り組みによってNPO等による共同保育（サークル）は各地域で活発化してきており、予算の確保に苦慮しながらも成果を上げている地域が増加している。子育てに関わるNPO関係者の課題は、まずは（1）場所の確保と、（2）支援される側と支援する側をどう繋げるか、という点、（3）支援する側がどういった資格で何を報酬として働くのかが不明確であり、支援の輪が現在のところおもには支援する側の熱い情熱によって支えられているといえることができる。

また、2004年度福山市女性人材育成セミナーの親支援グループの調査で「子育てに悩んだ経験のある親を対象に悩んだ時期ののべ人数」を比較したものがあつた。（2004年度福山市女性人材育成セミナー報告書）

- ★ 特徴的なのは、子どもが小学生時代に最も多くの悩みを抱えており、保育所、幼稚園時と中学生時がほぼ同数、入所前（13ヶ月以上）と高校生時がほぼ同数である。
- ★ 乳幼児期から学童期に限らず、長期にわたつて親に対する支援が必要と言える。という結論が導き出されている。

以上のような子育て支援という枠組みでの現代的ニーズを眺めた上で、保育所の問題に踏み込んでいきたい。

第6章 わが国における保育・保育施設研究の歴史

6-1. 歴史研究の背景・目的・方法

6-1-1. 背景

現在、世界的にも乳幼児保育施設は、その歴史上で最も大きな変革に直面しているといわれる。これは、2001年の日本保育学会国際フォーラムIにおいて、ドイツ・バイエルン州立幼児教育研究所のパメラ・オーバーヒューマーの講演で語られたことで、その具体的な内容は、今後保育施設が担う重要な役割が、現在までの子どもの養護中心で教育的な役割であるだけでなく、家族や地域を対象とした教育的、社会的、文化的な意味を持つ役割となっていくことを示唆したものであった³⁹。

わが国においても、1990年に明確になった1989年の1.57.ショック以降続いている少子化をインパクトとして、子育て支援策が講じられてきているが、その中心は保育所の待機児童解消のために定員枠を緩和し、延長保育を促進して働く親のニーズに応えるというものであった。しかしながら、このような対応をもってしてもいっこうに少子化が止まらないということもあり、国も次世代育成支援として職場における男女の働き方の見直しや社会保障、地域の子育て家庭への支援へと舵を切り直したところである。

6-1-2. 目的と方法

このような背景の中で、わが国における保育施設の今後を考えると、あまりにも「少子化対策」の流れの中で性急に様々な対策が講じられている感が否めない。より本質的な議論に展開するために、歴史的にどのようなプロセスをたどってわが国の保育施設は現在まで来たのか、そして現在のニーズはどこにあるのかを探る必要がある。先に述べたように、世界的にも保育施設の役割は大きく変わろうとしているが、わが国においては、2006年秋から始まる「認定こども園」に見るように、保育所と幼稚園の二元的な体制が続きながらも、認定こども園によって実質的な一元化が試行されていくことが予想される。

そこで、本章は、①わが国における保育施設の二元化がいかんにして起こり、一元化への何らかの動きの中で現在までどのような展開がされてきたのか。②保育施設に関する研究がどのような時代背景の中でどのように研究されてきたのかを整理し、③大きな転換期にある現在、抜本的に何が求められているのかを明らかにすることを目的とする。

研究方法としては、わが国の保育史、幼稚園史をその研究文献により整理するとともに、保育施設計画の研究史についても研究文献を整理していくという方法をとる。

6-2. 保育施設の二元化の背景

6-2-1. わが国における保育施設の二元化

わが国における保育施設の設立は、表6-2-1にあるように、明治4年横浜の山手四十八番地において、プライン夫人、クロスビー女史、ピアソン夫人という3人のアメリカの女性宣教師によって「亜米利加婦人教授所」という施設が設立されたのが最も古い資料ということになる⁴⁰。この保育施設は、3歳以上を対象とし、主に横浜で生まれた日本人と外国人との間に生

³⁹ パメラ・オーバーヒューマー、松村和子：「新しい子育て文化の構築（その1）乳幼児施設における保育者の役割の変化」日本保育学会大会発表論文抄録，2002（55）pp26-27

⁴⁰ 柴崎正行：「明治時代において保育施設の概念はどのように形成されていったか」東京家政

まれた子どもの保護と教育を目的としていたので、母親のいない子も引き受け、現在の養護施設、保育所、幼稚園を合わせたような存在であったという⁴¹。

その後は、幼稚園の原型の施設、保育所の原型の施設がそれぞれ成立しているが、柴崎は、明治時代に保育施設の問題が形成されていった要因を5つに整理している。それらは、①乳幼児の養育保護施設、②子守に小学校教育を保障するための施設、③親の就労を保障するための預かり施設、④幼児教育施設、⑤保母の資格を得るための保育実習施設であるが、その成立の順序としては、まずは養育や保護のための保育施設が設立され、その後幼稚園が作られるが、子どもたちの社会階層は明治時代の社会的な変動と関連する形で変わってきている。たとえば明治後期に設立した双葉幼稚園などは、都市部の貧困層の子どもたちを対象としていた⁴²。つまり、一般的にいわれているように、幼稚園と保育所の成立過程において、通う子どもたちの階層に差があったわけではないということをここで確認しておきたい。

その後表6-2-1に見られるように、現実を追認する形で制度化されていくことになるが、諸外国の保育施設の成立過程はどのようなものであったのか、先行研究を手がかりに示しておきたい。

6-2-2. 諸外国における保育施設の成立

フランス、ドイツの保育施設成立過程を検討した吉村・柴崎によれば、両国とも1770-1840年の間に、上流階級の個人（または個人が率いる組織）が貧しい労働者の生活を救済する目的で作った慈善施設であった。その後フランスでは婦人会の託児所（1826年）、ドイツではフリートナーの幼児学校（1834年）以降、イギリスの幼児学校の影響を受けつつ、保育者養成所を併設して「専門機関」化をはかっていったことがわかる⁴³。

また、帝政ロシアにおける二元的な保育施設の誕生を検討した村知によれば、狭義の保育施設には、貧困層・労働者家庭を対象とした無償施設と、有産階級の子どものための有償施設という二つの系列が生まれた。前者の最初のケースは1845年にペテルブルクに設けられ、その後工場内の施設や、各種の慈善団体・社会団体・地方自治機関などによる施設として拡大。無償施設の多くは長時間の保育を行い、農繁期の農村に開設されることもあった。

有償幼稚園の先駆は1859年にロシア帝政下のヘルシンキ市で開かれ、1863年のペテルブルク市がそれに続いた。そこでは、4~7歳児を対象に、神の法、ロシア語、算数、外国語、描画、歌唱などが半日の時間割に沿って教えられた。幼稚園の設置を進め、保育者養成を担った中心的存在は、主要都市に創設されたフレーベル協会だった。

総じて帝政ロシア保育界は、フレーベル主義の受容と保育施設の誕生の時期などの点で主要国とほぼ足並みを揃えていたものの、支える政策的な後押しが弱かったため、矛盾が革命後に持ち越されたという⁴⁴。

ここで見てきたことは、近代化が進む段階で、保育施設にはケア的なものが発生し、やがて教育的な実践も流入する。その後、制度化のプロセスの中で保育関係の専門家、保育活動に従事する人々と政策とのバランスのなかで様々な形が作られてきているということではなかろうか。

大学紀要 第38集 (1), 1998, pp85-91

⁴¹ 白峰学園保育センター編「保育の社会史 一神奈川近代の記録一」筑摩書房, 1987年, pp6-12

⁴² 柴崎正行:「わが国における保育施設の設立過程について」東京家政大学紀要 第39集 (1), 1999, pp99-105

⁴³ 吉村香・柴崎正行:「西欧における保育施設成立の背景と保育者像」日本保育学会大会発表論文抄録 (53), 2000, pp14-15

⁴⁴ 村知稔三:「帝政末期のモスクワとペテルブルクの保育界の動向 一二元的な保育施設の誕生を中心に」長崎大学教育学部紀要—教育科学— 第58号, 2000年, pp47-62

表 6-2-1 幼稚園と保育所の経緯

年	幼稚園	保育所
明治9年	我が国初の幼稚園として東京女子師範学校付属幼稚園創設。(都市部で普及・全国普及はまだ先)	
明治23年		我が国初の保育所が鳥取県・新潟県内に創設。(大阪と北海道を結ぶ北前船航路のあった日本海側の方が太平洋側より栄えていた。)
明治32年	幼稚園保育及設備規定が制定され、幼稚園整備の基本が定められた。	
大正15年	「幼稚園令」制定。「父母ともに労働に従事して家庭教育を行うことが困難な家庭が多くある地域では、保育時間は早朝から夕刻に及ぶことも考慮する必要がある、また三歳以下の幼児も入園させる必要のある」ことを規定。(実際にはほとんど作られなかった。)	
昭和22年 (1947年)	学校教育法制定により、幼稚園が学校教育機関と位置づけられた。	児童福祉法制定により、保育所が規定され、厚生省所管となる。
昭和23年 (1948年)		児童福祉施設最低基準により、面積、安全、保母の配置等基準が定められ、保育要領が制定。
昭和26年 (1951年)		児童福祉法改正により「保育に欠ける」要件が課され、幼稚園と差別化。
昭和31年 (1956年)	文部省が最初の幼稚園教育要領を制定。(保育所的要素と決別)	
昭和38年 (1963年)	高度経済成長期に入り、乳幼児人口の増加とそれに対する施設の量的整備が迫られていく背景から、急速に普及する幼保の関係を整理する必要から、通達「幼稚園と保育所の関係について」が出され、幼稚園と保育所の目的・機能の違いを鮮明にしていく。(以降それぞれの普及充実を図っていく方向が示された)	
昭和40年 (1965年)		厚生省は独自指針として最初の保育所保育指針を示す。(保育所の教育部分は幼稚園教育要領に準拠することとされ、以後、教育要領改訂に連動し、保育指針も改定していく)
昭和40年代	行政の壁をかいくぐっていくつかの幼保一体化施設。たとえば、神戸市の北須磨保育センター(S44)、大阪府交野市のあまたのみや幼児園(S47)、秋田県の若竹幼児教育センター(S48)など。	
昭和50年 (1975年)	ベビーブームや専業主婦の増加により、高度経済成長期には保育所以上の爆発的な普及期を迎え、約13100箇所に至るまで増加	女性就労の増加、ベビーブームが重なり、保育所数は大幅に増加。約18200カ所となり、以降普及充実期を迎える。
同年	行政管理庁は「幼児の保育及び教育に関する行政観察結果に基づく勧告」を厚生省、文部省に行い、地域での施設偏在と両施設の混同的な運営を指摘。	
昭和59年 (1984年)	臨時教育審議会が幼保一元化問題について議論。一応の終止符すなわち、「幼稚園・保育所はその目的・機能は異なる。」「幼児教育において重要な機能を果たしており、幼児教育を奨励し、就園希望、保育ニーズに適切に対応できるよう、基本的にはそれぞれの制度の中でその整備・充実を計る必要がある。」関係団体ヒアリングで保育団体は反対、幼稚園団体は早急に反対し、財政格差を訴える。	

平成元年 (1989年)	高度経済成長期も過ぎ、少子化が顕著になり、1.57ショック	
平成4年 (1992年)		厚生省に「子どもの未来21プラン研究会」が発足し、報告書で専業主婦も視野に入れた子育て支援対策を求め、後の児童福祉法改正による保育所による子育て支援機能の強化につながる。
平成5年 (1993年)		厚生省は「保育問題研究会」を発足させ、保育所制度のあり方全体の見直しに乗り出す。措置制度の見直しその他、「保育に欠ける」要件の緩和は公費負担のあり方から理解を得られないとするも、「保育を必要とする」に拡大すべきとの意見も併記する。(各種団体は反対)
平成6年 (1994年)	エンゼルプラン策定。緊急保育対策五カ年事業も策定されたが、幼稚園を核とした子育て支援事業の推進も盛り込まれた。	
平成6年 (1994年)	幼稚園のあり方を検討してきた文部省の協力者会議が、「幼稚園設置基準」改正を提言	
平成7年 (1995年)	「地方分権推進法」成立。地方分権推進委員会が発足し、補助金制度を廃止し、権限と財源の地方への委譲を提言。(後に保育関連国庫負担金の一般財源化ないし三位一体改革として議論を呼ぶ布石。) 「施設としての幼稚園と保育所は、それぞれの判断で一元化できる方向で今後見直していくべきである。」	
平成9年 (1997年)	文部省は幼稚園での預かり保育推進事業を創設し、補助金制度を開始。	児童福祉法改正により、保育所入所が措置から契約に変更され、保育所が幼稚園と同じ選択利用施設になった。
平成10年 (1998年)	施設・設備を相互に共用できるよう文科省と厚労省が共同して「幼稚園と保育所の施設の共用化に関する指針について」を制定。	
同年	文部省は幼稚園教育要領を改訂し、幼稚園における子育て支援を初めて記述。	
同年	総務庁は「児童福祉対策に関する行政観察結果」を公表し、預かり保育などの実施により、幼稚園と保育所の区別については、運婦負の外観上や児童の保育上の相対化が進んでいるのみならず、保護者の意識の相対化が進んでいる実態と問題点を勧告。	
平成11年 (1999年)	幼稚園教育要領の整合性を確保しつつ保育所保育指針を改定	
平成12年 (2000年)	「社会福祉事業法」が「社会福祉法」へと名称が変更され、措置制度から契約により利用する制度へと大幅な転換。規制緩和により、学校法人による保育所設置、社会福祉法人による幼稚園設置が可能になる。	
平成13年 (2001年)	文科省は、「幼児教育振興プログラム」を策定し、幼保は別制度であることを確認しながら、施設共用化、幼稚園該当年齢児に対する幼児教育の共通化などの幼保連携の推進という柱を掲げる。	
平成14年 (2002年)	保育士資格と幼稚園教諭免許を同時に取得しやすくするための養成課程を見直し。	
平成15年 (2003年)	構造改革特区において、保育所児と幼稚園児の合同保育を容認。	
平成16年 (2004年)	規制改革・民間開放委員会「規制改革を加速的に推進する12の重点検討事項」の中に「幼保の一元化」。具体的には①設置主体の統一として、保育所のみ認められている株式会社等の参入を幼稚園でも認めること、②施設、設備基準の統一として、保育所のみ置くことが義務づけられている調理室の配置を廃止すること、③入所(園)要件の統一として、幼稚園に対しては満三歳以下の幼児も入園できるようにすることを求め、他方保育所に対しては「保育に欠けない」乳幼児の入所を可能にすることを求めている。	
平成17年 (2005年)	保育室と保育者の共用。(特区に限らず全国展開を行うことが可能に。)	
同年	幼稚園設置基準改正。「経済的社会的条件の変化に伴い幼児の数が減少したこと、その他の事情により学校教育法第七八条第二項に掲げる目標を達成することが困難であると認められることから幼児の心身の発達を助長するため、特に必要があると認められる場合は(中略)当該学級の幼児と、当該幼児と学年の初めの日の前日において原則として同じ年齢にある当該幼稚園に在籍しない者を共に保育することができる。」	
平成18年 (2006年)	認定こども園始まる。	

表 6-2-2 幼稚園と保育所の制度の対照表

	幼稚園	保育所
①所管	文部科学省	厚生労働省
②根拠法令	学校教育法（以下、学教法）	児童福祉法（以下児福法）
③目的	「幼稚園は、幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。」<学教法[目的]第77条>	「保育所は、日日保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳幼児を保育することを目的とする施設とする。」<児福法[保育所]第39条一項>
④対象	「幼稚園の入園することのできる者は、満3歳から、小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。」<学教法[入園資格]第80条>	「市町村は、保護者の労働又は疾病その他・・・で定める自由により、その監護すべき乳児、幼児又は・・・児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申し込みがあったときは、保育所において保育しなければならない・・・」<児福法[保育の実施]第24条一項>
⑤設置者	「学校（幼稚園を含む）は、国、地方公共団体及び・・・学校法人のみが、これを設置することができる。」<学教法[学校設置者]第2条一項> 「私立の・・・及び幼稚園は、第2条一項の規定に関わらず、当分の間、学校法人によって設置されることを要しない。」<学教法[準用規定]第102条>	「都道府県は、政令の定めるところにより、児童福祉施設を設置しなければならない。」<児福法[児童福祉施設の設置]第35条二項> 「市町村は、・・・都道府県知事に届けて、児童福祉施設を世知することができる。」<同三項> 「（二、三項以外の）者は、・・・都道府県知事の認可を得て、児童福祉法福祉施設を設置することができる。」<同四項>
⑥設置・運営の基準	「学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、監督庁の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。」<学教法[設置基準]第3条 「幼稚園の設置、編制その他設置に関する事項は幼稚園設置基準・・・の定めるところによる。」<学教法施行規則[設置基準]第74条	「厚生労働大臣は、・・・児童福祉施設の設置及び運営・・・保護受託者の行うほごについて、最低基準を定めなければならない。（後略）。」<児福法[最低基準]第45条一項> 「児童福祉施設の設置者並びに・・・保護受託者は、前項の最低基準を遵守しなければならない。・・・」<第二項>
⑦保育・教育内容の基準	「幼稚園の保育内容に関する事項は、・・・監督庁が、これを定める。」<学教法[保育内容]第79条> 「幼稚園の教育課程については、・・・教育課程の基準として文部大臣が別に公示する幼稚園教育要領によるものとする。」<学教法施行規則[教育課程の基準]第76条>	保育所保育指針（通知）
⑧一日の保育・教育日数	「幼稚園の一日の教育時間は、4時間を標準とすること。ただし、幼児の心身の発達の程度や季節などの適切に配慮すること。」<幼稚園教育要領3. 教育課程の編成（3）>	「保育所における保育時間は、一日につき8時間を原則とし、・・・状況を考慮して、保育所の長がこれを定める。」<児童福祉施設最低基準第34条>
⑨年間の保育・教育日数	「幼稚園の毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下ってはならない。」<学教法施行規則[教育週数]第75条>	規定なし
⑩一学級あたり幼児数及び教職員	「一学級の幼児数は35人以下を原則とする。」<幼稚園設置基準[一学級の幼児数]第3条> 「幼稚園には、園長のほか、各学級ごとに少なくとも専任の教諭一人を置かなければならない（原則）。二項特別の事情があるときは、・・・（緩和）」<幼稚園設置基準[教職員]第5条>	「保育士の数は、乳児おおむね3人に1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね30人につき1人以上とする。・・・」<児童福祉施設最低基準[職員]第33条二項> 学級編成についての基準はなし。
⑪教員資格	幼稚園教員免許状	保育士資格証明書
⑫給食	任意	美無
⑬入所（園）申し込み		認可保育園所は、各市町村の児童福祉課へ申込書を提出。保護者の課税状況に応じて市町村長が決定。

6-3. 二元化の定着と施設計画による改革の試み

6-3-1. わが国における制度の定着と施設計画

わが国においては、主には現実の施設を追認する形で、戦後の法整備の中で二元的な整備がなされ、その後現在に至っているが、その制度の内容の違いは表6-2-2の通りである。

保育所の施設計画研究の嚆矢は、管見の限り、吉武・大坪の「保育施設について（調査報告）」と見ることができる。1949年時点での川崎市の5つの保育所の実態を調査したものであるが、そこには、貧窮者救済施設乃至は社会事業施設としての歴史的な性格は現在の保育所の底流にも多かれ少なかれ流れているものである。それは、或いは停滞的過剰人口の蓄積を限界において保障し、或いは一般工業労働人口の低賃金を主婦の労働追加という形で補足せしめんとする社会的総資本の意図の対象化したものに他ならない。……そこに今後社会施設としての保育所の拡充整備が要求される理由が存在する、と結ばれている⁴⁵。

さらに1952年の児童施設研究会（吉武・青木・大坪・小川・石川・渡邊・橋本）による「保育施設について（第1報）」には、児童福祉施設の現状と将来は、児童保護の要求とそれを充たしてゆくべき多くの条件に関連して、決して容易なものではない。課題はこれらの建築の一般的なマネージメント平面計画を中心として設計計画を合理化、及び適正な配置等々である。厚生省の1950年運営要領は、一つの理想案であり、指導の一目標ではあるが、現実のそれではなく、内容を必要とする計画の問題についてはそれを鵜呑みにすることは危険である。我々は実際の保育所の事業意味を知って、その上で、保育所の建設的なイメージを組み立てていかなければならぬと考えた、という前書きに続き、現実の保育所の保育児数、父親の職業や学歴、母親の職業、父母の存否、託児理由、保育時間、通園の付き添い等が調査されている⁴⁶。

戦後の保育所成立からしばらくは、厚生省の運営要領の内容は踏襲されていたわけではなく、かなり劣悪な施設運営がなされていたことや、教育のためと幼稚園との差異化も曖昧であったことも伺え、とにもかくにも現実の把握が計画の第一ステップであった。

6-3-2. 1960～70年代の質の変化とマクロな施設計画

わが国にとって未曾有の経済の高度成長によって、労働者の都市集中、女性の職場進出をもたらした。働く父母の保育需要は拡張し、保育所は質量共に変化していった。

母親の労働のために産休明けからの保育、長時間保育、夜間保育、病児保育、障害児保育などが求められ、結果的に施設形態としては、認可保育所（公・私立）、企業内保育所、職場保育所、小規模保育所、児童館、僻地保育所、季節保育所、家庭福祉員といったように多様化してきた。これらの保育需要に対して当時の婦人労働施策、保育施策に立ち後れが目立ち、そのために働く父母と保育関係者が協力し、施策化していった姿をみることができるといえる⁴⁷。そのなかでの保育施設計画に関わる研究には、一方で保育所と幼稚園の公立・私立の施設を様々な角度から比較する実態調査が行われていた⁴⁸が、多様化していく保育ニーズを捉えるための研究⁴⁹や、多様化した保育施設の実態や改善を提案する研究が行われた⁵⁰。

⁴⁵ 吉武泰水・大坪昭：「保育施設について（調査報告）」日本建築學會研究報告(4), 1949, 577-579

⁴⁶ 吉武泰水・青木正夫・大坪昭・小川建化子・石川修・渡邊公一・橋本孝子：「保育施設について（第1報）」日本建築學會研究報告(18), 1952年, pp248-249

⁴⁷ 郷地二三子：「保育需要と保育施設の多様化 ―昭和30～40年代都市保育所を中心に― 鹿兒島経済大学社会学部論集4(3), 1985, pp53-63

⁴⁸ 小川正通・小西勝一郎・松平立行・並河信子・浅田ミツ・柴田文子：「大阪市における保育施設の実態調査〔Ⅱ〕―住吉区の場合―」日本保育学会大会発表論文抄録(18), 1965, pp24-25 他

⁴⁹ 三原生子：「保育施設必要層についての考察：建築計画」学術講演梗概集、計画系 44(計

室崎らはそのなかで、育児の社会化を求める要求層の増大を指摘しており、併せてその担い手である養成された保育者層も増大しているが、育児の社会化に対する公的な整備は遅れており、結果として「商業的社会化」が起きているとしている。これは、このあと「無認可保育所」あるいは「認可外保育所」といわれる施設の先駆けであった。

6-3-3. 1980年代の認可外保育とその実態把握

70年代後半以降、保育所の運営内容に乳児保育対策や小規模保育所制度、障害児保育の実施等新しい施策が盛り込まれたが、それでもニーズに十分対応できず、「無認可保育所」や「ベビーホテル」と呼ばれた無認可の夜間子ども預かり施設を利用する父母が相当おり、施設内での死亡事故を契機としてこれらの施設の劣悪な状況が明らかになっていった。1981年に児童福祉法が改正され、認可外の施設に対する規制が強化され、認可保育所における保育時間の延長、夜間保育の実施等が行われるようになっていった。

施設計画研究においては、実際には潜在的な待機児童をカバーしていたと思われる無認可の施設の実態把握をすることにより潜在的なニーズを表面化するという研究がおこなわれていた⁵¹。

しかしながら、このような研究は現在では、施設計画というよりは、保育の実施義務を持つ市町村と、認可外施設の指導監督権を持つ都道府県の責任と連携の中で調査が進められるようになってきている⁵²。

6-3-4. 1970~90年代における子ども視点のミクロな施設空間計画研究

マクロな施設計画とは別に、利用者、なかでも子ども視点にたった保育施設の空間に関する研究も70年代に進められた。主な研究グループには、二つの流れが認められる。

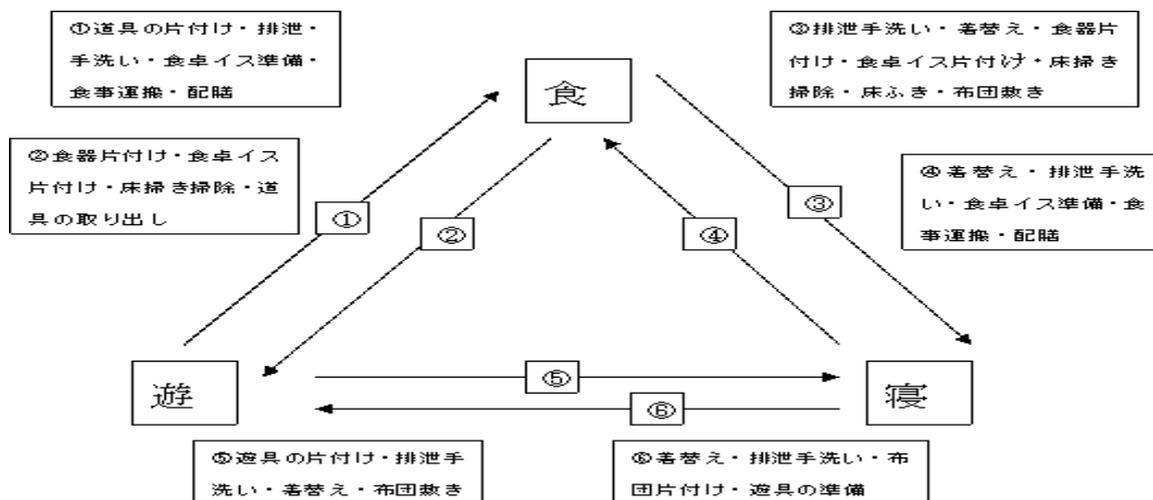


図 6-3-1 移行期の概念図

画系), 1969年, pp475-476, (社団法人日本建築学会)

⁵⁰ 室崎生子・榎本陽子・上野勝代:「商業的保育施設に関する研究:建築計画」学術講演梗概集. 計画系 53(建築計画・農村計画), 1978年, pp1299-1300(社団法人日本建築学会)

⁵¹ 笈和夫・菅野實・湯田善郎:「乳幼児保育施設の地域計画に関する基礎的研究—無認可保育施設の利用者について—」学術講演梗概集. 計画系 56(建築計画・農村計画), 1981年, pp1017-1018 (社団法人日本建築学会)

⁵² 全国保育団体連絡会・保育研究所編:『保育白書 2004』草土文化, 2004年 p14

表 6-3-1 保育所の 1 日の流れ

主な行為	準備or 後片付け
	遊具準備
自由遊び	
	遊技片付け
	食事椅子準備
	あつまり
	排泄+手洗い
	食事運搬
	配膳
おやつ	
	片付け+掃除
	排泄+手洗い
	遊具準備
課題遊び	
	遊具片付け
	排泄+手洗い
	食事椅子準備
	食事運搬
	配膳
昼食	
	片付け+掃除
	排泄+手洗い
自由遊び	
	着替え
	布団敷き
午睡	
	布団片付け
	排泄+手洗い
	遊具準備
自由遊び	
	遊具片付け
	排泄+手洗い
	食事椅子準備
	食事運搬
	配膳
おやつ	
	片付け+掃除
	排泄+手洗い
	遊具準備
自由遊び	
	遊具片付け
	排泄+手洗い
	お帰り準備

表 6-3-2 保育室の用途設定型と問題点

タイプ分類		<活動期での問題点>	問題発生に移行期
1	食・遊・寝未分離型	<食><遊><寝>における場の性格間の矛盾	①②③④⑤⑥
2	食遊－寝遊分離型	<遊>の場の性格に問題・<寝><食>の場の狭さ	①②⑤⑥
3	食遊－寝分離型	<食>の場の位置が不安定	①②
4	食－寝遊分離型	<遊><寝>の場の性格の矛盾	⑤⑥
5	食・遊・寝分離型	なし	

まず、1974年「保育施設に関する研究—施設の利用型について」⁵³で保育施設のマクロ的研究を行った青木・河野・竹下・松下のグループは、その後子ども視点の空間計画研究を行っているが、北岡・青木・河野・竹下による研究⁵⁴において、子ども視点に立ち保育施設においては、<活動期>とともに<移行期>の考察が重要となってくると指摘している。彼らの研究は、この<移行期>に着目して、保育空間の問題点を把握し、用途設定について保育面積との関連で考察している。具体的な研究方法は、1日の保育の流れを表6-3-1⁵⁵のような行為に分類し、主要な活動で、且つ一定の場の広がりを持つものを、<食事><就寝><遊び>に設定。この<活動期>の相互間の<移行期>について考察を行うというものである。移行期の概念図は図6-3-2⁵⁶の通りであり、表6-3-2⁵⁷のようなタイプ分類をした上で、それぞれの問題点を挙げている。

そして、現行の面積基準では限界があり、一人当たり面積水準の引き上げが必要であり、少なくともタイプ3→5の用途設定を可能とすべきである、と結論づけている。このグループの一人である竹下輝和は1990年の『建築雑誌』「保育施設における計画論的試み」で、こう述べる。保母（原文のまま・現保育士）の行動様式を詳細に調査すると、一つの明快な法則がある。準備行為先行型の行動様式である。これは、例えば、デイリープログラムでは、昼食が終わった後に午睡が行われるようになっているが、準備行為先行型なる行動様式は、昼食が終わっていないのに、次に予定されている午睡の準備を先行するというきわめて特異な行動様式のことである。保育園での子どもたちの集団的な生活では、身辺自立が十分でないために、行為と行為の転換期において保母の介助がもっとも要求される。このために、転換期の前に前行為の始末や次行為の準備を行うことが極力避けられようとし、このため、次行為の準備が先行されることになる。つまり、前行為から次行為へスムーズに転換することが保育園の行動様式においてもっとも優先されることになり、この結果、準備行為優先型の行動様式

⁵³ 青木正夫・河野泰治・竹下輝和・松下隆太：「保育施設に関する研究—施設の利用型について」学術講演梗概集。計画系 49(計画系), 1974年, pp701-702, (社団法人日本建築学会)を正保が改造

⁵⁴ 北岡敏郎・青木正夫・河野泰治・竹下輝和：「保育施設の平面構成に関する研究—1.『移行期』からみた保育室の用途設計について」学術講演梗概集。計画系 51(計画系), 1976年, pp575-576, (社団法人日本建築学会)

⁵⁵ 前掲論文 p575 より引用

⁵⁶ 同上 p576 より引用

⁵⁷ 同上 p576 の表を正保が改造

が使われ方の法則となる⁵⁸。

そして、幼児期の原体験を豊かにするうえで、(保育)施設によって意識が造られる空間の仕組みづくりが重要になってきている。これは、住環境が元来もっていた幼児における原風景が相対的に貧弱さを進行させている事実と深く関係している。このために非住居系である施設を、幼児期の空間体験の社会的創出として位置づけ、環境創造なる視点からの新たな保育園の建築計画論が求められる⁵⁹としている。

もう一つの研究グループも同じ時期の1975年、「保育施設の地域性に関する研究(Ⅰ)」を発表している⁶⁰。保育ニーズが地域によって偏りがあり、「立地要因」「施設構成」「施設運営」をとらえる必要がある、という内容であるが、この翌年からこのグループは施設空間に関する研究を行っている。中でも、1976年の小川・梶島・山口・宮崎による「保育施設の空間に関する研究—空間の機能分離について—」において、保育室内における生活プログラムの移行期という時間・空間に着目し、個人の行為の移行状況、集団の行為の移行状況および保育室内の使われ方の分析により、個人の生活と集団の生活のかねあいにおいて食事、午睡の機能分離の有効性を証明している⁶¹。

小川らは、まとめとして、保育所のプログラムの流れの中で、食堂を分離させることは、非常に有効な手段である。分離した場合は、食事の前後に一つの幕間が生じる。これは、行為における個人差をカバーするものとなり、同時点で複層する機能を維持できる状況を作り出す。少なくとも食事機能を独立させ、食寝を分離することは、個人差の最も多いこの種の生活行為を集団の中で保証する基本条件となる。そのうえでそれに充分対応しうる場や広さを提供することを最低条件とし、保育空間の再検討を進めたい、としている。

また、1977年の小川・石井・斉藤・穴沢による「保育施設の空間に関する研究—個人の各行為における必要面積について—」では、2つの保育園の4歳児の平均人体寸法から、必要面積を算出するという斬新な方法をとっている⁶²。

このグループの一人である小川信子は、1993年の『新建築』に「豊かな空間を求めて 保育施設計画について」を寄せている。中でも、日本の社会は、働きながら子どもを育てられるようには、まだ成熟していないとしつつ、スウェーデンの保育空間を例にしながら、計画の基礎に、「子どもが生活をする場所」という考え方があり、保育空間は、住宅がもっている機能を各級がもっている。基本となる空間は、床が広く十分に活動できる場所、机と椅子が入っている食事空間、体を楽にして座れるソファなど椅子がある空間、本などが静かに読める場所、それに洗面所、便所、食事・おやつのための配膳室などが1級のために整備され、このユニットが級数だけ用意されている。それ以外に特別室などが配備される・・・子どもの生活環境を計画することは、日常生活から分離して特別な空間をつくるのではなく、日常生活の延長として位置づけることが好ましい⁶³。

また、夜間保育所の保育環境整備という視点から、生活空間としての保育施設研究を続けている北浦かほらのグループの研究⁶⁴は、夜間保育のみではなくすべての保育環境の指針にな

⁵⁸ 竹下輝和：「保育施設における計画論的試み」『建築雑誌』Vol. 105, No. 1303 1990. 9., p32

⁵⁹ 前掲論文, p33

⁶⁰ 小川信子・梶島邦江：「保育施設の地域性に関する研究(Ⅰ)」学術講演梗概集. 計画系 50(都市計画・建築経済・住宅問題), 1975年, pp1115-1116, (社団法人日本建築学会)

⁶¹ 小川信子・梶島邦江・山口美登里・宮崎敦子：「保育施設の空間に関する研究—空間の機能分離について—」学術講演梗概集. 計画系 51(計画系), 1976年, pp585-586, (社団法人日本建築学会)

⁶² 小川信子; 石井順子; 斉藤幸子; 穴沢久美子：「保育施設の空間に関する研究—個人の各行為における必要面積について—」学術講演梗概集. 計画系 52(建築計画・農村計画), 943-944, 19771000(社団法人日本建築学会)

⁶³ 小川信子：「豊かな空間を求めて 保育施設計画について」『新建築』68(12), 新建築社, 1993, pp133-136

⁶⁴ 北浦かほら・萩原美智子：「保育環境としての遊び空間のあり方—夜間保育所の保育環境整

っていくことが望まれるところである。

6-3-5. 2000年代の大転換期生活支援サービス時代の施設空間計画

公立の認可保育所の運営を民間委託する規制緩和が00年から実施され、03年9月の「地方自治法」改正による指定管理者制度の導入が公立保育所の民営化にさらに拍車をかけ、認可保育所の不足を補いつつ待機児童問題を解消するために導入された、東京都の認証保育所のような認可外保育所に対する自治体補助事業もどうやら都市部を中心に広まり始めるようである。さらに、03年に成立した次世代育成支援対策推進法により、(現在の所大企業中心ではあるが)事業内保育施設を設置する方向に向かっているといっている。

少子化傾向が続くとはいえ、女性の労働力率は上がっており、保育制度大転換期における生活支援サービス化とあって良いほどの制度転換の中で、保育施設のマクロ計画、ミクロ計画もまた大きな変革期にある。これまでも、認可外保育施設は相当数存在し、これから進行して行くであろうモードは、「キッズマーケット」と呼ばれるような新しい質における競争であろうと考えられる⁶⁵。

認可外保育所の数は、2005年3月現在、全国に10,547箇所であり、その内訳は、事業所内保育施設が3,371箇所(そのうち院内保育施設2,138箇所、その他の事業所内保育施設1,233箇所)、ベビーホテル1,587箇所、その他の認可外保育施設5,589箇所であり、認可保育所22,521箇所の約半数であるが、増加率では事業所内保育施設を除いて認可保育施設の増加率を上回っている。02年10月より(事業所内保育施設以外は)認可外施設においても開設日から1ヶ月以内に都道府県知事に届け出を行うことが義務づけられ、05年1月からは一定以上の基準を満たした認可外保育所に対して、都道府県知事等により「証明書」が発行されるようになっている。

今後は、自治体や企業からの委託による保育所運営の機会が増えることで、一貫したマクロ計画が難しくなる一方、提供者側も利用者側もある種の質を見分ける仕組みが求められるようになって行くであろう。現行の第三者評価もその一つであろうが、子どもの安全や発達の視点に立ったミクロ的な施設計画の方向性や、保育士の質を含めた、あるべき施設の姿が、確固とした形で議論されるようになっていかなければならない。その原点として、子どもや保育士たちがその生活時間のほとんどを暮らす「生活空間」であるという認識は、本章で整理した研究史の蓄積の上に立てば、明白な方向であると考えられる。

備に向けて一」日本建築学会計画系論文集 第563号, 2003, pp139-146 他多数

⁶⁵ 的場康子:「拡大する生活支援サービスとしての保育施設 その事業環境と今後の展望」『月刊レジャー産業資料』2006. 4. pp55-59

第7章 保育施設の質的向上としての生活空間化

7-1. わが国における保育施設の現状と課題

7-1-1. 保育所の状況

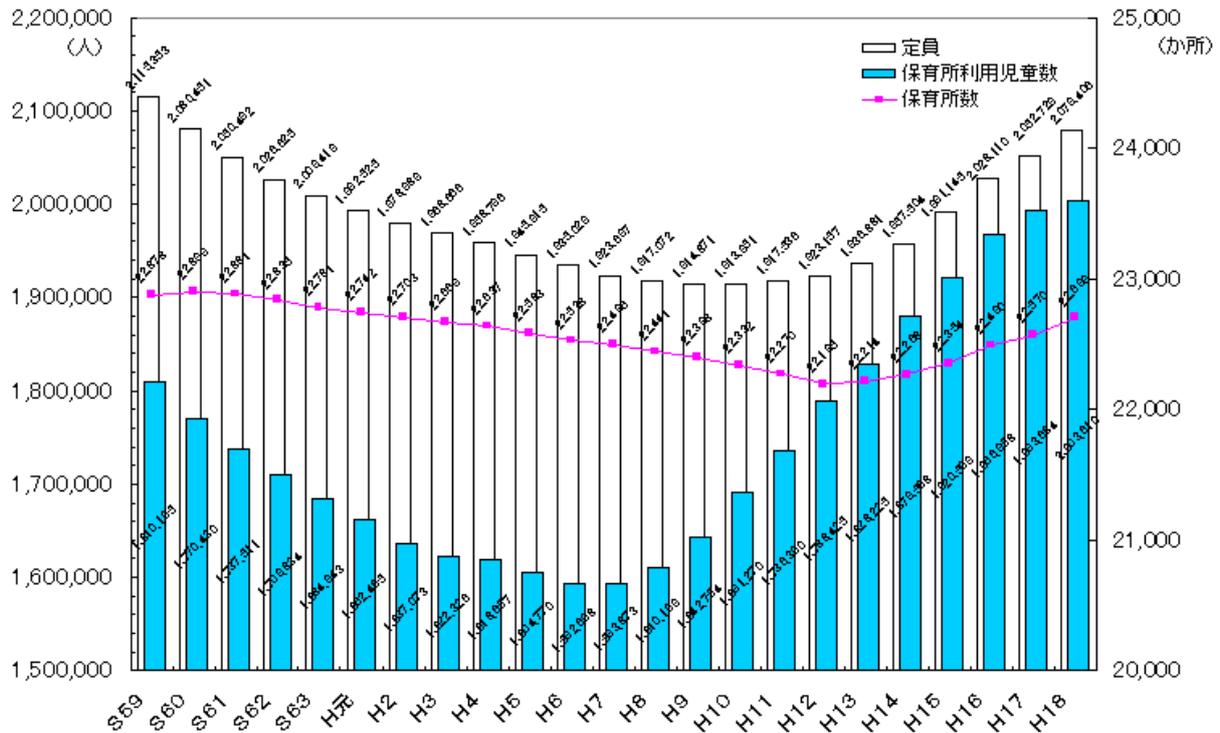


図 7-1-1 保育所の定員・利用児童数・保育所数の変化⁶⁶

厚生労働省によれば、平成18年4月現在の保育所数は、約2万3千か所、定員は約207万9千人であり、前年同月と比較して、約130か所、約2万7千人の増加と着実に伸びてきている。このうち、公立保育所は約240か所減少したが、私立保育所は約370か所増加しており、保育所の民営化の流れが続いているということである。

また、保育所の待機児童については、平成18年4月時点で約1万9千800人であり、前年同月と比較して約3千500人減少している。

待機児童解消への取組は、待機児童ゼロ作戦のさらなる展開として、「子ども・子育て応援プラン」に基づき、保育所受入児童数の拡大を図っており、待機児童数も3年連続減少し、初めて2万人を下回っている。⁶⁷

しかしながら、全国私立保育園連盟の「各自治体における待機児童実態調査」（2001年10月）によれば、各自治体の待機児童対策の上位は、①入所定員枠の弾力化（82.7%）、②新設または増設による定員増（73.1%）、③分園の新設（26.9%）、④家庭保育室や幼稚園の預かり保育（26.9%）、⑤認可外保育施設からの移行実施、検討（25.0%）となっている。

ほとんどの自治体で「入所定員枠の弾力化」が実施されており、規制緩和により年度当初から定員25%増、年度途中にはそれ以上の入所も可能となっており、「詰め込み入所」が進行している。

「詰め込み入所」に見るように、需給のバランスは児童の年齢、地域によってばらついており、

⁶⁶ 厚生労働省 HP <http://www.mhlw.go.jp/topics/2006/09/tp0915-1.html>

⁶⁷ 前掲 HP

年齢的には低年齢児（66%）、地域では大都市（東京・大阪などの5都道府県・指定都市、中核市で77.5%）を占めている。

このことは、待機児童問題とは、大都市における低年齢児の問題であるにとらえることができるが、そこから大都市の労働市場の変容と大都市在住の保護者の保育観の変容が始まっているということもできるのではないか。

7-1-2. 幼保総合施設（幼稚園・保育園の一体化）

周知のように、2003年6月の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」（「骨太の方針第3弾」）で幼保一体化施設の設置が閣議決定され、第2部・構造改革への具体的取組「④新しい児童育成のための体制整備」が進み、文部科学省と厚生労働省では、平成18年10月に「認定こども園」制度がスタートしたのを機に幼保連携推進室を設置している。認定こども園は、地域のニーズに応じ、就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設の設置を可能とするものであり、幼保連携推進室のHPには、以下の図式が載せられている。

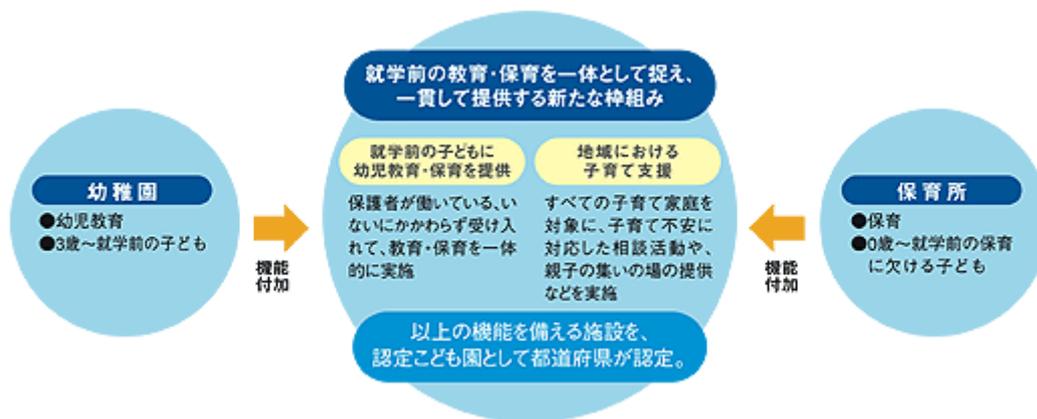


図 7-1-2 認定こども園の枠組み⁶⁸

しかしながら、総合規制改革会議の中間答申（2003年7月）において「『総合施設』については、その施設設備、職員資格、職員配置、幼児受け入れなどに関する規制の水準を、それぞれ現行の幼稚園と保育所に関する規制のどちらか緩い方の水準以下とすべきである」とし、従来の二つの施設の利点を生かすどころか、質の点で両方を悪化させかねない状況にある。

「総合施設」が「待機児童」対策のために打ち出された経済効率優先のためだけのものでないものにしていくためには、どうしても保育の質の問題を検討しておく必要があるかと思われる。その際立ち返るべきは児童福祉法24条を基本とした、自治体の保育実施義務、最低基準の遵守義務、公費負担義務を最低限の土台にしての議論が必要である。

7-1-3. 認証保育所制度と民営化

認可保育所とは、いうまでもなく、児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準（施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備、防災管理、衛生管理等）をクリアして都道府県知事に認可された施設である。市区町村が運営する公立保育所と社会福祉法人などが運営する民間保育所（私立）はあるものの、認可保育所は公費により運営されている。これに対し認証保育所は、自治体独自の基準によるもので、横浜市の「横浜保育室制度」、東京都の「認証保育所制度」、仙台市の「せんだい保育室制度」が知られている。

⁶⁸ 幼保連携推進室 HP <http://www.youho.org/gaiyo.html>

東京都によれば、国の基準による従来の認可保育所は、設置基準などから大都市では設置が困難で、また0歳児保育を行わない保育所があるなど、都民の保育ニーズに必ずしも応えられていなかったため、東京都では、東京の特性に着目した独自の基準を設定して、多くの企業の参入を促し事業者間の競争を促進することにより、多様化する保育ニーズに応えることができる、新しい方式の保育所、認証保育所制度を創設したとされている。（とうきょう福祉ナビゲーションホームページより引用）

A型（駅前基本型）とB型（小規模、家庭的保育所）の2種類がある。

企業など誰でも設置運営が可能な認証A型の特徴を整理すると、①児童福祉法24条にもとづかない（＝無認可の）保育施設②入所は利用者との自由契約③保育料は国基準を上限に保育所が事由に決める④運営費は国の保育単位をベースに支給⑤保育施設を駅前に設置する場合は、開設準備費として内装費の補助が出るというものである。つまり認証A型では、初期投資の負担軽減、直接利用契約、運営費の公費負担と使途の自由裁量など、認可保育所の運営にあたって企業が障壁と考えていた部分が、大部分取り除かれており、この制度の下でなら企業は収益を上げ、その収益を自由に使うことができる。⁶⁹

東京都ではこの方向性により多くの企業が参入しており、この制度に乗っていく形で民営化がより促進され、待機児童解消、保育時間の延長、24時間化など多様な保育ニーズに応えつつあるように思われる。

たとえばキッズプラザアスクのホームページには、理想的な保育環境を想像させる宣伝文が並んでいる。⁷⁰

これらの文言を見る限り、保育の質は競争原理の導入によって向上していくのかも知れないことも予見させる。しかしながら、これは東京都独自の方式であり、この方式自体にも問題は生じているであろうし、全国的な展開が行われていく可能性もまだ見いだすことはできない。

子育て世帯の経済格差が開いていく可能性が指摘されて久しいが、競争原理による質の向上に浴することができるのは、一部の階層だけに限られるとすれば、別の手だてが模索される必要があるだろう。

7-1-4. 特別保育事業と夜間保育

特別保育事業の全体像は表7-1-1のようになっている。女性の社会進出を促進させるという方向でこれらの事業が立ち上げられており、このことは共働き夫婦やシングル親家庭にとって福音となるに違いない。さらに、認証保育制度でみたように、企業による保育所は365日24時間をうたい文句にしているが、わが国では以前から夜間保育を実施している保育所が連盟を作っている。その「全国夜間保育連盟」のホームページでは、会長の金戸 述氏が次のように述べている。

「・・・（前略）・・・ベビーホテル問題が社会を震撼させ、国会満場一致で採択致しました対応策のひとつが『夜間保育所』でありました。1981年のことであります。爾来20年、当時8カ園で結成した全国夜間保育園連盟が、今では、北海道から沖縄市に点々との散在であります。49カ園を数える開設となりました。全国夜間保育園連盟といたしましては、子どもの幸せと保護者の就労保障のため、よりよき保育内容と機能の充実を図れねばなりません。そのためには、会員相互の意志疎通、また一致協力体制の構築を図り邁進しなければなりません。

広報活動が重要であるとは早くから認識されていたところではありますが、平成13年度、夜間保育連盟の園長総会（5月10日開催）において、あいつぐ認可外保育所のおける子どもへの虐待や死亡事故の例から、全国の利用者には認可保育所としての夜間保育所の使命と役割を改めて広く知っていただくことになりました。・・・（後略）・・・」⁷¹ というものである。

⁶⁹全国保育団体連絡会・保育研究所『保育白書2002』草土文化 p22

⁷⁰ <http://www.asuku.info/index.html>

⁷¹ <http://www2u.biglobe.ne.jp/~kiaki/hoikuenrenmei/>

表 7-1-1 特別保育事業

趣旨	仕事等の社会的活動と子育て等の家庭生活との両立を容易にするとともに子育ての負担感を緩和し、安心して子育てできるような環境整備を総合的に推進するため、延長保育、一時保育、地域の子育て支援等を実施することにより、児童の福祉の向上を図ることを目的としている。
事業名	1) 延長保育促進事業及び長時間延長保育促進基盤整備事業 2) 一時保育促進事業 3) 乳児保育促進等事業 4) 地域子育て支援センター事業 5) 保育所地域活動事業 6) 障害児保育対策事業 7) 家庭支援推進保育事業 8) 休日保育事業 9) 迎保育ステーション試行事業 10) 駅前保育サービス提供施設等設置促進事業 11) 家庭的保育等事業 12) 認可化移行促進事業

ここで、24 時間保育の今後を考えると、保育をめぐる二つの動向の結節点にあることを認識しておく必要がある。

- 1) 経済が 24 時間態勢で回り続ける中、夜間保育・24 時間保育への需要が高まりつつある。
- 2) 一方で、子育てを中心とした労働態勢への要望も高く、全てのワークスタイルを変更すべきという方向もある。

24 時間保育が今後圧倒的に増加していくという状況は考えにくい、それでもそこに預けられて生活をしていく子どもたちが今よりは増加していくに違いない。そのためにも保育施設の質的向上・「生活空間化」は重要なタームとなるであろう。ここで、触れておきたい点は、これまでも明らかにしたとおり、24 時間保育は必ずしも世界の保育の潮流ではないということである。多くの欧米の女性たちは社会進出を果たしつつも生活者として親として保育をする権利も捨てることなく職業生活についているのであり、わが国の女性たちもわが国の男性の働き方を習っていくのではない方向をメインストリームとしては目指すべきであろうと思われる。そのために重要な視点は、産業界を含めた社会全体が子育てを重視しているということを見える形にしておく必要がある。

7-1-5. 保育所における生活保育＝食育

今後保育所で圧倒的多くの活動時間を過ごす子どもたちにとって、生活のしかたを学ぶチャンスは欠かせないものである。また、幼保一体化が進められる中で給食システムの問題も焦点となっていくことと思われる。

厚生労働省は、平成 15 年度児童環境づくり等総合調査研究事業「保育所における食育のあり方」に関する研究班の食育レポートを 2004 年 6 月に発表している⁷²。そのレポートの第 1 章「総則」1 食育の原理 (1) 食育の目標では、「現在最もよく生き、かつ、生涯にわたって健康で質の高い生活を送る基本としての『食を営む力』の育成に向け、その基礎を培うことが保育所における食育の目標である。」とし、次の五つの（理想の）子ども像を挙げている。

- ①お腹がすくリズムのもてる子ども

⁷² http://www.i-kosodate.net/mhiw/i_report/eat_edu/report2/index.html

- ②食べたいもの、好きなものが増える子ども
- ③一緒に食べたい人がいる子ども
- ④食事づくり、準備にかかわる子ども
- ⑤食べものを話題にする子ども

これらは、「保育所保育指針で述べられている保育の目標を、食育の観点から、具体的な子どもの姿として表したものであり、この五つは「個々にあるのではなく、それぞれが互いに影響し合いながら、統合されて一人の子どもとして成長していくことを目標とする」と添えられている。

これらのことは、厚生労働省も保育所の生活に大いなる関心を持っており、しかも健康の教育の基本が0歳から保育所で行われる必要があることを示したものととらえることができるであろう。

幼稚園と保育所とが一体化していくときにも、譲れない点として主張していく必要があろうかと思われる。次に、第5章「食育における給食の運営」の1「食育における保育所の食事の位置づけ」では、給食に関し次のように謳われている。

「子どもは、毎日の保育所での食事を通して、食事を作る人を身近に感じ、つくられた食事をおいしく、楽しく食べ、それが「生きる」ことにつながっていく。それを実感できる環境を構成することが望ましい。たとえ、保育所という集団の場であっても、家庭での食の営みとかけ離れないように、食事をつくる場と食べる場をつなげ、子どもに生産者や食事をつくる人の顔が見えるように工夫することが『食育の目標』を達成するために大切である。」

この文言は、今後の施設の設計にも大きなヒントとなっていくであろう。ここまで見てきたようなインパクトの下で、保育所の激動の時代が始まろうとしているが、競争原理の下であれ、政府の指針の下であれ、よい保育の基本の中に、「食べる」ということが盛り込まれる必要があることが知らしめられることは重要な点である。

東京で始まっている企業による保育園でも、「◆クッキング保育始まる◆ It starts cooking childcare.」というタイトルのニュースとして流してる⁷³。内容は、以下の通りである。

「『クッキング保育』は、子どもたちが自分たちでおかしや料理を材料から作り食べる事を保育の一環として行うことです。

『クッキング保育』を行うことによりおかしや料理を作る楽しさの中からみんなで協力したり、考えたりすることを知り、食べる楽しさを味わうことが出来ます。その他に『食』への関心を高めることや、刃物や包丁の危険性や本来の使用目的を覚えることにとっても大切です。そして、楽しい中にも苦勞し料理をする過程からいつも食事を準備してくれる保護者の方への感謝の気持ちも生まれます。

<『クッキング保育』をすると>

- (1) 食べる意欲をわかせる・・・自分で作ったことにより食べてみよう。
- (2) 好き嫌いをなくす・・・嫌いな食べ物であっても自分で野菜を使って調理することにより、食べたいと思い、またおいしいと思う。
- (3) クラス作り・・・クラス全体で同じ作業をすることにより、団結力が強まり、またみんなで作ったという達成感を味わうことが出来る。
- (4) 見通しが持てるようになる・・・特に年長児においては調理の過程を経ていくうえで、次はどうなるか、今こうしたら次ではこうなる、と見通しがもてるようになる。
- (5) 想像力を身につける・・・材料そのものを見て、触れながら造ることにより、形・匂いを知ることが出来、今、自分が食べているものの材料を想像できるようになる。」

この文章を読む限りでは、厚生労働省の意図がうまく生かされているのではないかと感じられる。どのようにこれらの工夫を多くの施設でも展開できるのか、が問われるのであろうか。

⁷³ http://qqq.asuku.info.news/news_09.htm

7-2. 保育施設の質的向上の方策

7-2-1. 保育の質をどう問うか

以上に見てきたように、わが国における保育所をめぐる議論は、様々な側面から活発に展開されている。とりわけ重要な視点は、以下のように整理することができる。

- ①待機児童ゼロ作戦の上からも、潜在的ニーズに照らしても、今後益々保育所の需要は増加することが見込まれる。
- ②保育施設激動の時代に入り、メインストリームは民営化である。幼保一体化の総合施設については、まだ動向が定まらない。
- ③求められる保育所は高い質で低コスト。
- ④質を上げるために市場による競争原理と第三者評価が想定される。
- ⑤評価の中身である質をどうとらえるかは、まだ検討の余地を残しているところである。
- ⑥保育の質の中心は子どもであり、子どもがよく生きるためのものでなければならない。そのための指針は重要であり、激動期にどう変えていくのか、最重要課題である。
- ⑦子どものために教師（保育士）との関係があり、よい教師（保育士）の育成は次に重要なポイントである。
- ⑧そしてその関係の中でよい保育を実現するための環境も欠かせないものである。食、住を中心に子どもの「生活空間」をみざすことは、先の二つの課題をサポートしていくことにつながる。

7-2-2. 第三者評価

保育施設の民営化による競争原理の導入とその問題点は先に示したが、もう一つの質の向上への第三者評価についても、その問題点はすでに指摘されている。

2002年3月、厚生労働省の検討委員会は児童福祉施設

児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業に関する報告書を出した厚生労働省によれば、

1. 第三者評価事業とは、事業者の提供するサービスの質を当事者（事業者及び利用者）以外の公正
中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する事業です。
2. 児童福祉施設の第三者評価事業は、1. 各事業者によるサービスの質の向上に係る取組みを促進する、2. 利用者が保育内容を十分把握できるようにする、ことを目的として行うものです。
3. 国では、児童福祉施設の第三者評価が事業が公正・適切に実施されるよう、平成14年4月、児童福祉施設の第三者評価基準や評価の方法等に関する指針を示しています。
4. 第三者評価事業は、事業者自らがサービスの質を向上するため、第三者評価機関を選んで受審する自主的な取り組みであり、多様な第三者評価機関が創意工夫により、事業を進めるべきものです
5. 一方、第三者評価事業は、新たな仕組みであり、事業の実施を通じて、評価の方法等について調査研究を行い、検証を行う必要があることから、厚生労働省も協力して、社団法人全国保育士養成協議会において、次の事業を行っています。1. 評価調査者の養成研修
2. 第三者評価事業の実施、 3. 評価の方法等の調査研究
とあり⁷⁴、流れとしては、

①まず、評価を希望する保育所が、受審料を自己負担して「第三者評価機関」（国が定める評価

⁷⁴ <http://www.i-kosodate.net/mhlw/new>

基準と手順に従い、調査者を確保しているなどの要件を満たした法人。あくまでも民間団体、企業も可)に申し込む。

- ②保育所は、送付された調査票に基づいて自己評価を行い、保護者にも「利用者アンケート」が配布される。自己評価と利用者アンケート結果をもとに、担当の二人の評価調査者が書面審査。
- ③二人の調査者が保育所を訪問して、評価基準に従って実地調査。
- ④評価の基準は、下の図1のような構成であり、全部で52の評価項目の一つ一つについて二ないし三段階の評価がなされ、その詳細な結果がすべてインターネットで公表される⁷⁵。

表7-2-1 保育所の評価基準

評価対象	評価分類
子どもの発達援助	1 発達援助の基本 2 健康管理・食事 3 保育環境 4 保育内容
子育て支援	1 入所児童の保護者の育児支援 2 多様な子育てニーズへの対応 3 地域の子育て支援
地域の住民や関係機関等との連携	1 地域の住民や関係機関・団体等との連携 2 実習・ボランティア
運営管理	1 基本方針 2 組織運営 3 守秘義務の遵守 4 情報提供・保護者の意見反映 5 安全・衛生管理

表7-2-2 アメリカ乳幼児教育協会の評価基準の構成

評価基準
A 教師と子どもの関わり合い
B カリキュラム
C 教師と家庭との関係
D スタッフの資格と専門的訓練
E 管理運営
F 職員配置
G 施設設備
H 健康と安全
I 栄養と食事
J 評価

この事業に対しては、様々な批判が出ており、ここでは大宮勇雄のまとめを引用しておきたい。

- ①「保育の質」をどういう視点から定義するかがあいまい。欧米においても保育の質の定義は様々

⁷⁵ 全国保育者団体連絡会・保育研究所編前掲書 pp63-64

であるが、通常は「子どもの発達と権利」の保障という視点に立って、そのために必要不可欠な保育の要素を指すのが最も一般的である。実際にアメリカの保育施設（幼稚園・保育所・学童保育など）の認証（合格証が交付される方式で評価の細部は公表されない）を行っているアメリカ乳幼児教育協会（NAEYC）の評価基準の中の大項目を表7-2-2に掲げたが、「子どもの視点」が明確である。これに対して厚生労働省のものは、子どもの視点だけでなく、保護者のニーズへの対応や実習・ボランティアの項目をはじめ、いわば「保育所関連の事業の実施状況」についての評価が入り込んでいる。

②欧米でよく使われている「保育の質」の評価基準と比べて、重要な要素が欠落している。アメリカでは、筆頭に「教師と子どもとの関わり合い」が保育の質の中心要素として掲げられ、その中に子どものアイディアや感情の認め方、話しかけ方、聞き方、生活の自立を促す働きかけなど具体的な項目がたくさん並んでいるのに対して、わが国のものでは、「保育内容」のなかに「子どもへの理解と受容」という項目が挙げられている程度である。

そして元も大きな欠落は、「職員配置の状況」と「職員の資格と専門性」の項目がないことである。NAEYCの評価システムにおいては、「職員配置」は表7-2-3のような基準をクリアしなくては認証を受けることができない。そして、最近の研究によれば、「子ども一人あたりの保育者の数が多いほど、グループの人数が少ないほど、スタッフの教育歴が高いほど、職員の退職率が低く、経営が安定しているほど、職員の給与が高いほど、その保育所の子どもは情緒的、社会的、知的発達の面ではるかに優れていることが明らかになっている」ためにこれらのことが大事だと説明を加えている。

表7-2-3 スタッフ対子どもの比率とグループサイズの上限についての望ましい基準（アメリカ乳幼児教育協会評価基準）

子どもの年齢	グループの最大人数（注）	スタッフ対子どもの比率
ゼロ歳	8	1 : 4
1歳	10	1 : 4
1歳半まで	12	1 : 6
2歳	14	1 : 7
3歳	20	1 : 10
4歳	20	1 : 10
5歳	20	1 : 10
幼稚園児	24	1 : 12
6～8歳	30	1 : 15
9～12歳	30	1 : 15

注「グループ」というのは、子どもが生活する基本的な集団を指しており、わが国の場合の「組」「クラス」に近いもの。

③保育の内容に関わる項目の中に、「保育の質」を評価しているというより、その保育所の保育内容の特色や考え方を問う項目が含まれている点。たとえば、「楽しい食事」に関わっては、「時には戸外で食べる」、「子どもが育てた野菜を調理し」、「子どもの負担になるほどに・・・偏食を直そうと叱ったりしてはいけない」が、必要不可欠な問題だろうか。

まずは、子どもの視点で、何が保育の質として不可欠なものかを客観的なデータに基づいて検討するところから議論をし直すべきである、と結んでいる⁷⁶。

先に見た認証保育所制度とこの第三者評価制度はそれぞれ別々の制度ではあるが、誠実な保育を行うことと、それを表現してよい評価につなげていくことが「勝ち組」につながり、誠実な保

⁷⁶ 前掲書 pp63-71

育をしても表現できない保育所は淘汰されていくという意味において第三者評価制度も特殊な競争原理のなかに投げ込まれるしくみになっている。

つまり、現在のわが国の保育施設の質的向上の仕組みは、国による最低基準以外には、競争原理による企業努力が主であるということがわかる。

7-3. 保育の国際化の中で

7-3-1. 保育の国際化の視点

今後の保育所のあり方を考察するときには、どうしても国際化という視点を入れなければいけないであろう。そこには大きく分けて以下の二つの方向が示される。

(1) 外国人保育

第一には、わが国の保育所に多くの外国人の子どもたちが入ってくるという意味での国際化である。

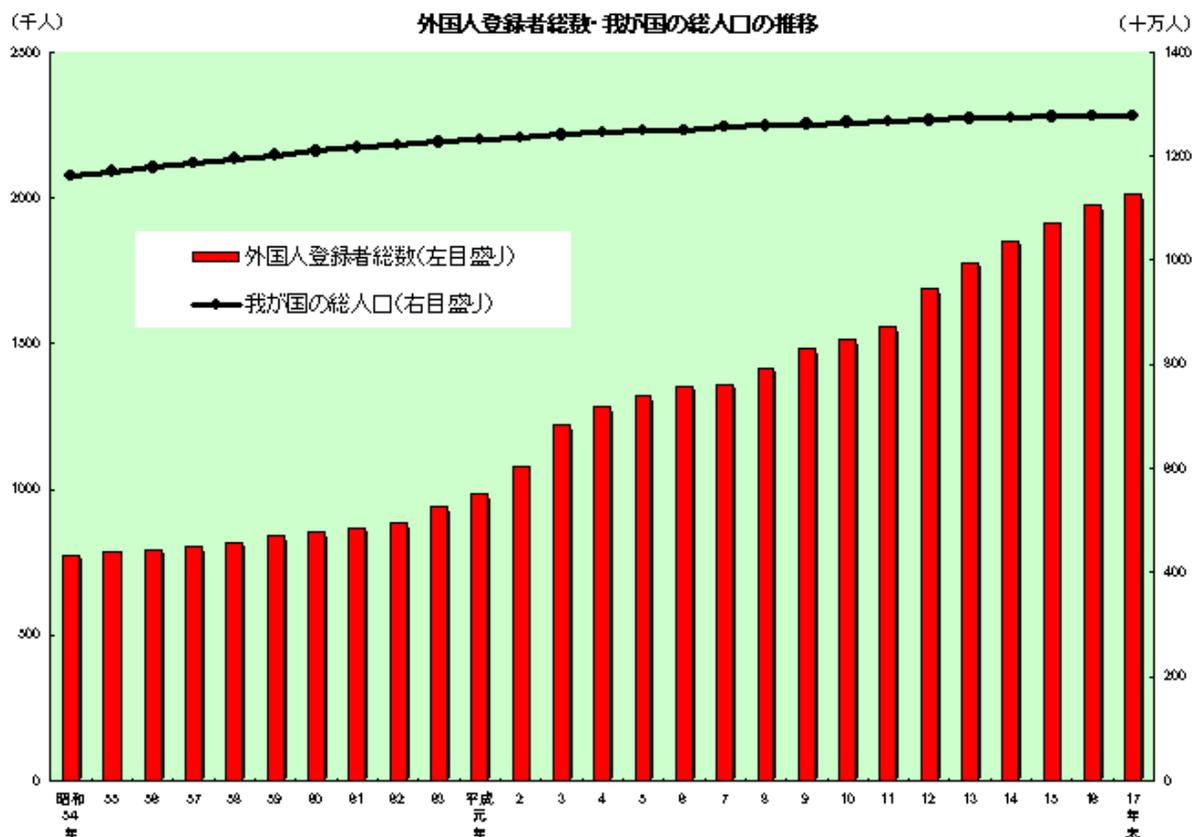


図 7-3-1 外国人登録者数の推移⁷⁷

平成 17 年末現在における外国人登録者数は 201 万 1,555 人で、はじめて 200 万人を突破し前年に引き続き過去最高記録を更新している。この数は、平成 16 年末現在に比べ 3 万 7,808 人 (1.9 パーセント) の増加、10 年前 (平成 7 年末) に比べると 64 万 9,184 人 (47.7 パーセント) の増加となっている。外国人登録者の我が国総人口 1 億 2,775 万 6,815 人 (平成 17 年 10 月 1 日現在、総務省統計局の「平成 17 年国勢調査」要計表人口による。) に占める割合は、平成 16 年末に比べ 0.02 ポイント増加し、1.57 パーセントとなっている。

子どもの外国人に関しても年々増加傾向にあり、この子どもたちの保育をどうするのか、個々の保育所での対応のみではなく、目に見える形の指針などに盛り込んでいく必要がでてきている

⁷⁷ 法務省入国管理局 HP <http://www.moj.go.jp/PRESS/060530-1/060530-1.html>

のではない。とりわけ隣国の韓国・朝鮮や中国などの子女が多く、同じアジア圏で保育の何が違い、何が共通なのか保育士は認識しておく必要がある。またその次に多くの子どもたちがいるブラジル、フィリピン、ペルー、米国と言葉も習慣も多岐にわたっており、「日本の保育とは何か」を逆に問い返しながら外国人保育を考える必要がある。

改訂保育所保育指針では、その第1章総則の1保育の原理のなかで、「子どもの人権に十分配慮するとともに、文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるようにする」という原理が加筆されている。このことを丁寧に扱っていくことが、人権感覚の陶冶にもつながることは必至であろう。

(2) 学ぶべき方向としての国際化

もう一つの国際化は、少子化対策としてのモデルをどこに見るのか、という方向である。戦後わが国においては、「産めよ、増やせよ」はタブーであった。戦前の反省のみではなく、「産む産まないは個人の自由」というのは、フェミニストでなくても政府を含めたコンセンサスとなっていたのではない。

しかしながら、90年代に入った頃から話題に上るようになった「合計特殊出生率」が低下の一途をたどり、年金財政破綻だけではなくわが国の将来そのものの危機的状況が訪れるのではないかという懸念から、政府も少子化対策に取組み始めたのは今世紀になってからである。

しかしながら、少子化対策の動きへの大きなインパクトになったのは、女性（25～34歳）の労働力率と出生率の国際比較が知られるようになってからであろうと思われる。このプロットでは、女性（25～34歳）の労働力率の高い国では、合計特殊出生率も比較的高くなっており、少子化対策の観点からも、仕事と子育ての両立支援策を進めることが必要であると認識されるようになった⁷⁸。

ここで政府や研究者が着目したのは、「女性の社会進出度合いが高い国では、子どもがたくさん生まれる」という北欧、米国の傾向である。女性の労働力率（15歳以上の人口に占める就業者と就業希望者の率）が高いデンマーク（73.2%）や米国（60%）などは出生率が高く、労働力率の低いイタリア（34.8%）などは日本（49.2%）と並んで出生率も低い。デンマークや米国は、いったん落ち込んだものが回復していったという理由もあって、わが国では「北欧・米に学べ」とばかりに「神話化」が進んでいる。

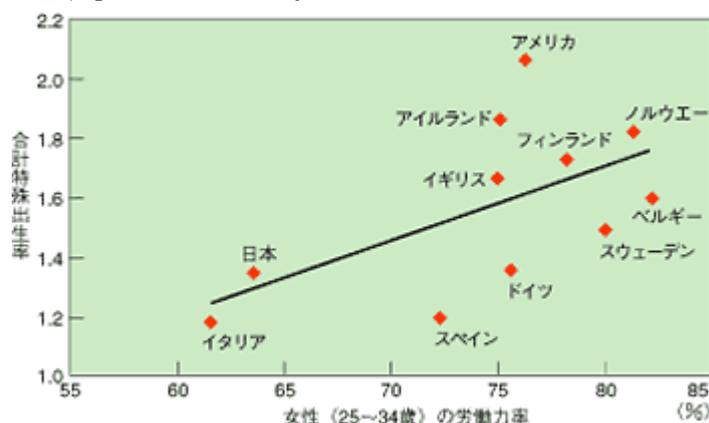


図 7-3-2 女性（25～34歳）の労働力率と出生率の国際比較⁷⁹

これらの国に訪問した政府関係者は、デンマークの社会省担当者に対策を質問したところ、「少子化対策として何もしていない。女性の労働力を労働市場に出すために70年代に保育園、幼稚園を増設した。結果的に見れば」少子化対策になったのかも知れない。」といわれた。しかし、

⁷⁸ <http://gender.go.jp/>

⁷⁹ 資料出所：ILO, Yearbook of Labour Statistics 2000

Council of Europe, Recent demographic developments in Europe 2000

CDC, DHHS, National Vital Statistics Reports, April 17, 2001

現在では、「雇用形態の多様化など、女性の社会進出を支援するしくみこそが少子化対策の要だ」と考えている。厚労官僚たちも同じような認識になった⁸⁰。

7-3-2. 米国と北欧に学ぶ視点

(1) 出生率を回復した国としてのアメリカと北欧

さて、わが国の現状と少子化を克服したということで神話化されている米国と北欧の状況について、まず地理的な条件に恵まれていることが指摘できる。どちらの国も一人当たりの国土面積が広いということである。わが国が 336 人/km² であるのに対して、デンマークは 125 人/km² (ちなみにスウェーデンは 20 人/km²)、米国は 29 人/km² である。当初から分かっていたことではあるが、この絶対的な数値は生活空間に絶対的に大きく左右している。このことを踏まえた上で、「うまくいっている」それぞれの国がどのような保育観を持っているのか、文献から簡単に押さえておきたい。

ただし、制度だけを比較したとき、わが国の保育制度はどちらの国と比べても遜色はないと考えられる。むしろ優れた制度を持ち、勤勉に運用しているのはわが国ではないかという印象である。狭い園舎で四六時中片づけをしているわが国の保育士と、二つの国の保育士の印象はかなり違ったものである。

(2) アメリカにおける保育観⁸¹

●主な制度

①育児休業など

- ・家族・医療休業法 (Family and Medical Leave Act 1993 成立) により、男女労働者は、育児、介護、病気を理由に、年間最長 12 週間の全日休暇を取得することができる。権利行使に対する干渉、抑圧、拒否、不利益取り扱いが禁止されている。休業中の所得保障なし。
- ・出産休暇は、連邦レベルでの期間の定めはないが、各州ごとに定められている医療を理由とする休業と同じ長さ。
- ・法的遅れを補っているのが、企業単位の努力。企業はファミリーフレンドリーをアピールするためにそれぞれ独自の休業規定を作り対応。

②保育サービス

- ・全国的な制度はなく、州政府その他の地方政府ごとで異なる。連邦政府は、州政府を通じて、低所得者家庭を対象として補助制度を実施。「保育所」「保育校」「幼稚園」などがあるが、企業や協会など多様な主体がサービスを提供。
- ・デイケア (わが国の保育園)、ファミリーデイケア (保育ママ) を利用している家庭はあわせてもせいぜい 5 割程度。
- ・介護や親の病気等の理由で保育できないとき、NPOなどが子どもを預かる「レスパイトサービス (Respite Service)」あり。
- ・保育ママ (ファミリーデイケア) は、自宅で 1 日保育を行う。
- ・育児支援や保育施設検索のためのインターネットサービスが普及。

③手当など

- ・児童手当制度はない
- ・連邦所得税には配偶者や扶養家族にかかわる所得控除や、税額控除がある。
- ・州所得税は、州により異なる。

⁸⁰ 2002 年 5 月 27 日付け毎日新聞ニュースの焦点「女性社会進出カギ」

⁸¹ 『企業と育児をつなぐ次世代育成支援マニュアルー育児出版社からの提案』赤ちゃんとママ社 p141、汐見稔幸編著『世界に学ぼう子育て支援』フレーベル館 pp173-202 を整理

●保育観

①自尊心 (Self-Esteem)

- ・自尊心が保育・教育の基本。親も保育者も多くの言葉で子どもたちを誉める。

②ボランティア

- ・「強い立場の者が弱い者を助けるのは当然」と考え、ボランティアや寄付行為に関わることを名誉と受け止めている。外で活動的に働く母親だけでなく、家事の他、地域活動、ボランティア運動などを切り盛りする専業主婦たちを「パワーママ」(Power Mom)とよぶが、キャリアウーマンだった頃の職場の経験や知識を地域で生かしている。

③ヘッドスタート

- ・遊びの中で文字や興味を引き出すためのプログラム。連邦政府が作成し、主に保育園などで提供されている。

④礼儀

- ・行きすぎた利己意識が犯罪につながるといった考えから、子どものしつけには他人への礼儀を教えることが一番と考える親が増加

⑤育児が楽しい

- ・「育児をする意味」の回答トップは「育児が楽しいから」

⑥プライベート

- ・子どもは家庭の中で育てられるという伝統的な考え方は強い。「自主自立」公は介入して欲しくない

⑦父親の育児参加

- ・分担を拒めば提訴を起こされ離婚されてしまうため積極的にならざるを得ない

(3) デンマークにおける保育観⁸²

●主な制度

①育児休業

- ・出産休業は産前4週・産後24週で、計30週。そのうち初めの14週間は母親に身が休業取得可(母親休暇と呼ばれる)平均給与の55%程度保障。母親休暇の次の10週間は父方のうちどちらかが休暇を取得でき、平均給与の55%保障。
- ・パパ・クォータ休暇は経営者連盟が導入にかなり否定的だったが、1999年からは2週間、父親の取得が義務づけられ、55%保障。
- ・育児休暇は平均給与の1/3が保障され、26週間。
- ・最大延長の育児休暇は育休と同じ保障でその延長。26週間。
- ・育児休業中は公的保育所の利用は制限される。

②保育サービス

- ・保育サービスは、国が基準を作り、地方自治体が運営しているので、内容は地方自治体により多様といわれる。親の負担が最大30%程度であり、残り(少なくとも70%程度)を地方自治体が負担。
- ・6ヶ月～2歳の「乳児保育園」(ヴーグステ)と3～6歳の「保育園」(ボーンホーヴ＝「子どもの家」の意)に分かれて運営。

③手当など

- ・児童給付制度は普遍主義の理念に従い、保護者の所得の高低にかかわらず、18歳以下のすべての子どもに支給される。主な給付には「一般家族手当」と「児童手当」がある。

●保育観

①自主自立、個人の尊重

⁸² 『企業と育児をつなぐ次世代育成支援対策マニュアルー育児出版者からの提案』赤ちゃんママ社 p131、汐見稔幸編著『世界に学ぼう子育て支援』フレーベル館 pp23-52 を整理

- ・子どもは小さい頃から自分の考えを持って、意見をはっきり言えるように育てられる。その意見には耳が傾けられ、人格は尊重される。
- ②自己決定・自己責任
 - ・子どもの自主的な遊びを中断させる一斉保育は原則行わない。おやつ時間も設けず、お腹がすいた子どもに随時おやつを与える。
- ③ノーマライゼーションによる統合保育
 - ・すべての人が共に生きる社会をみざす
- ④高負担高福祉
 - ・国民負担率が高くても安心して暮らせる生活にみんなが満足。
- ⑤ランチは弁当
 - ・ランチタイムも目安だけを設定。食べたいときに食べたい量を。
- ⑥子どもの育成は親の責任
 - ・週の労働時間を 37 時間に限定されているため、ワークシェアリングも進み、ほとんどの親が 5 時には帰宅し、夏は日が沈む 10 時くらいまでともに過ごす。

7-4. 生活空間化についての理論的支柱

7-4-1. 保育所の生活空間化（食寝分離）の理論の必要性

(1) 住宅の近代化プロセスの応用

保育所の「施設」から「生活空間化」へという本研究の重要な部分をなす発想は、戦前・戦後から近年まで、すまい・まちづくりの研究・教育あるいは建築等の実践の分野で大きな足跡を残し、わが国の住生活及び住宅計画研究の礎を築いた故京都大学名誉教授西山卯三の優れた研究の一部である、住宅の近代化のプロセスにおける「食寝分離」の理論化に依拠したものである。第 8 章においても詳しく述べるが、ここでは、その発想の元となった西山の理論を整理しておきたい。

西山卯三は、住まいへの科学的情熱や文化論的まなざしを強く持ち続け、研究書のみでなくマンガ、絵画、写真などといったさまざまな媒体によって表現をしていた人物であるが、「日本のすまいⅠ、Ⅱ、Ⅲ」は、戦前から近年までの日本全国で集めたあらゆるタイプの住まいを克明に採取・記録し分析・分類した労大作でライフワークと言われている。その残した著作・報告書や資料などの幅の広さと量の多さあるいは緻密さなどから、この分野でこれ以上の資料はあり得ず、それらは偉業をたたえる「非営利法人西山卯三記念すまい・まちづくり文庫」（西山文庫）に収納・展示・開示されている。

その西山が大衆の住居を設計する際の必要で不可欠の条件として「食寝分離」の原則と「隔離就寝」の原則（性別による就寝室の分離、夫婦就寝室の隔離）を繰り返し説いたのである。これらは、いまでは家族の「住み方」に関する常識になっているが、たった数十年ほど前までは、常識ではなかった。

われわれが 20 世紀において近代的な家族生活を生きようとしたとき、この二つの原則がそのベースとなった、ということをおぼろげに感じるとき、21 世紀の生活のあり方の中にはおのずと子どもや高齢者のための施設の生活空間化が課題として立ち現れてくるように思われる。

家族の戦後史を住居という場所から敗戦後真先にリードしたのが西山卯三の理論であったとすれば、21 世紀は施設での暮らしをより豊かなものに変えていく必要があり、この理論を施設に適用していくことができるのではないかと考えた。

今や、20 世紀に全面的にケアを担っていた女性たちは、ケアの社会化を背景に社会進出をしていっており、その社会進出がまたケアの社会化を促進するという循環に入っているといえるだろう。そういった事態の中で、改めて抜本的なケアの質（近代化）が問われているのであり、施設の生活空間化はいわば 21 世紀のライフスタイルにとって重要な案件である。

(2) 西山卯三の機能分化論とその学術的方法

西山は、「住宅問題」という政治的、社会的なテーマを前に、住宅政策にできうるかぎり介入し、都市における大衆の住宅の量的、質的向上を図るにあたり、質的な最低水準を維持するといった消極策ではなく、もっと積極的に「住み方」の向上を主眼にした「新標準化住宅の最大テンポの合理的建設」でなくてはならないことなどを打ち出した。つまり、住居建築家の社会的任務のひとつの中心的課題は、標準住宅の深求にあると明言したのである⁸³。そのなかで、住空間を生活空間として高度に秩序づけるためには、機能による分割が不可欠であるというものであった。そのことを証明するために西山が行ったのは、器としての住居の調査と同時に住み方の調査である。その結果、大衆の家族は、住空間の使用にあたってははっきりと「転用」論（部屋を様々な用途に共同・併用・兼用することにより転用すること）を拒否していること、機能分化への潜在的だが強い欲求が存在することなどを深りあてた。西山の住空間の機能についての理念は、次のようなものであった。「室の使い方については」「『食事』とか『居間』とかいった抽象的な機能＝用途の表示」だけで、「一向に空間の本当の機能（傍点西山）に肉薄していないのを痛感した。」「空間の本当の機能は、『食事』とか『裁縫』とか『就寝』とか、コマ切れにされた生活過程の断片を拾うことでなしに、その組み立てられたつながり＝生活様式の中に、それと住空間全体の抱き合わされ方の中につかまえられねばならない。器としての住宅の調査とともに、人々の『住み方』を明らかにしよう。」⁸⁴

この西山のとった方法は、現代では、グラウンデッド・セオリーというカテゴリーに属する方法であったかと思われる。現実の世界に「根ざして (grounded)」理論を帰納的に構築するようデザインされた方法である。本研究の次章以降で展開する実証編においても、この方法を踏襲していきたい。

(3) 西山卯三の食寝分離論

ここで、西山の「食寝分離論の根拠」を『西山卯三著作集 1 住宅計画』第Ⅲ部第 20 章食寝分離論⁸⁵より整理しておきたい。

①機能構成

「前時代的な素朴・未分化の住居空間を、発達せる産業・文化に適合すべき国民各自の肉体的・精神的生活の育成・発展のための完全なうつつわたるべき、秩序ある空間に再構成すること。」「これを具体的にいえば」、

「第 1 は居住者成員の節度ある生活に対応すべき、必要なる隔離された独立室を与えること」

これは具体的には「両親と子どもおよび成年家族成員相互の資格に応じた居・寝室の分離」であり、先に見た隔離就寝に当たるものである。

「第 2 は住居内における諸生活過程の混乱と無秩序を排除すべき空間の秩序づけ、つまり機能構成」

具体的には、「快適な住生活の維持・進行、とくに家事労働の秩序化と合理化」であり、「すべての家事のためにそれぞれ最も適合した空間を用意しておくこと」で、まさしく食寝分離もこれに当たる。

②食寝分離の必要

「生活の快適な進行に対して直接困難を提起するものは徹床と採食である。寝床を居住者各自が処理しない場合はその間の逃避生活が必要になるが、それはさておき起床と食事の同一場所での継起（起床、徹床につづく食事準備、採食）は、居住者の生活遂行の極度の緊張なくしては快

⁸³ 西山卯三「住宅政策への一展望 ー建築行政の新展開と建築課の任務ー」1939

⁸⁴ 西山卯三『西山卯三著作集 1 住宅計画』「序 私の住宅研究」勁草書房 1969 p9

⁸⁵ 西山卯三『西山卯三著作集 1 住宅計画』「第Ⅲ部第 20 章食寝分離論」勁草書房 1969 pp435-456

適にして保健的かつ秩序ある生活を保障し得ない。」「このように食室と寝室が分離されることは秩序ある生活にとって最低限の要求である。」

と喝破し、調査に基づいたデータを示しながら、以下の三つのテーゼを引き出している。

- a 食室は最小限の大きさでよい
- b 食室を附加しても、全部を寝室とする解決よりも大なる建築面積を必要としない
- c 食室の通路転用は居住の質的低下を意味しない

というものであった。そして、これは「最悪の条件においてもなお本原則による住居面分割法が合理的であるという見解に出発している」と明言している。

そして、「極小住宅における室内構成の諸問題のうちただ食寝分離のみを取り上げた所以は、」

- a 誤まれる転用論によって最も緊要な本問題が見落とされやすいこと
- b 生活水準の上昇を前提にしなくてもただちに住生活改善に役立つこと
- c この分離によって他の諸要求に対する住居面の再構成（たとえば寝室の独立その他）がきわめて明瞭な形で取り上げ得るようになること、すなわち改善の第一歩がここにあると見たからである。

③残された問題・・・生活文化の問題

「しかしながら、問題はいつまでもかくのごとき姑息な対策に低迷するを許さない」。つまり、食寝分離ができたとしても、本質的な課題は、「国民の居住水準の問題として、政治的・経済的領域において解決されるべきものであるが、同時にそれは個々の住居の形式の基本的制約条件たる居住施設の全体系の総合的再編成、およびこれに基づく総合的生活様式、狭くは住宅内の居住者構成等にたいする慎重な構想と、過去の封建的屋内作法秩序に代るべき新しい住居の様式に適合した新生活作法と生活倫理の樹立に関連する、広汎な生活文化の問題であることを銘記すべきである。食寝分離は問題のかかる展開への第一歩である。」と結んでいる。

西山が綿密な調査に基づいて理論化したこの食寝分離の理論は、数十年の時空を越えて、何ら色あせることなく施設空間の近代化のあけぼのに適用できるはずである。

7-4-2. 保育士の労働問題を問う

先に、保育所における食寝分離は、そこで生活をしている全ての子どもたちにとって近代化された生活空間の中で生活の見通しがもてるようになるという意味で、今後目指すべき方向であるということは西山の理論によって論証できるだろう。

しかしながら、だからすぐに全ての保育所が食寝分離に向かうべきといっても設置者側に経済的裏付けがない限り施設を改造に向かわせるほどの大きなインパクトとはならないのではないか。そこで、併せて子どもたちとともに起きている時間のほとんどを施設内で過ごし、なおかつ子どもたちのために施設空間をめまぐるしく食事スペースや就寝スペースに改変し続けている保育士たちの労働問題としてもとらえておきたい。

かつての住宅に置いては、主婦たちの家事労働の問題として提起されたであろうこの問題は、保育所に置いては保育士の過重労働の問題として把握したとき、保育所の近代化（＝生活空間化）がいかに重要なタームであるかというときのインパクトとなりうると思われる。

第8章 生活空間としての保育所の現状と課題（事例研究）

8-1. 保育所における生活空間（食寝分離）の実態把握の目的と方法

本章の研究の目的は、①第3章までで見てきたわが国の保育所の大変革期において、「保育に欠ける」少数の乳幼児が狭い部屋の中で規律通りに過ごしていた「施設」という発想から、多くの乳幼児が（とくに食寝分離を中心とした）「生活空間」として多くの安寧な時間を過ごせる場所へ、という転換が求められていることに鑑み、第7章でみた方法を敷衍しながらその実態を調査する。その上で ②少子化克服モデルとされるアメリカとデンマークの保育所に赴き、同様に「生活空間」の視点で実態を調査し、③わが国の今後のあり方を提示したい。

本節では、わが国の保育園の空間の使われ方について、

- ①保育園でのインタビューに基づき園長と保育士当事者の意見を聞く。これは、保育所で子どもたちとともに最も長く過ごしているいわば「生活者」からの生の声であり、園児たちの生活のために配慮しながら自らの労働生活を営んでいる実態をその主観から語って頂くという半構造的面接調査法を取っている。
- ②わが国のいくつかの保育園の空間の使われ方をビデオを通して把握し、写真に落として記録する。
- ③それぞれの園の問題点、工夫点を整理する。

ここで、児童福祉施設の最低基準を挙げておく。（昭和23年12月29日厚生省令第六十三号）

第五章 保育所

（設備の基準）

第三十二条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 乳児又は満二歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。
- 二 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき 1.65m^2 以上であること。
- 三 ほふく室の面積は、乳児又は第一号の幼児一人につき 3.3m^2 以上であること。
- 四 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- 五 満二歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊技場（保育所の付近にある屋外遊技場に代わるべき場所を含む。以下同じ。）調理室及び便所を設けること。
- 六 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児一人につき 1.98m^2 以上、屋外遊技場の面積は、前号の 幼児一人につき 3.3m^2 以上であること。
- 七 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備え付けること。

以下略

また、第三者評価における評価結果の公表様式例（保育所）における「3 保育環境」では、（12）子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。

- ア 採光に配慮している。
 - イ 換気に配慮している。
 - ウ 各部屋に湿温計などがあり、温度・湿度に配慮している。
 - エ 手洗い場、トイレは、保育中も時折り清掃し、不快なおいがないようにしている。
 - オ 寝具の消毒や乾燥を定期的に行っている。
 - カ 屋外の砂場や遊具の衛生面に配慮している。
- （13）生活の場に相応しい環境とする取組みを行っている。
- ア 子どもが不安になったりした時にいつでも応じられるように、保育者が身近にいる。

- イ 一人一人の子どもがくつろいだり落ち着ける場所がある。
- ウ 眠くなったときに安心して眠ることができる空間が確保されている。
- エ 食事のための空間が確保されている。
- オ 季節にあわせてインテリアが工夫されている。
- カ 配色に配慮した保育室となっている。
- キ 音楽や保育者の声など、音に配慮している。
- ク 屋外での活動の場が確保されている。

以上のような基準と、評価項目例の中で、各保育所はそれぞれ限られた資源の中で創意工夫をしつつ環境を整えているのが実態である。認可外保育施設やなかでも劣悪環境と名指されることの多いいわゆるベビーホテルも含めて、その環境は近代以前のわが国の家屋のような機能分化が進んでいない状態の施設が多くあることと思われる。本来なら、劣悪と想定されるような場所に出かけていって、その実態を把握するような調査をするという調査デザインも有効であろうが、本研究では、ひとまず良質であると考えられる保育所において、空間の使われ方がどうなっているのかを見ていくこととしたい。

調査対象保育園の選択の方法であるが、大都市の中で西山卯三の調査対象地でもあった名古屋市を中心に、今回の（インタビューと撮影という）面倒な申し出を受け入れて頂いた園を選んでいる。調査の趣旨を理解して頂いての受け入れであり、比較的良質な保育所が挙げられているのではないと思われる。

以下の全てのインタビューのテープ起こし完全版は、『平成 15 年度～16 年度科学研究費補助金 萌芽研究 課題番号 15653041 研究成果報告書 保育観の変容と保育所の「生活空間化」—保育所の食寝分離・24 時間保育を考える—』pp37-152 に記載している。

本論では、このうち、生活空間化（食寝分離）に関連する事柄に対する答えを pp 99-100 にまとめて掲載している。

8-2. わが国事例研究の結果

(1) 菜の花保育園

☆施設の概要

- 認可年月日 : 昭和36年5月1日
- 設置主体 : 社会福祉法人
- 所在地 : 名古屋市南区
- 受け入れ年齢 : 生後6週～小学校就学時未満
- 保育時間 : 平日 7:00-19:00 土曜日 7:00-19:00 (個々の保育時間は、保育所長が

保護者の状況 考慮して開設時間内で定める)

- 入園定員 : 150 (入所数 : 0歳21 1歳22 2歳22 3歳31 4歳28 5歳～25 計149)
- 敷地面積 : 2515.68m²
- 建物面積 : 619.6m²
- 建物構造 : 鉄筋コンクリート3階建ての1階部分

☆保育所の一日と空間の使い方 (4歳児)

時間帯 保育内容と空間の使い方



～8:00 早く集まる子どもたちのために
教室の一室が割り当てられている。



8:00-8:30: 各年齢別の教室に登園



9:00-9:30 保育士とともにランダムに遊ぶ
(4歳児)



9:30-9:40 今日の行事 (体操・リレー) へ
向かう



残された教室



10:3~10:40 ホームベースに帰還



10:40-11:00 机を並べ紙芝居（昼食まで机はこのまま）



11:00-12:00 上階の遊戯室で運動遊び



12:00-12:10 昼食準備



12:10-12:30 昼食



12:30-12:40 昼食の片づけ
室を使用



12:45-15:20 午睡 ワンフロア上の遊戯
室を使用



保育士が付きそう



15:00 ごろ 早く目覚めた園児から保育士
とともに布団を片付ける



15:20 全員が午睡を終えて元の遊技スペースに



15:30-16:00 おやつ (机の配置は昼食のま
ま)



16:30-17:00 帰りの準備を待つ子どもと延長保育
へ向かう子ども

インタビュー日時：2002年12月27日

場所：菜の花保育園

話者：菜の花保育園園長 K・K (K)

インタビュアー：正保 (S)

インタビュー日時：2002年12月27日

場所：菜の花保育園

話者：菜の花保育園 リーダー K・T (T)

菜の花保育園 園長 K・K (K)

インタビュアー：正保 (S)

インタビュー日時：2002年12月27日

場所：菜の花保育園

話者：菜の花保育園 W・R (W)

菜の花保育園 リーダー K・T (T)

インタビュアー：正保 (S)

(2) みよし保育園

☆施設の概要

- 認可年月日 : 昭和 48 年 4 月
- 設置主体 : 社会福祉法人
- 所在地 : 名古屋市南区
- 受け入れ年齢 : 生後 8 週～ 3 歳未満
- 保育時間 : 平日 7:15-21:30
- 入園定員 : 45 (入所数: 0 歳 14 1 歳 15 2 歳 15 計 44)
- 敷地面積 : 357.02m²
- 建物面積 : 365.44m²
- 建物構造 : 鉄骨造陸屋根・コンクリート板葺 2 階建

☆保育所の一日と空間の使い方 (1 歳児)

時間 保育内容と空間の使い方



7:30 登園開始



～9:30 おむつを替えたりしてもらい自由に遊ぶ



10:00-11:00 園児は園庭～近くの公園に散歩
その間に教室ではパーティションができ、
別の保育士が昼食と午睡の準備を始めている。



11:20 すでに午睡のための布団が敷かれています。



11:30-12:00 昼食



12:10～ お昼を済ませた園児から午睡



14:30 寝ている園児がいるため、目覚めた園児は別のスペースで過ごす



15:15 おやつ

インタビュー日時：2002年12月25日

場所：みよし保育園

話者：みよし保育園 M・Y (M)

インタビュアー：正保 (S)

インタビュー日時：2002年12月25日

場所：みよし保育園

話者：みよし保育園 主任 I・C (C)

インタビュアー：正保 (S)

(3) ほしざき保育園

☆施設の概要

- 認可年月日 : 昭和 54 年 4 月
- 設置主体 : 社会福祉法人
- 所在地 : 名古屋市南区
- 受け入れ年齢 : 生後 8 週～小学校就学時未満
- 保育時間 : 平日 7:30-21:45
- 入園定員 : 120 (入所数 : 0 歳 16 1 歳 18 2 歳 19 3 歳 28 4 歳 25 5 歳～28 計 134)
- 敷地面積 : 585m²
- 建物面積 : 857.79m²
- 建物構造 : 鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建

☆保育所の一日と空間の使い方 (4 歳児)

時間 保育内容と空間の使い方



8:00～9:00 登園、自由に遊ぶ



9:00～9:20 先生による絵本の読み聞かせ



10:30 園児は縄跳びを持って 3 階の遊戯室へ
に超された部屋で保育士による掃除



12:00 配膳の準備



12:10-13:00 昼食



13:00-13:30 保育士と園児で掃除・午睡準備



13:30-15:00 午睡



15:30-17:30 自由遊び

インタビュー日時：2002年12月26日

場所：ほしざき保育園

話者：ほしざき保育園 園長 T・K (T)

I・Y (I)

インタビュアー：正保 (S)

(4) かわらまち夜間保育所

☆施設の概要

- 認可年月日 : 平成1年3月
- 設置主体 : 社会福祉法人
- 所在地 : 名古屋市昭和区
- 受け入れ年齢 : 生後6週～小学校就学前
- 保育時間 : 平日 7:00-1:00
- 入園定員 : 52 (入所数: 0歳12 1歳9 2歳12 3歳9 4歳6 5歳～4)
- 敷地面積 : 357.35m²
- 建物面積 : 274.17m²
- 建物構造 : 鉄骨コンクリート3階建

インタビュー日時: 2003年7月12日 (約40分)

場所: かわらまち夜間保育園

話者: かわらまち夜間保育園園長 (K)

インタビュアー: 正保 (S)

(5) ひまわり保育園

☆施設の概要

- 認可年月日 : 昭和 51 年 10 月
- 設置主体 : 社会福祉法人
- 所在地 : 名古屋市昭和区
- 受け入れ年齢 : 生後 8 週間～小学校就学前
- 保育時間 : 平日 7:30-19:00
- 入園定員 : 60 (入所数 : 0 歳 14 1 歳 15 2 歳 15 計 44)
- 敷地面積 : 739.17m²
- 建物面積 : 496.24m²
- 建物構造 : 鉄筋コンクリート 2 階建

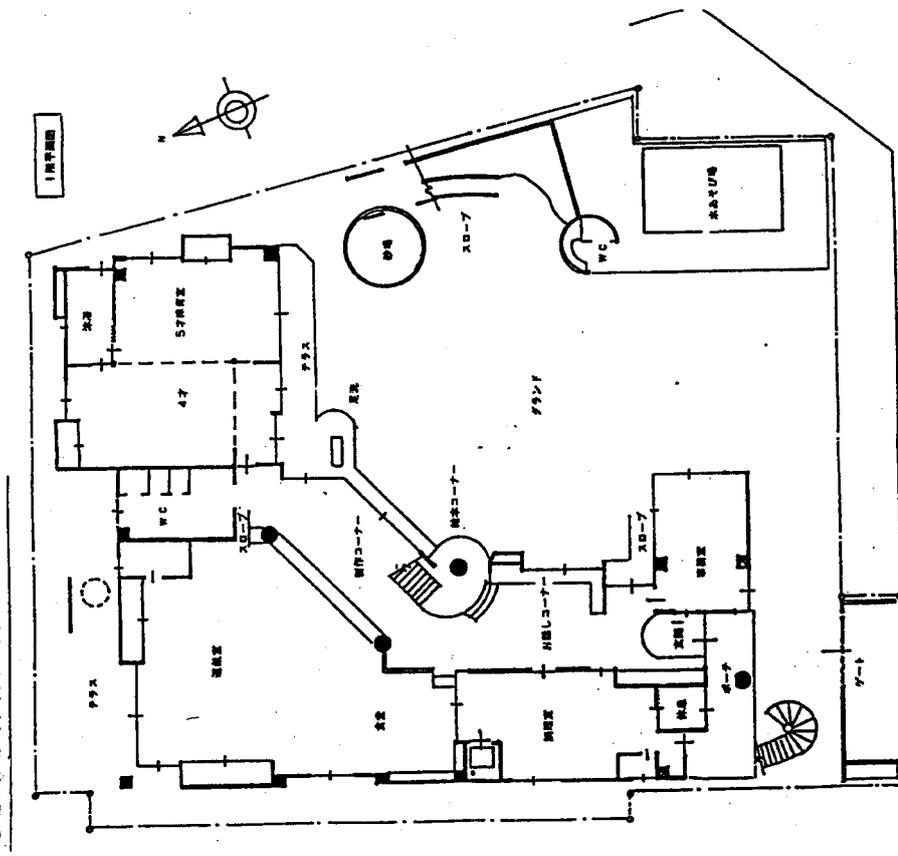
インタビュー日時 : 2003 年 7 月 25 日 (約 50 分)

場所 : H I 保育園

話者 : H I 保育園園長 (H)

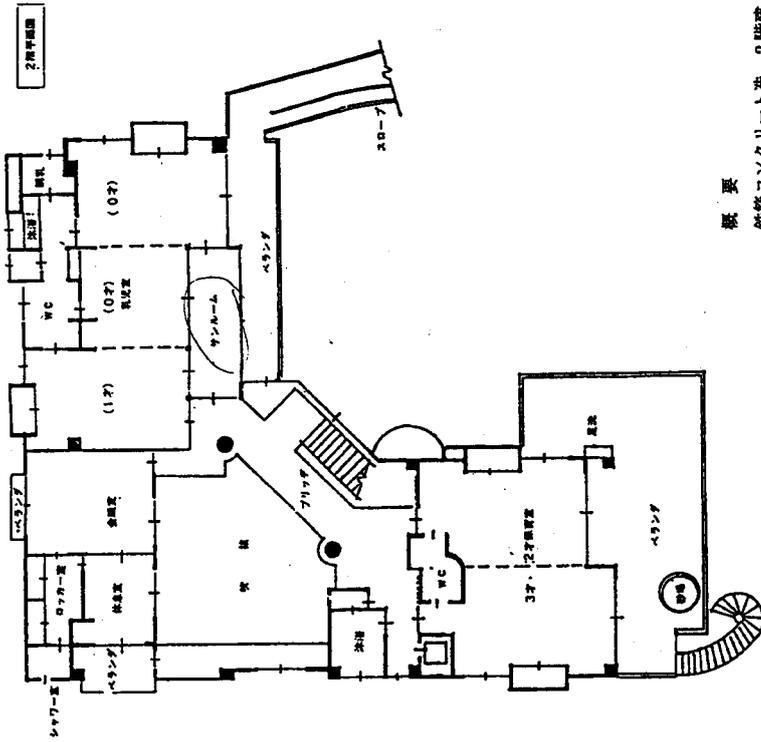
インタビュアー : 正保 (S)

ひまわり保育園新園舎平面図



設計者からのコメントーひまわり保育園計画
市街地の中にあつては、南に緑豊かな雑木公園に近接したためぐまれた環境の中にあつて、プレハブ造であつた園舎が老朽化したため、一貫保育をめざす保母さん達と父母の要求に基づいて、新園舎を計画する事になりました。保母さん達から次のような要望が出されました。

- ①鉄筋コンクリートから木造園舎としたいこと。
- ②広く大きな空間をつくること。
- ③広がり、方向性のある空間をつくること。
- ④旧園舎で行つた保育実践のいくつかを新園舎



概要
鉄筋コンクリート造 2階建
床面積 496.24
1階 280.93
2階 215.31

内部は、大きな遊戯室を中心にL型に配置し1階に4、5歳、2階には0歳から3歳までの保育室を設けました。各室は1室に解放できるように計画しています。

に取り入れること。これらの家具や玩具をまとめ、陽が十分に当たる良い条件を生かし、グラウンドを囲むように建物を配置しました。冬の北風を避け子ども達が飛び廻れるようにしています。

サン・サン設計 小原 邦 明

図 8-2-2 ひまわり保育園の平面図⁸⁷

(6) 湯田保育園

☆施設の概要

- 認可年月日 : 昭和44年4月
- 設置主体 : 社会福祉法人
- 所在地 : 山口市
- 受け入れ年齢 : 生後8週間～小学校就学前
- 保育時間 : 平日 7:00-1:00
- 入園定員 : 186 (入所数: 0歳17 1歳24 2歳26 3歳41 4歳38 5歳～40)
- 敷地面積 : 4147.41m²
- 建物面積 : 1230.91m²
- 建物構造 : 鉄筋コンクリート造2階建

インタビュー日時: 2003年8月7日 (約1時間10分)

場所: 湯田保育園

話者: 湯田保育園園長 (Y)

インタビュアー: 正保 (S)

表8-2-1 日本の保育施設の生活空間化の実態と施設長等の認識

国名		日本									
園名	菜の花保育園	みよし保育園	ほしざき保育園	かわらまち夜間保育所	ひまわり保育園	湯田保育園					
所在地	名古屋市中区	名古屋市中区	名古屋市中区	名古屋市中区	名古屋市中区	名古屋市山口市					
開所時間	7:00-20:00	7:30-21:30	7:30-21:45	7:00-1:00	7:00-19:00	7:20-19:20					
施設形態	認可	認可	認可	認可	認可	認可					
建築構造	鉄筋コンクリート3階建の1階部分	鉄骨造陸屋根・コンクリート板葺2階建	鉄筋コンクリート遠隔屋根3階建	鉄筋コンクリート3階建	鉄筋コンクリート3階建	鉄筋コンクリート2階建					
敷地面積 (㎡)	2515.68	357.02	585	357.35	739.17	4147.41					
建築面積 (㎡)	619.6	365.44	857.79	274.17	496.24	1230.91					
保育形態	昼間・延長(近隣)で24時間	昼間・延長	昼間・延長	昼間・夜間	昼間・園長	昼間・延長					
月年齢	1歳~3歳	0~2歳	0~2歳	0~5歳	0~5歳	0~5歳					
食費分攤の実態	別室分攤	同室分攤	同室(?)分攤	別室分攤(食堂)	別室分攤(食堂)	別室分攤(食堂)					
食事についての方針	保育室で机・椅子を並べ、食事をする	保育室に机・椅子があり食事をする	保育室で机・椅子を並べ、食事をする	保育室で机・椅子を並べ、食事をする	保育室で机・椅子を並べ、食事をする	保育室で机・椅子を並べ、食事をする					
午睡についての方針	同室で机・椅子、床の残飯を片付け、その後布団を敷き午睡	同室ではあるが、セパレートされた部分で乳児は午睡	同室ではあるが、完全に机、椅子を片付け、保育士と何人かの園児で掃除し、布団を敷き、午睡	夜間保育所のため、寝る部屋を作っており、そこで午睡	夜間保育所の近くに立地し、保護者にはこの女医や看護士が多いため、共同保育所という形から始まった。(園長)建て替えるときに、建設委員ができて、いろいろ議論をして、ランチスペースについていうような、あの食堂だけ別個に全くしてあるというのではなない開放的なスペースを考えました。	各自の保育室で午睡					
食費分攤に対する考え	3年前に5歳児が多かったときに、子どもが食事をした後、片付けて、布団を敷いて生活が子どもにとっても保育士にとっても負担が大きいというので分攤を考えた。うまくいったので4歳にもこの方針を拡大した。	「白梅保育園」に見学に行ったときにシヨックだったのが、食事をした子どもが、自分の布団の中につちやうついで、もう寝てもう1歳なんかがそうです。えー、どうしてここの園にきてやうんだらう?というのがある。でもやっぱ「流れとしては自然だよ」っていう風で、そこで、少し研修を生かして、したりとか。	3歳でも食べたら寝るような空間作りをすることを検討したことがあったんですが、今は切り替えて(布団を敷いて)やっています。4歳は部屋で食べて外で遊んで掃除して寝るっていう、試行錯誤しながらやっています。一つのフロアをどのようにつけて、日曜を組み立てると子どもにとっても良いか?というのを、年度によってやりながら良いところを残して、修正している。	去年45名に増やすときにこの食堂を作ったんですね。それと2階のあの乳児室に集まって寝る部屋は置の部屋にして、そこはほんとに夜も含めて今赤ちゃんが寝ていまして、寝る部屋を作ったんですね。その中で食堂っていうのはあるじゃないですか、今でもお家のほうに。食べる所でも寝るスペースと寝るスペースは、寝る所とほんとに遊ぶ所も分けたいですよね。	各自の保育室で午睡	各自の保育室で午睡					
夜間・24時間保育の方針	近隣に同じ設置者による24時間保育の無認可保育施設があり、関係園児は20時以降そちらに移動する	延長で21:30間での保育をしている。	21:45まで夜間保育。入浴設備がある。夏から10月くらいまでは、入浴させてバジャマに着替えてお迎えを待つ。	1:00まで夜間保育。夜間保育運営に所属。	19:00までにあえてしている。	延長で19:20までにあえてしている。					

8-3. アメリカにおける保育施設の事例研究

本調査では今回アメリカイリノイ州にある3つの保育所を調査している。イリノイ州では、Illinois Department of Human Services が Child Care Choices のための冊子を配布している。よい Child Care を選ぶための基準を次のように書いている。

●Choice and Standards

Child Care Choices.

One of the first child care decisions you' ll have to care decisions you' ll have to make is what kind of care is best for you and your child. There are three basic choices: care in your own home by a relative or nonrelative; care in a provider' s home; or care in a center. One choice isn' t better than the others, just different. The Department of Children and Family Services sets standards for most in a provider' s home and care in a center. Though care in your own home is not regulated by any Department, it works well for many families.

How do family child care homes and child care centers differ? How do you evaluate them? What kind of licence must they have? What are the standards? These questions are answered in this brochure.

Standards in Illinois

Illinois has specific licencing standards for home and center child care to protect children. They set basic health and safety procedures and standards for program and staff, and they require each home and center to have enough capable adults to give children the attention and care you as a parent, want them to have.

Illinois standards set maximum group sizes and child-to staff and minimum requirements for caregiver training. They also set requirements for age-appropriate activities, nutrition, discipline, space, equipment, supplies, policies and records. Licensed providers know what they have to do to comply with the law.

As a parent, you will want to ask questions about how your child will be cared for. One of your first questions should be whether that facility is licensed. Although not all facilities are required to be licenced, you will want to look at every facility for the minimum health, safety, caregiver and program standards covered by licensing.

選択と標準

保育の選択肢

あなたが子どもの世話をするのに当たって、あなたがしなければならない最初の保育決定の1つは、どんな種類の注意があなたとあなたの子どもに最も良いかである。

3つの基本的な選択がある：あなた自身の家で親類によつての、あるいは非親類での世話；プロバイダ（保育ママ）の家での世話；あるいはセンターでの世話。

1つの選択が他のものより良くないのではなく、違うだけである。

Children and Family Services 課はプロバイダ（保育ママ）の家とセンターでの世話での標準を準備している。あなた自身の家での世話は課によって統制されないが、それが多くの家族によく機能する。

家族による世話と保育センターがどのように異なるか？あなたはどのようにそれら进行评估するか？それらはどんな種類の許可証を持っていないか？標準は何であるか？これらの質問はこのパンフレットで答えられている。

イリノイでの標準

イリノイは家とセンター保育が子どもたちを保護するために特定の 資格の標準を保持してい

る。それらは基本的な健康と安全の手順とプログラムとスタッフの標準を設定しており、そしてそれらはそれぞれの家とセンターは、あなたが親としてすることを望む注意を与えるのに十分な有能な成人が子どもに注意を向け、保育することを必要とする。

イリノイ標準では、最大のグループの大きさと子どもとスタッフの比率、最小必要条件を世話人のトレーニングを決めている。また、同じく年齢による適切な活動、栄養、自制、スペース、装置、供給、政策とレコードのための必要条件を設定した。

認可されたプロバイダ（保育ママ）は、彼らが法律に従うために何をしなければならないか知っている。

親として、あなたはあなたの子どもがどのように世話されるであろうかについての質問をすることを望むであろう。あなたの最初の質問の1つは、その施設がライセンスを与えられているかどうかであるべきである。すべての施設がライセンスを与えられるように要求されるわけではないけれども、あなたは免許によってカバーされた、最小限の健康、安全性、世話人とプログラム標準を有するという視点でそれぞれの施設を見ることを望むであろう。

アメリカの保育所所長に対するヒアリングで伺った点は、次の16項目である。

1. Goal(s) of childcare enterprise
2. Organizations you joined
3. Conditions of affiliation and withdrawal
4. Required equipment as an affiliated childcare institution, and arrangement criteria according to children ages
5. Fundamental childcare operational expenses and those items (personal, business, and administrative expenses)
6. A curriculum of childcare
7. Training contents, period, and expense of the personal at the affiliated childcare institution
8. Internal qualification systems; what are they?
9. Parents' expense burden model
10. Process for receiving and resolving parents' comments and complaints
11. Existence of a parent's organization's (i.e. parents' meetings). Sponsors/recognized by school
12. The size and floor plan of the institution
13. The relationship with the community
14. The number of teachers and assistant staff, and children (according to ages)
15. Separation between eating and napping places
16. Corner childcare

1. 保育企業のゴール（s）
2. あなたが加入した組織
3. 所属と撤退の条件
4. 提携する保育制度とアレンジメント基準が children によれば熟成する（とき・から・につれて・ように）、装置を必要とした
5. 重要な保育運営費とそれらの項目（個人的な、職業上の、そして管理上の出費）
6. 保育のカリキュラム
7. トレーニングの中身、提携する保育協会における個人消息欄の期間と出費
8. 内部の資格システム；それらは何か？
9. 親の出費負担モデル

10. 親のコメントと苦情を受けたときの解決するプロセス
11. 親の組織の（すなわち親のミーティング）の存在。学校によって認識され、出資されているか
12. 団体の大きさと平面図
13. 地域共同体との関係
14. 教師とアシスタントスタッフと子どもたち（年齢ごとの）の数
15. 食事、そして昼寝している場所の間の分離
16. コーナー 保育

なお、以下の全てのインタビューのテープ起こし完全版は、『平成 15 年度～16 年度科学研究費補助金 萌芽研究 課題番号 15653041 研究成果報告書 保育観の変容と保育所の「生活空間化」—保育所の食寝分離・24 時間保育を考える—』pp156-193 に記載している。

本論では、インタビューのうち、15. に関する答えをまとめたものをデンマークのものと合わせて p118 にまとめて載せている。

(1) サザンイリノイ州立大学附属保育所



1, 2 歳児はベビーサークルの中で一日を過ごす



遊び空間も区切られていた



玄関近くに施設全体の図面が貼ってある



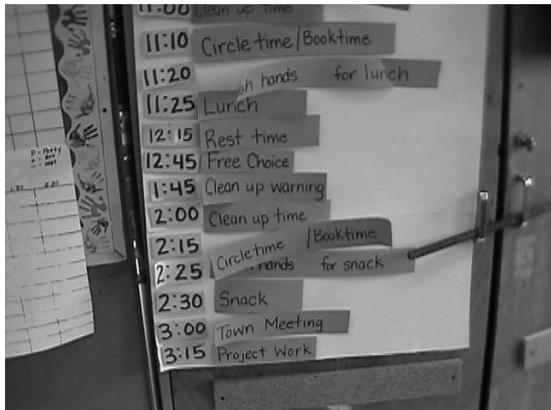
食事その他のためのテーブルのある空間とその他の空間は、床のカーペットで区別されている



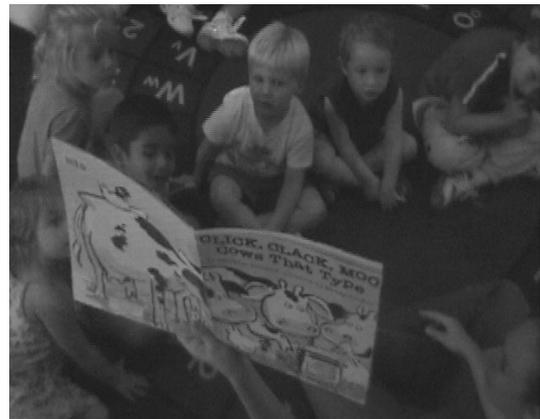
午睡のための簡易ベッドは、必要のないときは重ねられている。簡易ベッドは個人専用のものとなっており、子どもにも識別できるようにシートが、また夏なので簡単な上掛け用のタオルも一緒に取り付けられている。



テーブルについて遊ぶこともある。



その日のスケジュールが簡単なカードで子どもと送迎の親に示されている。



絵本の読み聞かせの前に、アナウンスがあり、読みたい子どもが集まる。



食事の準備。置かれるのは、皿やコップのみ。



食事が始まると、保育士に欲しいものを欲しいだけ盛りつけてもらう。



幼児においても同じ方針。



午睡は、簡易ベッドで。自分の好きなところにベッドを置き、自分で寝ることができる園児は自分で寝る。サポートをしてもらうこともある。



午睡中は部屋は暗くしてあるが、起き出す園児もいる。

インタビュー日時：2003年8月13日（約30分）

場所：アメリカ サザノイリ大学付属保育園

話者：サザノイリ大学付属保育園園長（U）

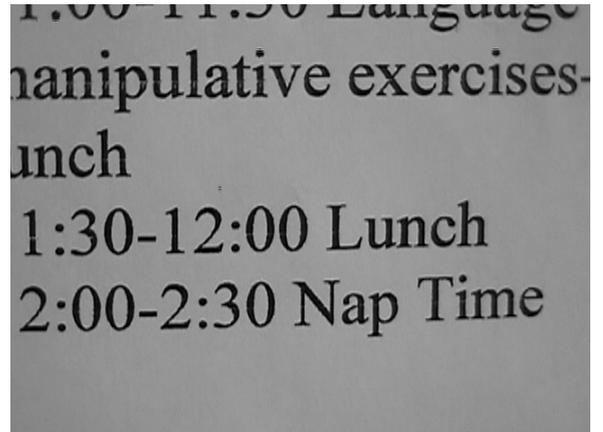
通訳：恵子（K）

インタビュアー：正保（S）

(2) タータントツズ



乳児はベビーサークルで過ごす。



午睡の時間は短く設定されている。

タータントツズ

インタビュー日時：2003年8月14日（約30分）

場所：タータントツズ保育所

話者：タータントツズ保育園園長（T）

通訳：恵子（K）

インタビュアー：正保（S）

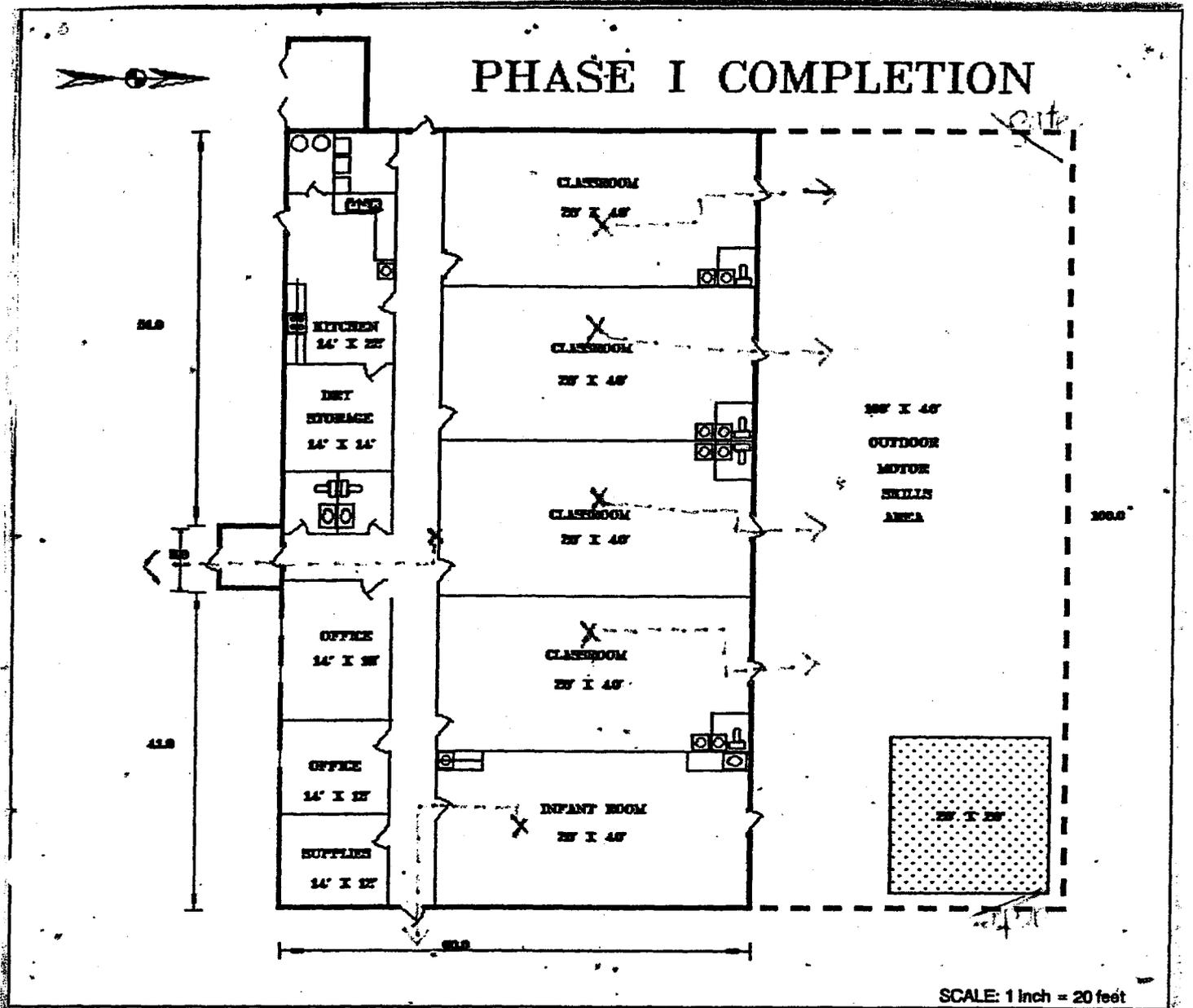


図 8-3-1 タータントツズの見取り図⁸⁹

(3) プカ



テーブルでのアクティビティ



ランチが近づくと、保育士によって簡易ベッドが並べられている。ここでは、簡易ベッドは整然と並べられている。



キッチンを使っていない。



昼食の準備を待つ。



プカでは、保育士が皿に盛りつけてから配膳をしていた。各園児の好みをある程度あらかじめ知っている様子である。テーブルのスペースには、カーペットが敷かれている。

インタビュー日時:2003年8月14日(約50分)

場所:Puka 保育園

話者:Puka 園長(P)

通訳:(T)

インタビュアー:正保(S)

8-4. デンマークにおける保育施設の事例研究

(1) バカハウス



子どもたちは早朝から朝食を持参して登園する。朝食は、果物が中心。



毎朝親たちは保育所の冷蔵庫に昼食を入れておく。園児は自分の好きな時間に自分の弁当を取り出して食べることができる。



教室の机といす。どれも重厚なものであり、子どもの頃から本物の家具を与えられている。



お昼寝がしたくなったらこのようなソファで横になることができるが、基本的に三歳以上の子どもには午睡の時間はない。簡易式のものは見あたらない。



園児はほとんどの時間を広い園庭で過ごすため、教室に残っている園児はいない。左のソファが午睡用。



ここにも午睡用のソファがある。



かわいい壁画が描かれている。机、いす、おもちゃ箱。



園庭では、かなり本格的な自動車は何台もあり、ノンプログラムのため毎日自分で遊びの工夫をする。



遠くの小さな丘に滑り台があり、自然と遊具が共存している。



ハンモックは人気の遊具のようであった。



午前11時になってもまだ自分で昼食を取っていない園児が集められて（ほとんどの園児）ランチタイム。お弁当のおかずは、果物や生野菜など、わが国ほど豪勢なものではない印象。



乳児は、テラスのような部屋に置かれたベッドで過ごす。日差しや風向きによって、場所が移される。



マイナス10度にならない限り、午睡の時間は外の屋根付きのスペースに移されている。



園児たちは昼食が済むと目当ての遊具を目ざして飛び出してくる。

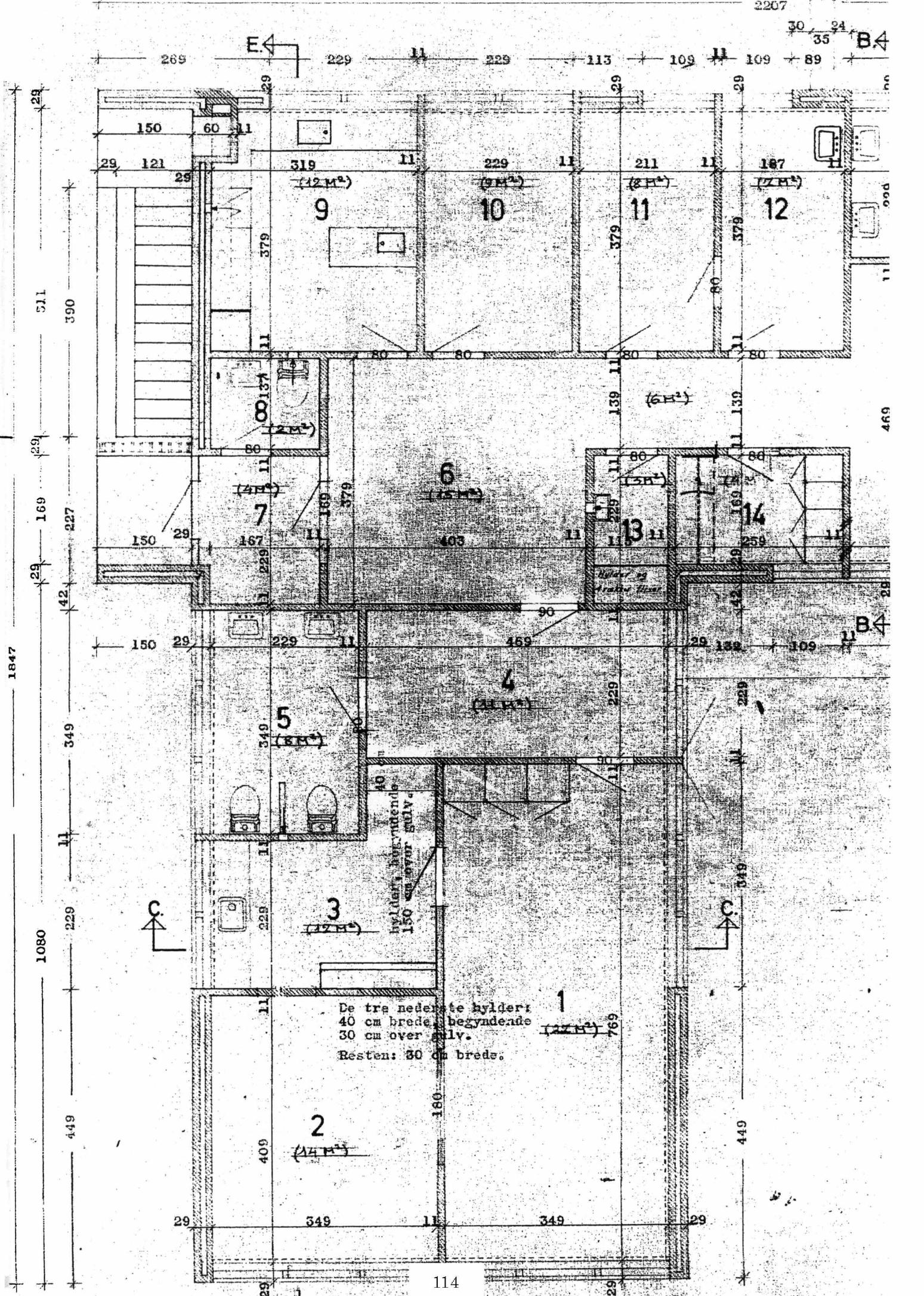


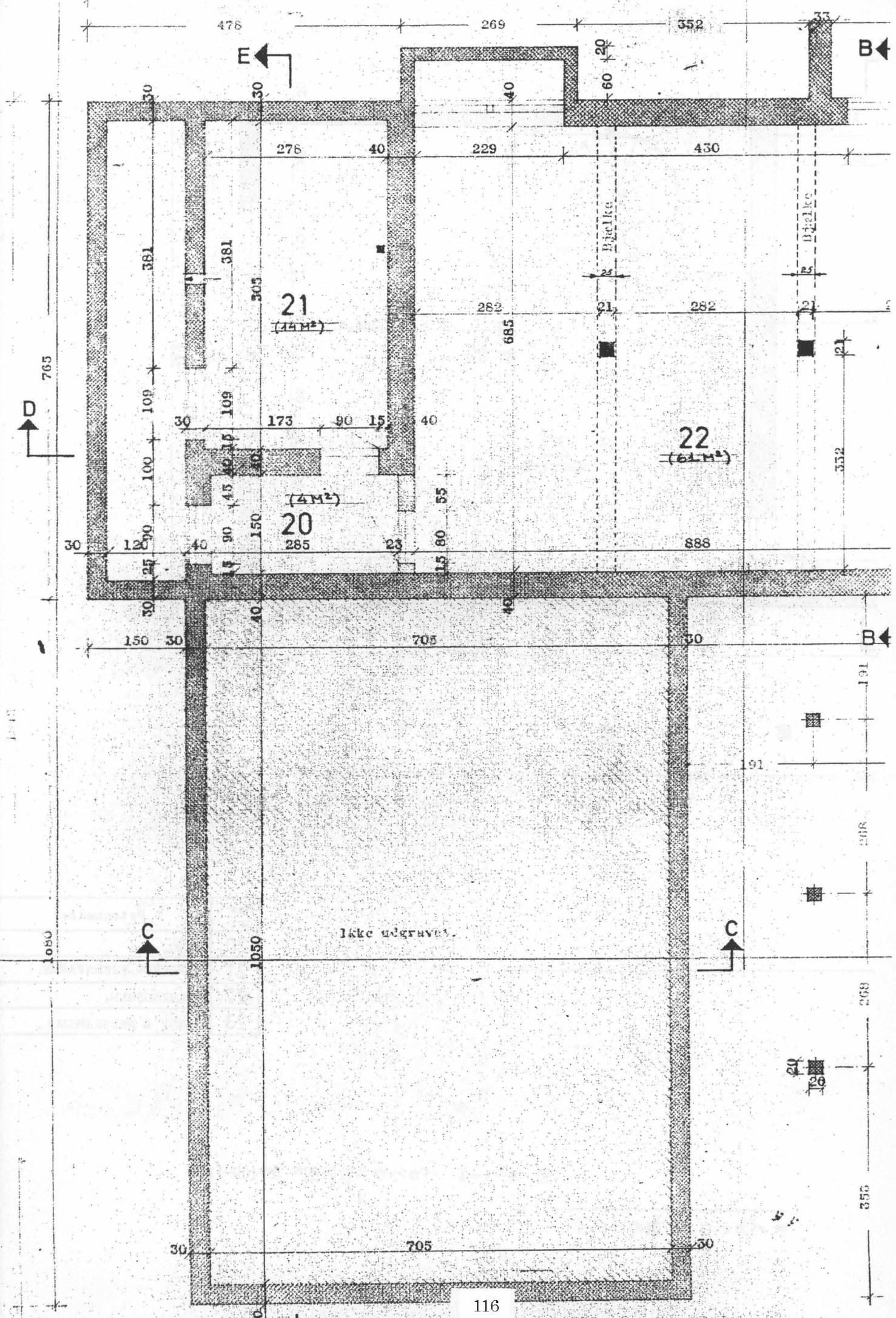
乳児たちは白いネットで覆われて午睡。

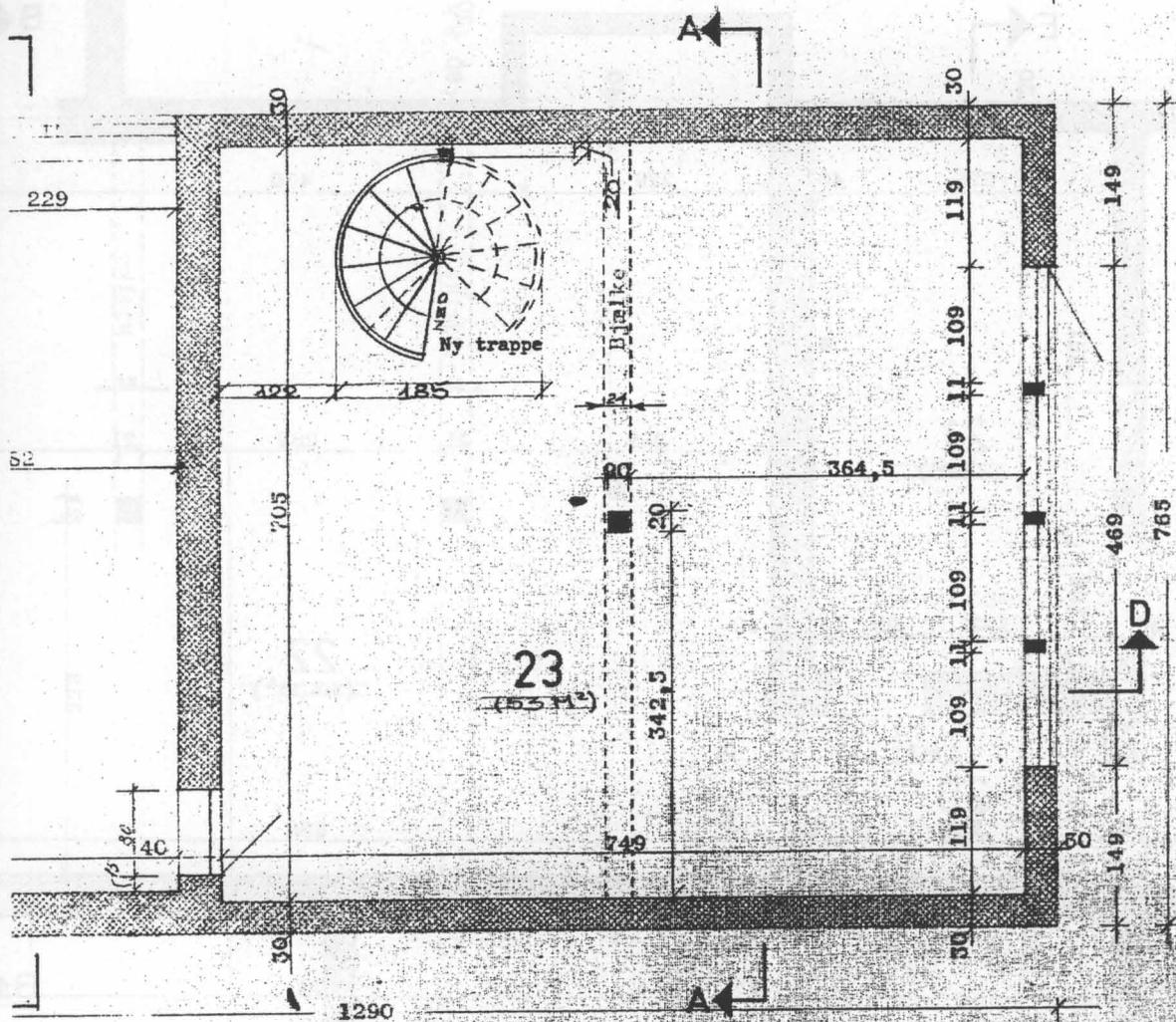
なお、以下の全てのインタビューのテープ起こし完全版は、『平成15年度～16年度科学研究費補助金 萌芽研究 課題番号 15653041 研究成果報告書 保育観の変容と保育所の「生活空間化」—保育所の食寝分離・24時間保育を考える—』pp198-224に記載している。

インタビュー日時：2004年8月3日（約120分）
場所：デンマーク バカハウス保育園
話者：バカハウス保育園園長（B）
通訳：千葉（T）
インタビュアー：正保（S）
他：（J）

結果は、生活空間化（食寝分離）に関わるものだけをアメリカの保育施設のものに合わせてp118に掲載している。







Rum nr.	Betegnelse:
20	GAN.
21	MINVRE- FJERNVARME.
22	STÅRINGSRUM.
23	BOBØY & REDSKABS RUM.

図 8-4-1 バカハウス設計図⁹¹ (PP114-117)

91 バカハウス所蔵のコピー

表8-5-1 アメリカ・デンマークの保育施設の実態と施設長の認識

国名	アメリカ			デンマーク
園名	SIU附属保育所	タータントツズ	ブカ	バカハウス
所在地	Carbondale	Marion	Carbondale	Middelfart
開所時間	7:45-17:15	7:00-18:00	7:30-17:30	6:30-17:00(曜日によって異なる)
保育形態	Half Day(7:45-12:15 or 12:45-17:15), Full Day(7:45-17:15)	Half Day, Full Day	Half Day(7:30-12:30 or 12:30-17:30), Full Day(7:30-17:30)	0-3歳を保育園といい、3-6歳を幼稚園という。
月年齢	0-6 years	0-6 ywars	0-6years	0-6歳
食寝分離の実態	同室分離(カッツによる)。机等は動かさず、幼児が好きなところにカッツを持って行く。	同室分離(カッツによる)。ただし、広いエリアを取るために昼食の後机等を動かす。	同室分離(カッツによる)。絨毯のないスペースが寝室となる。	そもそも午睡は眠くなった子どもが部屋の隅のソファで眠るだけで決まった時間は設定されていない。
食事についての方針	キッチンで作り、各保育室の絨毯のあるスペースで食べる。最初にセッティングされるのは食器のみで、保育士が何をどれだけ欲しいか聞いて周り、食べたいものだけを食いたい量だけ選んで食べる。残した場合は、各自で処理をする。	でキッチンで作る。食事内容によるが、大体先生が出す。なるべくNoThankyouBiteっていう一口食べてみるっていうそういうのはなるべくするようにしているが、それを必ずしなさいという事はしない。嫌いだったらもう食べない、食べる必要がないようにしている。	キッチンはあるが、建物が古すぎて使えないのでケータリングサービスを利用中。ケータリングだと責任が全て向こうになるし、食事の内容も良い。もしこちらに移ってくると自分たちが衛生問題や建物など色々気をつけなくちゃいけないことがあるので、ケータリングサービスの方が良い。	うちで朝食を食べていない子どもは保育園(幼稚園)が食事を提供する。果物とかヨーグルトとか、あるいは黒パン、そういうチーズをのつけた、そういう簡単な朝食がでる。昼食は保護者が冷蔵庫へ入れておいたお弁当。ただし、野菜を丸ごとなどの簡単なお弁当。
午睡についての方針	カッツと呼ばれる簡易式ベッドを各自で好きな場所に持って行き、自分で設置して午睡	保育士がカッツをきれいに並べて、指示されたところで午睡する。	保育士がカッツを絨毯のないスペースに並べる。	上記の通り。
食寝分離に対する考え	もともとカッツを使うので、有る意味衛生的であり、セットも簡単である。	カッツを利用するが、保育士がすべて整える。食事用の机等は横に寄せてカッツはきれいに並べられる。	絨毯のあるスペースと無いスペースで用途が分かれている。	常勤とおり。
その他	Half Dayの午前の部が日本の幼稚園に当たる時間設定である。	88人のうち、6人だけがHalf Dayで残りの82人はFull Day。早くきた子どもは2時か3時に帰る。	一人当たり35スクエアフィート、赤ちゃんは55スクエアフィートに決められている。	保護者を含めた全ての労働者の1週間の労働時間が37時間までと決められているので、ほとんどの親は16時頃には子どもを迎えに来る。

8-5. 保育所の「生活空間」化の実態と施設長・保育士の認識

以上みてきた保育所の「生活空間」化の実態と、当該保育所の施設長・保育士の認識をまとめておきたい。

(1) わが国の保育所の実態と施設長・保育士の認識より

- ①「食寝分離」の実態は、乳児においては同室分離（しきりによる）の実態がある。
それぞれの子どもの生活リズムが違うため、一斉に食事を終えて寝室にするのは困難なためであろう。
- ②幼児においては、国の最低基準の中では、「食寝分離」は困難であり、園によって遊戯室などを利用して別室分離をしている。
- ③園の中には、ランチスペースを設けているところがある。
- ④施設長、保育士ともインタビューによれば全員が状況が許せば「食寝分離」が望ましいと思っている。
それは、子どもたちの生活の見通しが持てる、という保育的配慮からも、保育士たちの労働環境からもあるべき姿といえる。しかしながら、財政的余裕のなさから、現状を維持せざるを得ないという実態も「仕方ない」と認識されていた。
- ⑤夜間保育に関しては、多くの園ですでに21時まで、あるいは22時までの延長保育は行われているが、その際夏の間は入浴させて帰宅後すぐ就寝できるように配慮している園がある。また、逆に、延長保育を実施しないことで長時間労働に歯止めをかけているのだという発言もみられた。
- ⑥24時間保育に関しては、必要に応じてあってよいという発言の一方で、しかしながら個人的には子どもはできれば夜は自宅でみた方がいいという意見が多かった。

(2) アメリカの保育所の実態と施設長・保育士の認識より

- ①「食寝分離」の実態は、アメリカにおいては、簡易ベッドが用いられており、園によって同室でもカーペットのないスペースに簡易ベッドをおいて寝るなど、同室分離といえる状況がみられた。
ただし、自分の簡易ベッドをどこへ持って行って寝てもよいという方針の園もあった。
- ②アメリカでは、キッチンで昼食を作る園と、ケイタリングサービスによって昼食を提供している園があった。保育士へのインタビューでは、責任の問題や衛生などの面から、ケイタリングの方がよいという意見が聞かれたが、園長は準備が整い次第自前のキッチンを持ちたいという意見であった。
- ③園児は、Daytimeの園児と少数ではあるが、Halftimeの園児がいた。Halftimeが強いて言えばわが国の幼稚園へのニーズをカバーしていると思われるが、費用はDayTimeの半額であった。
- ④どの園においても、社会性（生活）と教育はゴール（目標）に挙げられており、いわばわが国の保育所と幼稚園の内容は目標としては網羅されている。
- ⑤アメリカでは、保育士はマスター卒業、短大卒業、学生など様々な学歴の人々がおり、職員の中にある種のヒエラルキー構造があった。このことが責任の所在上、悪くは機能していない様子であった。
- ⑥24時間保育は、現在のところプロバイダ（保育ママ）のところにおいてニーズを満たしているのではないと思われる。（報道によれば、アメリカでも保育所に対する24時間保育の要求が出始めているということである。）

(3) デンマークの保育所の実態と施設長・保育士の認識より

- ①「食寝分離」以前に、デンマークの保育所は、基本的に乳児以外はお昼寝がない。眠くなった子ども休むスペースは部屋の隅に確保されていた。
- ②乳児には、一人一人にカート（乳母車）が用意され、室外にお昼寝のための屋根付きの

スペースが作られている。

- ③親の労働時間が週に37時間と国で決められているため、だいたい午後4時には、親の仕事が終わり迎えに来る。
- ④キッチンの特になく、子どもたちは親が朝冷蔵庫に入れていった昼食を何時にでも食べて良いことになっていた。ただし、11時を過ぎても食べていない子どもを呼んで、一斉に食べるよう促していた。
- ⑤24時間保育が社会的に必要なになるという発想がそもそもないようであった。もしも必要な場合には、アメリカと同様に保育ママの制度があり、個々に対応しているようであった。
- ⑥保育園はノンプログラムで、子どもたちは朝登園すると、ほとんど戸外で自分の好きな遊具のところへ行って一日中遊ぶ、という具合であった。保育士は一緒に遊びながら、喧嘩の仲裁や仲間作りのサポートをしていた。

(4) 比較と今後の課題

- ①アメリカ、デンマーク、日本を比較すると、それぞれ地理的歴史的条件、制度的条件、親の労働条件によって保育観が異なっており、一概に「食寝分離」という視点からだけでは比較するのが困難であった。
- ②それでも無理に比較をすれば、わが国の「食寝分離」の現状がもっとも子どもにとっても保育士にとっても大変であって、改善すべき点が多いと思われた。
- ③スペースの確保が難しい中で、改善の方向は多様であって良いのではないか。

→ i : 保育所の面積の最低基準は確保する。

ii : アメリカの簡易ベッドの導入。

iii : 幼保一元化のなかで、デンマークのような「午睡」の見直し。

iv : アメリカ、デンマークをはじめかなり多くの国で行っている「家庭的保育」(保育ママ)の見直しと評価。

v : 現在のわが国の制度である保育所、子育て支援事業、家庭的保育の有機的な連携。

vi : vを可能にする保育に関する教育システムの構築。

vii : 労働環境の改善とは車の両輪の問題として連動して考える必要がある。

わが国の保育行政の長い歴史の中で、見えにくくなっている問題があることがわかった。今回の「食寝分離」という視点で「少子化を克服した」国へ調査に行ってみて感じたことは、いかにわが国の保育園は「措置」という歴史の延長の中で子どもたちがせせこましく「生活」しているのか、また保育士たちも何と過酷な労働を重ねているか、ということである。

見えてきた課題は大きく、多く、重い。子どもたちが「生活」「遊び」「文化」を思いっきり味わえるような保育をめざして、歴史的な、あるいは地理的な思考をめぐらして、ある種の大転換をしていかなければならないだろう。その担い手として、保育者としての保育士、母親だけではなく、父親、NPOなど多様なメンバーが意見を出し合いながら作っていきける地域のネットワークが必要であろう。

第9章 わが国認可保育所の生活保育と食寝分離の実態と施設長の認識

(アンケート)

9-1. アンケート調査の背景・目的・方法

9-1-1. 背景

現在、我が国の保育は、大きな転換期にあるといえる。大きな転換期には、二つの流れの背景があり、結末点である現在は、今後の保育行政や実際の子どもの育ちの命運が変わっていくほどの変化が起きつつあると考えられる。

第一の流れは、1990年に明確になった1989年の1.57.ショック以降続いている少子化をインパクトとして、以降政府が取り組んできた、少子化対策の経緯である。

1994年12月のエンゼルプラン、緊急保育対策5カ年計画をから、1999年12月の新エンゼルプラン、2001年待機児童ゼロ作戦までは、中心は保育所の待機児童解消のために定員枠を緩和し、延長保育を促進して働く親のニーズに応えるというものであった。

その後、職場における男女の働き方の見直しや社会保障、地域の子育て家庭への支援を含めた2002年の少子化対策プラスワン、それに続く2003年の次世代育成支援対策推進法、そして同じ年に出された少子化社会対策基本法などの実現のために2004年12月に出されたのが、2005年から2009年までの子ども・子育て応援プランである。注1)

第二の流れは、先の小泉首相が押し進め、現在もその流れにある新自由主義である。新自由主義は、市場原理の徹底という観点から、「例外なき規制緩和」や競争原理の導入などを推進している。保育政策に関しても、「民営化」の流れの中で、アメリカ型保育システム—保育ビジネスを骨格にした保育システムへの再編が始まっているといえる。さらに、「骨太の方針第3弾」の具体的取り組みのなかで、幼保一体化施設認定こども園制度が発足し、2006年秋から動き始めているが、これは現在の幼稚園が「保育所化」するための制度として機能していくことと目されている。

これらの少子化対策と規制緩和という二つの流れは、方向性としてはそれぞれが子どもの環境の向上を指し示しながらも、前者は第三者評価等による官主導、後者は競争原理による質の向上と、方法論は正反対のものとなっており、今後の展開如何では、地域により大きなズレが生じることが予測される。

9-1-2. 目的と方法

このような背景の中で、今後の保育施設計画はどのようなものになっていくのか、あるいはなるべきであるのかを問うため、①二つの流れのせめぎ合いのなかで進行している保育施設の変化を図式化する。次に、②認可保育所における保育の質の向上のメルクマールとして、生活保育と保育所の生活空間化の意義を考える。さらに、③これらのことが大都市と地方都市でどのように定着しているのか、現在の状況を把握するために、東京都と地方都市（岡山市・福山市）における認可保育所での生活保育と保育所の生活空間化の実態、施設長の意識等をアンケート調査により明らかにする。

9-1-3. .生活保育、生活空間化の定義

①生活保育

管見の限り、「生活保育」という言葉が著書として著されたのは、1979年本吉圓子による『私の生活保育論』が最初である。保育士による保育実践の記録といった本になっているが、その中に、「幼稚園や保育園は何かものを教えてあげたりしつけをしてあげる所なのではなく、子ども

もが主体的に生活をする所」「保育とは、その子どもの生活を根っこにして子どもが成長していくのを見守ること」「これが生活保育ということ」という記述がある 1)。

それ以降、「生活保育」を冠した数冊の本が出版されるが、片山忠次・名須川知子編著『現代生活保育論』において、幼児が「みずから生活している」保育という表現があり、また「子どもの自立をめざす保育」ともいっている 2)。

以上のように、先行研究においては、抽象的な表現が目立つが、本研究では、生活保育を「子どもが基本的な生活習慣（食事、睡眠、排泄、着替え、歯磨き、手洗い等）を主体的にできるように促す保育」と定義する。

これにより、生活構造のピラミッドである、(1) 基礎的生活、(2) あそび、(3) 手伝い・しごと、(4) 学習 3) が下から順にウエイトを置きつつ主体的にできるようになると想定する。

生活保育の背景には、子どもの発達と権利の保障があり、同時に保育者の権利も同時に考慮される必要がある。具体的な内容としては、(1) 基礎的生活がその最も根幹であると考え、なかでも、「食べる」こと、「寝る」ことを「主体的に」行う事ができれば、その他の活動も同心円的に広がっていくものと考えられる。

②生活空間、生活空間化

「生活空間」は、一般的にいう「生活をする空間」と考え、「生活空間化」は、「保育所を、住宅のように、生活行為全般がスムーズに行われるような空間にしていくこと」と定義する。食寝分離はその中の重要な必要条件である。

先行研究として、子どもの視点に立った保育施設の空間に関する研究は、主に 70 年代に進められ、なかでも、76 年の北岡敏郎・青木正夫・河野泰治・竹下輝和による「保育施設の平面構成に関する研究—1. 『移行期』からみた保育室の用途設計について」4) では、子どもの活動（食べる・寝る・遊ぶ）の「移行期」という概念を見いだしている。

同じく 76 年、小川信子・梶島邦江・山口美登里・宮崎敦子による「保育施設の空間に関する研究—空間の機能分離について—」5) では、個人の生活と集団の生活のかねあいにおいて、食事・午睡の機能分離の有効性を証明している。

これらの既往研究の多くは、70 年代に発表されているが、丁度「ポストの数ほど保育所を」という標語の元に、保育所が数多くつくられていった時期と呼応している。保育所は作られていくものの、空間としてはどうなのだろうかという問題意識で研究が進められた。その後、個人的な意見は述べられるものの、まとまった調査による研究は進められてこなかった。このことは、保育所の数が 80 年代以降一定の水準に達し、延び率が下がったことと関連しているだろう。

しかしながら、70 年代に作られた保育所で、そろそろ建てかえ時期時来ている園舎が増加していること、規制緩和等によってますます子どもの環境が悪化する可能性があることなどにより、生活保育、生活空間化を再び考える必要が生じている。

本研究の独自性は、70 年代を中心に建てられた施設に建て替え時期が迫っている時期において、生活保育を実現する基礎としての食寝分離がどの程度行われており、行われている施設にはどのような特徴があるか、施設長はどのような認識を持っているかを、東京と地方都市（岡山市・福山市）を比較しつつ、量と質において初めて把握したところにある。

9-2. 保育施設の変容

9-2-1. わが国における保育施設の現在の変容の図式化

わが国における保育施設の歴史については、幼稚園・保育所という二本立てで制度化され、現在に至るといって歴史を辿ってきている。また、認定こども園制度の発足により、さらに複雑に変容していこうとしている。大まかに整理すると、以下の図 1 注 2) のような方向になって

いくものと考えられる。

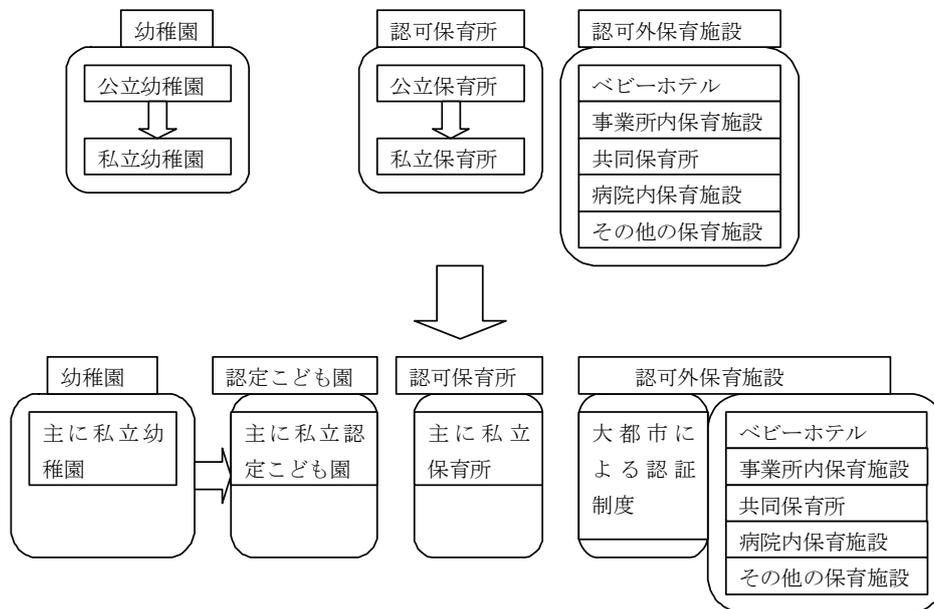


図 9-2-1 保育施設の変容の図式化

この中で、最も多い施設は認可保育所であり、2005年のデータでは22,521施設で、民営化が徐々に進んではいるものの、公立保育所の保護者たちによる民営化反対の訴訟も起きて、拙速な民営化に対する警鐘も鳴らされるようになってきており、その変化のスピードは今後は緩やかに進められると思われる。幼稚園は同年13,949園で減少傾向にある。認定こども園については、2006年11月24日の報道によれば、厚生労働省と文部科学省が申請状況を調査したところ、当初見込みの「全国で1000カ所」を超える模様である。共働き家庭の増加に伴い、保育所の待機児童が都市部を中心にして全国で2万人に上る一方で、幼稚園では10年間で10万人も減少しており、認定こども園は結果的には幼稚園の空きスペースを有効に活用し、また子育て相談も可能にするという画期的対策とされるが、同時に問題点も指摘されている。保育所の利用料は市町村が利用者の所得に応じて決めているのに対して、認定こども園では独自に利用料を設定できることになる。職員の配置基準や調理室の設置義務も緩和され、保育の質の低下を招くとの指摘である注3)。

また、施設数の増加を見せているのは、認可外保育施設である。東京の認証制度や横浜保育室のような大きな自治体によるバックアップ、大企業が自社内に保育施設を設置し始めている点、ショッピングセンターなどの施設内での一時預かりサービスなどにより、05年現在10,547施設と、幼稚園に追いつく勢いで増加している。これらの施設の質を確保する必要から、02年より認可外施設であっても開設日から1ヶ月以内に届け出を行うことを義務づけ、05年からは、一定以上の基準を満たした施設に対して、都道府県知事などが「証明書」を発行している6)。これらが認定こども園の申請に向かっていく可能性も充分考えられる。

また、この図には反映されていないが、このほかにどの教育・保育施設を選んでも、同じように無料で同一の就学前教育を受けられるようにするプレスクール構想も上がっており、転換期の図式化は確定したものではなくまだ流動的である。

9-2-2. 民営化の功罪

保育サービスの民営化の方向はすでに始まっており、後戻りする気配はないが、ここでその功罪について高野の整理 7) を基に考察しておきたい。

現在考えられる民営化の利点としては、①競争によりサービスの選択肢の増大と、質および量の改善が図られる点、②供給主体やメニューの多様化によって、一つの供給体が網羅的なサービス内容を用意する必要がなくなる点、③サービスの利用者となるため、福祉の受給者としての抵抗感は軽減する点である。

逆に問題点としては、①都市地域と農山村地域のサービス供給に格差が生じる点、②サービス供給サイドに余裕が無く競争が起こらない場合、サービス供給が低水準で均衡する点、③サービスを利用可能な層と利用できない層が分断され、階層化をもたらす危険がある点である。

このなかで、とくに図 1 の下側に示した新しい方向の中では、認定こども園や認可外保育施設において、これまで市町村によってカバーされてきた格差是正のための措置から外れることになるが、その方向性は確定的であり、問題点をいかに軽減しつつ進めることができるかは、行政サイドの監視力とサポート力にかかっていると思われるが、その際に保育の質のメルクマールを明確にすることで、レッセフェールではない歯止めをかけていく必要がある。

9-3. 認可保育所における生活保育と生活空間化の意義

9-3-1. 子どもの発達にとっての意義

生活保育を理論的に位置づけようとするとき、その基礎的理論は、生活構造論である。青井和夫は「我々の生活を統一的に理解しようとして、これまでに経済学、家政学、社会学の分野において『生活構造論』が展開されてきた。」8)

しかしながら、必ずしも生活構造という概念が統一的に用いられているわけではない。ここでは、盛岡清美の「生活構造」を「欲求主体の反復的継続的欲求充足過程」9) ととらえる定義を用いたい。

浅井春夫は、近年の子どもたちの生活構造の変化について次のように言及している。

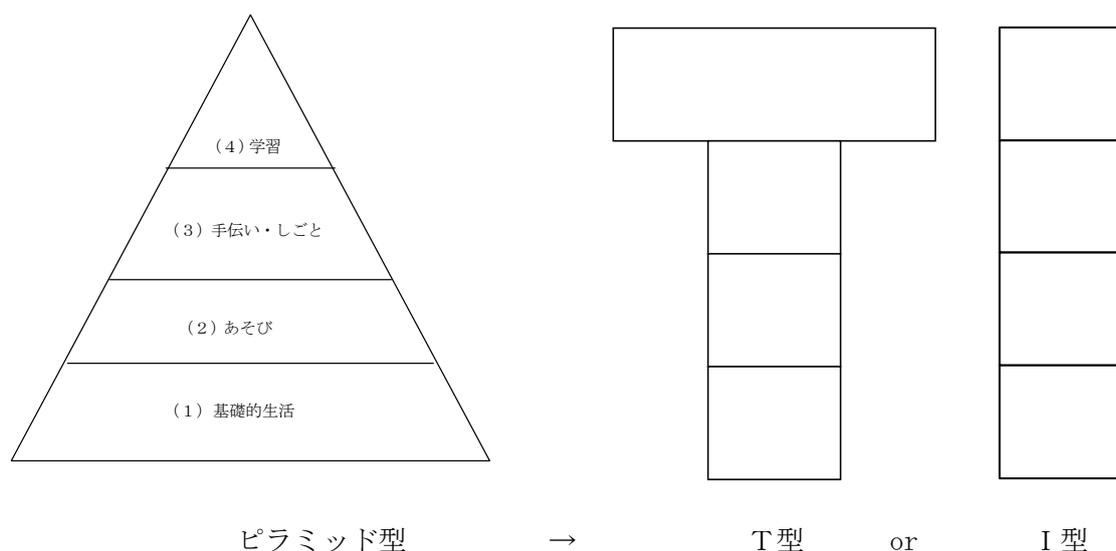


図 9-3-1 子どもの生活構造の変化 10)

本来、子どもの生活構造は図 2 のように(1)基礎的生活をベースに、(2)あそび、(3)手伝い・しごと、(4)学習という順に上に積み上がっているピラミッド型であったが、下の三つの層が非常に希薄になり、

右に示した T 型や I 型に近づいているため、改めてどんな風に基礎的生活の再構築に取り組

み、また遊びや手伝い・しごとという分野を子どもと家族の生活の中で作っていくのかということ課題にしていく必要があると指摘している 11)。

また、基本的な生活習慣と学力との関係、基本的な生活習慣と非行との関係が指摘されているが、現代では、基本的な生活習慣を家庭だけで作っていくのが困難な家庭もあり、保育所に通っている子どもたちの発達を保障していく必要がある。

そこで、保育施設における生活保育は、何にもまして重要になってきているのではないだろうか。保育施設においても、生活保育を支えるための生活空間化に取り組む必要があると思われる。

そしてこのことは、間接的に働く親たちの労働環境も支えることにつながっていく。

9-3-2. 保育士の労働環境改善の意義

また、子どもたちにとって、あるいはその親たちにとっての意義の他に、労働者としての保育士の労働問題という視点も見逃せない。子どもたちとともに起きている時間のほとんどを施設内で過ごし、なおかつ子どもたちのために施設空間をめまぐるしく食事スペースや就寝スペースに改変し続けている保育士たちの労働問題としてもとらえておきたい注 4)。

竹下輝和は 1990 年の『建築雑誌』「保育施設における計画論的試み」で、こう述べる。「保母（原文のまま・現保育士）の行動様式を詳細に調査すると、一つの明快な法則がある。準備行為先行型の行動様式である。これは、例えば、デイリープログラムでは、昼食が終わった後に午睡が行われるようになっているが、準備行為先行型なる行動様式は、昼食が終わっていないのに、次に予定されている午睡の準備を先行するというきわめて特異な行動様式のことである。・・・つまり、前行為から次行為へスムーズに転換することが保育園の行動様式においてもっとも優先されることになり、この結果、準備行為優先型の行動様式が使われ方の法則となる」12)。

このように、保育士たちの労働の中に、片付けと準備の連続、あるいは準備行為優先型の行動様式が定着しているが、特に昼食から午睡への時間帯に過重労働がある。それを食事室と午睡室を空間的に分離することで緩和する意義がある。保育所の生活空間化は子どもと保育者双方の人権問題として強く意義づけられる。

9-3-3. 施設の近代化の意義

また、生活空間化は施設の近代化につながり、そのこと自体にも意義が見いだせる。この問題がかつての住宅の近代化の問題として提起した西山卯三は、戦後日本の住宅が近代化のプロセスを辿る中で、住宅の機能分化の欲求を見いだした。「住宅政策への一展望 — 建築行政の新展開と建築家の任務 —」のなかで、住空間を生活空間として高度に秩序づけるためには、機能による分割が不可欠であると断定している。そのことを証明するために西山が行ったのは、器としての住居の調査と同時に住み方の調査である。その結果、大衆の家族は、住空間の使用にあたってははっきりと「転用」論（部屋を様々な用途に共同・併用・兼用することにより転用すること）を拒否していること、機能分化への潜在的だが強い欲求が存在することなどを深りあてた 13)。

そして、「このように食室と寝室が分離されることは秩序ある生活にとって最低限の要求である。」と喝破し、調査に基づいたデータを示しながら、以下の三つのテーゼを引き出している。

- a 食室は最小限の大きさでよい
- b 食室を附加しても、全部を寝室とする解決よりも大なる建築面積を必要としない
- c 食室の通路転用は居住の質的低下を意味しない

そして、これは「最悪の条件においてもなお本原則による住居面分割法が合理的であるとい

う見解に出発している」と明言している 14)。

以上のかつての住宅において考察された「食寝分離」の理論を、現代の保育施設の質的向上に重ねていけるのではないかと考えるものである。そしてこのことは、保護者に対してのひとつのアピールになる。

9-3-4. 法的意義（少子化社会対策基本法の具体的な展開）

以上の意義は、少子化社会対策基本法（平成十五年七月三十日法律第百三十三号）の内容の具体的な方策としても意義づけられる。

第二章 基本的施策では、以下の8点を挙げている。

- ①雇用環境の整備
- ②保育サービス等の充実
- ③地域社会における子育て支援体制の整備
- ④母子保健医療体制の充実等
- ⑤ゆとりのある教育の推進等
- ⑥生活環境の整備
- ⑦経済的負担の軽減
- ⑧教育及び啓発

この中の②（第十一条）において、「国及び地方公共団体は、子どもを養育する者の多様な需要に対応した良質な保育サービス等が提供されるよう、病児保育、低年齢児保育、休日保育、夜間保育、延長保育及び一時保育の充実・（中略）・その他の保育等に係る体制の整備」を講ずる必要があるとしている。このような課題の中で、保育所の生活保育および生活空間化は、少子化対策という、時代の求める保育所の形であると考えられる。

9-3-5. 認可保育所における生活保育と生活空間化の意義のまとめ

食寝分離による生活空間化の意義は、以下の4点に集約できる。

①子どもの発達にとっての意義

基本的な生活習慣と学力との関係、基本的な生活習慣と非行との関係が指摘されているが、現代では、基本的な生活習慣を家庭だけで作っていくのが困難な家庭もあり、保育所に通っている子どもたちの発達を保障していく必要がある。このことが間接的に親の労働環境を支えることにもつながっていく。

②保育士の労働環境改善の意義

保育士たちの労働の中に、片付けと準備の連続の行動様式が定着しているが、特に昼食から午睡への時間帯に過重労働がある。それを食事室と午睡室を空間的に分離することで緩和する意義がある。

③施設の近代化の意義

住宅のみでなく、子どもらが多くの時間を過ごす保育施設においても、施設の機能分化を進め、近代化すること自体に意義があり、保護者に対してひとつの保育所のアピールになる。

④法的意義（少子化対策基本法の具体的な展開）

以上に示した点を法的に見ると、同法に示された、保育サービス等の充実の具体的な方策となる。

9-4. 認可保育所の実態

以上のような意義を確認した上で、現在の保育施設のメインストリームである認可保育所において、生活保育と生活空間化はいったいどのように行われているのか、また施設長はどのように認識をしているのかについて、生活空間化のなかでも、食寝分離を中心にして調査を行った。調査の概要は、以下の通りである。

- 調査時期：2006年8月
- 調査方法：ファックスによる送付・回収
- 配布数：343（東京 262, 岡山・福山 81）
- 回収数：74（東京 40, 岡山・福山 34）
- 回収率 21.6%（東京 15.3%, 岡山・福山 42%）

ファックスによる調査であったためか、また経済的な裏付けがないと検討しにくい内容だったためか、極めて少ない回収率で、サンプル数が少ないが、回収された東京 40、地方都市（岡山・福山）34を比較するという視点、また生活空間化の条件をさぐるという視点で結果を量的に考察する。また、施設長により書かれた自由意見を質的に捕らえて考察する。

ここで、調査地である東京都と、岡山県・広島県の保育所の特徴をみると、平成17年のデータで東京都は保育所数全国1位で1638カ所、待機児童数も5221人と、全国トップとなっている。一方、広島県は保育所数621カ所で全国11位、待機児童数は207人で20位。岡山県の保育所数は399カ所で25位、待機児童数は59人で30位である。

これらの点から、東京都は最も保育ニーズの高い地域、広島県、岡山県は保育ニーズにおいて我が国の中位に位置する県であると捉えることができる。さらに、最高のニーズと中位のニーズにおける生活空間化を比較するため、東京都の中では23区、広島県・岡山県は中核市である福山市と岡山市を調査対象地とした注5)。

本研究の仮説としては、東京と地方都市では、東京の方が競争原理が浸透し、生活空間化が進んでいるのではないかと、また、全体では、一人当たり延べ床面積が大きいほど、築年数が浅いほど、生活空間化が進んでいるのではないかと、と推定して調査結果を見ていく。

9-4-1. 認可保育所の環境の現状

①子ども一人当たり延べ床面積

まず、実際に認可保育所の最低基準である子ども一人当たり延べ床面積は、3.3㎡であるが、それぞれの保育所では、どれくらいの余裕で保育を行っているのだろうか。食寝分離を考えるためには、この基準ぎりぎりでは、相当難しいといえるのではないかと。以下の表9-4-1は、各保育所が回答した総床面積を（月年齢に関わりなく）単純に子ども数で割った数字になっている。最低基準はクリアしているが、保育所によってかなりの開きがあることがわかる。

表9-4-1 子ども一人当たりの延べ床面積（㎡）

	東京		岡山・福山	
～3	1	3%	0	0%
～5.0	4	11%	6	21%
～7.0	20	54%	17	61%
～9.0	5	14%	5	18%
～11.0	4	11%	0	0%
～13.0	1	3%	0	0%
～15.0	1	3%	0	0%
～17.0	1	3%	0	0%
計	37	100%	28	100%

東京と岡山・福山を比べれば、東京の方がばらつきがある。後進の地方都市の方が、土地も安価であり、最低基準に近いところは東京に多く、子どもの空間として贅沢な建築が可能であったことが伺えるが、逆に一人当たりの面積が極めて多いのは東京となっている。

②築年数

次に、保育所の築年数をみると、以下の表 9-4-2 のとおりとなる。東京と岡山・福山を比較すると、東京の方がやや古く、建て替え時期が近づいていると言えるのではないか。築 30 年を耐用年数と考えると、対象の保育所の東京では半数以上が、地方都市では 3 割が耐用年数を超えていることになる。これらの 2 点（一人あたり延べ床面積と築年数）を、後で食寝分離しているかどうかという質問とクロスしてみたいこととする。

表 9-4-2 築年数（年）

	東京		岡山・福山	
～5	3	8%	8	25%
～10	4	10%	2	6%
～15	3	8%	1	3%
～20	1	3%	1	3%
～25	2	5%	5	16%
～30	6	15%	7	22%
～35	9	23%	4	13%
～40	6	15%	2	6%
～45	3	8%	1	3%
46～	2	5%	1	3%
計	39	100%	32	100%

③建てかえ計画

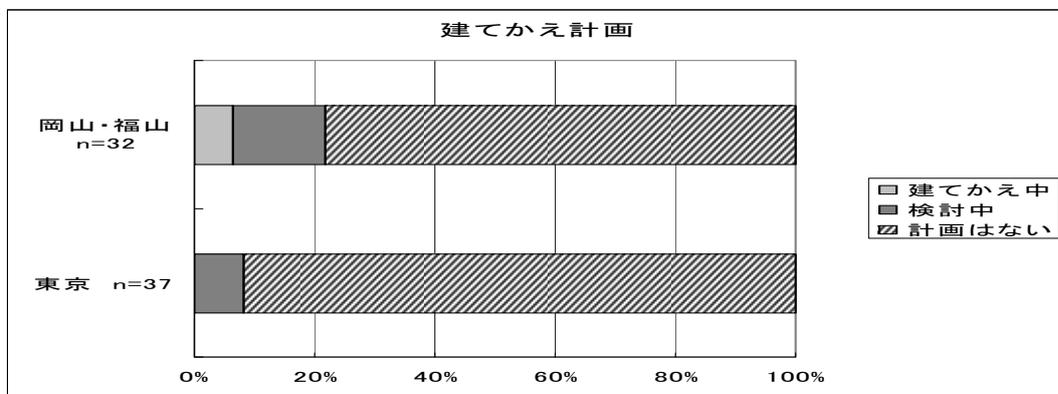


図 9-4-1 認可保育所の建てかえ計画

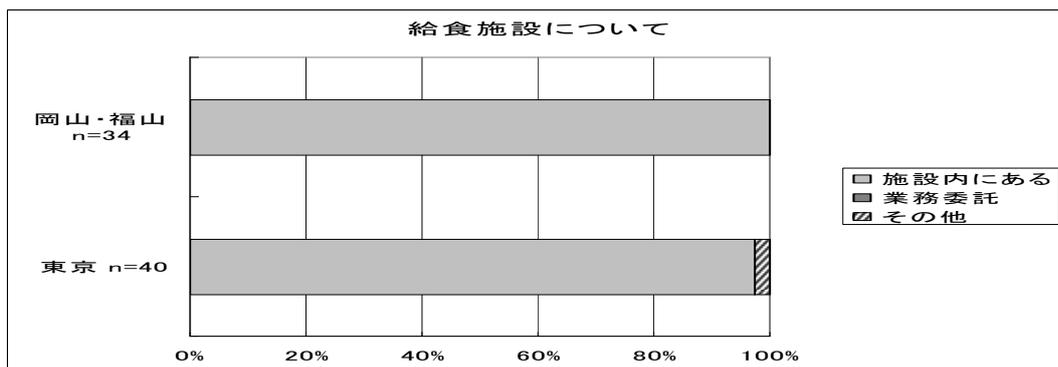


図 9-4-2 認可保育所の給食施設

耐用年数が多く、認可保育所で超えているにもかかわらず、現在の建てかえ計画はほとんど無いという結果である。財政的な問題であることは想像に難くない。

9-4-2. 認可保育所の生活保育と食寝分離の実態

①給食施設

図9-4-2にみるように、給食施設については、ほぼ100%が施設内にあった。食事作りが園児の身近でされており、暖かいもの冷たいものが実感できる環境であることがわかる。加えていえば、認定こども園においてはこのことは義務ではないため、委託の可能性が広がることとなる。

②給食について

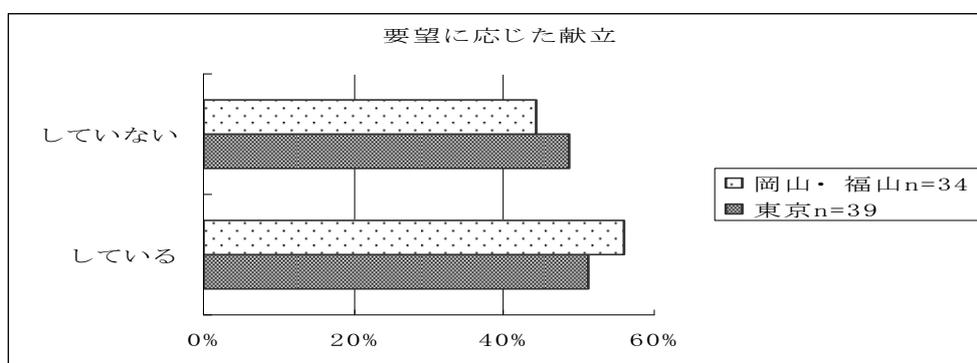


図9-4-3 要望に応じた献立

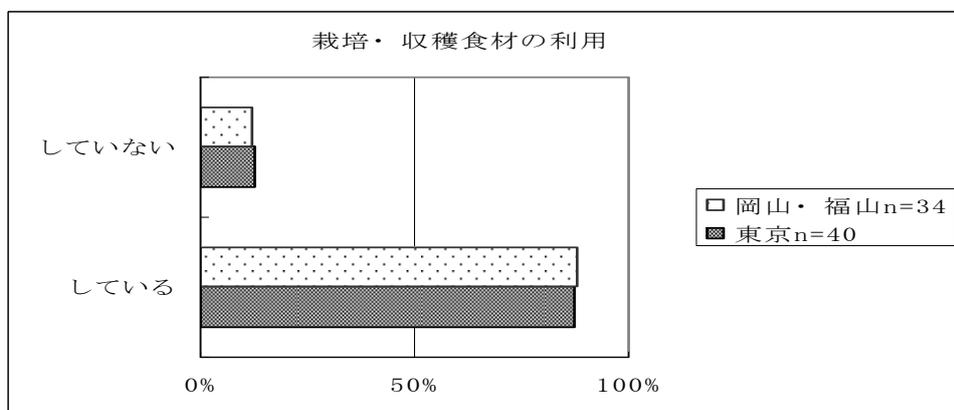


図9-4-4 栽培・収穫食材の利用

図9-4-3にみるように、要望に応じた献立はしている施設とそうでない施設が半数ずつくらいで、やや地方都市の方が多かった。また、図9-4-4にみるように、栽培・収穫食材の利用は多くの施設で行っていた。図9-4-5にみるように、子どもの調理では7～8割の施設で行われており、地方都市の方が多い。図9-4-6にみるように、郷土料理の提供においては、地方の方が多くの施設で行っていることが分かった。

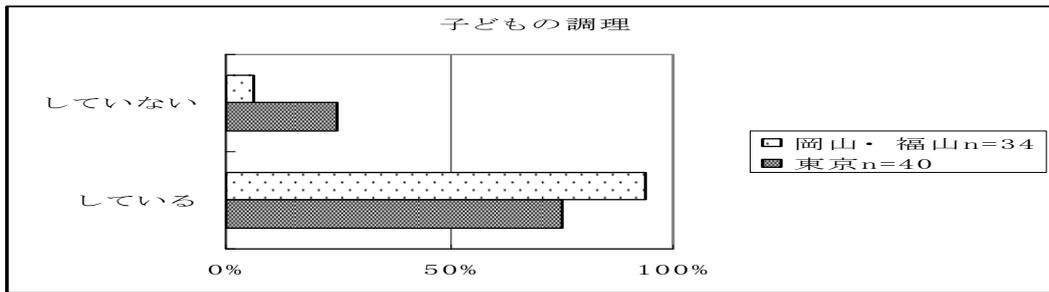


図 9-4-5 子どもの調理

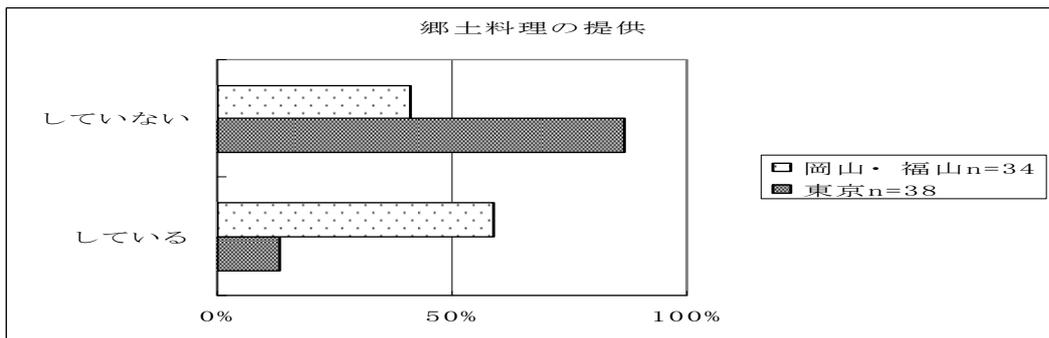


図 9-4-6 郷土料理の提供

③食寝分離の実態

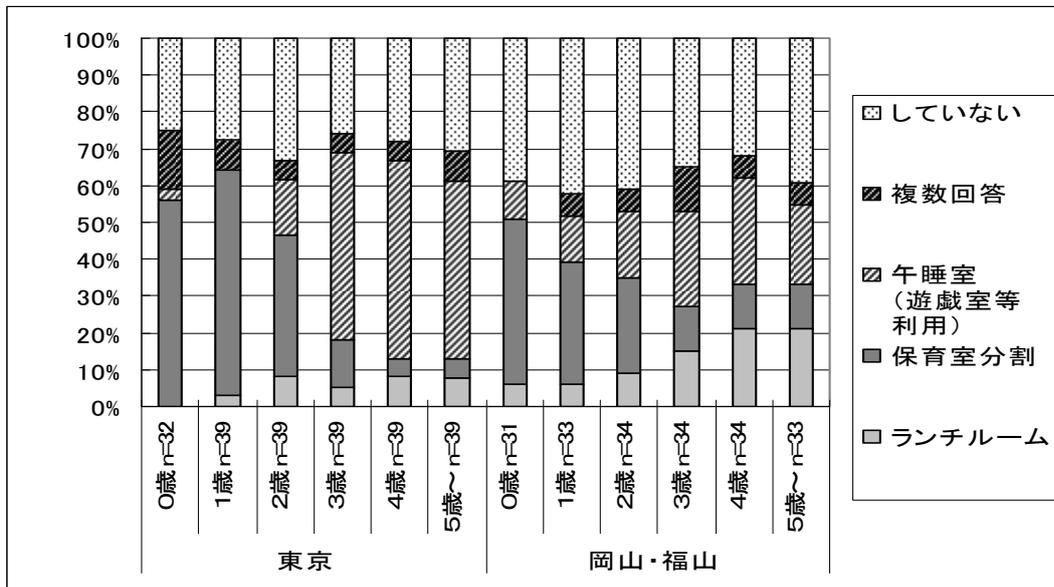


図 9-4-7 認可保育所における食寝分離の実態

食寝分離について、ここでは、食寝分離の方法をランチルーム設置、保育室分離、午睡室（遊戯室等利用）、複数回答、食寝分離はしていないという5つのカテゴリーで0歳から5歳までの年齢別で分析している。どの年齢においても約60-70%で行われていることがわかる。0歳では東京の方が複数の工夫をしており、1歳では東京が保育室分割をし、地方都市はランチルームを取り入れている。2歳では差はなく、3歳では、東京で午睡室（遊戯室等利用）が多い。4、5歳においても3歳と同じ傾向がみられた。どの年齢においても、東京では保育室分割（乳幼児）や遊戯室を利用しての午睡室（年中、年長）が多く使われ、地方都市においては、どの年齢においてもランチルームが普及していることが読み取れる。

④食寝分離を行わない原因と意識

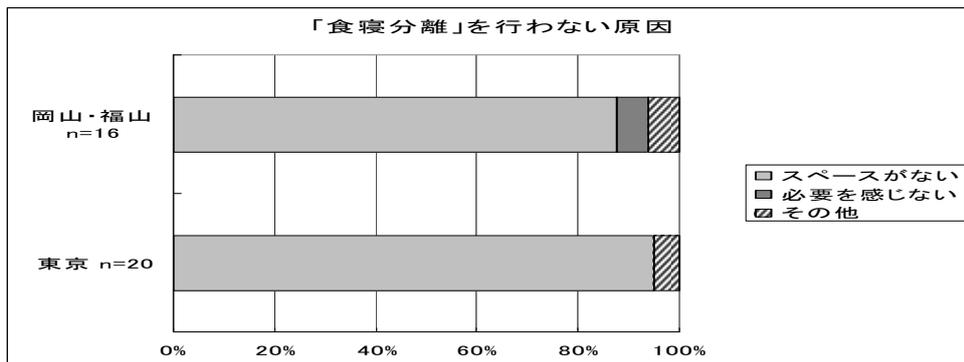


図 9-4-8 食寝分離を行わない原因

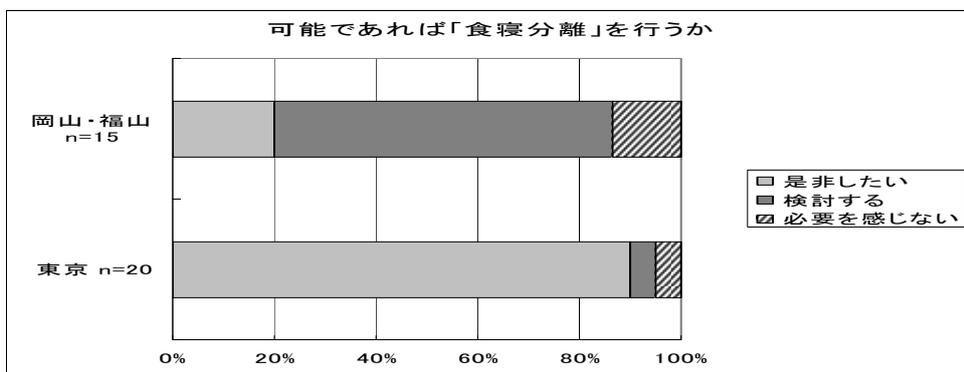


図 9-4-9 可能であれば食寝分離を行うか

食寝分離を行っていない保育所について、施設長の意識を聞いたところ、スペースが無いからという理由が圧倒的であり、特に東京においては、可能であれば行うという意見が90%であった。

以上、東京と地方都市（岡山市・福山市）を比較してみて、東京の方がスペースではばらつきがあるが、狭いスペースを工夫しながらも食寝分離は進んでいる。単純に地方都市の方が一人当たり延べ床面積が大きく、新しい施設であるということもなく、東京の保育の長い歴史の中で試行錯誤を重ね、施設長の意識が高くなっている実態も把握できた。

⑤食寝分離とのクロス集計

次に、食寝分離を行っている施設の特徴はどのような特徴があるのか、東京と地方都市を合わせて、一人当たり延べ床面積、築年数についてクロス分析を行った。

⑤-1. 食寝分離と一人あたり延べ床面積

一人あたり延べ床面積が大きいほど、食寝分離が行われているのではないかと考えたが、実施の有無のみでは、有意差はみられなかった。図 9-4-10 に示したように、食寝分離の方法別でみた結果、一人当たり延べ床面積が大きいほど、ランチルームが設置されていることがわかった。広さが即食寝分離の実施の有無とは結びつかないが、食寝分離の方法とは結びついていた。

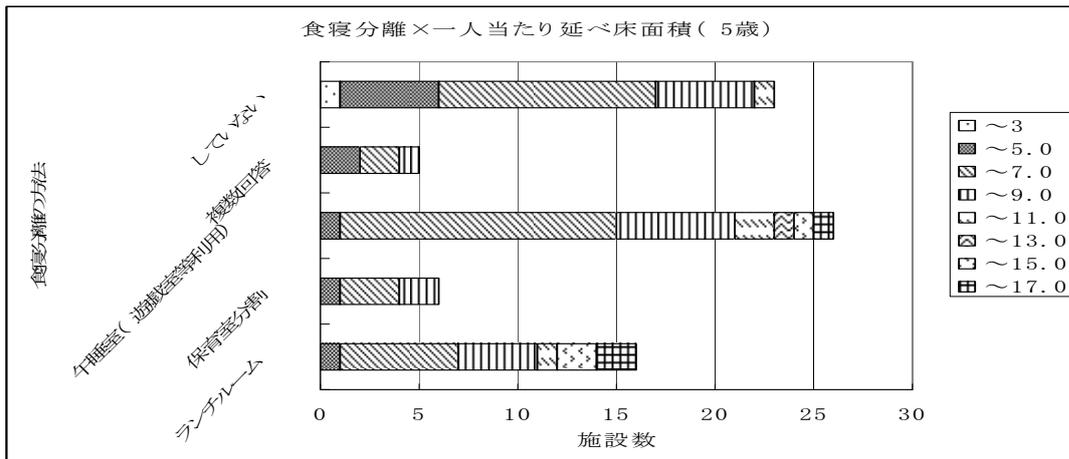


図9-4-10 食寝分離(5歳)と一人あたり延べ床面積

⑤-2. 食寝分離と築年数

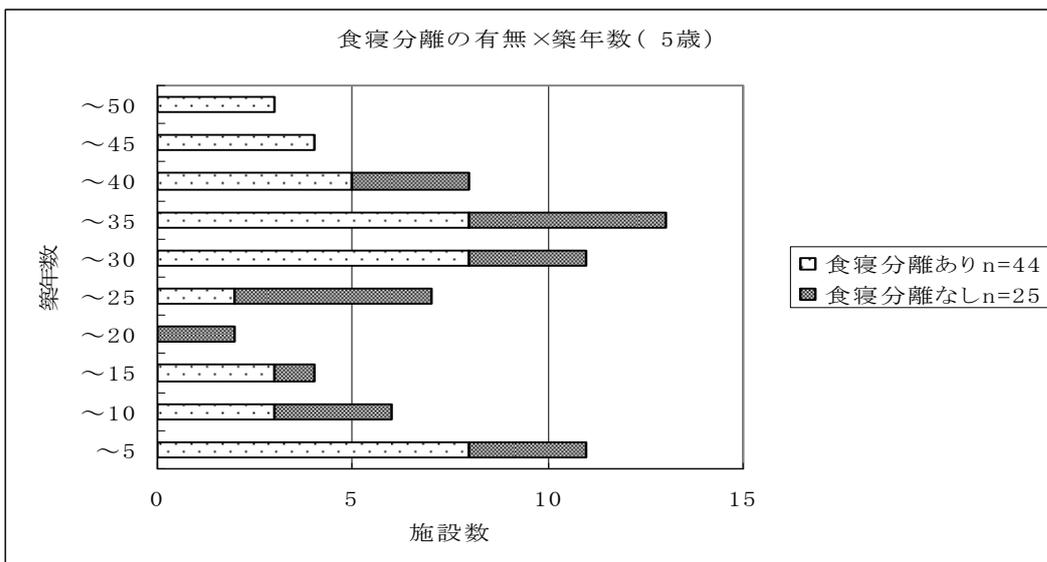


図9-4-11 食寝分離の有無(5歳)と築年数

図9-4-11に示したように、5歳児の、食寝分離実施の有無と築年数の関係のクロスにおいては、25年前後と食寝分離なしに有意な差があり、後の施設長の認識と合わせて考察すると、建て替え・増改築を機に食寝分離を行っている施設が多いことから、この時期が建て替え前の最も食寝分離しにくい状況になっている可能性がある。

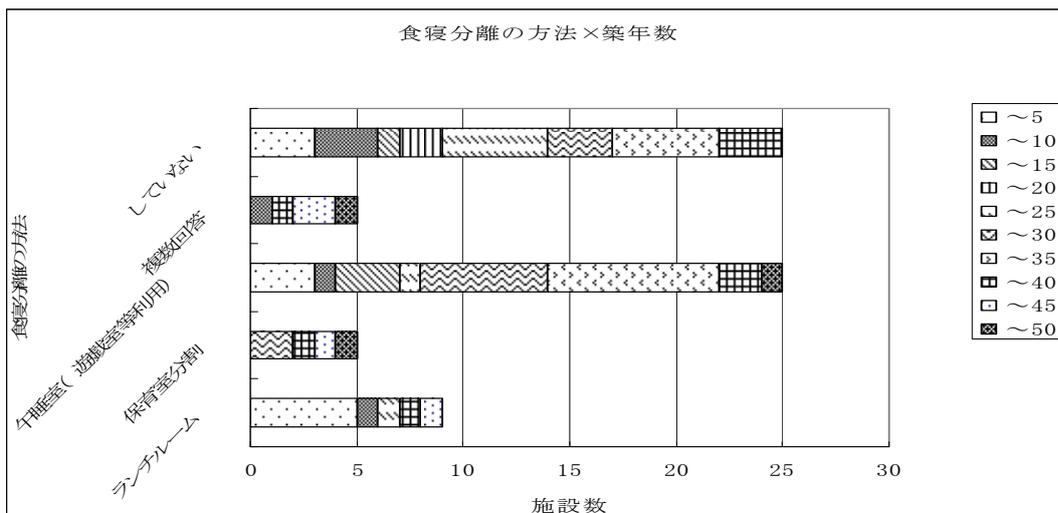


図 9-4-12 食寝分離の方法（5 歳）と築年数

図 9-4-12 で食寝分離の方法別と築年数とのクロスでは、築 5 年以内ではランチルームが設置されている例が多く、45 年以上になると複数の工夫がされていた。他の年齢においても、同じような傾向が見えた。このことは、食寝分離の方法において、現段階では様々な方法の中でもランチルームが最新で最良の方法であると考えられていることがわかる。

9-4-3. 認可保育施設長の食寝分離についての認識

表 9-4-1 食寝分離を行っている施設長によるきっかけの記述

きっかけ	記号	施設長の記述
設立当時から	a	設立当時から。
	b	最初から分かれていた。
	c	施設を建てる時必要と思ったので。
建て替え・増築等	d	建て替えの時に話し合っ決めて。
	e	保育室の増設によって遊戯室が増え、午睡室に当てることができた。
	f	空いた保育室ができた。
	g	園舎の建て替え。
	h	増築。
	i	部屋の改築に伴い、スペースがとれるようになった。
	j	設計時（建て替え時）より、ほふく室（畳の部屋）を作っていた。
	k	園舎建て替えを機に。
	l	建て替え、スローフード。
	m	定員減をして、遊戯室のスペースが確保できたため。
n	建て替え。	

①食寝分離を行っている施設の施設長による食寝分離についての認識

まず、何らかの方法で食寝分離を行っている施設長のきっかけについての記述を示すと、表 3 のとおりである。これらの記述のうち、主なきっかけがハード状況の整備と答えたものが 14 件あり、そのうち 11 件は建て替え・増築時であった。その他、（整備がある中での）話し合いや方針、保育態勢というソフト状況の変容というきっかけが読み取れる。

さらに、表9-4-2にあるように、食寝分離を行っている施設長の考えを聞いたところ、食寝分離を全面的に肯定しており、スムーズでかつ衛生的、子どもの生活の見通しが持てる、さらにできればランチスペースが欲しいという意見もあった。条件を整えば、食寝分離についてのネガティブな要因は全くみられない。

②食寝分離を行っていない施設の施設長による食寝分離についての認識

食寝分離を行っていない施設の保育所長による食寝分離についてのできない理由等認識を表9-4-3に示した。

内容をカテゴリー化すると、「良いこと・必要なこと」としながらも、「スペースがない」という理由や、「保育士の確保」、区の方針、現場職員との接点の問題が挙げられていた。

つまり、問題は食寝分離に対する肯定的な意見を持ちつつも、現実には、主にはスペースや保育士の確保等、経済的な問題で食寝分離が進められない状況が浮き彫りになったのではないか。多くの保育所で行われ、行っていない保育所についても様々な問題がクリアされれば望ましいという認識を持っている施設長が多いことから、保育の質を決めていくメルクマールとしての生活保育と食寝分離を今後の認可保育所において目標化あるいは（将来的には）標準化していくことはできるのではないかと考える。例えば、食寝分離を進めるために、目的をはっきりさせた補助金制度などが制度化されれば、多くの保育所で生活の見通しが持てる生活保育が可能となり、子どもの育ちが保障されることが納得できれば、さらに多くの親たちが子どもを安心して預け、働くことが可能となるはずである。

9-5. 認可保育所の質の保持とその他の施設への拡大

始めに示したとおり、現在子どもの保育施設を巡って、大きな二つの潮流がある。一つは、少子化社会対策基本法に示される子ども環境の向上であり、もう一つは民営化・認定こども園設置を含めた市場原理化である。

本研究では、そのうち現在最も環境水準が高いと思われる認可保育所について、生活保育と生活空間化についての実態と施設長の認識を見た。東京と地方都市の比較において、東京では一人当たり延べ床面積や築年数にばらつきがあり、環境が許されない施設はあるものの、概して施設長の生活保育や食寝分離に対する意識の高さをみることができた。

また、食寝分離の方法と一人当たり延べ床面積との関係では、単純に食寝分離の有無とは関係がみられなかったが、食寝分離の方法別でみると、一人当たり延べ床面積が大きいほど、ランチルームが作られていた。

築年数とのクロスにおいては、築年数が25年前後では行われていない施設が多く、自由筆記と合わせると、建て替え・増改築を機に食寝分離を始めたという記述が多かった。さらに、食寝分離の方法と築年数では、築5年以内ではランチルームが多く作られていた。

本研究で趨勢を見る限り、すでに生活保育への目標化はできあがりつつあり、食寝分離のなかでもランチルームへの志向は始まっていると捉えることができた。

そこで、これらを目標化、将来的には標準化していくことが可能な結果が得られたのではないかと考えられる。食寝分離を今後、認可保育所の第三者評価の評価基準に組み込んで行くべきであることを主張しつつ、今後は過疎地域の認可保育所の実態も調査していく必要がある。

また、現在進行している二つめの潮流による競争原理にも、対応した形でのモデル化も必要であるように思われる。子どもの生活構造がT型やI型になっている家庭や地域にこそ、子どもの施設での補完が必要である。食寝分離（ランチルーム）が一つの目標となることで、利用者側の利用基準ともなっていくのではないかと。

さらに、今後は、増加しつつある無認可保育所の実態も調査する必要がある。

そして将来的には、子どもや保護者が個々に分断されていこうとしている状況に対抗し、地域で子育ての体系を組んでいく次世代育成支援法で示された地域の子育て支援計画にも生活保育・食寝分離の目標あるいは標準を組み込んでいく必要がある。

表 9-4-2 食寝分離を行っている施設長の認識

認識	記号	施設長の記述
子どもの発達の意義	A	「食事」も「睡眠」も生活の中の大切な部分。それぞれをゆったりと清潔で楽しい場所であるべきと考えて。準備も行い易い。
	B	子どもが自分の生活の見通しを立てることができ、自主的に生活できるようにするためにとても有効であると思う。
	C	子どもがあそんでいる時に中断させることなく過ごせる。子どもが見通しがもてる。
	D	環境によって子ども達は食べる、寝る、気持が違ってきます。分離することで意識も高まると思います。
	E	子どもたちに生活スペースを確定させてあげることで習慣が身につくやすい。
	F	食事の場所は気持ちよくおいしく食べられる所にすべき。
	G	同じ部屋だと次に・・・という思いが強くなり一人ひとりの子どもの食の時間をゆっくりととることができない。ランチルームがあると個々に合った対応ができる。
	H	①子ども達の食事のペースがバラバラであるので、おちついて午睡室に入ることができる。 ②環境からみても衛生的である。
	I	子どもの生活の流れに区切りがつくし、衛生面では清潔である等、良いと思う。
	J	活動がスムーズ。 衛生面の配慮もしやすい。
	K	とても良いと思う。 落ち着いて食事が出来る。 生活の流れがスムーズである。
施設の近代化の意義	L	ホコリ等をふさぐ
	H再	①子ども達の食事のペースがバラバラであるので、おちついて午睡室に入ることができる。 ②環境からみても衛生的である。
	I再	子どもの生活の流れに区切りがつくし、衛生面では清潔である等、良いと思う。
	J再	活動がスムーズ。 衛生面の配慮もしやすい。
	K再	とても良いと思う。 落ち着いて食事が出来る。 生活の流れがスムーズである。
	N	食べるところと眠るところがわかれていた方が良い。(衛生面等を考えても)
保育士の労働環境改善の意義	G再	同じ部屋だと次に・・・という思いが強くなり一人ひとりの子どもの食の時間をゆっくりととることができない。ランチルームがあると個々に合った対応ができる。
	H再	①子ども達の食事のペースがバラバラであるので、おちついて午睡室に入ることができる。 ②環境からみても衛生的である。
	I再	子どもの生活の流れに区切りがつくし、衛生面では清潔である等、良いと思う。
	J再	活動がスムーズ。 衛生面の配慮もしやすい。
	K再	とても良いと思う。 落ち着いて食事が出来る。 生活の流れがスムーズである。
	O	多集団(3~5才60人)のデイリープログラムの円滑な進行(食後→午睡)
	U	分離しない大変さ、子どもや職員への負担を考えると、施設が許せばやった方がよい。ただ、年齢にもよるが、分離することに絶対のこだわりはない。
V	食事の片付けが時間をとられる為、同じ場所での午睡は大人にとっても子どもにとっても負担が大きくなると思う。	
その他	P	食事とあそびは同室。これも分かっているとよい。(ランチルームがあるとよい。)
	Q	どの年齢でもできる広さがあればいいと思う。
	R	本来ならランチルームがあると良いと考えます。 現状ではスペースの関係で無理。
	S	理想はランチルームがあつたらもっとよい。
	T	出来ればランチルームがあればなおいと感じている。
	W	当たり前
	X	理想的
	Y	出来るだけそのほうが良い。現在は出来るだけしている。
	Z	食べる部屋、ねる場所、違ってよいと思う。
	AA	保育室が狭いため、平成18年にランチルーム設置、食・午睡・生活を分離する。
AB	よいと思う。	

表 9-4-3 食寝分離を行っていない施設長のできない理由等

認識	記号	施設長の記述
分離は良いこと・必要なこと	ア	衛生面からしても分離がのぞましいと考えている。
	イ	「遊びを片付けて食事をとり、又そこを片付けて布団を敷く」という流れは時間にも追われ、又衛生的にも良いとは言えない。 ゆっくりと人とかかわりながら素材や食文化にかかわれる環境を意識し心掛けているが、ランチルームがあればより良いと考えている。
	ウ	食事も、寝る事もどちらも大切なものなので、各々に集中できる環境は必要。
	エ	0、1、2才はスペースを十分にとってプレールーム、食事コーナー、午睡室は一室で保育士がみわたせるづくりがよいと思う。3、4、5才は理想的に考えればランチルームがあればよい。3才児クラスは自室で午睡がよいと思うが現在はスペースの関係でオールで午睡をしている。
	オ	子どもの生活面及び衛生面で分離が望ましい。
	カ	衛生面や食事においても必要であると考えます。
	キ	できるだけ家庭と同じように食べるところ、寝るところは別にする必要がある。
	ク	ランチルームが必要。園児のためにも区切りがついてよい。作業上も特典あり。
	ケ	家庭にも食卓と寝室があるように、保育園でも同じ環境があることはとても望ましいことだと思う。また、周りで食べている園児がいないと、食べおわりも早くなるのではないかと思う。(ダラダラ食いもなくなるだろう。)
	コ	食事は楽しんで食べるもの。 専用のスペースがあり、配慮できることが一番です。
	サ	年令により時差はあるが大切なことだと思います。
	シ	保育も楽である。
	ス	食に関わらず1つの部屋ですべてが帰結するのは自然ではないのでは。ワンルームっぽくてちょっと悲しく感じる。限られた施設を、どう使いこなすかが問われると思います。
	セ	良い事だとは思いますが、現状では無理があり残念です。
	ソ	家庭においても食べる、寝るは今の時代別部屋と思う。保育園においても、子どもの活動する場(寝る場所)と食事を
	タ	年令の低い子は寝る時間が個々に違うので別がいいと思います。
スペースがない	チ	スペースが全くないため
	ツ	スペースがあればしたい。
	テ	建て替えを機に考えたが、スペースの問題などで今まで通りにした。
	ト	それぞれのスペースの広さは大切。
	ナ	良い事だとは思いますが、現状では無理があり残念です。
	ニ	広いスペースと設備があれば考えても良い。しかしその様な設備建築に対する補助金は無い。寄付金(自費)で建築する以外にない。いろんな補助金が削減されている状況ではその様な余裕はない。
その他	ヌ	食・寝・遊が同室に進められている現実、日本古来の長屋住い(一間限りの住居)を思わせる。食寝分離は理想とするところだが、複数の保育士が必要となり、当園としては経済面、安全の面から実施には相当の予算財源の確保がないと無理。「人・物・金を使わない」工夫と知恵で解決できる問題ではない。
	ネ	望ましいとは思いますが、別室になると一人の保育士担任では子どもたちの管理が難しい。
	ノ	ランチルームはない。1つのクラスの中で食事の空間、午睡の空間、遊びの空間は分けて運営している。公立保育園なので区の方針にゆだねるところが大きい。
	ハ	スペースを十分に確保し、年令に応じた形でランチルームについて検討していきたいと考えるが、管理職から考える分離と、現場職員の保育の一貫としての食として捉えた時、未だ接点がちにくいところがある。 現在も全く分離されていない事はないが、慎重に検討していきたい。

終章

終わりに当たり、本論文において明らかになった点をまとめておきたい。

10-1. 先進国の福祉レジームとわが国のWLBにおける課題

第1章においては、先行文献を整理した結果以下のような結論を導き出した。

女性の社会進出等のインパクトにより、わが国の近代社会における家族機能の縮小は顕著であり、同時に少子化、未婚率の上昇、離婚率の上昇も起こっている。

また、1990年頃から社会経済構造に大きな変化が生じており、資本主義社会が新たな段階を迎えたと主張する論者が増えている。従来的大量生産型工業社会（オールドエコノミー）では、企業は、終身雇用・年功序列・家族賃金などによって働く労働者を安定的に雇用していたが、ニューエコノミーにおいては、インターネットなどに代表される技術革新によって、モノやサービスの生産・流通コストが飛躍的に低下し、消費者の選択肢を格段に増やしてきた。

しかしそれは同時に、モノやサービスを生産し売っている生産者（企業）にとっては、ますます容易に消費者から選択され、競争に勝ち残るための付加価値添加、コスト削減などの戦略に日々邁進せざるを得なくなることを意味する。オールドエコノミーでは消費者にとって選択肢は少なかったけれども、生産者にとって安定的であり、そこで働く労働者にとっても安定的な生活が保障されていた。ニューエコノミーでは全く逆で、消費者としてより豊かになればなるほど、生産者・労働者としてより不安定になり、さらに需要の多い才能を持った者はより多くの報酬を得、需要の少ない者はより少ない報酬しか得られないため、所得格差が拡大し二極化が進行する⁹²。

つまり、IT化とグローバル化は必然的に労働力の二極化を生み出す、という理論がニューエコノミー論に代表される構造的な経済転換の本質である。先進諸国に起こっている構造的な経済転換（ニューエコノミーの浸透）によって、社会のあらゆる場面で起こりつつある労働力の二極化を止めようと思えば、

- ① 社会的副作用を生み出している技術革新や市場経済化を止める。
（＝ネオ・ラダイト運動）
- ② 現在進行している変化を行くところまで突っ走らせる。
（＝社会的分断の拡大）
- ③ 両者のバランスをとる。（この方向をめざすべき）⁹³

という三つで、現実的には③の解答しかないということになる。

また、G. エスピン・アンデルセン『福祉資本主義の三つの世界』⁹⁴による世界の福祉国家の以下の三つのレジーム、

①自由主義型（またはリベラル型）

アメリカ合衆国、カナダ、オーストラリアなど。
社会的保証は基本的には「悪性のリスク」に限定され、19世紀の貧困救済の名残りともいえるべきもので、社会的格差は広がっていくことになる。

②保守主義型（またはコーポラティズム型）

⁹² 清家篤ロバート・B・ライシュ『勝者の代償』記者あとがき p447-448

⁹³ 前掲書：記者あとがき p448-449

⁹⁴ G. エスピン・アンデルセン『福祉資本主義の三つの世界』ミネルヴァ書房 1991年

イタリア、フランス、ドイツなど。

リスクの共同負担（連帯）と家族主義にもっとも顕著に現れており、このことが女性たちに「仕事か子どもか」という二者択一を迫る規範をもたらし、結果として少子化につながっている。

③普遍主義型（社会民主主義型・北欧型）

デンマーク、スウェーデン、アイスランド、ノルウェー、フィンランド。

福祉の脱商品化、つまり市場への依存からの脱却に向けて積極的な、ある意味では明確な努力を重ねていることに特徴がある。結果的には平等主義とまた再分配や貧困の撲滅と同義である。また北欧での失業率は、児童や高齢者へのケアが整備され、女性の就業率が75-80%という市場参加の中での数字である。

のなかでわが国の現状をみたとき、女性の家事育児の労働力をベースにした家族主義に裏打ちされた②に最も近いと考えられるが、①へ向かうのか、③へ向かうのか、方向性は定まらなくとも、両性のWLBという視点からみても、②を脱却していかざるを得ないのではないか。

10-2. WLBの実態とニーズ

第2章から明らかになった点は以下のとおりである。

WLBは、1980年代に市場原理が徹底しているといわれるアメリカにおいて企業によって取り入れられた取り組みである⁹⁵。アメリカの企業では、大切な資源＝人材確保のために、福利厚生としてではなく、ビジネス戦略としてWLBを取り入れているという。自分の生活、家族、生きる目的を大切にしている社員ほど、業績に貢献しているというフォード財団による研究があるからである⁹⁶。

これらの知見は、政策的にWLBに向けて取り組んできた北欧型とは違って、新自由主義的な進め方においても働き方の見直しをして、生活や子どもとの触れ合い（子どもの教育）に価値が求められるようになってきていることを意味する。つまり、「人として悔いのない意味のある人生を過ごしたいと望んでいる社員が、自分なりの望む充実した人生を送れるようにサポートするプログラムや環境を提供することが、結局、生産性の向上につながる」⁹⁷ことが見えてきたといえる。

一見、福祉的視点は希薄に見えがちな新自由主義的な社会においても、北欧型の社会民主主義的な視点は競争原理の中に埋め込まれていっていることがわかる。アメリカにおいてWLBが浸透していこうとしている中で、歴史的にそのプロセスを辿ろうとするとき、その先進国は、やはり政策的に実現してきた北欧諸国ということになるだろう。

北欧型福祉国家であるフィンランドは、高橋によれば、「北欧型福祉国家の特徴を維持しながらも、経済面において世界最高水準の国際競争力を達成している。こうしたケースは、公共部門の責任と役割を重視する福祉モデルであっても、経済成長の停滞や競争力の低下に直結するとは限らないことを示している。」⁹⁸とされ、本論でもこの見方によっている。

つまり、先に見たアンデルセンのいう①アメリカ型の社会システムにおいても③北欧型の社会システムにおいても経済成長と個々人の幸福のバランスがwin-winになるような微調整を繰り返し行いつつ、今日に至っていることがわかる。

そこで、WLB先進国のフィンランドとわが国の子育て世帯への比較アンケートの結果、見え

⁹⁵ パク・ジョアン・スックチャ：会社人間が会社をつぶすワーク・ライフ・バランスの提案, 朝日新聞社, p65, 2002.

⁹⁶ 前掲書：裏表紙サマリー

⁹⁷ 前掲書：p85

⁹⁸ 高橋睦子：福祉モデルの変遷ーフィンランドの事例研究と福祉モデルの理論的考察ー, 総合政策論叢第6号, 島根県立大学総合政策学会, p31, 2003.8

てきたことを整理すると次の通りであった。

- ①子ども罹患時の欠勤対応状況においては、フィンランド・ポリ市の父親が「休みやすい」が39%、「休みにくい」が42%と、ほぼ同じ率で答えているのに対し、わが国・多摩市では、「休みやすい」が10%、「休みにくい」が68%と圧倒的な差がある（ χ^2 二乗検定により1%棄却率で有意差）。母親についても、同様に多摩市が休みにくい状況が1%水準の有意差で明らかになった。
- ②男女のWLBの実態について、ポリ市では食事作りの役割分担が半分か夫の方が多いのに対して、多摩市では圧倒的に母親が分担している（1%水準で有意差）。また、家事能力も夫婦ともポリ市の方が高いという認知になっている（母親による自分、パートナーとも1%水準で有意差）。
- ③育児への負担については、ポリ市の方が子どもとの関わりがとても楽しいと答える割合が多い（5%水準で有意差）。子どもへのイライラは今回の調査対象者であった保育所に通っている家庭同士では有意差がなかった。
- ④困った時のサポートとして、ポリ市では、母方の祖父母と父方の祖父母から同様のサポートを得ているのに対し、多摩市では父方の祖父母のサポートは母方の半数以下となっており、その代替として保育所の保育士のサポートを得ていることがわかった。
- ⑤育児サポートのニーズについても1%水準の有意差で次のことがわかった。ポリ市では、保育所の質的向上や量的拡大をニーズとしてあげているのに対し、多摩市においては、父親の長時間労働の緩和や経済的支援が大きなニーズとなっている。
- ⑥保育所の選択ポイントや生活空間化についての質問では、わが国・多摩市の方がより保育所の内容や保育施設で選択している。

以上の通り、WLBにおいても、子育て支援のニーズにおいても、現状では、両国の間には、大きな開きがある。

また、第3章でみた地方都市の子育て支援ニーズについての調査の結果では、次のことが明らかになった。

- ①福山市では、育児家庭では、家庭のみで養育されている子どもは約50%おり、父親の80%はフルタイム、母親の60%は専業主婦であった。
- ②祖父母との同居は約20%であり、それ以外に車で15分以内に近居がそれぞれ40%あった。
- ③母親の体罰は3歳児では55%があると答え、父親でも20%があると答えた。
- ④食事作りの分担は約70%が母親のみと答え、父親の・約60%が家事が苦手と答えた。
- ⑤母親の体罰と母親の家事能力には5%水準の危険率で、母親の体罰と父親の家事能力、母親の体罰と父親の育児協力にはそれぞれ1%水準の危険率で、カイ二乗検定の結果有意差が見られた。

祖父母世代のサポートがあり、大都市と比べ育児が容易で、WLBが上手くいっているのではな

いかと思われた福山市のような地方都市において、子育て世代の女性の専業主婦率は高く、昼間は母のみでの育児が多いことがわかった。この背景には、地方都市では、大都市に比べてより多く旧来の性別役割分業意識が雇用者側にも、母親側にも残存していることが考えられる。母親たちは再就職を望みつつも仕事と子育ての両立へ壁は高く、この世代へのサポートは大きな課題である。

また、これらを支える育児支援という視点に立てば、一見親世代からのサポート力が生き残っているようにみえる地方都市であるがゆえに、親世代からのサポートが得られない子育て世代にとってみれば、大都市のようなフォーマルな形で育児支援が遅れがちになる点も指摘できる。

10-3. 子育て支援の段階的重点化

フィンランドの歴史と現在の日・芬のWLBの（現状値の）比較を通して我が国の今後の子育て支援の方策を検討すると、現在、我が国においてメニューが揃えられつつある子育て支援（子ども子育て応援プラン）は、現下ではそれぞれバラバラに目標値を持って展開しているが、フィンランドのように両親のWLBと子どもの視点に立ったシステムが実効性を持って実現するまでには、まだ遠い道のりが必要であることがわかった。フィンランドが辿ってきた道のりをモデルにして我が国の今後の道筋を示すと、段階的に重点化し以下の三つのステップを踏んで条件を整えていく必要があるように考えられる。

第一条件としては、多摩市の保育施設選択のポイントにもあったように、保育施設の量と質を確保していくことである。とくに量を充実させることを焦るあまり、従来の設置基準より低い認証制度や無認可の施設の増加には、制度的な支援を増やすことで歯止めをかける必要がある。保育施設が安心して預けられればこそ、母親たち・父親たちが仕事を継続していくことが可能になる。ポリ市のように父方、母方双方の祖父母にサポートを求めていくということも長期的にはめざす方向かも知れないが、現段階では保育所の（とくに質的な）充実が第一の課題であろう。また、徐々に増加しつつあるがランチスペースなどを充実させて生活の見通せる保育内容にしておくことも課題となる。

第二条件としては、国、企業や事業所による両親の働き方の見直しである。フィンランドのように、育児休業が父親にもとりやすくなり、男女とも職場復帰がしやすい休業が保障されるべきである。その際、北欧諸国が取り入れたように、父親しか取ることができない「父親育児休業制度」は、母親の育児休業が明けてから保育施設を探したり、再就職先を捜すための切実な期間となることであろう。

さらに第三条件として、フィンランドで80年代に登場した自宅育児手当である。この充実、自宅で育児がしたいという両親が経済的に不安を感じることなく育児できるという意味で画期的であるが、これはあくまで前の二つの条件を踏まえた上で重点化されるべきである。これらを図示すると、次ページの図10-3-1のようになる。

以下に子育て支援の条件の段階的重点化の必要性の論拠を3点示す。

①我が国の労働環境が制度だけでは変わりにくく、父親の家事・育児時間が確保できない現状では、とりあえず母親が労働に参入（あるいは継続）するためには、保育所の量的・質的充実が欠かせない。頼れる保育所があって初めて母親は労働参入（継続）が可能となる。頼れる保育所が確保できない母親は、就労（の継続）を諦めていると考えられる。あるいは、就労のために子どもを産むことを諦めている。

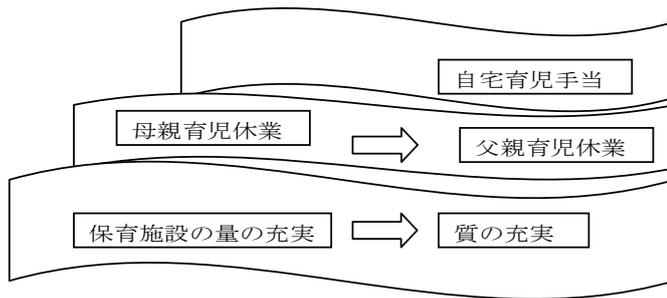


図 10-3-1 子育て支援の条件の段階的重点化

②頼れる保育所の見通しが持てた場合は（あるいはサポートが得られる場合は）、育児休業を取得して就労を続ける人が増加するが、父親の（義務的）育児休業が定着しない限り、仕事に戻った母親は仕事と家事・育児の二重負担に苦しむことになる。また、父親の育児する権利も結果的には奪われていることとなる。性別役割分業を制度的に見直すことができない限り、保育所だけでは二人目三人目を産み育てることは困難である。

③はじめの2つの条件が整わないうちに自宅育児手当が充実していくと、現在の我が国の性別役割分業は解消されず、母親だけが家庭での保育を担う方向が助長され、幻滅した若者たちが結婚や出産を控える傾向を脱することができない。

フィンランドの経験は、意図的に計画されてそれぞれの政策が講じられたというより、それぞれのニーズを議論しながら時間をかけて進められたため、結果的にうまく男女双方のWLBと子どもの視点に立った子育て支援が実現した、と見るのが正しいように思われる。とはいえ当のフィンランド人にとっては現在がベストという訳ではなく、さらに暮らしやすい国を求めて現在も試行錯誤が繰り返されていることは論を待たない⁹⁹。

しかしながら、調査で見える限り相当遅れたWLB後発国の我が国の子育て支援においては、これからフィンランドがかけてきたような時間を費やしていくことよりも、先進国から学ぶことを計画的に進めることが重要なのではないか。つまり基本である保育施設の充実が果たされ、父親の家事育児参加が果たされたうえで望むならば母親も父親もその後の労働を保障されつつ家事・育児を楽しむことができるようなステップを計画的に踏んでいく必要がある。

このことを踏まえるならば、保育施設計画はその基本となる最初のステップとして用意周到に立てられる必要がある。遠い将来男女のWLBが実現した暁には規模が縮小していくことも念頭に置きながら、最初のステップにおいては長時間保育や夜間保育にも対応しうるよう、保育施設の質的充実は今後順を追って展開されるべきすべての子育て支援策のベースを担う最重要課題といえるであろう。

10-4. わが国の子育て支援政策と保育・保育施設研究の歴史

わが国の子育て支援政策は、5章でみたとおり、1990年代に明らかになった少子化に大きなインパクトを受け、少子化対策という形で整理されるようになってきているが、その網羅的な政策の段階的重点化を考察するため、第6章で歴史研究を行っている。その結果、次のことが明らかになった。

わが国における保育施設の設立は、明治4年横浜の山手四十八番地において、プライン夫人、

⁹⁹ 高橋睦子：『子育て支援と家族の変容 子どもの視点からの福祉社会の模索, 安心・平等・社会の育み-フィンランドの子育てと保育』, 明石書店, pp149-195, 2007.7

クロスビー女史、ピアソン夫人という3人のアメリカの女性宣教師によって「亜米利加婦人教授所」という施設が設立されたのが最も古い資料ということになる¹⁰⁰。この保育施設は、3歳以上を対象とし、主に横浜で生まれた日本人と外国人との間に生まれた子どもの保護と教育を目的としていたので、母親のいない子ども引き受け、現在の養護施設、保育所、幼稚園を合わせたような存在であったという¹⁰¹。

その後は、幼稚園の原型の施設、保育所の原型の施設がそれぞれ成立しているが、柴崎は、明治時代に保育施設の概念が形成されていった要因を5つに整理している。それらは、①乳幼児の養育保護施設、②子守に小学校教育を保障するための施設、③親の就労を保障するための預かり施設、④幼児教育施設、⑤保母の資格を得るための保育実習施設であるが、その成立の順序としては、まずは養育や保護のための保育施設が設立され、その後幼稚園が作られるが、子どもたちの社会階層は明治時代の社会的な変動と関連する形で変わってきている。たとえば明治後期に設立した双葉幼稚園などは、都市部の貧困層の子どもたちを対象としていた¹⁰²。

つまり、一般的にいわれているように、幼稚園と保育所の成立過程において、通う子どもたちの階層に差があったわけではない。このことは、実態に合わせた形で制度的にも二元化され、別々の道を辿ってきたわが国の保育施設が、今後は一つの方向に向かっていく可能性を開くものであると考える。

また、保育施設の研究史を辿ると、それぞれの時代の要請により、始めにマクロ的研究が進められ、どのように保育所の数を増やし、ニーズに応えていくかが焦点であった。70年代以降は、保育所の質を追求すべくミクロな研究が積み重ねられてきていることがわかる。また、80年代以降は、ベビーホテルといわれた無認可保育の問題にも触れられている。

そして今後は、自治体や企業からの委託による保育所運営の機会が増えることで、一貫したマクロ計画が難しくなる一方、提供者側も利用者側もある種の質を見分ける仕組みが求められるようになって行くであろう。現行の第三者評価もその一つであろうが、子どもの安全や発達の見点に立ったミクロ的な施設計画の方向性や、保育士の質を含めた、あるべき施設の姿が、確固とした形で議論されるようになっていかなければならない。その原点として、子どもや保育士たちがその生活時間のほとんどを暮らす「生活空間」とあるという認識は、第6章で整理した研究史の蓄積の上に立てば、明白な方向であると考えられる。

10-5. わが国における保育所の現状

第7章においては、わが国における保育所の設置基準、第三者評価、近年の保育所のトレンドを以下のように整理した。

- ①待機児童ゼロ作戦の上からも、潜在的ニーズに照らしても、今後益々保育所の需要は増加することが見込まれる。
- ②保育所激動の時代に入り、メインストリームは民営化である。幼保一体化の総合施設については、明白な方向性はまだ見えていない。
- ③求められる保育所は高い質で低コスト。
- ④質を上げるために市場による競争原理と第三者評価が想定される。
- ⑤評価の中身である質をどうとらえるかは、まだ検討の余地を残しているところである。
- ⑥保育の質の中心は子どもであり、子どもがよく生きるためのものでなければならない。その

¹⁰⁰ 柴崎正行：「明治時代において保育施設の概念はどのように形成されていったか」東京家政大学紀要 第38集 (1), 1998, pp85-91

¹⁰¹ 白峰学園保育センター編「保育の社会史 一神奈川近代の記録一」筑摩書房, 1987年, pp6-12

¹⁰² 柴崎正行：「わが国における保育施設の設立過程について」東京家政大学紀要 第39集 (1), 1999, pp99-105

ための指針は重要であり、激動期にどう変えていくのか、最重要課題である。

- ⑦子どものために教師（保育士）との関係があり、よい教師（保育士）の育成は次に重要なポイントである。
- ⑧そしてその関係の中でよい保育を実現するための環境も欠かせないものである。食、住を中心に子どもの「生活空間」をみざすことは、先の二つの課題をサポートしていくことにつながる。

さらに、国際化という視点からも、わが国の保育所のあり方は問われることになるろうし、「保育所の生活空間化」についての理論的な支柱をわが国の歴史から考察すれば、西山のわが国住宅の近代化における食寝分離の理論を応用しつつ採用することも可能である。

これらの点は、第9章に以下のようにまとめてある。

食寝分離による生活空間化の意義は、以下の4点に集約できる。

①子どもの発達にとっての意義

基本的な生活習慣と学力との関係、基本的な生活習慣と非行との関係が指摘されているが、現代では、基本的な生活習慣を家庭だけで作っていくのが困難な家庭もあり、保育所に通っている子どもたちの発達を保障していく必要がある。このことが間接的に親の労働環境を支えることにもつながっていく。

②保育士の労働環境改善の意義

保育士たちの労働の中に、片付けと準備の連続の行動様式が定着しているが、特に昼食から午睡への時間帯に過重労働がある。それを食事室と午睡室を空間的に分離することで緩和する意義がある。

③施設の近代化の意義

住宅のみでなく、子どもらが多くの時間を過ごす保育施設においても、施設の機能分化を進め、近代化すること自体に意義があり、保護者に対してひとつの保育所のアピールになる。

④法的意義（少子化対策基本法の具体的な展開）

以上に示した点を法的に見ると、少子化社会基本法に示された、保育サービス等の充実の具体的な方策となる。

10-6. 生活空間としての保育所の現状（日本・アメリカ・デンマーク事例研究）

先に示した意義を踏まえて、わが国、アメリカ、デンマークの保育所を対象に事例研究を行った結果、次のような結果が見えてきた。

10-6-1. わが国の保育所の実態と施設長・保育士の認識より

- ①「食寝分離」の実態は、乳児においては同室分離（しきりによる）の実態がある。それぞれの子どもたちの生活リズムが違うため、一斉に食事を終えて寝室にするのは困難なためであろう。
- ②幼児においては、国の最低基準の中では、「食寝分離」は困難であり、園によって遊戯室などを利用して別室分離をしている。
- ③園の中には、ランチスペースを設けているところがある。
- ④施設長、保育士ともインタビューによれば対象とした全員が状況が許せば「食寝分離」が望ましいと思っている。

それは、子どもたちの生活の見通しが持てる、という保育的配慮からも、保育士たちの労働環境からもあるべき姿といえる。しかしながら、財政的余裕のなさから、現状を維持せざるを得ないという実態も「仕方ない」と認識されていた。

- ⑤夜間保育に関しては、多くの園ですでに21時まで、あるいは22時までの延長保育は行われているが、その際夏の間は入浴させて帰宅後すぐ就寝できるように配慮している園がある。また、逆に、延長保育を実施しないことで長時間労働に歯止めをかけているのだという発言もみられた。
- ⑥24時間保育に関しては、必要に応じてあってよいという発言の一方で、しかしながら個人的には子どもはできれば夜は自宅でみた方がいいという意見が多かった。

10-6-2. アメリカの保育所の実態と施設長・保育士の認識より

- ①「食寝分離」の実態は、アメリカにおいては、簡易ベッドが用いられており、園によって同室でもカーペットのないスペースに簡易ベッドをおいて寝るなど、同室分離といえる状況がみられた。
ただし、自分の簡易ベッドをどこへ持って行って寝てもよいという方針の園もあった。
- ②アメリカでは、キッチンで昼食を作る園と、ケイタリングサービスによって昼食を提供している園があった。保育士へのインタビューでは、責任の問題や衛生などの面から、ケイタリングの方がよいという意見が聞かれたが、園長は準備が整い次第自前のキッチンを持ちたいという意見であった。
- ③園児は、Daytimeの園児と少数ではあるが、Halftimeの園児がいた。Halftimeが強いて言えばわが国の幼稚園へのニーズをカバーしていると思われるが、費用はDayTimeの半額であった。
- ④どの園においても、社会性（生活）と教育はゴール（目標）に挙げられており、いわばわが国の保育所と幼稚園の内容は目標としては網羅されている。
- ⑤アメリカでは、保育士はマスター卒業、短大卒業、学生など様々な学歴の人々がおり、職員の中にある種のヒエラルキー構造があった。このことが責任の所在上、悪くは機能していない様子であった。
- ⑥24時間保育は、現在のところプロバイダ（保育ママ）のところにおいてニーズを満たしているのではないと思われる。わが国でも、保育ママの充実が求められるのではないか。

10-6-3. デンマークの保育所の実態と施設長・保育士の認識より

- ①「食寝分離」以前に、デンマークの保育所は、基本的に乳児以外はお昼寝がない。眠くなった子どもも休むスペースは部屋の隅に確保されていた。
- ②乳児には、一人一人にカート（乳母車）が用意され、室外にお昼寝のための屋根付きのスペースが作られている。
- ③親の労働時間が週に37時間と国で決められているため、だいたい午後4時には、親の仕事が終わり迎えに来る。
- ④キッチンは特になく、子どもたちは親が朝冷蔵庫に入れていった昼食を何時にでも食べて良いことになっていた。ただし、11時を過ぎても食べていない子どもを呼んで、一斉に食べるよう促していた。
- ⑤24時間保育が社会的に必要なになるという発想がそもそもないようであった。もしも必要な場合には、アメリカと同様に保育ママの制度があり、個々に対応しているようであった。
- ⑥保育園はノンプログラムで、子どもたちは朝登園すると、ほとんど戸外で自分の好きな遊具のところへ行って一日中遊ぶ、という具合であった。保育士は一緒に遊びながら、

喧嘩の仲裁や仲間作りのサポートをしていた。

10-6-4. 比較と今後の課題

- ①アメリカ、デンマーク、日本を比較すると、それぞれ地理的歴史的条件、制度的条件、親の労働条件によって保育観が異なっており、一概に「食寝分離」という視点からだけでは比較するのが困難であった。
- ②それでも無理に比較をすれば、わが国の「食寝分離」の現状がもっとも子どもにとっても保育士にとっても大変であって、改善すべき点が多いと思われた。
- ③スペースの確保が難しい中で、改善の方向は多様であって良いのではないか。

- i : 保育所の面積の最低基準は認可・無認可にかかわらず確保する。
- ii : アメリカの簡易ベッドの導入。
- iii : 幼保一元化のなかで、デンマークのような「午睡」の見直し。
- iv : アメリカ、デンマークをはじめかなり多くの国で行っている「家庭的保育」(保育ママ)の見直しと評価。
- v : 現在のわが国の制度である保育所、子育て支援事業、家庭的保育の有機的な連携。
- vi : v を可能にする保育に関する教育システムの構築。
- vii : 労働環境の改善とは車の両輪の問題として連動して考える必要がある。

わが国の保育行政の長い歴史の中で、見えにくくなっている問題があることがわかった。今回の「食寝分離」という視点で「少子化を克服した」国へ調査に行ってみて感じたことは、いかにわが国の保育園は「措置」という歴史の延長の中で子どもたちがせこましく「生活」しているのか、また保育士たちも何と過酷な労働を重ねているか、ということである。

10-7. わが国認可保育所の実態と施設長の認識（アンケート）

第9章から、以下のことが明らかになった。

現在子どもの保育施設を巡って、大きな二つの潮流がある。一つは、少子化社会対策基本法に示される子ども環境の向上であり、もう一つは民営化・認定こども園設置を含めた市場原理化である。

第9章では、そのうち現在最も環境水準が高いと思われる認可保育所について、生活保育と生活空間化についての実態と施設長の認識を見た。東京と地方都市の比較において、東京では一人当たり延べ床面積や築年数にばらつきがあり、環境が許されない施設はあるものの、概して施設長の生活保育や食寝分離に対する意識の高さをみることができた。

また、食寝分離の方法と一人当たり延べ床面積との関係では、単純に食寝分離の有無とは関係がみられなかったが、食寝分離の方法別でみると、一人当たり延べ床面積が大きいほど、ランチルームが作られていた。

築年数とのクロスにおいては、築年数が25年前後では行われていない施設が多く、自由筆記と合わせると、建て替え・増改築を機に食寝分離を始めたという記述が多かった。さらに、食寝分離の方法と築年数では、築5年以内ではランチルームが多く作られていた。

10-8. 課題と提言

前半の結論として、子育て支援の段階的重点化の必要性を真っ先に挙げたい。詳細は、本論第4章にも、終章3にも述べたとおりである。

また、後半の結論として、わが国においては、本研究で趨勢を見る限り、すでに生活保育への目標化はできあがりつつあり、食寝分離のなかでもランチルームへの志向は始まっていると捉えることができた。

そこで、これらを目指し、将来的には標準化していくことが可能な結果が得られたのではないかと考えられる。食寝分離を今後、認可保育所の第三者評価の評価基準に組み込んで行くべきであることを主張しつつ、今後は過疎地域の認可保育所の実態も調査していく必要がある。

また、現在進行している二つめの潮流による競争原理にも、対応した形でのモデル化も必要であるように思われる。子どもの生活構造がT型やI型になっている家庭や地域にこそ、子どもの施設での補完が必要である。食寝分離（ランチルーム）が一つの目標となることで、利用者側の利用基準ともなっていくのではないかと。

さらに、今後は、増加しつつある無認可保育所の実態も調査する必要がある。

そして将来的には、子どもや保護者が個々に分断されていこうとしている状況に対抗し、地域で子育ての体系を組んでいく次世代育成支援法で示された地域の子育て支援計画にも生活保育・食寝分離の目標あるいは標準を組み込んでいく必要がある。

見えてきた課題は大きく、多く、重い。子どもたちが「生活」「遊び」「文化」を思いっきり味わえるような保育をめざして、歴史的な、あるいは地理的な思考をめぐらし、ある種の大転換をしていかなければならないだろう。その担い手として、政策立案者、行政、施設長、保育者としての保育士、母親だけではなく、両親の労働者として預かる雇用者、職場の上司や同僚、父親自身、地域のNPOなど多様なメンバーが意見を出し合いながら作っていける地域のネットワークも必要であろう。

謝辞

本論文は、筆者が神戸大学自然科学研究科に在籍した2002年度から2007年度の6年間の研究成果をまとめたものであります。本論文の執筆にあたり、多くの方々からご指導、ご協力をいただきました。

神戸大学大学院塩崎賢明教授には、仕事も家庭も持ち、マイペースでしか研究を進めることができない筆者に対して、適切なご指導・助言をいただきました。また、筆者が神戸大学に在籍した期間、2006年度まで助手であられた現和歌山大学堀田祐三子准教授、同じDゼミで議論をしていただきました、(現職を割愛させていただきますが)近藤(渡辺)民代さん、角橋徹也さん、山崎(葛西)リサさん、河合容子さん、小川知弘さん、田中正人さん、高澤(福原)由美さん、田中貢さん、申年浩さん、邱明民さんには記して感謝を申し上げます。そのほかにも、塩研のドクターの皆さん、マスターの皆さん、学部の方皆さんありがとうございました。

本研究に取り組むきっかけを与えていただきました、前福山市立女子短期大学学長・住田昌二先生、愛知県立大学名誉教授・名古屋経営短期大学特任教授の中田照子先生、安川悦子福山市立女子短期大学学長、ことある事に叱咤激励をしていただきました、岡山大学名誉教授杉原黎子先生、四半世紀前に高齢者施設のあり方を教えていただき、今も身をもって施設に入居中の恩師元奈良女子大学教授森幹郎先生、大学学部先輩で様々な国外資料を提供いただいている倉元綾子鹿児島県立短期大学准教授には記して感謝をいたします。このほか、私と一緒に過去にまた現在も共同研究をしていただいている先生方、ありがとうございます。

学内の分掌や共同研究にも加わりながら、別にD論に取り組む筆者を支えていただきました、福山市立女子短期大学の教授会メンバーの皆様、事務局メンバーの皆様、歴代の正保研究室メンバーを中心とした学生の皆様にも厚く御礼申し上げます。

本研究の調査に当たりまして、インタビューやアンケートに答えてくださった、内外の保育施設関係者の皆様、利用者の皆様、アメリカ研究でお世話になった義妹の遠藤須磨子さん、北欧研究でお世話になった千葉忠夫さん、セルボ貴子さん、資料整理等でお世話になった濱田美代子さん、そのほか、ここに記すことができなかった多くの方々のご支援にも改めて感謝を申し上げます。

また、遠くアメリカに住む弟遠藤真とその家族の皆さん、同居の夫の母正保一子には、様々な面でお世話になりました。感謝いたします。

そして私を生み育ててくれた今は亡き両親・遠藤総太郎と遠藤愛子、そして義父正保勝。子どもたち建太郎と葵。この5人にはワーク・ライフ・バランスを叫ぶ私が十分な介護や保育のケアができなかったことを悔いつつ、お詫びと感謝を捧げます。

最後に、研究を志してから四半世紀の間、常に最も近くで応援し支え続けてくれた夫・雄策には、(照れながら)心からお礼を言いたいと思います。

(T_T) ありがとうございました。(T_T)

2008年3月

正保正恵